島根原子力発電所2号炉

動的機能維持評価の検討方針について

- 1. はじめに
- 2. 動的機能維持のための新たな検討,詳細検討又は加振試験が必要な設備の検討方針
- 3. 動的機能維持のための新たな検討,詳細検討又は加振試験が必要な設備の抽出
- 4. 新たな検討が必要な設備における動的機能維持評価の検討
 - 4.1 新たな検討が必要な設備における動的機能維持の検討方針
 - 4.2 スクリュー式ポンプに対する検討
 - 4.2.1 検討対象設備の概要
 - 4.2.2 スクリュー式ポンプの動的機能維持評価項目の抽出
 - 4.2.3 耐特委で検討された遠心式ポンプの地震時異常要因分析に よる基本評価項目
 - 4.2.4 電共研で検討されたギヤ式ポンプの地震時異常要因分析による基本評価項目
 - 4.2.5 スクリュー式ポンプの基本評価項目の検討
 - 4.2.6 スクリュー式ポンプの動的機能維持評価項目の検討結果
 - 4.3 ガスタービン発電機に対する検討
 - 4.3.1 検討対象設備の概要
 - 4.3.2 ガスタービン発電機の動的機能維持評価項目の抽出
 - 4.3.3 耐特委で検討された非常用ディーゼル発電機の地震時異常 要因分析による基本評価項目
 - 4.3.4 耐特委で検討されたポンプ駆動用タービンの地震時異常要因分析による基本評価項目
 - 4.3.5 ガスタービン発電機の基本評価項目の検討
 - 4.3.6 ガスタービン発電機の動的機能維持評価項目の検討結果
- 5. 詳細検討が必要な設備における動的機能維持の検討方針
- 6. 加振試験が必要な設備における動的機能維持評価の検討

7. 弁の動的機能維持評価に用いる配管系の応答値について 別表 1 検討対象設備の抽出結果

添付資料1 高圧原子炉代替注水ポンプの加振試験について

参考資料1 ガスタービン発電機の加振試験について

1. はじめに

本資料では,実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈等における動的機能保持に関する評価に係る一部改正を踏まえて,動的機能維持についての検討方針,新たな検討又は詳細検討が必要な設備の抽出及び検討結果を示す。

なお,検討の結果,詳細な評価が必要になった設備については,詳細設計段階 で詳細評価の内容を説明する。

実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の解釈及び耐震 設計に係る審査ガイドのうち,動的機能維持の評価に係る部分は以下のとおり。

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(抜粋)

第5条(地震による損傷の防止)

3 動的機器に対する「施設の機能を維持していること」とは、基準地震動による 応答に対して、当該機器に要求される機能を保持することをいう。具体的には、 当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行うこと、既往研究で機能維持 の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認することを いう。

耐震設計に係る工認審査ガイド(抜粋)

4.6.2 動的機能

【審査における確認事項】

Sクラスの施設を構成する主要設備又は補助設備に属する機器のうち、地震時 又は地震後に機能保持が要求される動的機器については、基準地震動 Ss を用い た地震応答解析結果の応答値が動的機能保持に関する評価基準値を超えていな いことを確認する。

【確認内容】

動的機能については以下を確認する。

- (1)水平方向の動的機能保持に関する評価については、規制基準の要求事項に留意して、機器の地震応答解析結果の応答値が JEAG4601 の規定を参考に設定された機能確認済加速度、構造強度等の評価基準値を超えていないこと。(中略)また、適用条件、適用範囲に留意して、既往の研究等において試験等により妥当性が確認されている設定等を用いること。
- (2)鉛直方向の動的機能保持に関する評価については、規制基準の要求事項に留意して、機器の地震応答解析結果の応答値が水平方向の動的機能保持に関する評価に係る JEAG4601 の規定を参考に設定された機能確認済加速度、構造強度等の評価基準値を超えていないこと。(中略)また、適用条件、適用範囲に留意して、既往の研究等において試験等により妥当性が確認されている設定等を用いること。

- (3)上記(1)及び(2)の評価に当たっては、当該機器が JEAG4601 に規定されている機種、形式、適用範囲等と大きく異なる場合又は機器の地震応答解析結果の応答値が JEAG4601 の規定を参考にして設定された機能確認済加速度を超える場合(評価方法が JEAG4601 に規定されている場合を除く。)については、既往の研究等を参考に異常要因分析を実施し、当該分析に基づき抽出した評価項目毎に評価を行い、評価基準値を超えていないこと。また、当該分析結果に基づき抽出した評価部位について、構造強度評価等の解析のみにより行うことが困難な場合には、当該評価部位の地震応答解析結果の応答値が、加振試験(既往の研究等において実施されたものを含む。)により動的機能保持を確認した加速度を超えないこと。
- 2. 動的機能維持のための新たな検討,詳細検討又は加振試験が必要な設備の検討方針

動的機能維持評価において,原子力発電所耐震設計技術指針JEAG4601 -1991 追補版(以下「JEAG4601」という。)に定められた適用範囲から外れ新たな検討又は加振試験が必要な設備,若しくは機能維持評価用加速度が機能確認済加速度を超えるため詳細検討が必要な設備を抽出するとともに,抽出された設備における動的機能維持のための検討方針を示す。

- 3. 動的機能維持のための新たな検討,詳細検討又は加振試験が必要な設備の抽出
- (1) 検討対象設備

検討対象設備は、Sクラス設備並びに常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備とし、動的機能が必要な設備としてJEAG4601で適用範囲が定められている機種(立形ポンプ、横形ポンプ、電動機等)とする。

なお,電気計装機器については,原則として加振試験により電気的機能維持 を確認することから,動的機能維持評価の検討対象設備から除いている。

(2) 新たな検討,詳細検討又は加振試験が必要な設備の抽出

第3-1図に動的機能維持評価の検討フローを示す。検討対象設備について, 動的機能維持の要求の有無を確認し,要求がない設備については本検討におけ る対象外とする。

動的機能維持の要求がある検討対象設備について, JEAG4601に定める機能確認済加速度(At)との比較による評価方法が適用できる機種に対して, 構造, 作動原理, 各機器の流量, 出力等がJEAG4601で定められた適用範囲と大きく異ならないことを確認する。大きく異なる場合は, 新たな検討(地震時異常要因分析の実施, 基本評価項目の抽出, 評価)が必要な設備, 又は加振試験を実施する設備として抽出する。

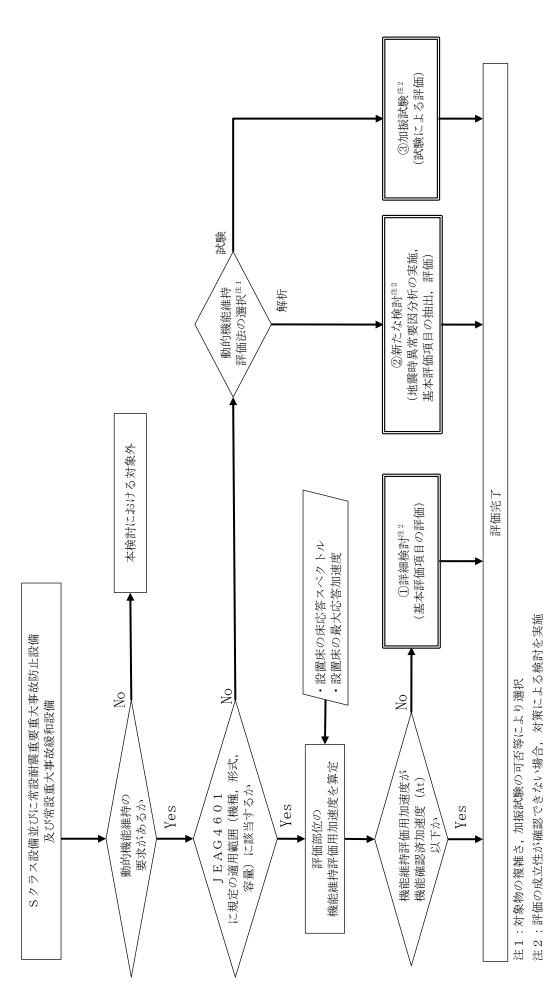
さらに、機能維持評価用加速度がJEAG4601及び既往の研究*等により妥当性が確認されている機能確認済加速度(At)以下であることの確認を行い、機能確認済加速度を超える設備については詳細検討(基本評価項目の評価)が必要な設備として抽出する。

なお、弁についてはJEAG4601にて機能維持評価用加速度が機能確認済加速度を超えた場合の詳細検討の具体的手順が定められているため、詳細評価法検討の対象外とする。

上記の整理結果として別表1に検討対象設備を示すとともに,詳細検討又は新たな検討が必要な設備の抽出のための情報としてJEAG4601に該当する機種名等を整理した。

また,別表1に整理した設備や機能維持評価用加速度等の内容については,設計途中のため,動的機能維持評価の方針が検討中の設備も含まれており,今後の詳細設計の進捗に併せて変更の可能性があることから,詳細設計段階で再度,設備及び評価方法の整理を行う。

※電力共通研究「鉛直地震動を受ける設備の耐震評価手法に関する研究 (平成 10 年度~平成 13 年度)」



動的機能維持評価の検討フロー

第3-1区

4条-別紙15-4

(3) 抽出結果

別表 1 をもとに,第 3-1 図の検討フローにより,①詳細検討,②新たな検討及び③加振試験が必要な設備を検討した結果を,第 3-1 表に示す。

- ① 詳細検討(基本評価項目の評価)が必要な設備 機能維持評価用加速度が機能確認済加速度を超え,詳細検討が必要とな る設備として,以下の設備が該当する。
 - ・原子炉補機海水ポンプ及び電動機
 - ・非常用ガス処理系排風機及び電動機
 - ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置ブロワ及び電動機
 - ・ほう酸水注入ポンプ及び電動機
 - ・高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ及び電動機
 - ・燃料プール冷却ポンプ及び電動機
- ② 新たな検討(地震時異常要因分析の実施,基本評価項目の抽出,評価)が 必要な設備

新たな検討が必要な設備としては、以下の設備が該当する。

<スクリュー式ポンプ>

- ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ
- ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ

<ガスタービン機関>

- ・ガスタービン発電機
- ③ 加振試験(試験による評価)が必要な設備 加振試験が必要な設備としては,以下の設備が該当する。
 - ・高圧原子炉代替注水ポンプ

第3-1表 新たな検討又は詳細検討が必要な設備の抽出結果(1/2)

機種名	設備名称	JEAG4601の適用性確認 ○:適用可 ※:適用外 (新たな検討が必要)	At確認 ^{注1} ○: At以下 (評価完了) ×: At超過 (詳細検討が必要) -: 対象外, 評価中
	残留熱除去ポンプ	0	0
	高圧炉心スプレイポンプ	0	0
立形ポンプ	低圧炉心スプレイポンプ	0	0
	原子炉補機海水ポンプ	0	×
	高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ	0	×
	燃料プール冷却ポンプ	0	×
	高圧原子炉代替注水ポンプ	× (タービン駆動水潤滑式)	-
	残留熱代替除去ポンプ	0	0
	原子炉隔離時冷却ポンプ	0	0
横形ポンプ	低圧原子炉代替注水ポンプ	0	-
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	原子炉補機冷却水ポンプ	0	0
	高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ	0	0
	非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ	× (スクリュー式)	-
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ	× (スクリュー式)	-
	ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ		_
往復動式ポンプ	ほう酸水注入ポンプ	0	×
ポンプ駆動用ター ビン	原子炉隔離時冷却ポンプ駆動用蒸気タービン	0	0
	燃料プール冷却ポンプ用電動機	0	×
	残留熱除去ポンプ用電動機	0	0
	高圧炉心スプレイポンプ用電動機	0	0
	低圧炉心スプレイポンプ用電動機	0	0
	残留熱代替除去ポンプ用電動機	0	0
電動機	低圧原子炉代替注水ポンプ用電動機	0	_
	原子炉補機冷却水ポンプ用電動機	0	0
	原子炉補機海水ポンプ用電動機	0	×
	高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ用電動機	0	0
	高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ用電動機	0	×
	ほう酸水注入ポンプ用電動機	0	×

第3-1表 新たな検討又は詳細検討が必要な設備の抽出結果(2/2)

機種名	設備名称	JEAG4601の適用性確認 ○:適用可 ※:適用外 (新たな検討が必要)	At確認 ^{注1} ○:At以下 (評価完了) ×:At超過 (詳細検討が必要) -:対象外,評価中
	中央制御室送風機用電動機	0	0
	中央制御室非常用再循環送風機用電動機	0	0
	非常用ガス処理系排風機用電動機	0	×
	可燃性ガス濃度制御系再結合装置プロワ用電動機	0	×
雷動機	非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ用電動機	0	0
电助機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ用 電動機	0	0
	ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ用電動機	0	0
	非常用ディーゼル発電設備ディーゼル発電機	0	0
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備ディーゼル発電機	0	0
	ガスタービン発電機		0
	中央制御室送風機	0	0
7-1/	中央制御室非常用再循環送風機	0	0
ファン	非常用ガス処理系排風機	0	×
	可燃性ガス濃度制御系再結合装置プロワ	0	×
非常用ディーゼル	非常用ディーゼル発電設備ディーゼル機関	0	0
発電設備	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備ディーゼル機関	0	0
ガスタービン機関	ガスタービン機関	× (ガスタービン発電機)	-
制御棒	制御棒(地震時挿入性)	0	○注2

注1:今後の設計進捗によって機能維持評価用加速度が変更となる場合は確認結果に反映する。 注2:地震応答解析結果から求めた燃料集合体相対変位が,加振試験により確認された制御棒

挿入機能に支障を与えない変位に対して下回ることを確認。

- 4. 新たな検討が必要な設備における動的機能維持評価の検討
- 4.1 新たな検討が必要な設備における動的機能維持の検討方針

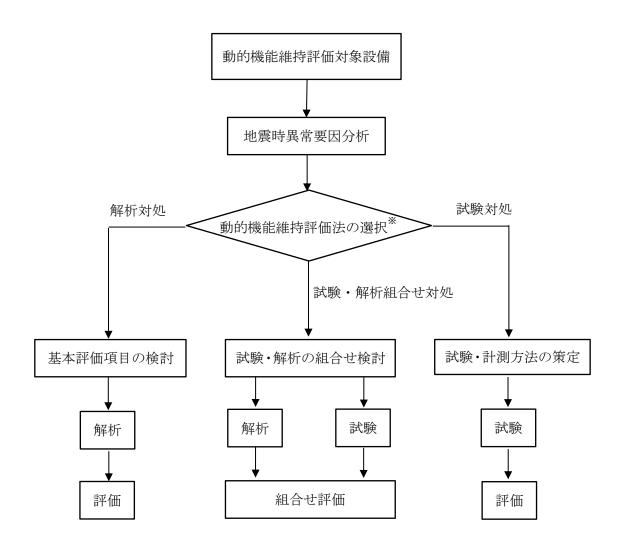
検討対象設備のうち、3.(3)②に示す機器については、JEAG4601に 定められた機種及び適用形式から外れ、機能確認済加速度との比較による評価 方法が適用できないことから、新たに評価項目の検討が必要となる設備である。

JEAG4601に定められた機能確認済加速度との比較による評価方法が適用できる機種の範囲から外れた設備における動的機能維持の検討においては、技術基準規則解釈等の改正を踏まえて、公知化された検討として(社)日本電気協会 電気技術基準調査委員会の下に設置された原子力発電耐震設計特別調査委員会(以下「耐特委」という。)により取り纏められた類似機器における検討及び電力共通研究(以下「電共研」という。)にて取り纏められた類似機器を参考に検討を実施する。

具体的には、耐特委では動的機能の評価においては、対象機種ごとに現実的な地震応答レベルでの異常のみならず、破壊に至るような過剰な状態を念頭に地震時に考え得る異常状態を抽出し、その分析により動的機能上の評価項目を検討し、動的機能維持を評価する際に確認すべき事項として、基本評価項目を選定している。また、電共研の検討では、耐特委及び原子力発電技術機構(以下「NUPEC」という。)での検討を踏まえて、動的機能維持の基本評価項目を選定している。

JEAG4601に定められた機種及び適用形式から外れた設備については、作動原理、構造又は機能が類似している構成設備を有する機種/形式に対する耐特委及び電共研での検討を参考に、形式による構造の違いを踏まえた上で地震時異常要因分析を実施し、基本評価項目を選定し動的機能維持評価を実施する。動的機能維持評価のフローを第4.1-1図に示す。

なお, JEAG 4 6 0 1 においても,機能維持評価の基本方針として,地震時の異常要因分析を考慮し,動的機能の維持に必要な評価のポイントを明確にすることとなっている。



※対象物の複雑さ等で選択

第4.1-1図 動的機能維持評価フロー

4.2 スクリュー式ポンプに対する検討

4.2.1 検討対象設備の概要

スクリュー式ポンプは、その作動原理・構造から異常要因分析や基本評価項目の抽出が可能であり、分析や項目の抽出において参考とする類似ポンプの検討事例があることから、解析による評価を実施する。地震時異常要因分析を検討するにあたり、第 4.2.1-1 表に、新たな検討が必要な設備及び参考とする機種/形式を示すとともに、第 4.2.1-1 図、 第 4.2.1-2 図及び第 4.2.1-3 図に、今回工認において、新たな検討が必要な設備として抽出されたスクリュー式ポンプ、参考とする耐特委で検討された遠心式ポンプ及び電共研で検討されたギヤ式ポンプの構造概要図を示す。

スクリュー式ポンプは、容積式の横形ポンプであり、一定容積の液をスクリューにて押し出す構造のポンプである。参考とするギヤ式ポンプは、スクリュー式ポンプと同様の容積式であり、ギヤで一定容積を押し出す構造である。

一方,遠心式ポンプはインペラの高速回転により液を吸込み・吐出するポンプであり,スクリュー式と内部流体の吐出構造が異なるが,ケーシング内にて軸系が回転し内部流体を吐出する機構を有している。

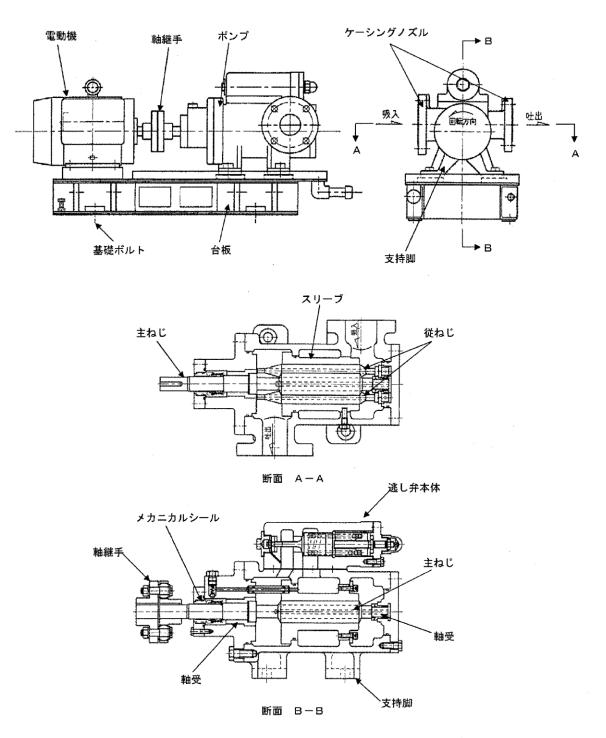
また、固定方法については、基礎ボルトで周囲を固定した架台の上に、 駆動機器である横形ころがり軸受の電動機とポンプが取付ボルトにより 設置され、地震荷重は主軸、軸受を通してケーシングに伝達されることか ら、基本構造は同じと言える。さらに、電動機からの動力は軸継手を介し てポンプ側に伝達する方式であることから、作動原理についても同じと言 える。

そのため、スクリュー式ポンプについては、遠心式ポンプ及びギヤ式ポンプを参考として、地震時異常要因分析を実施する。

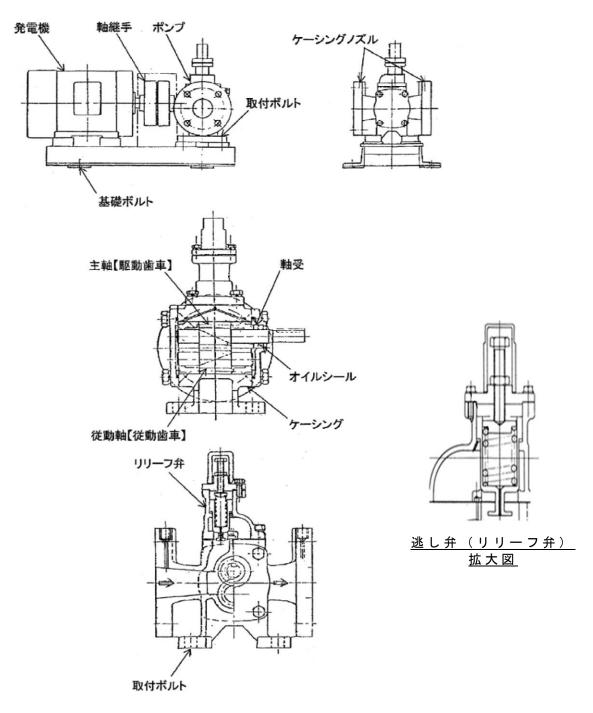
なお,ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ,非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送 ポンプについては,新規制基準により新たに動的機能要求が必要となり, 評価する設備となる。

第4.2.1-1表 新たな検討が必要な設備において参考とする機種/形式

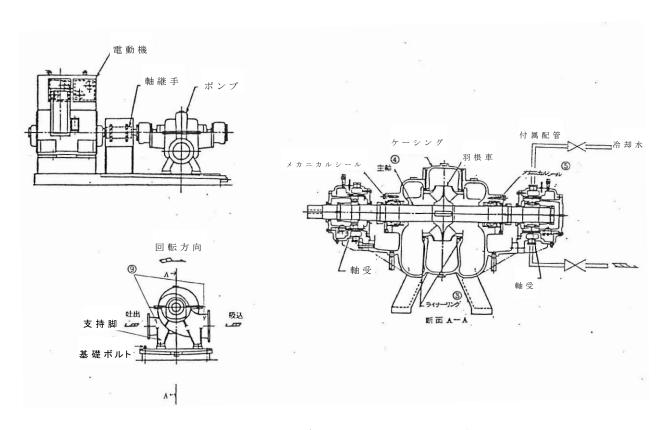
新たな検討が必要な設備	参考とする	
設備名	機種/形式	機種/形式
・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料	横形ポンプ/	横形ポンプ/単段遠心式
移送ポンプ ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ	スクリュー式	横形ポンプ/ ギヤ式



第 4.2.1-1 図 スクリュー式ポンプ構造概要図



第4.2.1-2図 ギヤ式ポンプ構造概要図

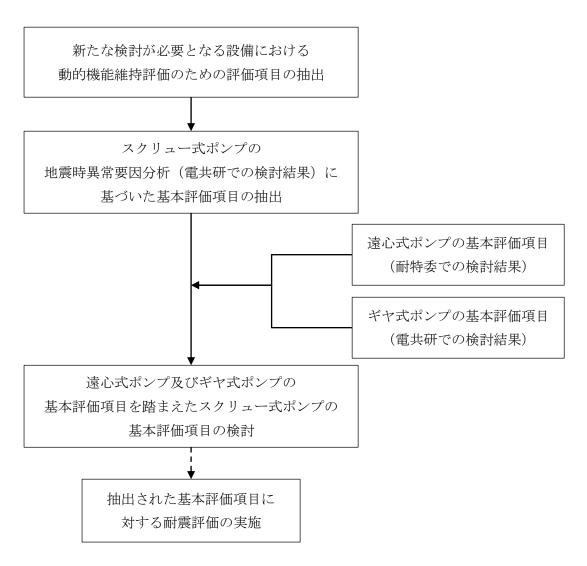


第4.2.1-3図 遠心式ポンプ構造概要図

4.2.2 スクリュー式ポンプの動的機能維持評価項目の抽出

新たな検討が必要な設備であるスクリュー式ポンプの動的機能維持評価の評価項目については、電共研で検討されたスクリュー式ポンプに対する地震時異常要因分析を踏まえて基本評価項目を検討する。また、当該検討において参考とする、耐特委で検討された遠心式ポンプ及び電共研で検討されたギヤ式ポンプに対する地震時異常要因分析による基本評価項目を踏まえた検討を行う。

スクリュー式ポンプにおける動的機能維持評価のための基本評価項目 の抽出フローを第4.2.2-1 図に示す。

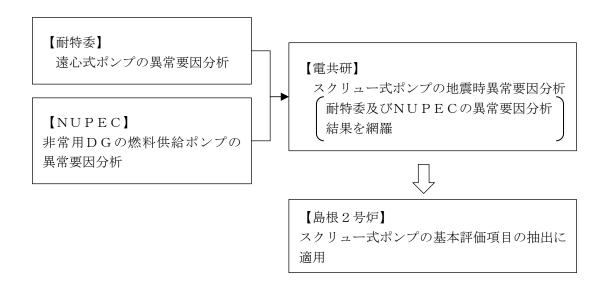


第4.2.2-1 図 スクリュー式ポンプにおける動的機能維持評価のための 基本評価項目の抽出フロー

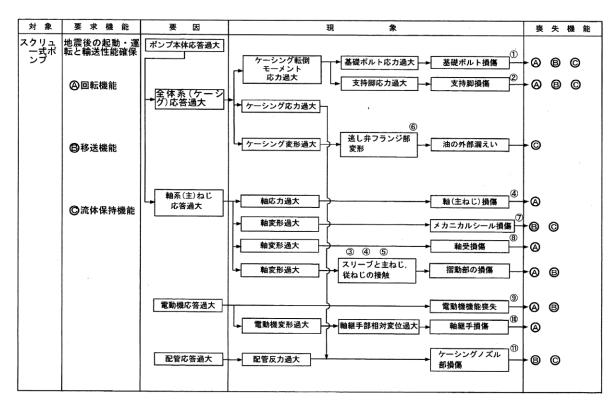
スクリュー式ポンプの地震時異常要因分析図(以下「異常要因分析図」という。)及び基本評価項目は、電共研*での検討内容を用いる。電共研では第4.2.2-2 図に示すとおり、耐特委における遠心式ポンプ及びNUPECにおける非常用ディーゼル発電機の燃料供給ポンプに対する異常要因分析結果(非常用ディーゼル発電機システム耐震実証試験(1992年3月))を網羅するように、スクリュー式ポンプに対する地震時異常要因分析を行い、基本評価項目を抽出している。

スクリュー式ポンプの要因分析図を第 4.2.2-3 図に示す。要因分析図に基づき抽出されるスクリュー式ポンプの基本評価項目は, 第 4.2.2-1 表のとおりである。

※動的機器の地震時機能維持の耐震余裕に関する研究(平成25年3月)



第4.2.2-2図 地震時異常要因分析の適用(スクリュー式ポンプ)



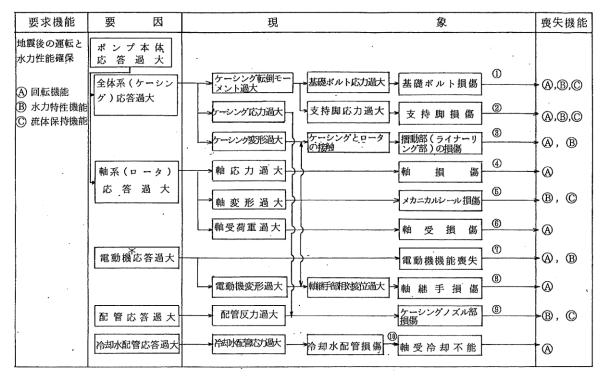
第4.2.2-3 図 スクリュー式ポンプの地震時異常要因分析図

第4.2.2-1 表 スクリュー式ポンプの異常要因分析図から抽出した基本評 価項目

No.	基本評価項目	異常要因
		ポンプ全体系の応答が過大となることで、転
1)	基礎ボルト (取付ボルト含む)	倒モーメントにより基礎ボルト(取付ボルト
		を含む)の応力が過大となることにより損傷
		に至り、全体系が転倒することで機能喪失す
		る。
		ポンプ全体系の応答が過大となることで, 転
2	 支持脚	倒モーメントにより支持脚の応力が過大とな
	7014 mg	ることにより損傷に至り、全体系が転倒する
		ことで機能喪失する。
3	 摺動部	ポンプ全体系の応答が過大となることで、軸
4	(③スリーブ, ④主ねじ,	変形が過大となりスリーブと主ねじ又は従ね
5	⑤従ねじのクリアランス)	じが接触し、摺動部が損傷に至り回転機能及
		び移送機能が喪失する。
4	軸系	軸応力が過大となり軸が損傷することによ
		り、回転機能及び移送機能が喪失する。
6	逃がし弁フランジ部	ケーシングの応答が過大となり逃がし弁フラ ンジ部が変形し、油の外部漏えいに至る。
(7)	メカニカルシール	サポなしの心谷過人により軸変形に主り、
		機能及び流体保持機能が喪失する。
		軸変形が過大となり軸受が損傷することで、
8	軸受	回転機能及び移送機能が喪失する。
		電動機の応答が過大になり電動機の機能が喪
9	 電動機	失することで、回転機能及び移送機能が喪失
		する。
	軸継手	電動機の変形過大により軸受部の相対変位が
10		過大となり、軸継手が損傷することで回転機
		能が喪失する。
		接続配管の応答が過大となり、ケーシングノ
11)	ケーシングノズル	ズルが損傷することで移送機能及び流体保持
		機能が喪失する。

4.2.3 耐特委で検討された遠心式ポンプの地震時異常要因分析による基本評価 項目

新たな検討が必要な設備として抽出されたスクリュー式ポンプの基本評価項目の検討において、公知化された検討として、参考とする耐特委での遠心式ポンプの異常要因分析図を第 4.2.3-1 図に、異常要因分析図から抽出される遠心式ポンプの基本評価項目を第 4.2.3-1 表に示す。



* 駆動用タービンの場合も同様。また、増速機も含む。

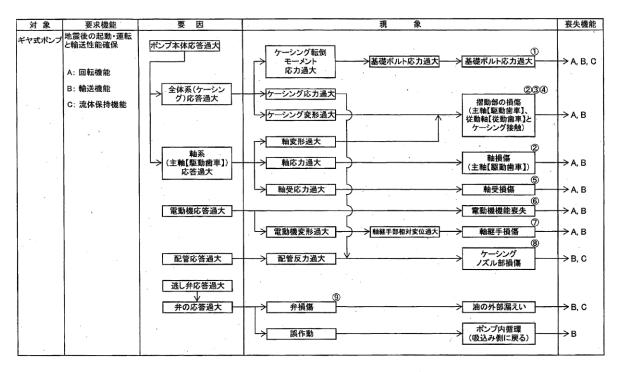
第4.2.3-1図 遠心式ポンプの地震時異常要因分析図

第4.2.3-1表 遠心式ポンプの要因分析図から抽出された基本評価項目

No.	評価項目	異常要因
		ポンプ全体系の応答が過大となることで, 転倒
		モーメントにより基礎ボルト(取付ボルトを含
1	基礎ボルト	む) の応力が過大となることにより, 損傷に至
	(取付ボルト含む)	り,全体系が転倒することによって機能喪失す
		る。また,ポンプ全体系の応答が過大となるこ
2	支持脚	とで, 支持脚の応力が過大となることにより損
		傷に至り, ポンプが転倒することにより機能喪
		失する。
	摺動部	軸変形が過大となり,インペラがライナーリン
3	(インペラとライナーリ	グと接触することで損傷に至り,回転機能及び
	ングのクリアランス)	輸送機能が喪失する。
(<u>4</u>)	軸系	軸応力が過大となり、軸が損傷することで回転
4	平山八	機能及び輸送機能が喪失する。
(5)	 メカニカルシール	軸変形が過大となり、メカニカルシールが損傷
	7 74 - 74 7 - 7	することで流体保持機能が喪失する。
6	 軸受	軸受荷重が過大となり,軸受が損傷することで
	ти	回転機能及び輸送機能が喪失する。
		電動機の応答が過大になり電動機の機能が喪
⑦ 電動機		失することで,回転機能及び輸送機能が喪失す
		る。
_		被駆動機軸と電動機軸の相対変位が過大とな
8	軸継手	り,軸継手が損傷することで回転機能及び輸送
		機能が喪失する。
		接続配管の応答が過大となり、ケーシングノズ
9	ケーシングノズル	ルが損傷することで輸送機能及び流体保持機
		能が喪失する。
10	 軸冷却水配管	冷却水配管の応答が過大となり,損傷すること
		で軸冷却不能に至り,回転機能が喪失する。

4.2.4 電共研で検討されたギヤ式ポンプの地震時異常要因分析による基本評価 項目

新たな検討が必要な設備として抽出されたスクリュー式ポンプの基本評価項目の検討において、公知化された検討として、参考とする電共研でのギヤ式ポンプの異常要因分析図を第 4.2.4-1 図に、異常要因分析図から抽出されるギヤ式ポンプの基本評価項目を第 4.2.4-1 表に示す。



第4.2.4-1図 ギヤ式ポンプの地震時異常要因分析図

第4.2.4-1表 ギヤ式ポンプの要因分析図から抽出された基本評価項目

No.	評価項目	異常要因
1	基礎ボルト (取付ボルト含 む)	ポンプ全体系の応答が過大となることで,転倒 モーメントにより基礎ボルト(取付ボルトを含む)の応力が過大となり損傷に至り,全体系が 転倒することにより機能喪失する。
	摺動部	ポンプ全体系の応答が過大となることで,主軸
2	(②主軸又は③従	(主動歯車) 及び従動軸 (従動歯車) の応答が
3	動軸と④ケーシ	過大となることによる軸部の変形により,ギヤ
4	ングのクリアラ	がケーシングと接触することで損傷に至り,回
	ンス)	転機能及び輸送機能が喪失する。
2	軸系	軸応力が過大となり,軸が損傷することで回転
4	" " " "	機能及び輸送機能が喪失する。
(5)		軸受荷重が過大となり,軸受が損傷することで
(3)	軸受	回転機能及び輸送機能が喪失する。
6	電動機	電動機の応答が過大になり電動機の機能が喪失することで,回転機能及び輸送機能が喪失する。
		被駆動機軸と電動機軸の相対変位が過大とな
7	軸継手	り, 軸継手が損傷することで回転機能及び輸送
		機能が喪失する。
	ケーシングノズル	接続配管の応答が過大となり,ケーシングノズ
8		ルが損傷することで輸送機能及び流体保持機
		能が喪失する。
		弁の応答が過大となり, 弁が損傷又は誤動作す
9	逃がし弁	ることで外部漏えい,ポンプ内循環が発生し,
		輸送機能及び流体保持機能が喪失する。

4.2.5 スクリュー式ポンプの基本評価項目の検討

(1)遠心式ポンプ及びギヤ式ポンプの基本評価項目を踏まえたスクリュー式ポンプの評価項目の整理

スクリュー式ポンプの異常要因分析結果について、参考として遠心式ポンプ及びギヤ式ポンプの異常要因分析結果と同様に整理した結果、スクリュー式ポンプの基本評価項目は、第 4.2.5-1 表に示すとおり、一部構造の差異による違いはあるものの、参考とする遠心式ポンプ及びギヤ式ポンプの評価項目を網羅していることを確認した。

第4.2.5-1表 スクリュー式ポンプにおける基本評価項目の整理結果

○:既往知見における評価項目, -:対象外

No.	基本評価項目	検討対象	参考とす	片る機種	備考
		(参照知見)	(参照知見)		
		スクリュー式	ギヤ式ポンプ	遠心式ポンプ	
		ポンプ	(電共研)	(耐特委)	
		(電共研)			
I	基礎ボルト				
	(取付ボルト含む)	0	0	0	
	+++:0+1				ギヤ式ポンプには構
П	支持脚	0		0	造上, 存在しない
Ш	摺動部	0	0	0	
IV	軸系	0	0	0	
V	逃がし弁フランジ部				遠心式ポンプには構
	(漏えい防止)	0			造上, 存在しない
VI	逃がし弁(移送機能)				遠心式ポンプには構
VI	処別し升(移达機能)	_	0		造上,存在しない
VII	メカニカルシール				ギヤ式ポンプはブッ
VII	メルールルシール	0		0	シングを使用
VIII	軸受	0	0	0	
IX	電動機	0	0	0	
X	軸継手	0	0	0	
XI	ケーシングノズル	0	0	0	
VII	表4.3公 +□→k ≖7.55				試験体が大型ポンプ
XII	軸冷却水配管			0	のため設置

(2) 島根 2 号炉のスクリュー式ポンプにおける動的機能維持評価の基本評価項目の検討

島根 2 号炉のスクリュー式ポンプにおける動的機能維持評価の基本評価項目の選定に当たっては、第 4.2.5-1 表のとおり、既往知見により抽出されたスクリュー式ポンプの基本評価項目に、参考とする遠心式ポンプ及びギヤ式ポンプの基本評価項目を踏まえた全 12 項目について検討を行う。

No. I : 基礎ボルト (取付ボルト含む)

スクリュー式ポンプは参考とする遠心式ポンプ及びギヤ式ポンプと同様に,基礎ボルトで固定された架台の上に駆動機器及び被駆動機器が取付ボルトで設置されており,地震時に有意な荷重がかかる構造となっていることから,基礎ボルトを動的機能維持評価の基本評価項目として選定する。

No. **II**:支持脚

支持脚については、スクリュー式ポンプと遠心式ポンプとで構造に大きな違いはなく、高い剛性を有するためにケーシング定着部に荷重がかかる構造となっている。

そのため、取付ボルト及び基礎ボルトが評価上厳しい部位となること から、取付ボルト及び基礎ボルトを支持脚の評価として代替する。

No. **Ⅲ**: 摺動部

摺動部の損傷の観点から、遠心式ポンプの検討において、ケーシング がローターと接触して損傷するライナーリング部(摺動部)の評価を行う のと同様に、スクリュー式ポンプにおいても摺動部の検討を行い、動的 機能維持評価の基本評価項目として以下のとおり選定する。

スクリュー式ポンプの摺動部であるスクリュー部は剛性が高く,地震 応答増幅が小さいため,動的機能評価上重要な部分の地震荷重は通常運 転荷重に比べて十分小さいと考えられる。また,スリーブ部については, 剛性の高いケーシング部に設置されており,有意な変形が生じることは ない。

スクリュー部を構成する主ねじ又は従ねじについては,損傷によって スリーブと接触することで,回転機能及び移送機能が喪失に至ることが 考えられるため,摺動部を動的機能維持評価の基本評価項目として選定 する。

No. IV: 軸系

スクリュー式ポンプは主ねじ及び従ねじを有する構造であり、遠心式ポンプは一軸構造、ギヤ式ポンプは主軸及び従動軸からなる二軸構造となっている。各ポンプによって軸構造は異なるが、軸系の損傷によってポンプとしての機能を喪失することは同様である。

そのため、軸損傷が発生しないことを確認するために、軸系を動的機 能維持評価の基本評価項目として選定する。

No. V:逃がし弁フランジ部(漏えい防止)

逃がし弁フランジ部については、地震によりポンプケーシングの応答が増大すると、フランジ部に変形が生じて内部流体の漏えいに至り、ポンプとしての機能に影響を与えることから、逃がし弁フランジ部(漏えい防止)を動的機能維持の基本評価項目として選定し、フランジ部の構造評価を実施する。

No. VI: 逃がし弁 (移送機能)

スクリュー式ポンプは、ギヤ式ポンプと同様に逃がし弁が設置されており、誤作動すれば移送機能に影響を与えることから、逃がし弁(移送機能)を動的機能維持評価の基本評価項目として選定する。評価においては、弁に作用する最大加速度が、安全弁の機能確認済加速度以下であることを確認する。

No. WI: メカニカルシール

メカニカルシールは、高い剛性を有するケーシングに固定されており、 地震時に有意な変位が生じない。また軸封部は軸受近傍に位置し、軸は 地震時でも軸受で支持されており、有意な変位は生じることはなく、軸 封部との接触は生じないため、メカニカルシールは動的機能維持評価の 対象外とする。

<u>No. Ⅷ:軸受</u>

ポンプにおける軸受の役割は回転機能の保持であり、その役割はスクリュー式ポンプと参考とする遠心式及びギヤ式ポンプで同じである。軸受が損傷すると、ポンプの機能喪失につながることから、軸受は動的機能維持評価の基本評価項目として選定する。また、評価においては発生する荷重として、スラスト方向及びラジアル方向の荷重を考慮して評価を行う。

No. IX:電動機

スクリュー式ポンプの電動機は、横向きに設置されるころがり軸受を使用する電動機であり、その構造は耐特委(JEAG4601)で検討されている横型ころがり軸受電動機の適用範囲内である。

そのため、電動機を動的機能維持評価の基本評価項目として選定し、 機能確認済加速度との比較により評価を行う。

No. X:軸継手

スクリュー式ポンプは遠心式及びギヤ式ポンプと同様に、軸受でスラスト荷重を受け持つこと及びフレキシブルカップリングを採用しており、 軸継手にはスラスト荷重による有意な応力が発生しない構造となっている。

よって、軸継手は動的機能維持評価の対象外とする。

No. XI:ケーシングノズル

スクリュー式ポンプのケーシングノズル部は、遠心式及びギヤ式ポンプと同様に、ポンプケーシングと配管の接続部であるが、ノズル出入口配管のサポートについて適切に配管設計することで、ノズル部に過大な配管荷重が伝わらないようにすることが可能である。

よって、ケーシングノズルは動的機能維持評価の対象外とする。

No. XII: 軸冷却水配管

耐特委で検討された遠心式ポンプは大型のポンプであり、軸受として すべり軸受を採用していることから、軸受の冷却が必要となる。このた め、地震により軸冷却水配管の損傷に至ればポンプの機能維持に影響を 及ぼすため、基本評価項目としている。

一方,スクリュー式ポンプの軸受は内部流体で冷却が可能であるため, 軸冷却水配管は有していないことから,軸冷却水配管は動的機能維持評価の対象外とする。

4.2.6 スクリュー式ポンプの動的機能維持評価項目の検討結果

島根2号炉における規格適用外の動的機能維持が必要な設備のうち,新たな検討が必要な設備であるスクリュー式ポンプについて,基本的な構造が類似している耐特委での遠心式ポンプ及び電共研でのギヤ式ポンプにおける検討結果を参考に,形式による構造の違いを踏まえた上で地震時異常要因分析を行い,動的機能維持を確認するための基本評価項目の抽出を行った。

その結果,スクリュー式ポンプの基本評価項目は,参考とした遠心式ポンプ及びギヤ式ポンプとの構造の違いにより一部の評価項目は異なるが,ほぼ同様となった。また,参考とするポンプとの構造及び評価項目の差異を踏まえ,基本評価項目について,島根2号炉のスクリュー式ポンプにおける動的機能維持評価の基本評価項目について検討した結果,評価項目が異なる部位に対する評価方法は同様であり,既往の評価手法を踏まえた詳細評価が可能であると考えられる。

以上の検討結果から、島根2号炉のスクリュー式ポンプにおける動的機能維持評価の基本評価項目については、第4.2.6-1表のとおりに整理し、抽出された基本評価項目に対して、耐震計算を実施する。

第4.2.6-1表 島根2号炉のスクリュー式ポンプにおける動的機能維持 評価の基本評価項目の検討結果

〇:評価対象(計算書対象), -:対象外

No.	既往知見における 基本評価項目	スクリュー式ポンプにおける 動的機能維持評価の基本評価 項目	主な理由
I	基礎ボルト (取付ボルト含む)	0	損傷によりポンプ機能喪失
П	支持脚	_	基礎ボルトにて代替評価
Ш	摺動部	0	損傷によりポンプ機能喪失
IV	軸系	0	損傷によりポンプ機能喪失
V	逃がし弁フランジ部 (漏えい防止)	0	損傷によりポンプ機能喪失
VI	逃がし弁 (移送機能)	0	誤動作によりポンプ機能喪 失
VII	メカニカルシール	_	地震により損傷しないため 評価不要
VIII	軸受	0	損傷によりポンプ機能喪失
IX	電動機	0	損傷によりポンプ機能喪失
X	軸継手	_	地震により損傷しないため 評価不要
ΧI	ケーシングノズル	_	配管設計により対応可能な ため評価不要
XII	軸冷却水配管		構造上,存在しないため評 価不要

4.3 ガスタービン発電機に対する検討

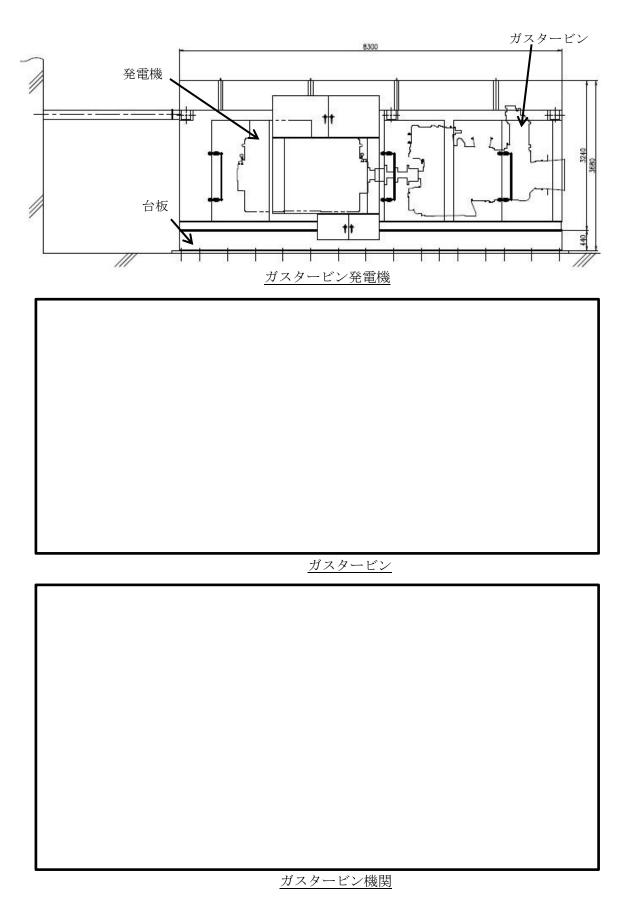
4.3.1 検討対象設備の概要

ガスタービン発電機は、その作動原理・構造から異常要因分析や基本評価項目の抽出が可能であり、分析や項目の抽出において参考とする類似機器の検討事例があることから、解析による評価を実施する。地震時異常要因分析を検討するに当たり、第 4.3.1-1 表に新たな検討が必要な設備及び参考とする機種/形式を示すとともに、第 4.3.1-1 図、第 4.3.1-2 図及び第 4.3.1-3 図に今回工認において新たな検討が必要な設備として抽出されたガスタービン発電機、参考とする耐特委で検討された非常用ディーゼル発電機及びポンプ駆動用タービンの構造概要図を示す。

ガスタービン発電機は第 4.3.1-1 図に示すように,同一の台板上にガスタービンと発電機が据え付けられた構造となっている。ガスタービンと発電機は,軸継手によって連結されており,ガスタービンによって出力軸を回転させ,軸継手を介して発電機回転子を回転させて発電を行っている。ガスタービン発電機には,運転に必要な空気の取り込み,排出を行うために,伸縮継手を介して専用のダクト(吸排気設備)を設けている。

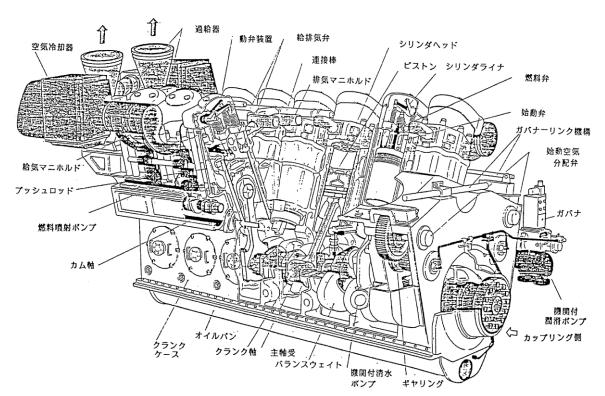
第4.3.1-1表 新たな検討が必要な設備において参考とする機種/形式

新たな検討が必要な設備		参考とする
設備名	設備名機種/形式	
ガスタービン発電機	ガスタービン発電機 /機関本体	非常用ディーゼル発電機/ 機関本体 ポンプ駆動用タービン/ AFWP用

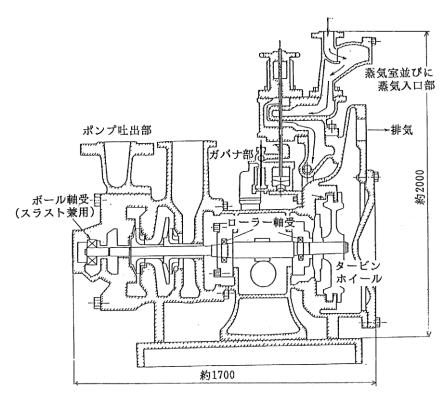


第4.3.1-1図 ガスタービン発電機構造概要図

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



第4.3.1-2図 非常用ディーゼル発電機構造概要図



第4.3.1-3 図 ポンプ駆動用タービン (AFWP用) 構造概要図

ガスタービン発電機の動的機能維持評価において参考とする非常用ディーゼル発電機及びポンプ駆動用タービンについて, ガスタービンとの類似性を以下に示す。

(1)非常用ディーゼル発電機

非常用ディーゼル発電機とガスタービン発電機は機関の構造は異なるが,動力機関と発電機及び付帯設備からなる非常用発電機という点で類似な設備であり,系統構成が同等である。各構成設備においても,その機能・作動原理から類似といえる機器が存在する。以下に,類似性を有する構成機器及びその根拠を示す。

a. ガスタービン (機関)

非常用ディーゼル発電機の過給機と以下の点において類似性を有する。 非常用ディーゼル発電機の過給機とガスタービン(機関)の構造比較を 第 4.3.1-4 図に示す。非常用ディーゼル発電機の過給機とガスタービン (機関)は、共に昇圧した燃焼用空気を機関に送気する機能を有したター ボ機械である。過給機は、燃焼後の排気ガスにて動力を得るための軸流型 タービンと燃焼用空気を過給するためのインペラ型圧縮機を一軸上に配 した回転軸を2つの軸受で支持した構造である。一方、ガスタービン(機 関)も圧縮機とタービンを一軸上の回転軸に配し両端の軸受で支持した構造である。

共に高速で回転する回転軸が支持している軸受を介してケーシング内に内包された構造であり、このケーシングを本体取付面にボルト結合されている点で類似の構造である。また、共に回転軸は常用の回転速度において固有振動数が危険速度と一致しないように離調されており、この軸振動特性を確保するために回転軸のみならず軸受及びこれを支えるケーシングに対しても変形を抑制する高い剛性が要求されている。このように、機関全体が高い剛性を有しており、振動特性の観点からも両者は類似している。

b. ガスタービン (減速機)

非常用ディーゼル発電機のギヤリングと以下の点において類似性を有する。

非常用ディーゼル発電機のギヤリングとガスタービン(減速機)の構造 比較を第 4.3.1-5 図に示す。非常用ディーゼル発電機のギヤリングは、 クランクの回転より得た動力をクランクギヤ、アイドルギヤ、及びカムギ ヤ等で構成された歯車機構を介して燃料噴射系及び排気動弁系の機器を 駆動させるカムへ伝達する機能を有している。一方、ガスタービン(減速 機)も遊星歯車等の歯車で構成された歯車機構を介してガスタービン(機 関)主軸より得た動力を適切な回転速度に減速調整して出力軸より発電機へ伝達する機能を有しており、類似の動力伝達の機能を有した機器である。また、共に回転する歯車軸が軸受を介してケーシング内に内包された構造であり、このケーシングを台板にボルト結合されている点で類似の構造を有している。

また,動力伝達時に歯車同士が噛み合うことで生じる反力を歯車軸で受けながら円滑な回転を確保するために,歯車軸をはじめ,軸受及びこれを支えるケーシングに対しても変形を抑制する高い剛性が要求されている。このように,機関全体が高い剛性を有しており,振動特性の観点からも類似性を有している。

c. ガスタービン付きポンプ (主燃料油ポンプ, 潤滑油ポンプ)

非常用ディーゼル発電機の潤滑油ポンプと以下の点において類似性を 有する。

非常用ディーゼル発電機の潤滑油ポンプとガスタービン付きポンプ(主燃料油ポンプ,潤滑油ポンプ)の構造比較を第 4.3.1-6 図に示す。非常用ディーゼル発電機の潤滑油ポンプは,機関各部へ潤滑油を供給するため,機関本体に付属して回転するクランク軸(クランクギヤ)より歯車を介して動力を得る回転式ポンプである。一方,ガスタービン付きポンプ(主燃料油ポンプ,潤滑油ポンプ)も機関各部へ燃料油や潤滑油を供給するため,ガスタービン(減速機)に付属して回転する減速機軸より動力を得る回転式ポンプであり,共に主機関より動力を得て流体を輸送するポンプ機能を有する点で類似している。

また、共に流体を押し出す回転部品とケーシングで構成された単純な構造の機器であり、主機関にボルト結合された支持構造であることから、振動特性の観点からも類似性を有している。

d. 燃料制御装置 (燃料制御ユニット, 燃料制御ユニットドライバ, 燃料 供給電磁弁)

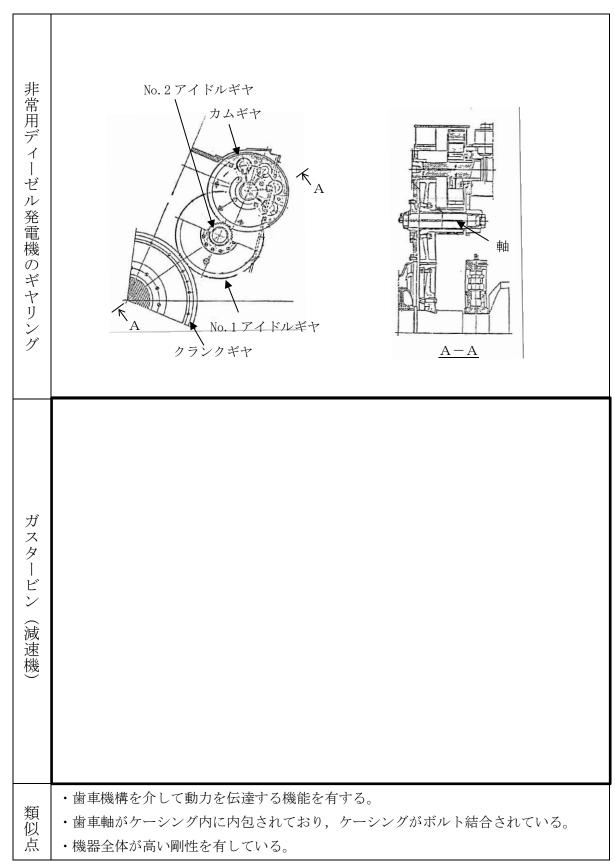
非常用ディーゼル発電機のガバナ及びオーバースピードトリップ装置 と以下の点において類似性を有する。

非常用ディーゼル発電機のガバナは、ディーゼル機関の回転数を一定に 保つために、燃料流量を制御しており、機構は異なるものの同様に回転数 を一定に保つために燃料流量制御を行うガスタービンの燃料制御装置と 機能面で類似性を有している。

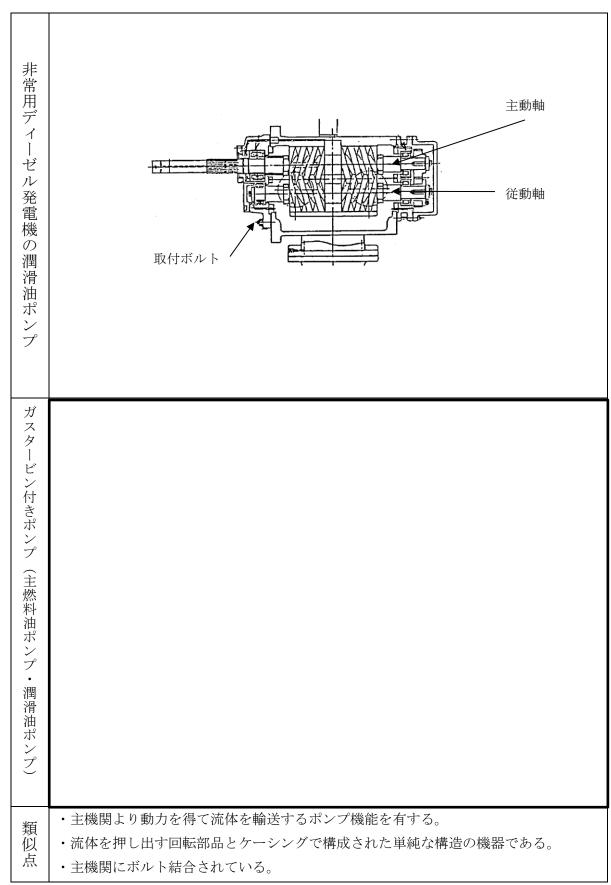
また,非常用ディーゼル発電機のオーバースピードトリップ装置とガスタービン発電機の燃料供給電磁弁は,共に過速度トリップ機能として燃料供給制御を行う点で類似性を有している。

第 4. 3. 1-4 図 非常用ディーゼル発電機の過給機と ガスタービン (機関) の比較

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



第 4. 3. 1-5 図 非常用ディーゼル発電機のギヤリングと ガスタービン (減速機) の比較



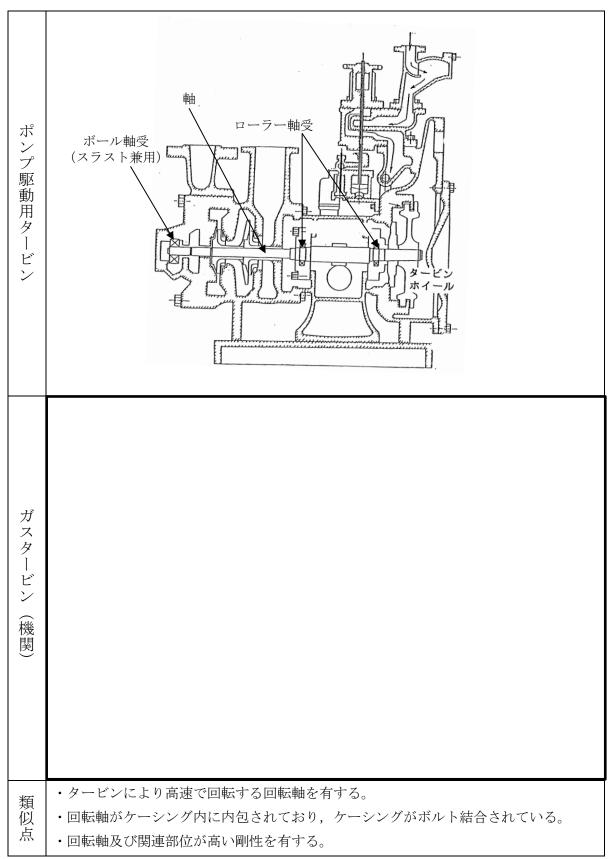
第4.3.1-6図 非常用ディーゼル発電機の潤滑油ポンプと ガスタービン付きポンプ(主燃料油ポンプ,潤滑油ポンプ)の比較

(2) ポンプ駆動用タービン

ポンプ駆動用タービンとガスタービン発電機は,以下の点で類似性を有するターボ機械である。

ポンプ駆動用タービンとガスタービン (機関)の構造比較を第 4.3.1-7 図に示す。ポンプ駆動用タービンは、駆動用蒸気を動力とする軸流型タービンとポンプタービンを一軸上に配した回転軸を複数の軸受で支持した構造である。一方、ガスタービン (機関)も、圧縮機とタービンからなる一軸の回転軸を両端の軸受で支持した構造である。共に高速で回転する回転軸を支持する軸受を介してケーシング内に内包した構造であり、このケーシングを本体取付面にボルト結合している点で類似の構造を有している。

また、共に回転軸は常用の回転速度において固有振動数が危険速度と一致しないように離調されており、この軸振動特性を確保するために回転軸のみならず軸受、及びこれを支えるケーシングに対しても変形を抑制する高い剛性が要求されている。このように、回転軸及び関連部位が高い剛性を有しており、振動特性の観点からも両者は類似している。

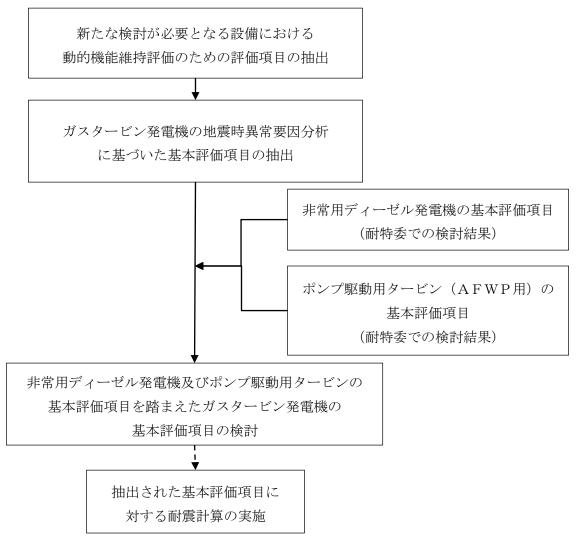


第4.3.1-7図 ポンプ駆動用タービンとガスタービン (機関) の比較

4.3.2 ガスタービン発電機の動的機能維持評価項目の抽出

新たな検討が必要な設備であるガスタービン発電機の動的機能維持評価の評価項目については、耐特委で検討された非常用ディーゼル機関及びポンプ駆動用タービンに対する地震時異常要因分析による基本評価項目を踏まえた検討を行う。

ガスタービン発電機における動的機能維持評価のための基本評価項目 の抽出フローを第4.3.2-1図に示す。



第4.3.2-1図 ガスタービン発電機における動的機能維持評価のための 基本評価項目の抽出フロー

ガスタービン発電機の動的機能維持を評価する上で, ガスタービン及び ガスタービン付き機器を対象に評価項目を検討した。

第 4.3.1-1 図に示すガスタービン発電機のうち、台板等の構造物は動作を要求される機器ではないため、本検討の対象外とした。また、ガスタービン発電機の関連設備として、非常用ディーゼル発電機における吸排気設備やデイタンク等と同様に付帯設備として設置される設備も存在するが、既往の非常用ディーゼル発電機にて評価手法が確立されているため、本検討の対象外とした。発電機については、非常用ディーゼル発電機における発電機の評価と同様に、基本構造が同一である電動機における機能確認済加速度との比較により動的機能維持評価を行う。なお、ガスタービンと発電機は、軸継手により連結しているが、それぞれの軸は機器両端の軸受で支持されており、軸継手には変位吸収が可能なダイヤフラムカップリングを用いて、軸端の応答が互いに影響を及ばさない構造となっているため、機器は個別に評価が可能である。

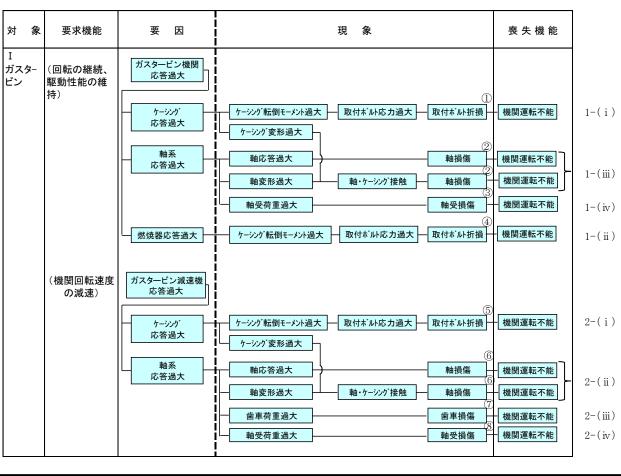
ガスタービン発電機の異常要因分析図を第4.3.2-2図~第4.3.2-7図に示す。要因分析図に基づき抽出されるガスタービンの基本評価項目は,第4.3.2-1表のとおりである。なお,ガスタービンの異常要因分析は以下の区分に分類し実施した。

<異常要因分析の検討区分>

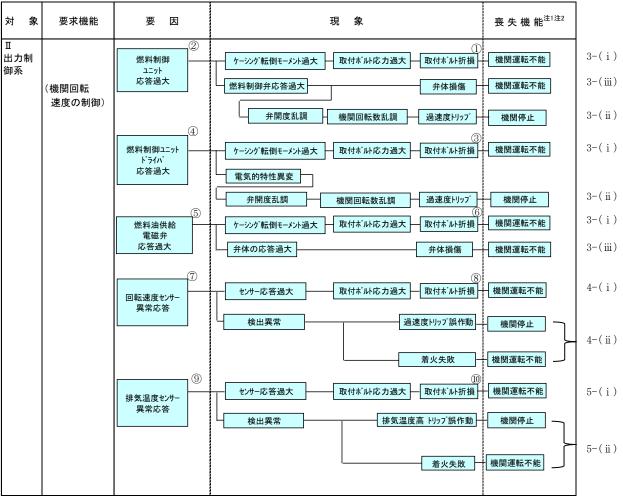
- I ガスタービン(機関,減速機)
- Ⅱ 出力制御系
- Ⅲ 着火系
- IV 始動系
- V 燃料油系
- VI 潤滑油系

なお,ガスタービン(機関)等の軸応答過大による軸損傷は,次の理由 により基本評価項目から除外した。

軸損傷は軸部のケーシングへの接触や破断がその対象となる。いずれも 軸に作用する外力によって軸の変形を伴う事象であるが、構造的な特徴と して破断に至る前に軸とケーシングが接触する。よって、軸の破断に対す る強度評価は軸とケーシングとのクリアランスを評価することで包絡可 能である。



第4.3.2-2 図 異常要因分析図と構造図 (ガスタービン)

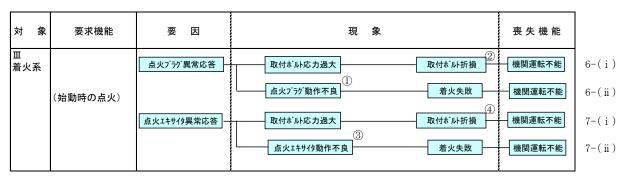


注1 機関運転不能:構成機器の損傷や動作不良により運転が不能となる

注2 機関停止:誤信号によるトリップにより運転が停止する(損傷に至らない)



第4.3.2-3図 異常要因分析図と構造図(出力制御系)

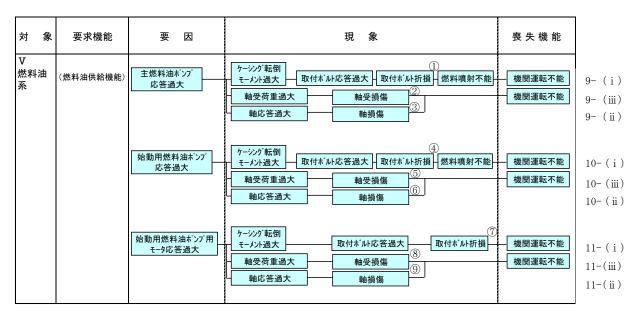


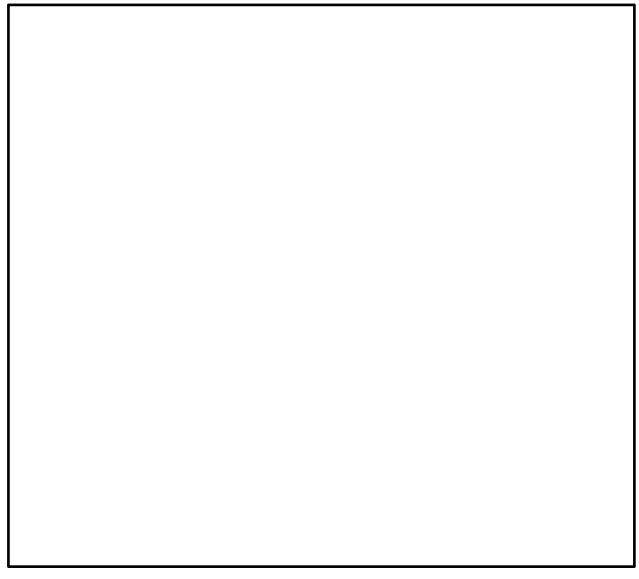


第4.3.2-4図 異常要因分析図と構造図(着火系)

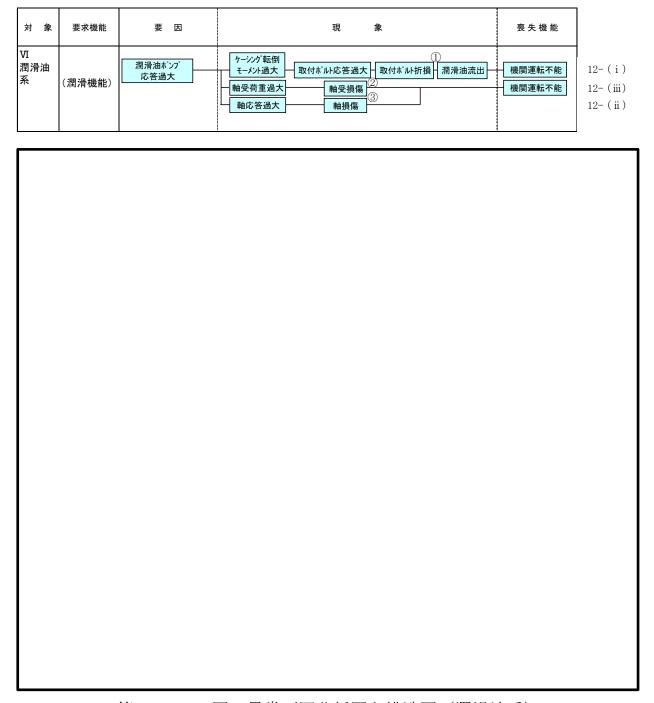


第4.3.2-5図 異常要因分析図と構造図(始動系)





第4.3.2-6図 異常要因分析図と構造図 (燃料油系)



第4.3.2-7図 異常要因分析図と構造図 (潤滑油系)

第 4. 3. 2-1 表 ガスタービン発電機の異常要因分析図から 抽出した基本評価項目(1/5)

		基本計価項目(I/5)
No.	基本評価項目	異常要因
		ガスタービン (機関) の地震応答が過大とな
	ケーシング取付ボルト	ると、転倒モーメントによるガスタービン
1-(ii) 1-(iii) 1-(iv) 2-(i)		(機関)の取付ボルトの応力が過大となる。
1 (1))	その結果,取付ボルトが損傷に至り,機関ケ
		ーシング部が脱落し,回転の継続及び駆動性
		能の維持機能を喪失する。
		燃焼器の地震応答が過大となると, 転倒モー
		メントによる取付ボルトの応力が過大とな
1-(ii)	燃焼器取付ボルト	り損傷に至る。その結果,燃焼器が脱落し,
		燃焼ガスを保持できなくなり機関の回転の
		継続及び駆動性能の維持機能を喪失する。
		ガスタービン (機関) の地震応答が過大とな
		ると,回転軸の応答が過大となり,軸部の変
1-(iii)	ガスタービン機関摺動部	形によりケーシングに付随する静止部と接
		触する。その結果、軸部が損傷に至り、回転
		の継続及び駆動性能の維持機能を喪失する。
1-(111)	(軸とケーシングとのク リアランス)	なお,クリアランスを形成する静止部は軸よ
		りも外径側にあり、かつ耐圧構造で剛性の高
		いケーシングに固定されているため,その変
		形量は軽微となる。よって,変形量の評価は
		軸のみを対象とする。
		軸受荷重が過大となり,軸受が損傷すること
1-(i _V)	ガスタービン機関軸受	により回転の継続及び駆動性能の維持機能
		が喪失する。
		ガスタービン全体系の地震応答が過大とな
		ると, 転倒モーメントによる減速機取付ボル
	減速機取付ボルト	トの応力が過大となる。その結果, 取付ボル
		トが損傷に至り,全体系が転倒することで機
		関回転速度の減速機能を喪失する。
		ガスタービン全体系の地震応答が過大とな
	N. N. Lande (Japan 11 a. 17 a. 18	ると、回転体である歯車の応答が過大とな
2-(ii)	減速機摺動部(軸とケー	り, 歯車軸部の変形によりケーシングと接触
	シングのクリアランス) 	する。その結果、軸が損傷に至り、機関回転
		速度の減速機能を喪失する。
		CONTRACTOR OF TOTAL

第 4. 3. 2-1 表 ガスタービン発電機の異常要因分析図から 抽出した基本評価項目(2/5)

No.	基本評価項目	異常要因
		減速機軸系の地震応答が過大となると,減速
()	N N Latelle de L.	機歯車荷重が過大となる。その結果、歯車が
2-(iii)	減速機歯車	損傷することで機関回転速度の減速機能を
		喪失する。
0 (:)	%+\±\\\\ ±\√\.	軸受荷重が過大となり,軸受が損傷すること
2-(iv)	減速機軸受 	により機関回転速度の減速機能を喪失する。
		燃料制御ユニット,燃料制御ユニットドライ
	燃料制御ユニット,燃料	バ,燃料油供給電磁弁の地震応答が過大とな
3-(i)	制御ユニットドライバ,	ると, 転倒モーメントによる取付ボルトの応
3-(1)	燃料油供給電磁弁 取付	力が過大となる。その結果, 取付ボルトが損
	ボルト	傷に至り,脱落することで機関回転速度の制
		御機能を喪失する。
		燃料制御ユニットドライバの地震応答が過
		大となると、回路の電気的特性に異変が生
3-(ii)		じ、制御信号に乱れが生じる可能性がある。
3-(ii) 燃油	燃料制御ユニット、燃料	制御信号の乱れ又は燃料制御ユニットの燃
. ,	制御ユニットドライバ	料制御弁の過大応答により弁開度が乱調し、
3-(iii)		適切な燃料投入量が得られなくなることで, 機関回転数の乱調に伴う過速度トリップに
		よりガスタービンが停止する。
		燃料制御ユニット,燃料油供給電磁弁の地震
3-(iii)	燃料制御ユニット、燃料	応答が過大となると、弁体の損傷に至り、機
- (/	油供給電磁弁 弁体	関回転速度の制御機能を喪失する。
		回転速度センサーの地震応答が過大となる
		と, 転倒モーメントによる回転速度センサー
	 回転速度センサー取付ボ	の取付ボルトの応力が過大となる。その結
3-(iii) 4-(i)	四転歴及とフリー取刊がルト	果,取付ボルトが損傷に至り,回転速度セン
		サーが脱落すると機関回転速度の制御機能
		を喪失する。
		回転速度センサーの地震応答が過大となる
		と, 定格運転中は検出異常による過速度トリ
		ップの誤作動が発生し, ガスタービンが停止
4-(ii)	回転速度センサー	する可能性がある。また, 始動中は燃料制御
		異常による着火失敗 (機関回転速度の制御機
		能の喪失)に至る可能性がある。
		112 - 200 1 1 - 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

第 4. 3. 2-1 表 ガスタービン発電機の異常要因分析図から 抽出した基本評価項目(3/5)

No.	基本評価項目	基本評価項目 (3/5) 異常要因
NO.	本 平計[[1]]	排気温度センサーの地震応答が過大となる
		と, 転倒モーメントによる排気温度センサー
	排気温度センサー取付ボ	の取付ボルトの応力が過大となる。その結
5-(i)	ルト	果,取付ボルトが損傷に至り,排気温度セン
		サーが脱落することで, 始動中の機関回転速
		度の制御機能を喪失する。
		排気温度センサーの地震応答が過大となる
		と, 定格運転中は検出異常による排気温度高
5-(ii)	排気温度センサー	トリップの誤作動が発生し, ガスタービンが
5-(п)	外外に及じてリ	停止する可能性がある。また、始動中は燃料
		制御異常による着火失敗 (機関回転速度の制
		御機能の喪失)に至る可能性がある。
		点火プラグの地震応答が過大となると, 転倒
		モーメントによる点火プラグの取付ボルト
6-(;)	点火プラグ取付ボルト	の応力が過大となる。その結果, 取付ボルト
6-(i)		が損傷に至り, 点火プラグが脱落することで
		始動時の点火機能を喪失し,着火失敗に至
		る。
		点火プラグの地震応答が過大となることで,
6-(ii)	点火プラグ	始動時に電気的動作不良が発生すると, 点火
		機能を喪失し、着火失敗に至る。
		点火エキサイタの地震応答が過大となるこ
		とで, 転倒モーメントによる点火エキサイタ
7-(i)	点火エキサイタ取付ボル	の取付ボルトの応力が過大となる。その結
(1)	F	果, 取付ボルトが損傷に至り, 点火エキサイ
/-(1) F		タが脱落することで始動時の点火機能を喪
		失する。
		点火エキサイタの地震応答が過大となるこ
7-(ii)	点火エキサイタ	とで, 電気的動作不良が発生し, 着火失敗に
		至る。その結果, 始動時の点火機能を喪失す
		る。
		スタータモータの地震応答が過大となるこ
	スタータモータ取付ボル	とで, 転倒モーメントによる取付ボルトの応
8-(i)	スタータモータ取付ホルトト	力が過大となる。その結果, 取付ボルトが損
	1	傷に至り, スタータモータが転倒することで
		始動機能を機能喪失する。

第 4. 3. 2-1 表 ガスタービン発電機の異常要因分析図から 抽出した基本評価項目(4/5)

No.	基本評価項目	異常要因
110.	医 个时间切口	7 7 7 7
		スタータモータの地震応答が過大となるこ
	スタータモータ摺動部	とで、回転体である軸の応答が過大となり、
8-(ii)	(軸とケーシングのクリ	軸部の変形によりケーシングと接触する。 そ
	アランス)	の結果, 軸が損傷に至り, 始動機能を喪失す
		る。
0 (:::)	コカーカエー カ軸亚	軸受荷重が過大となり,軸受が損傷すること
8-(iii)	スタータモータ軸受	により始動機能を喪失する。
		主燃料油ポンプの地震応答が過大となるこ
	> Market > 1	とで, 転倒モーメントによる取付ボルトの応
9-(i)	主燃料油ポンプ取付ボル	 力が過大となる。その結果, 取付ボルトが損
, ,	F	 傷に至り, ポンプが脱落することで燃料油供
		給機能を喪失する。
		主燃料油ポンプの地震応答が過大となるこ
	主燃料油ポンプ摺動部	とで、回転軸の応答が過大となり、軸部の変
9-(ii)	土然村価ホンノ指動部(軸とケーシングのクリ	形によりケーシングと接触する。その結果、
9-(11)	アランス)	
9-(iii)		軸が損傷に至り、燃料油供給機能を喪失す
		3.
()	> 1/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15	主燃料油ポンプの軸受荷重が過大となり、軸
9-(iii)	主燃料油ポンプ軸受	受が損傷することで燃料油供給機能を喪失
		する。
		始動用燃料油ポンプの地震応答が過大とな
	 始動用燃料油ポンプ取付	ることで, 転倒モーメントによる取付ボルト
10-(i)	が別用燃料曲がイノ取り	の応力が過大となる。その結果, 取付ボルト
	11/V ·	が損傷に至り、ポンプが転倒することで燃料
		油供給機能を喪失する。
		始動用燃料油ポンプの地震応答が過大とな
	始動用燃料油ポンプ摺動	ることで,回転体軸の応答が過大となり,軸
10-(ii)	部(軸とケーシングのク	部の変形によりケーシングと接触する。その
(/	リアランス)	結果, 軸が損傷に至り, 燃料油供給機能を喪
	,	失する。
		グァる。 始動用燃料油ポンプの軸受荷重が過大とな
10-(;;;)	hA動用機料が出っていず軸亞	如勤用燃料価ポンプの軸支側重が過代とな り, 軸受が損傷することにより燃料油供給機
10-(iii)	始動用燃料油ポンプ軸受	,
		能を喪失する。

第4.3.2-1表 ガスタービン発電機の異常要因分析図から 抽出した基本評価項目(5/5)

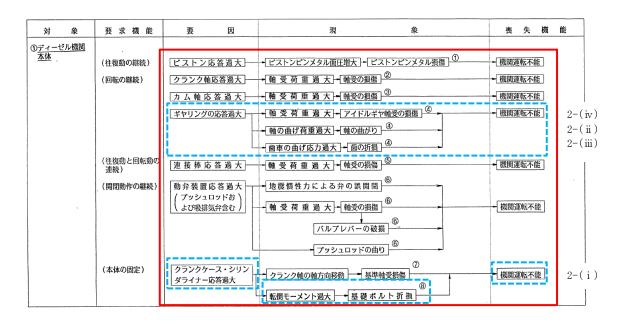
		. 本个计 次日 (0/ 0)
No.	基本評価項目	異常要因
		始動用燃料油ポンプ用モータの地震応答が
		過大となることで, 転倒モーメントによる取
11-(i)	始動用燃料油ポンプ用モ	付ボルトの応力が過大となる。その結果、取
11-(1)	ータ取付ボルト	付ボルトが損傷に至り,転倒することでモー
		タの回転機能を喪失し,燃料油供給機能を喪
		失する。
		始動用燃料油ポンプ用モータの地震応答が
		過大となることで,回転軸の応答が過大とな
11 (#)	始動用燃料油ポンプ用モ	り、軸部の変形によりケーシングと接触す
11-(11)	ータ 摺動部 (軸とケーシーングのカリアランス)	る。その結果、軸が損傷に至り、モータの回
11-(ii) 11-(iii)	ングのクリアランス)	転機能を喪失し、燃料油供給機能を喪失す
		る。
		始動用燃料油ポンプ用モータの軸受荷重が
11 ("")	始動用燃料油ポンプ用モ	過大となり、軸受が損傷することによりモー
11-(111)	ータ 軸受	タの回転機能を喪失し,燃料油供給機能を喪
		失する。
		潤滑油ポンプの地震応答が過大となること
		で, 転倒モーメントによる取付ボルトの応力
12-(i)	潤滑油ポンプ取付ボルト	が過大となる。その結果、取付ボルトの損傷
12-(i)		に至り, ポンプが脱落することで, 潤滑機能
		を喪失する。
	MILTON 10 \	潤滑油ポンプの地震応答が過大となること
12-(ii)	潤滑油ポンプ摺動部(軸 とケーシングのクリアラ	で,回転軸の応答が過大となり,軸部の変形
12-(11)	とケーシングのグリナブ ンス)	によりケーシングと接触する。その結果、軸
		が損傷に至り、潤滑機能を喪失する。
10 (:::)	油河沖ホンーキギ亞	潤滑油ポンプの軸受荷重が過大となり,軸受
12-(iii)	潤滑油ポンプ軸受 	が損傷することにより潤滑機能を喪失する。

4.3.3 耐特委で検討された非常用ディーゼル発電機の地震時異常要因分析による基本評価項目

新たな検討が必要な設備として抽出されたガスタービン発電機の基本評価項目の検討において、公知化された検討として、参考とする耐特委での非常用ディーゼル発電機の地震時異常要因分析図を第 4.3.3-1 図~第 4.3.3-6 図に、地震時異常要因分析図から抽出される非常用ディーゼル発電機の基本評価項目とこれに対応するガスタービンにおける類似評価項目を第 4.3.3-1 表に示す。

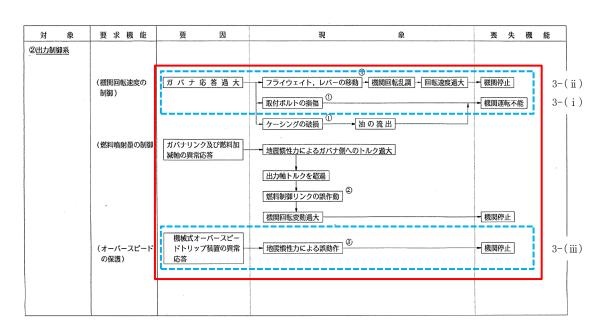
ガスタービン発電機に属する機器のうち,非常用ディーゼル発電機と類似性を有する機器については,異常要因分析に基づいて抽出された評価項目においても類似性を有していることが確認できる。また,異常要因分析の考え方についても,非常用ディーゼル発電機での異常要因分析の手法に倣い,要求機能別の系統構成に分類した各機器の構造や作動原理から地震時に発生し得る異常現象を抽出した結果,ガスタービン発電機と非常用ディーゼル発電機の要因分析結果との類似性が確認できる。

以上より,ガスタービン発電機のうち,非常用ディーゼル発電機と類似性を有する評価項目が網羅的に抽出されていることが確認された。



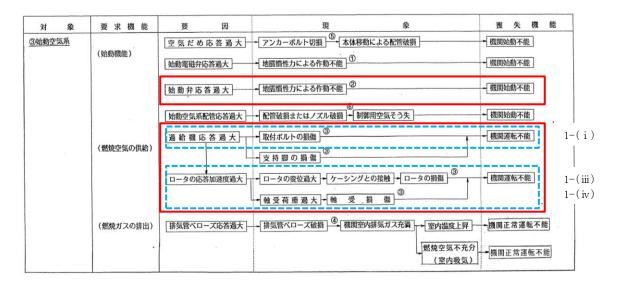
□:非常用ディーゼル発電機のうち機関及び機関付き機器の項目 □:ガスタービンとの類似評価項目

第4.3.3-1 図 非常用ディーゼル発電機の異常要因分析図 (ディーゼル機関本体)



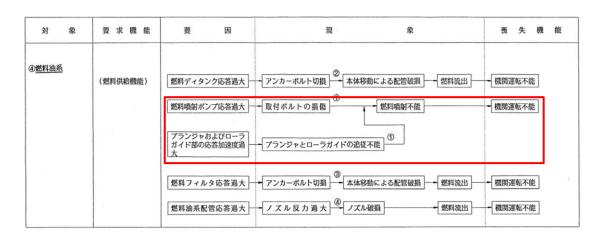
□:非常用ディーゼル発電機のうち機関及び機関付き機器の項目 □:ガスタービンとの類似評価項目

第4.3.3-2図 非常用ディーゼル発電機の異常要因分析図(出力制御系)



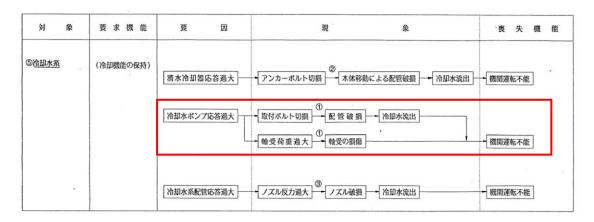
□:非常用ディーゼル発電機のうち機関及び機関付き機器の項目 □:ガスタービンとの類似評価項目

第4.3.3-3 図 非常用ディーゼル発電機の異常要因分析図 (始動空気及び吸排気系)



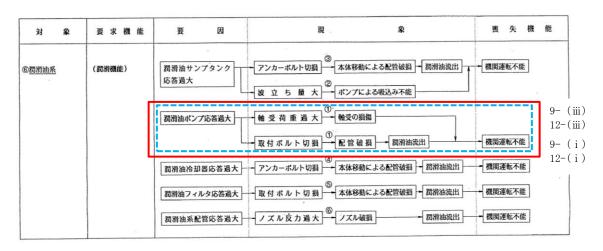
□:非常用ディーゼル発電機のうち機関及び機関付き機器の項目 □:ガスタービンとの類似評価項目

第4.3.3-4 図 異常要因分析図 (燃料油系)



□ : 非常用ディーゼル発電機のうち機関及び機関付き機器の項目 □ : ガスタービンとの類似評価項目

第4.3.3-5図 非常用ディーゼル発電機の異常要因分析図(冷却水系)



□ : 非常用ディーゼル発電機のうち機関及び機関付き機器の項目 □ : ガスタービンとの類似評価項目

第4.3.3-6図 非常用ディーゼル発電機の異常要因分析図 (潤滑油系)

非常用ディーゼル発電機とガスタービン発電機の評価項目比較(ディーゼル機関本体) 第4.3.3-1表

		非常用ディーゼル発電機	電機	7	ガスタービン発電機で対応する評価項目
No.	機器名称	異常要因分析該当項目	評価項目	No.	評価項目
1	ピメトン	ピストンピンメタル損傷	軸受強度	I	該当なし
2	クランク軸	軸受の損傷	軸受強度	-	該当なし
3	連接棒	軸受の損傷	軸受強度	I	該当なし
4	カム軸	軸受の損傷	軸受強度	ı	該当なし
		アイドルギヤ軸受の損傷	軸受強度	2-(iv)	ガスタービン(減速機)軸受
22	ゲイリング	軸の曲がり	軸の強度	2-(ii)	ガスタービン (減速機) 摺動部 (軸とケーシン グのクリアランス)
		歯の折損	歯車の強度	2-(iii)	ガスタービン(減速機)歯車
		バルブレバーの破損	軸受強度	I	該当なし
	<u> </u>	ブッシュロッドの曲がり	ブッシュロッド強度	ı	該当なし
9	動 弁 装 置	バルブレバーの破損	バルブレバーの強度	ı	該当なし
		地震慣性力による弁の誤 開閉	ブッシュロッド弁	I	該当なし
t	\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	軸受ハウジング強度	1	該当なし
,	奉 华 朝 安	基 年 期 文 損 傷	軸受強度	I	該当なし
8	機関本体	基礎ボルト折損	基礎ボルト強度	2-(i)	減速機取付ボルト

4.3.3-1表 非常用ディーゼル発電機とガスタービン発電機の評価

項目比較 (出力制御系)

		非常用ディーゼル発電機	電機	H.	ガスタービン発電機で対応する評価項目
No.	機器名称	異常要因分析該当項目	評価項目	No.	評価項目
		フライウェイト, レバーの 移動	世紀本を母の十次を	3-(ii)	燃料制御ユニット, 燃料制御ユニットドライバ
6	ガバナ	取付ボルトの損傷	カハンの医生[trit] (地震時の機能維持確認)	3-(i)	燃料制御ユニット, 燃料制御ユニットドライバ, 燃料油供給電磁弁 取付ボルト
		ケーシングの破損	/Da	I	該当なし
	3		地震時の抵抗	_	該当なし
10	ガバナリンク及び燃料	燃料制御リンクの誤作動	シ中 ケットロールラック中で		
	加減軸		の燃料加減軸のつかえ有		該当なし
			半		
11	オーバースピードトリ	地震慣性力による誤作動	誤作動の有無	3-(iii)	3-(诎) 燃料制御ユニット,燃料油供給電磁弁 弁体
	ップ装置				

非常用ディーゼル発電機とガスタービン発電機の評価項目比較(始動空気系,燃料油系,冷却水系) 第 4.3.3-1表

		非常用ディーゼル発電機	8電機	7	ガスタービン発電機で対応する評価項目
No.	機器名称	異常要因分析該当項目	評価項目	No.	評価項目
上 始動空気系	E E S S S S S S S S S S S S S S S S S S	I K			
			弁棒の変形	ı	該当なし
12	始動弁	地震慣性力による	弁棒の曲げ	I	該当なし
		到17.1E	弁の誤開閉	I	該当なし
		取付ボルトの損傷	取付ボルトの強度	1-(i)	ケーシング取付ボルト
		支持脚の損傷	支持脚の強度	I	該当なし
13	過給機	ロータの損傷	軸とケーシングのクリ アランス (たわみ)	1-(iii)	ガスタービン機関摺動部 (軸とケーシングとの クリアランス)
		軸受損傷	軸受強度	1-(iv)	ガスタービン機関軸受
燃料油系	米里				
	燃料噴射	取付ボルトの損傷	取付ボルトの強度	I	該当なし
14	ポンプ	プランジャとローラガイ ドの追従不能	押付け力評価	_	該当なし
冷却水系	大 系				
		取付ボルト折損	取付ボルトの強度	_	該当なし
15	治 は よ プンプ	; ; ;	軸受強度	_	該当なし
		軸受荷重過大	インペラとケーシング のクリアランス	I	該当なし

非常用ディーゼル発電機とガスタービン発電機の評価項目比較(潤滑油系) 第4.3.3-1表

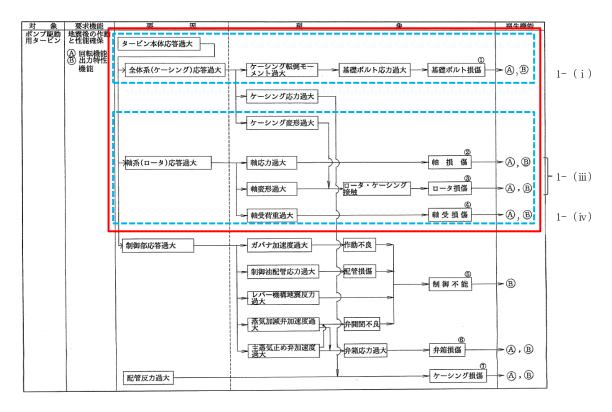
				_	
		非常用ディーゼル発電機	S 電機	H	ガスタービン発電機で対応する評価項目
No.	松克人子	異常要因分析	亚伊西	~IN	计 红花
	(戏石产石 小)	該当項目	计画块日	INO.	计加工员目
潤滑油系	山 系				
		ロア JT 1、5 3.6 7 7 元	# 주 · · · · · · · · · ·	9-(i)	主燃料油ポンプ取付ボルト
		取付ボルト折損	取付ボルトの強度	12-(i)	潤滑油ポンプ取付ボルト
			+ 5- 12- 14- 14- 14- 14- 14- 14- 14- 14- 14- 14	(Ⅲ)-6	主燃料油ポンプ軸受
,	潤滑油		毗 安 强 度	12-(iii)	潤滑油ポンプ軸受
10	ポンプ	中国 计 知 出 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计		(#) 0	主燃料油ポンプ摺動部 (軸とケーシングのクリ
		相文问里问人	軸とケーシングのクリ	9- (п)	アランス)
			アランス	(#) 61	潤滑油ポンプ摺動部 (軸とケーシングのクリア
				/π_71	マンス)

4.3.4 耐特委で検討されたポンプ駆動用タービンの地震時異常要因分析による 基本評価項目

新たな検討が必要な設備として抽出されたガスタービン発電機の基本評価項目の検討において、公知化された検討として参考とする耐特委でのポンプ駆動用タービンの地震時異常要因分析図を第 4.3.4-1 図に、地震時異常要因分析図から抽出されるポンプ駆動用タービン(タービン本体部分)の基本評価項目とこれに対応するガスタービン発電機における類似評価項目を第 4.3.4-1 表に示す。

ガスタービン発電機に属する機器のうちポンプ駆動用タービン(タービン本体部分)と類似性を有する機器については、異常要因分析に基づいて抽出された評価項目においても類似性を有していることが確認できる。また、異常要因分析の考え方についても、異常要因分析結果との類似性が確認できる。

以上より,ガスタービン発電機のうち,ポンプ駆動用タービン (タービン本体部分) と類似性を有する評価項目が網羅的に抽出されていることが確認された。



□:ポンプ駆動用タービンのうちタービン本体の項目□:ガスタービンとの類似評価項目

第4.3.4-1図 ポンプ駆動用タービンの異常要因分析図

ガスタービン機関摺動部 (軸とケーシングとの ガスタービン発電機で対応する評価項目 ポンプ駆動用タービンとガスタービン発電機の評価項目比較 評価項目 ガスタービン機関軸受 ケーシング取付ボルト クリアランス) 1-(i) 1 - (iv)1-(iii)% 評価項目 基礎ボルト強度 ポンプ駆動用タービン(タービン本体部分) ロータ変位 軸受強度 異常要因分析 該当項目 第4.3.4-1表 基礎ボルト損傷 ロータ損傷 軸受損傷 軸損傷 ケーシング 機器名称 軸系 No. 2

4条-別紙15-60

4.3.5 ガスタービン発電機の基本評価項目の検討

ガスタービン発電機は高温高圧の燃焼ガスによる熱的荷重,高速回転による遠心力に十分耐えられる材料,構造,強度を有しており,地震加速度による影響は小さいと考えられる。また,島根2号炉のガスタービンと類似の仕様である米国PWR向けガスタービンに対して加振試験が実施されており,試験では島根2号炉の機能維持評価用加速度を上回る加速度により健全性が確認されていることから,前項までの検討結果を踏まえた異常要因分析図から抽出された基本評価項目に対し,動的機能維持評価における評価対象部位を選定した。米国PWR向けのガスタービン発電機に対する加振試験について参考資料1に示すとともに,選定結果を第4.3.5-1表に示す。

第 4. 3. 5-1 表 ガスタービンの動的機能維持評価における 評価対象部位の選定結果(1/7)

No.	基本評価項目	評価 対象	理由
1-(i)	ケーシング取付ボルト	×	取付ボルトについては、減速機取付ボルトに対して裕度が大きいため、評価対象外とした。
1-(ii)	燃焼器取付ボルト	×	取付ボルトについては、減速機取付ボルトに対して裕度が大きいため、評価対象外とした。
1-(iii)	ガスタービン機関摺動 部 (軸とケーシングとの クリアランス)	0	ガスタービンの軸及びケーシングは十分剛な構造であり、地震による変形量は軽微であるが、軸とケーシング間のクリアランスもわずかであること、軸とケーシングの接触に伴う軸損傷が運転に及ぼす影響が大きいことから評価対象部位として選定した。

第 4. 3. 5-1 表 ガスタービンの動的機能維持評価における 評価対象部位の選定結果(2/7)

No.	基本評価項目	評価対象	理由
1-(iv)	ガスタービン機関軸受	0	ガスタービン(機関)の軸は他の00rpm)がでも高速をは、18,000rpm)がでも高速をあるたった。とは、軸にである。は、18、000rpm)ができる。は、18、000rpm)ができる。は、18、000rpm)ができる。は、18、000rpm)ができる。は、18、000rpm)ができる。は、18、000rpm)ができる。は、18、000rpm)ができる。は、18、000rpm)ができる。は、18、000rpm)がは、18、18、18、18、18、18、18、18、18、18、18、18、18、
2-(i)	減速機取付ボルト	0	減速機取付ボルトは、ガスタービン及び ガスタービン付き機器の重量を支える ボルトであり、ガスタービン及びガスタ ービン付き機器で使用されている取付 ボルトの中で転倒モーメントが大きく、 裕度が小さいため、本取付ボルトを評価 対象部位として選定した。

第 4. 3. 5-1 表 ガスタービンの動的機能維持評価における 評価対象部位の選定結果(3/7)

No.	基本評価項目	評価 対象	理由
2-(ii)	減速機摺動部(軸とケー シングのクリアランス)	×	ガスタービン(減速機)の軸は、歯車の両側近傍に軸受を有した構造であり、ガスタービン(機関)の軸と比較して軸受間距離が短く、たわみ発生量が小さい。また、クリアランスはガスタービン(機関)と比較して大きい傾向にあり、最狭部でも同程度である。したがって、ガスタービン(機関)の軸とケーシングを代表評価部位とし、減速機取付ボルトについては評価対象外とした。
2-(iii)	減速機歯車	×	ガスタービン(減速機)の歯元曲げ応力 を支配するのは運転時に加わる機械荷 重であり、地震により加わる荷重は十分 小さく、耐震性を有していることが確認 されていることから、評価対象外とし た。(非常用ディーゼル発電機のギヤリ ングと同様の整理。)
2-(iv)	減速機軸受	×	ガスタービン(減速機)の軸受は、耐震 評価上より厳しいと考えられるガスタ ービン(機関)の軸受を代表評価部位と するため、減速機取付ボルトについては 評価対象外とした。
3-(i)	燃料制御ユニット,燃料 制御ユニットドライバ, 燃料油供給電磁弁 取付 ボルト	×	取付ボルトについては、減速機取付ボルトに対して裕度が大きいため、評価対象外とした。
3-(ji)	燃料制御ユニット,燃料 制御ユニットドライバ	0	高速回転機器であるガスタービンの回 転数を制御する装置であり、回転の機能 維持上重要であることから選定した。
3-(iii)	燃料制御ユニット,燃料油供給電磁弁 弁体	×	弁体のばね力評価については,ばね力を 打ち消す地震による慣性力が弁体等の 重量に比例するが,比較的軽量であり, その影響は軽微であることから,評価対 象外とした。

第 4. 3. 5-1 表 ガスタービンの動的機能維持評価における 評価対象部位の選定結果(4/7)

評価対象的位の選及和未(4/1)				
No.	基本評価項目	対象	理由	
4-(i)	回転速度センサー 取付ボルト	×	取付ボルトについては、減速機取付ボルトに対して裕度が大きいため、評価対象外とした。	
4-(ii)	回転速度センサー	×	回転速度センサーは、下記理由により取付部の健全性を確認することで、電気的機能維持を確保できるため、評価対象外とした。 ①回転速度センサーには電磁ピックアップ式センサーが用いられており動作部がない。 ②軽量かつ単純構造であり、地震力により発生する荷重が小さく、構造強度について十分な裕度を持っている。 ③ JEAG4601-1987の電気計装機器のうち、剛体と見なせる器具に該当すると考えられ、構造健全性が保たれている限り、その機能が失われることはないと考えられる。	
5-(i)	排気温度センサー 取付ボルト	×	取付ボルトについては、減速機取付ボルトに対して裕度が大きいため、評価対象外とした。	
5-(ii)	排気温度センサー	×	排気温度センサーは、下記理由により取付部の健全性を確認することで、電気的機能維持を確保できるため、評価対象外とした。 ①排気温度センサーにはシース熱電対が用いられており動作部がない。 ②軽量かつ単純構造であり、地震力により発生する荷重が小さく、構造強度について十分な裕度を持っている。 ③ JEAG4601-1987の電気計装機器のうち、剛体と見なせる器具に該当すると考えられ、構造健全性が保たれている限り、その機能が失われることはないと考えられる。	

第 4. 3. 5-1 表 ガスタービンの動的機能維持評価における 評価対象部位の選定結果(5/7)

No.	基本評価項目	評価対象	理由
6-(i)	点火プラグ 取付ボルト	×	取付ボルトについては、減速機取付ボルトに対して裕度が大きいため、評価対象外とした。
6-(ii)	点火プラグ	×	点火プラグは、下記理由により、取付部の健全性を確認することで、電気的機能維持を確保できるため、評価対象外とした。 ①点火プラグにはスパークプラグが用いられており動作部がない。 ②軽量かつ単純構造であり、地震力により発生する荷重が小さく、構造強度について十分な裕度を持っている。 ③ JEAG4601-1987の電気計装機器のうち、剛体と見なせる器具に該当すると考えられ、構造健全性が保たれている限り、その機能が失われることはないと考えられる。
7-(i)	点火エキサイタ 取付ボルト	×	取付ボルトについては、減速機取付ボルトに対して裕度が大きいため、評価対象外とした。
7-(ii)	点火エキサイタ	×	点火エキサイタは、下記理由により、取付部の健全性を確認することで、電気的機能維持を確保できるため、評価対象外とした。 ①点火エキサイタにはCapacitor Discharge Ignition方式の点火装置が用いられており動作部がない。 ②軽量かつ単純構造であり、地震力により発生する荷重が小さく、構造強度について十分な裕度を持っている。 ③ JEAG4601-1987の電気計装機器のうち、剛体と見なせる器具に該当すると考えられ、構造健全性が保たれている限り、その機能が失われることはないと考えられる。

第 4. 3. 5-1 表 ガスタービンの動的機能維持評価における 評価対象部位の選定結果(6/7)

No.	基本評価項目	評価対象	理由
8-(i)	スタータモータ取付ボ ルト	×	取付ボルトについては、減速機取付ボルトに対して裕度が大きいため、評価対象外とした。
8-(ii)	スタータモータ摺動部 (軸とケーシングのク リアランス)	×	ガスタービン付きポンプはガスタービン(機関)に比べて小型軽量であり、軸に発生する応力が比較的小さいことから、評価対象外とした。
8-(iii)	スタータモータ軸受	×	ガスタービン(機関)の軸受に対して裕度が大きいため、評価対象外とした。
9-(i)	主燃料油ポンプ取付ボルト	×	取付ボルトについては、減速機取付ボルトに対して裕度が大きいため、評価対象外とした。
9-(ii)	主燃料油ポンプ摺動部 (軸とケーシングのク リアランス)	×	ガスタービン付きポンプはガスタービン(機関)に比べて小型軽量であり、軸に発生する応力が比較的小さいことから、評価対象外とした。
9-(iii)	主燃料油ポンプ軸受	×	ガスタービン(機関)の軸受に対して裕 度が大きいため、評価対象外とした。
10-(i)	始動用燃料油ポンプ取 付ボルト	×	取付ボルトについては、減速機取付ボルトに対して裕度が大きいため、評価対象外とした。
10-(ii)	始動用燃料油ポンプ摺 動部 (軸とケーシングの クリアランス)	×	ガスタービン付きポンプはガスタービン(機関)に比べて小型軽量であり、軸に発生する応力が比較的小さいことから、評価対象外とした。
10-(iii)	始動用燃料油ポンプ軸 受	×	ガスタービン(機関)の軸受に対して裕度が大きいため、評価対象外とした。
11-(i)	始動用燃料油ポンプ用 モータ取付ボルト	×	取付ボルトについては、減速機取付ボルトに対して裕度が大きいため、評価対象外とした。
11-(ii)	始動用燃料油ポンプ用 モータ 摺動部 (軸とケー シングのクリアランス)	×	ガスタービン付きポンプはガスタービン(機関)に比べて小型軽量であり、軸に発生する応力が比較的小さいことから、評価対象外とした。

第 4. 3. 5-1 表 ガスタービンの動的機能維持評価における 評価対象部位の選定結果(7/7)

No.	基本評価項目	評価 対象	理由
11-(iii)	始動用燃料油ポンプ用 モータ 軸受	×	ガスタービン(機関)の軸受に対して裕 度が大きいため、評価対象外とした。
12-(i)	潤滑油ポンプ取付ボルト	×	取付ボルトについては、減速機取付ボルトに対して裕度が大きいため、評価対象外とした。
12-(ii)	潤滑油ポンプ摺動部 (軸 とケーシングのクリア ランス)	×	ガスタービン付きポンプはガスタービン(機関)に比べて小型軽量であり,軸に発生する応力が比較的小さいことから,評価対象外とした。
12-(iii)	潤滑油ポンプ軸受	×	ガスタービン (機関) の軸受に対して裕度が大きいため、評価対象外とした。

4.3.6 ガスタービン発電機の動的機能維持評価項目の検討結果

島根2号炉における規格適用外の動的機能維持が必要な設備のうち,新たな検討が必要な設備であるガスタービンについて,耐特委での非常用ディーゼル発電機及びポンプ駆動用タービンにおける検討結果を参考に,構造の違いを踏まえた上で地震時異常要因分析を行い,動的機能維持を確認するための基本評価項目の抽出を行った。また,抽出した基本評価項目に対し,ガスタービン発電機の動的機能維持評価における評価対象部位を選定した。

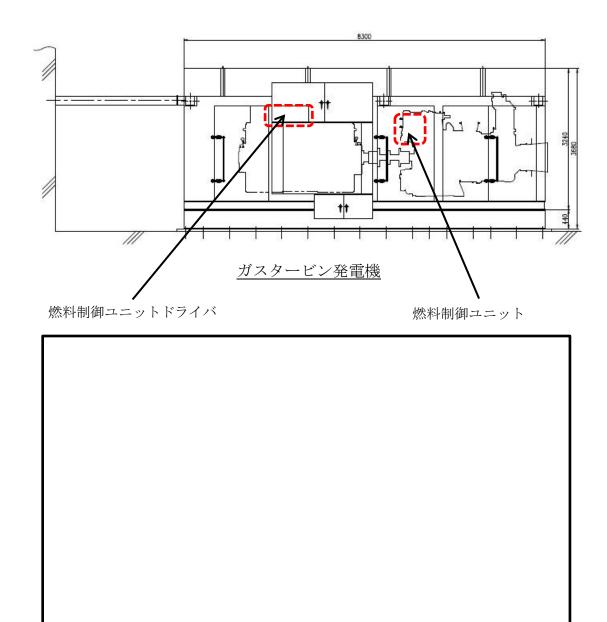
以上の検討結果から、島根2号炉のガスタービン発電機における動的機能維持評価の評価項目については第 4.3.6-1 表に整理し、抽出された評価項目に対して耐震評価を実施する。

第 4.3.6-1 表 島根 2 号炉のガスタービンにおける動的機能維持評価の評価項目の検討結果(1/2)

	н пш.	
No.	評価項目	評価内容
I	ガスタービン機関摺動部	ガスタービンとポンプ駆動用タービンは、回転
	(軸とケーシングとのク	機器として同様な軸系の構造を有しており,ケ
	リアランス)	ーシング、軸系とも剛性が高いことから類似構
		造であると言える。したがって、ガスタービン
		の軸とケーシングのクリアランスも, JEAG
		4601に示されるポンプ駆動用タービンの荷
		重条件を用いて軸の変位量を評価する。
		なお、両端を軸受で支持された軸のたわみ量の
		算出において、軸受自体の剛性による変位は数
		十μm 程度と十分小さく,軸とケーシングとの
		クリアランスを評価する上では有意とはならな
		いため考慮は不要と判断している。一方,軸受
		による軸の支持条件は単純支持として、軸のた
		わみ量が大きくなるよう保守的に評価する。
П	ガスタービン機関軸受	ガスタービンとポンプ駆動用タービンは、回転
		機器として同様な軸系の構造を有しており、ケー
		ーシング, 軸系とも剛性が高いことから類似構
		造であると言える。したがって、ガスタービン
		の軸受も、JEAG4601に示されるポンプ
		駆動用タービンにおける軸受の評価方法を適用
		可能であるが、ここでは軸受荷重の許容値がメ
		一力規定の基本静定格荷重(メーカ保証値)で
		設定されていることから、JIS (JIS B
		1519-2009) に基づくメーカ規定の計算式(ガ
		スタービン回転軸に地震力や運転中のスラスト
		荷重が作用することにより軸受に発生する静等
		価荷重)にて評価する。
		軸受強度は、軸受の剛性に関わりなく軸受に作
		用する荷重が許容される荷重以下であることで
		評価される。

第 4. 3. 6-1 表 島根 2 号炉のガスタービンにおける動的機能維持評価の 評価項目の検討結果(2/2)

No.	評価項目	評価内容
Ш	減速機取付ボルト	ガスタービンと非常用ディーゼル発電機はいず
		れも剛性の高い設備であり、1 質点系モデルに
		置き換えることが可能である。したがって、減
		速機取付ボルトも,非常用ディーゼル発電機と
		同様に1質点系モデルにより評価する。
IV	燃料制御ユニット,燃料制	燃料制御ユニット及び燃料制御ユニットドライ
	御ユニットドライバ	バは解析による評価が困難であるため、実機を
		加振試験することにより電気的機能維持の確認
		を行う。燃料制御ユニット及び燃料制御ユニッ
		トドライバの加振試験を第4.3.6-1 図に示す。
		加振試験により燃料制御ユニットの機能維持評
		価用加速度が機能確認済加速度以下となること
		を確認する。



試験装置

第4.3.6-1 図 燃料制御ユニット及び燃料制御ユニットドライバ 加振試験

5. 詳細検討が必要な設備における動的機能維持の検討方針

機能維持評価用加速度が機能確認済加速度を超えた場合の検討については, J E A G 4 6 0 1 及び耐特委報告書にて, 動的機能維持の評価上必要な基本評価項目が地震時異常要因分析に基づき選定されている (第 5-1 表)。

機能維持評価に当たっては、技術基準規則解釈等の改正を踏まえて、基本評価項目に対して、必要な評価項目を選定し、その妥当性を示した上で検討を実施する。なお、詳細設計段階において、弁の応答加速度(機能維持評価用加速度)が機能確認済加速度を超える場合、JEAG4601に基づき詳細検討を実施する。

第 5-1 表 各設備における基本評価項目(1/2)

詳細検討が必要な設備	機種/形式	基本評価項目
	立形ポンプ/	①基礎ボルト, 取付ボルト
	斜流式	②ディスチャージケーシング
		③バレル
医乙烯特殊人 1. 23 1. 4		④ コラム
・原子炉補機海水ポンプ		⑤軸受
・高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ		⑥ 軸
		⑦冷却水配管
		⑧メカニカルシール熱交換器
		⑨ 電 動 機
	横形ポンプ/	①基礎ボルト
	単段遠心式	②支持脚
		③摺動部(ライナーリング部)
		④ 軸
燃料プール冷却ポンプ		⑤メカニカルシール
		⑥ 軸 受
		⑦電動機
		⑧軸継手
		⑨ケーシングノズル部
		⑩冷却水配管
		①基礎ボルト
	プ/横形 3 連 往復動式	②ポンプ本体取付ボルト ③クランク軸軸受
	11 後 野 八	●クノング 軸軸支●コネクティングロッド軸受
		⑤クロスヘッドガイド摺動部
		⑥バルブシート面
・ほう酸水注入ポンプ		⑦吸込・吐出ノズル
		⑧減速機取付ボルト
		⑨ 歯 車 軸 受 ⑩ 歯 車
		① 電動機
		⑫軸継手
		① 油配管

第5-1表 各設備における基本評価項目(2/2)

詳細検討が必要な設備	機種/形式	基本評価項目
・燃料プール冷却ポンプ用電動機 ・原子炉補機海水ポンプ用電動機 ・高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ 用電動機 ・ほう酸水注入ポンプ用電動機 ・非常用ガス処理系排風機用電動機 ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置 ブロワ用電動機	電動機/横形ころがり軸受、立形ころがり軸受	①端子箱 ②フレーム ③基礎ボルト,取付ボルト ④固定子 ⑤軸(回転子) ⑥軸受 ⑦固定子と回転子のクリア ランス ⑧軸継手
・非常用ガス処理系排風機 ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置 ブロワ	ファン/遠心直結型,遠心直 動式	①ケーシング取付ボルト②ケーシング取付ボルト③軸受取付ボルト⑥イベロックのでは手のではある。 ②を取けがいりのでは、 ②動きでは、 ③動をできる。 ②動をできる。 ③ができる。 ④のできる。 ④のできる。 ④のできる。 ④のできる。 ④のできる。 ④のできる。 ④のできる。 ④のできる。 ④のできる。 ●のでを ●ので。 ●のできる。 ●のできる。 ●のできる。 ●のできる。 ●のできる。 ●のできる。 ●のできる。 ●のできる。 ●のできる。 ●のできる。 ●のできる。 ●のできる。 ●のできる。 ●のできる。 ●のできる。 ●のできる。 ●のできる。 ●のできる。 ●のできる。 ●のでをも。

6. 加振試験が必要な設備における動的機能維持評価の検討 高圧原子炉代替注水ポンプは、海外メーカー製であり、異常要因分析や基本評 価項目の抽出が容易ではないことから、加振試験による評価を実施する。高圧原 子炉代替注水ポンプの構造概要を第6-1図に示すとともに、加振試験の内容を 添付資料1に示す。また、加振試験結果より設定した機能確認済加速度と島根2 号炉高圧原子炉代替注水ポンプの動的機能維持における機能維持評価用加速度 の比較を第6-1表に示す。

第6-1図 高圧原子炉代替注水ポンプの構造概要図

第 6-1 表 島根 2 号炉高圧原子炉代替注水ポンプ機能維持評価用加速度と 機能確認済加速度の比較

島根 2 号炉 高圧原子炉代替注水ポンプ 機能維持評価用加速度 ^{注1} [G]	加振試験により確認された 機能確認済加速度 [G]
水平:0.81	
鉛直:0.58	

注1:機能維持評価用加速度は、暫定値であり今後設計進捗に より変更の可能性がある。

7. 弁の動的機能維持評価に用いる配管系の応答値について

技術基準規則解釈等の改正を踏まえて、島根2号炉の配管系に設置される弁の機能維持評価に適用する加速度値の算定方針について、規格基準に基づく設計手順を整理し、比較することにより示す。規格基準に基づく手法としてJEAG4601の当該記載部の抜粋を第7-1図に示す。

(1) 規格基準に基づく設計手順の整理

JEAG4601において、弁の動的機能維持評価に用いる弁駆動部の応答加速度の算定方針が示されている。配管系の固有値が剛と判断される場合は最大加速度(ZPA)を用いること。また、柔の場合は設計用床応答スペクトルを入力とした配管系のスペクトルモーダル解析を行い、算出された弁駆動部での応答加速度を用いることにより、弁の動的機能維持評価を実施することとされている。

(2) 今回工認における島根2号炉の設計手順

今回工認における島根2号炉の弁駆動部での応答加速度値の設定は、上記 JEAG4601の規定に加えて、一定の余裕を見込み評価を実施する方針 とする。

a. 剛の場合

配管系が剛な場合は,最大加速度に一定の裕度を考慮し,1.2倍した値(1.2 ZPA)を弁駆動部の応答加速度を算出し,機能維持評価を実施する。

b. 柔の場合

配管系の固有値が柔の場合は、JEAG4601の手順と同様にスペクトルモーダル解析を行い、弁駆動部の応答加速度を算出した値に加えて、剛領域の振動モードの影響を考慮する観点から1.2倍した最大加速度(1.2ZPA)による弁駆動部の応答加速度を算定し、いずれか大きい加速度を用いて機能維持評価を行う方針とする。

また、弁駆動部の応答加速度の算定に用いる配管系のスペクトルモーダル解析において、剛領域の振動モードの影響により応答加速度の増加が考えられる場合には、剛領域の振動モードの影響を考慮するため、高周波数域の振動モードまで考慮した地震応答解析を行う。地震応答解析に用いる 20Hz 以上(周期 0.05s 以下)の高振動数領域を考慮した床応答スペクトルは、従来から適用している 20Hz 以下(周期 0.05s 以上)の床応答スペクトルの作成方法と同様に、建物や連成解析から得られた応答加速度時刻歴を用いて算出し、周期軸方向に拡幅して設定する。弁の動的機能維持評価に適用する床応答スペクトルのイメージを第7-2 図に示す。

弁の機能維持評価における規格基準に基づく耐震設計手順及び島根2号炉の耐震設計手順の比較を第7-1表に示す。

第7-1表に示すとおり、島根2号炉における弁の機能維持評価に用いる加速度値としては、規格基準に基づく設定方法に比べて一定の裕度を見込んだ値としている。

第7-1表 弁の動的機能維持評価の耐震設計手順の比較

配管系の 固有値	J E A G 4 6 0 1	島根 2 号炉
剛の場合	最大応答加速度 (1.0 Z P A) を適用す	最大応答加速度を 1.2 倍した値 (1.2
	る。	ZPA)を適用する。
柔の場合	スペクトルモーダル解析により算出し	スペクトルモーダル解析により算出し
	た弁駆動部の応答を適用する。	た弁駆動部の応答 ^{注1} 又は最大応答加
		速度を 1.2 倍した値 (1.2 Z P A) のい
		ずれか大きい方を適用する。

注1:高周波数領域の振動モードまで考慮した地震応答解析を行う。

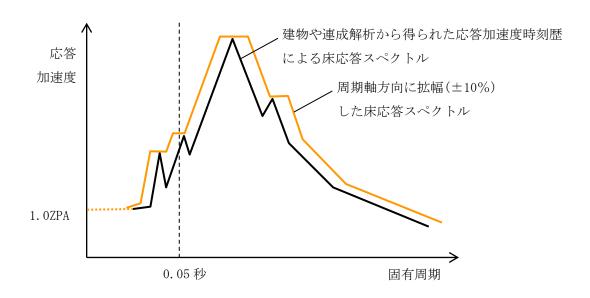
(5) 地震応答解析

弁の地震応答を算出するに当たり、(4)項で作成した弁モデルを配管系モデルに組み込み、地震応答解析を実施する。この場合の解析方法は、配管系の固有値に応じて静的応答解析法あるいはスペクトルモーダル応答解析法を用いる。

配管系の固有値が剛と判断される場合は、静的応答解析を行うが、この場合弁に加わる加速度は設計用床応答スペクトルのZPA(ゼロ周期加速度)であり、これを弁駆動部応答加速度と見なして評価を行う。また、剛の範囲にない場合には、原則として(3)項で定めた設計用床応答スペクトルを入力とする配管系のスペクトルモーダル解析を行い、算出された弁駆動部応答加速度を用いて弁の評価を実施する。更に、弁の詳細評価が必要となる場合には、弁各部の強度評価に必要な応答荷重を算出する。

なお、減衰定数については現在配管系の解析に使用されている0.5~2.5%の値を用いるものとする。

第7-1 図 JEAG4601-1991 抜粋



第7-2図 弁の動的機能維持評価に適用する床応答スペクトル(イメージ)

別表1 検討対象設備の抽出結果(1/4)

			機能維持評価用加速度がAt超 過時の評価方法がJEAGに規	JEAG4601適用性確認			機能	6確認済加速度(At)との比較		
施設区分/設備名称	動的機能維持要求の有無	動的機能維持 の確認方法	定されているか ○:規定されている ×:規定されていない -:対象外	機種名	形式 (適用範囲)	設備容量	適用性 〇:適用可 ×:適用外	方向	機能維持評価 用加速度 ^{注1}	機能確認済加速度	備考
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵 使用済燃料貯蔵設備	帕股										
使用済燃料貯藏槽冷却浄化設備											
燃料プール冷却系					1	1			I	3 9(軸高名方向)	機能維持評価用加
		JEAG4601 による確認	×	横形ポンプ	単段遠心式 (~2400m ³ /h)	198m³/h	0	水平	1.46	1.4(軸方向)	速度がAt超過のた め詳細検討を実施
燃料プール冷却ポンプ	有							鉛直	1.44	1.0	する。 機能維持評価用加
		JEAG4601 による確認	×	電動機	横形ころがり軸受 (~950kW)	110kW	0	水平	1.46	4.7	速度がAt超過のた め詳細検討を実施
燃料プールスプレイ系		1-0-0-1880						鉛直	1.44	1.0	する。
- MINT / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	_	_	_		_		_		_	_	_
その他の核燃料物質の取扱施設	及び貯蔵施設										
原子炉冷却系統施設											
原子炉冷却材再循環設備 原子炉再循環系											
原子炉再循環ポンプ	無	_	_	_	_	-	-	_	_	_	_
原子炉冷却材の循環設備					1				l		
主蒸気系					Ī	<u> </u>			Ι		
±0.4 ₹	-		_			_	_				_
給水系									T _		
残留熱除去設備			_								
残留熱除去系											
		JEAG4601	×	立形ポンプ	ピットバレル形	1218m ³ /h	0	水平	0.81	10.0	
残留熱除去ポンプ	有	による確認			(∼1800m³/h)	1210111 / 11	Ů	鉛直	0.58	1.0	
		JEAG4601	×	電動機	立形すべり軸受	560kw	0	水平	0.81	2.5	
		による確認			(∼2700kW)			鉛直	0.58	1.0	
非常用炉心冷却設備その他原子が 高圧炉心スプレイ系	沪注水設備										
		JEAG4601			ピットバレル形			水平	0.81	10.0	
		による確認	×	立形ポンプ	(~1800m³/h)	1342m³/h	0	鉛直	0.58	1.0	
高圧炉心スプレイポンプ	有	JEAG4601			立形すべり軸受			水平	0.81	2.5	
		による確認	×	電動機	(~2700kW)	2380kw	0	鉛直	0.58	1.0	
低圧炉心スプレイ系											
		JEAG4601 による確認	×	立形ポンプ	ピットバレル形	1164m³/h	0	水平	0.81	10.0	
低圧炉心スプレイポンプ	有	による確認			(~1800m³/h)			鉛直	0.58	1.0	
		JEAG4601 による確認	×	電動機	立形すべり軸受 (~2700kW)	910kw	0	水平	0.81	2.5	
高圧原子炉代替注水系		いよる相談の			(**2700kW)			鉛直	0.58	1.0	
尚比原于炉代替往水系					I				Ι		
							~	水平	-	-	・設備の構造が
高圧原子炉代替注水ポンプ	有	加振試験による確認	×	横形ポンプ	タービン駆動水潤滑式	93m ³ /h	(該当型式 なし)				JEAG4601適用外 のため,加振試験
								鉛直	-	-	を実施する。
低圧原子炉代替注水系					1						
		JEAG4601	×	横形ポンプ	多段遠心式	230 m ³ /h	0	水平	-	3.2(軸直角方向) 1.4(軸方向)	
低圧原子炉代替注水ポンプ	有	による確認	^	1900/4/2/	(~700m ³ /h)	200 III / II		鉛直	-	1.0	
	.7	JEAG4601	×	電動機	横形ころがり軸受	210 kW	0	水平	-	4.7	
		による確認			(∼950kW)			鉛直	_	1.0	
原子炉冷却材補給設備 原子炉隔離時冷却系											
		JEAG4601			多段遠心式			水平	0.81	3.2(軸直角方向) 1.4(軸方向)	
原子炉隔離時冷却ポンプ	有	による確認	×	横形ポンプ	(~700m³/h)	99 m ³ /h	0	鉛直	0.58	1.0	
原子炉隔離時冷却ポンプ駆動		JEAG4601		ポンプ駆動用	RCICポンプ用 (プラント出力等による		_	水平	0.81	2.4	
用蒸気タービン	有	による確認	×	タービン	構造, 寸法の違いはほ とんどない。)	550 kW	0	鉛直	0.58	1.0	
原子炉補機冷却設備			•		•				•		
原子炉補機冷却系及び原子炉補材	元海水 系							水平	0.92	3.2(軸直角方向)	
		JEAG4601 による確認	×	横形ポンプ	単段遠心式 (~2400m³/h)	1680 m ³ /h	0	小平 鉛直	0.92	1.4(軸方向)	
原子炉補機冷却水ポンプ	有							水平	0.97	4.7	
		JEAG4601 による確認	×	電動機	横形ころがり軸受 (~950kW)	360 kW	0	小平 鉛直	0.92	1.0	
								水平	1.42	10.0	機能維持評価用加
		JEAG4601 による確認	×	立形ポンプ	斜流式 (~7600m³/h)	2040 m ³ /h	0	小十 鉛直	1.42	1.0	速度がAt超過のた め詳細検討を実施
原子炉補機海水ポンプ	有			-		+	+	水平	1.42	2.5	する。 機能維持評価用加
		JEAG4601 による確認	×	電動機	立形ころがり軸受 (~1300kW)	410 kW	0	小十 鉛直	1.34	1.0	速度がAt超過のた め詳細検討を実施
					<u> </u>			NO INC.	1.01	1.0	する。

別表1 検討対象設備の抽出結果(2/4)

### 1985				機能維持評価用加速度がAt超		JEAG4601適用性確認			機能確認済加速度(At)との比較				
高部からハア・「報酬の関係という」では関係である。 - 1.2.5.5.000	施設区分/設備名称	動的機能維持要求の有無	動的機能維持 の確認方法	○:規定されている×:規定されていない	機種名		設備容量	〇:適用可	方向	機能維持評価 用加速度 ^{注1}		備考	
### 1500 100 100 100 100 100 100 100 100 10	高圧炉心スプレイ補機冷却系及(び高圧炉心スプレイ補機海水系		一:対象外				△.適用2下					
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##			IF AG4601			単段凄心式			水平	0.88	3.2 (軸直角方向) 1.4 (軸方向)		
변환	京田信心フザルノ対性を知えず			×	横形ポンプ		240 m ³ /h	0	鉛直	0.64			
(1.400년) A 1.40년 (1.40년) A	シブ シブ 情候の かんか	有	TF A C 4001			100 TK = 7 17 N 44 75			水平	0.88	4.7		
REAGNOT 1			JEAG4601 による確認	×	電動機	何がころがり申ば (~950kW)	37 kW	0	鉛直	0.64	1.0		
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##			TD 1 0 1001			AN INT -					10.0		
## ACCIDITATION AND			JEAG4601 による確認	×	立形ポンプ		$336~\text{m}^3/\text{h}$	0				め詳細検討を実施	
### 1588년 ***	高圧炉心スプレイ補機海水ボン プ	有										機能維持評価用加	
展示性性性がある。			JEAG4601 による確認	×	電動機	立形ころがり軸受 (~1300kW)	75 kW	0				め詳細検討を実施	
東子学の名の	原子炉補機代替冷却系								NI Inc.	1.51	1.0	76.	
	-	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	
	原子炉冷却材浄化設備												
理解性	原子炉浄化系	T						1					
解析性 (_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	
Amage													
## 11:5 金組			IE A C-4601			BWD	BWD		水平	評価用変位			
報酬機能を記載	制御棒(地震時挿入性)	有	による確認	×	制御棒	標準型式	標準型式	0	鉛直	詳細設計段階で	で鉛直方向地震に		
日子原名の名の指揮 日子原名の名の形容 日子原名の名の形容 日子原名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の	制御材駆動装置							l		ケンが、種	CRIM 7 V		
日本語の	制御棒駆動水圧系	I					ı		Г				
日本語の	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
JEAG4601 1-2													
1.2.6 機能			TEAC4601						水平	1.17	1.6		
				×	往復動式ポンプ		9.72 m ³ /h	0	鉛直	1.49	1.0	め詳細検討を実施	
Part	ほう酸水注入ポンプ	有								1.17	4.7	機能維持評価用加	
接性複数性の				×	電動機		45 kW	0		1.49		め詳細検討を実施	
接受政策を受ける	放射性廃棄物の廃棄施設											9 00	
中央制御返送風機 有 JEAG-4901 X アアン 達し番結理 2000 m²/min の													
中央制御室送風機 有 JEAG-4601 ICL を構態 × アアン (~250m/min) の m /min の													
中央制算室送風機			JEAG4601	· ·	727				水平	1.10	2.3		
JEAG 4601 による確認	rin rin Hull Gaz city 14 190 1406	+	による確認	^	2,72	(∼2900m³/min)	m ³ /min		鉛直	0.93	1.0		
中央制御室非常用再循環送風 有	中大时仰至达成機	H	JEAG4601	,	685-464, 1400	横形ころがり軸受	100 111/		水平	1.10	4.7		
中央制御選弁常用再獲得送風 有			による確認	^	电图外接	(∼950kW)	180 KW		鉛直	0.93	1.0		
中央制御室井常用再循環送風 有			IF AG4601			读心直結型		_	水平	1.10	2.3		
### PASS PA	中中制御安非常用再循環送圖		による確認	×	ファン		534 m³/min	0	鉛直	0.93	1.0		
たよら確認	機	有	IE A C 4601			機形でスポロ軸感			水平	1.10	4.7		
第金幹険無所機反変順系				×	電動機		30 kW	0	鉛直	0.93	1.0		
整急時対策所義な変調系	中央制御室空気供給系												
生産産産装置 その他の放射器管理能度 原子甲格納密度 原子甲格納密度 「原子甲格納密度 「原子中格納密度 「原子中格・「原子中格・「原子中格・「原子中格・「原子中格・「原子中格・「原子中格・「原子中格・「原子中格・「原子中格・「原子中格・「原子中格・「原子中格・「原子中格・「原子中格・「原子中格・「原子中格・「原子	-	_	_	_	-	-	-	-	_	-	_	_	
表の他の放射器管理施設	緊急時対策所換気空調系	Ī	· I					1					
表の他の放射器管理施設	-	_	_	_	_		_	-	_			_	
原子伊格前施設 原子伊格前衛選安全設備 原子伊格前衛選女之授備 格前容部代替×オブレイ森 													
原子炉格納容器スプレイ設備 格納容器代替スプレイ系	原子炉格納施設												
務前容部代替×オンイ系													
ペデスタル代替注水系													
我宿熱代替除去ポンプ 有 JEAG4601 × 電影機 様形ポンプ 単段達心式 (~2400m²/h) 150 m²/h の	-	-	_	_	_	-	-	-	_	-	_	-	
残留熱代替除去ポンプ 有 JEAG4601 による確認 × 機形ポンプ 単设造心式 (~2400m²/h) 150 m³/h の	ベデスタル代替注水系	·											
BAG4601 X 機形ポンプ 単段連心式 (~2400m²/h) 150 m²/h 公立 水平 0.81 3.2(検電角方向) 1.4(検力向) 公立 公立 公立 公立 公立 公立 公立 公	_	_	_	_	_	_	_	_	_			-	
EAG4601 × 模形ポンプ 単段速点式 (~2400m²/h) 150 m³/h ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	残留熱代替除去系							1			9.9(糾		
表音を (~2400m7h)				×	横形ポンプ		150 m ³ /h	0	水平	0.81	3.4 (軸方向) 1.4 (軸方向)		
JEAG4601 × 電動機 横形ころがり軸受 75 kW ○ 本平 0.81 4.7	残留熱代替除去ポンプ	有	トレナシが開発			(~2400m⁻/h)			鉛直	0.58	1.0		
			JEAG4601	×	電動機	横形ころがり軸受	75 kW	0	水平	0.81	4.7		
			による確認			(∼950kW)			鉛直	0.58	1.0		

別表1 検討対象設備の抽出結果(3/4)

### 12 전 1				機能維持評価用加速度がAt超 過時の評価方法がJEAGに規		JEAG4601適用性	確認		機自	・確認済加速度(₽)		
	施設区分/設備名称	動的機能維持要求の有無		定されているか ○:規定されている ×:規定されていない	機種名	形式 (適用範囲)	設備容量	〇:適用可	方向		機能確認済加速度	備考
## 15 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		性ガス濃度制御設備並びに格料	内容器再循環設備						<u> </u>			•
### 1000mm 1	非常用ガス処理糸							I	-de 777	1.17	0.0	機能維持評価用加
변경				×	ファン		$74\text{m}^3/\text{min}$	0		_		速度がAt超過のた
## 18-15-16-16-16-16-16-16-16-16-16-16-16-16-16-	非常用ガス処理系排風機	有	(Co. Sympo			(**2900m / mm)			鉛直	1.49	1.0	する。
				V	487 a64 bib		22 144	0	水平	1.17	4.7	速度がAt超過のた
### 100			による確認	^	PEL9671590	(∼950kW)	22 KW		鉛直	1.49	1.0	
변변 1 변경 1	可燃性ガス濃度制御系											
### 15-08 변경 15-08			JEAG4601		7-1	遠心直動型		_	水平	1.17	2.6	速度がAt超過のた
## 100	可避休书7海库制御で百往△		による確認	^	752	$(\sim 2500 \text{m}^3/\text{min})$	4.25 m ⁻ /min	0	鉛直	1.49	1.0	め詳細検討を実施
日本の日本の日本日本日本日本 日本の日本 日本の日本 日本の日本 日本の日本 日本の日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	芸置プロワ	有							水平	1.17	4.7	機能維持評価用加
Part				×	電動機		15 kW	0			1.0	め詳細検討を実施
# 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	四乙 行建 物 少 李 進 度 协利 价 借								30 IH.	1.49	1.0	する。
日本の 日本												
日本の 日本	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
日本の 日本	原子炉格納容器關気設備											
おおけられ 10 10 10 10 10 10 10 1												
	-	-	-	-	-	_	_	-	_	-	_	-
************************************	圧力逃がし装置								l			
### 15 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1												,
### 15 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	-	-	-	-	-		_	-		- T	_	
### 15 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	その他発電用原子炉の附属施設											
# 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	非常用電源設備											
### 15-00-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-												
### ACCION 1		置及び保護総雷装置										
### ### ### ### #### ################	71 117177 1 70 42144 121777	MILITER OF PERSONS AND AND AND AND						I	水平	0.88	1.1	
#				×			6150kW	0		 		1
									鉛直	0.64	1.0	
### 1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-			JEAG4601		帽油壮樹	LIC#8	UC₩	0	水平	0.88	1.8]
Page		有	による確認	^	阿还安Ш	00//>	00/6		鉛直	0.64	1.0	
EACASO	アイービル機関及い完电機											発電機の基本構造
上上の確認			IF AG4601			横形すべり軸受			水平	0.88	2.6	は電動機と同一で
# 新たた検討 という できまった できまった。 これます こと できまった できまった できまった できまった できまった できまった こと これまからまた こと できまった			による確認	×	電動機	(~1400kW)	5840kW	0				機における機能確
##									鉛直	0.64	1.0	部別加速及を適用 する。
# 1.2 大の機関								×	水平	_	_	
# 1 1 2 4 7				×	横形ポンプ	スクリュー式	$4 \text{ m}^3/\text{h}$					め新たな検討を実
RACI-GO1 1.5 高磁路 株形・大きの地域 大きの地域 大きのは 大		有						140)				施する。
展記的なアンイ系ディーゼル発電設備の開発業及び保護機能製業 BAC4601				×	電動機		2.2 kW	0	水平	1.22	4.7	1
正正呼んスプレイ系ディーゼルを電影響限度及び発達維度状態			により開設			(~950kW)			鉛直	0.78	1.0	
Facility			t- ma									
### Para	尚圧炉心スプレイ糸アイーセル発	・電政制励総装直及い保護機電3	代版				I					I
展記				×			3480kW	0	水平	0.88	1.1	1
AEPOATOLYATAFATATURA 発電機器 発電機器 発電機器 「EAG4601 X 電動機 模形すべり軸受 (-1400AV) 2200AW			(CACOTERIO		7 1 C/*19K1N	(·13300kW)			鉛直	0.64	1.0	
A			IEAG4601		alma hadan Liu (1938)	VOW.	11077	_	水平	0.88	1.8	
### A PAP - LE N A PAP - LE	高圧炉心スプレイ系ディーゼル 発電設備ディーゼル機関及び	有	による確認	× ×	調포装直	UG#/	UG#	0	鉛直	0.64	1.0	1
IEAG4601 X 電動機 模形ポンプ A m²/h (文 kg) 大文 を確認 模形ポンプ A m²/h (文 kg) 大文 kg) 大 kg) 大文 kg) 大 kg) 大z kg)	発電機											発電機の基本構造
TAAP-UV発電機用燃料移送 本平 1.47 4.7 1.6 1.0 1.			JEAG4601		480-464-460	横形すべり軸受	20001111	_	水平	0.88	2.6	は電動機と同一であることから、電動
### 1.22 本の			による確認	× ×	運動機		3200kW	0	Arvate	0.64	1.0	機における機能確
新たた検討 × 機形ポンプ スクリュー式 4 m²/h (該当型式 水平 1.22 4.7 分析た体料を実施 2.2 kW の適用対象外のた 体料を対した 対策を対した 対策を対した 対策を対した 対策を対した 対策を対した 対策を対した 対策を対した 対策を対して 対策を対し 対策を対して 対策を対し 対策を対して 対策を対して 対策を対して 対策を対し 対策を対して 対策を対し 対策を対して 対策を対し 対策を対し 対策を対し 対策を対し 対策を対し 対策を対し 対									90 III.	0.04	1.0	する。
### 1.22 4.7 1.22			新たな検討		Att w/ 10,	and the last of the	. 2		水平	-	-	型式がJEAG4601 の適用対象外のた
### 1.22 4.7 Face	真田柘木マカングボ・ ゼン			×	横形ポンプ	スクリュー式	4 m ³ /h		鉛直	-	-	め新たな検討を実
1.2. 1.2.		有								1 99	4 7	
ガスタービン発電機 ガスタービン発電機の軽装置及び保護機電装置 新たな検討			JEAG4601 による確認	×	電動機	横形ころがり軸受 (~950kW)	2.2 kW	0				1
ガスタービン発電機励福装置及び保護商電装置 新たた検討 × ガスタービン機関 機関本体 4800kW (鉄道型式 なし)	ガスタービンな無線							L	対但	0.78	1.0	
### 1.47		保護継電装置										
### A ###									水平	_	_	
ガスタービン発電機 有			新たな検討 による確認	×	ガスタービン機関	機関本体	4800kW	(該当型式				の適用対象外のた
JEAG4601 による確認 × 電動機 模形ころがり軸受 (~950kW) 4800kW ・ 木平 1.47 4.7 は電動機に同一であることか。電動機における機能は 協における機能は 設計が重整を適用する。 ガスタービン発電機用燃料移送 ボンブ オ スクリュー式 4 m²/h による確認 × マ 型式がIPAG4601 の適用対象外のたか が所た体討を実施する。 ・ 本平 型式がIPAG4601 の適用対象外のた が所た体討を実施する。 JEAG4601 による確認 × 電動機 機形ころが即数である。 ・ 本平 0.96 4.7								なし)	鉛直	-	-	施する。
IEAG4601 X 電動機 横形ころがの軸受 (〜950kW) 4800kW ○ かることから、電動 域には15 代機能能	ガスタービン発電機	有							水平	1.47	4.7	発電機の基本構造 は電動機と同一で
### 10.69 1.0 認済加速度を適用 すっちょう 1.0 認済加速度を適用 する。 1.0 認済加速度を適用 する。 1.0 認済加速度を適用 する。 1.0 認済加速度を適用 する。 1.0 記済加速度を適用 する。 1.0 記述しまる。 1.0 1.0 記述しまる。 1.0 記述しまる。 1.0 記述しまる。 1.0 記述しまる。 1.0 1.0 記述しまる。 1.0 1.0 記述しまる。 1.0 1.0 記述しまる。 1.0 1.0 記述しまる。 1.0 1.				×	電動機		4800kW	0				あることから、電動
## A			(一人・シリ集員)			(-SJURW)			鉛直	0.69	1.0	認済加速度を適用
新たた検討 × 機形ポンプ スクリュー式 4 m²/h (該当型式 なし) 新充た検討を実 がブ									.1			型式がJEAG4601
ガスターピン発電機用燃料移送 ボンブ IEAC4601				×	横形ポンプ	スクリュー式	$4 \text{ m}^3/\text{h}$	(該当型式				の適用対象外のた
JEAG4601 × 電動機 横形ころがり軸受 (~9.501MV) 3.7 kW ○ 水平 0.96 4.7	ガスタービン発電機用燃料移送	有	w record?					なし)	鉛直	-	-	施する。
t = トス 20mm (~ 0.5 (0.1 M)	かイノ		JEAG4601	_	90 ph.100		3 7 1411	0	水平	0.96	4.7]
			による確認	_ ^	mgs_96/7 TXX		J. I KW		鉛直	0.61	1.0	

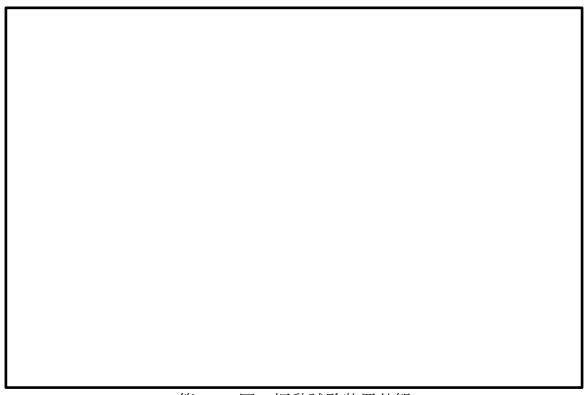
別表 1 検討対象設備の抽出結果(4/4)

			機能維持評価用加速度がAt超 過時の評価方法がJEAGに規		JEAG4601適用性研	东認		機能	E確認済加速度(A	At)との比較	
施設区分/設備名称	動的機能維持要求の有無	動的機能維持 の確認方法	定されているか ○:規定されている ×:規定されていない -:対象外	機種名	形式 (適用範囲)	設備容量	適用性 〇:適用可 ※:適用外	方向	機能維持評価 用加速度 ^{注1}	機能確認済加速度	備考
弁	·										
一般弁											
グロープ弁 ^{注2}	有	JEAG4601 による確認	0	-	_	-	-	-	-	-	-
ゲート弁 ^{注2}	有	JEAG4601 による確認	0	-	-	-	-	-	-	-	-
バタフライ弁 ^{注2}	有	JEAG4601 による確認	0	-	_	-	-	-	-	-	-
逆止弁 ^{注2}	有	JEAG4601 による確認	0	-	-	-	-	-	-	-	-
特殊弁											
主蒸気隔離弁 ^{注2}	有	JEAG4601 による確認	0	-	_	-	-	-	-	-	-
安全弁 ^{注2}	有	JEAG4601 による確認	0	-	-	-	-	-	-	-	-
制御棒駆動系スクラム弁 ^{注2}	有	JEAG4601 による確認	0	_	_	-	-	-	-	-	-

注1:機能維持評価用加速度は、暫定値であり今後設計進捗により変更の可能性がある。 注2:弁の確認結果については、詳細設計段階にて示す。

高圧原子炉代替注水ポンプの加振試験について

高圧原子炉代替注水ポンプは横形のポンプであるが、原動機であるタービンと一体構造となっており、JEAG4601における適用形式が異なることから、機能確認済加速度を用いた評価とすることができない。そのため、機能確認済加速度を設定することを目的とし、 を用いて、高圧原子炉代替注水ポンプに対する加振試験を実施した。加振試験の概要について、以下に示す。
1. 試験概要 高圧原子炉代替注水ポンプはタービンと一体構造であるため,ガバナ等の付属品を含む形で試験を実施した。ポンプ断面イメージ図を第1-1図に示す。 試験方法としては振動特性把握試験を実施し固有振動数を求め,剛構造であることを確認した後,機器の据付位置における機能維持評価用加速度を包絡する加振波で加振試験を実施した。また,加振試験に加え,試験前後の性能比較及び試験後に機器毎の部品に分解し目視検査を実施することで健全性を確認している。振動試験装置外観を第1-2図,加振台仕様を第1-1表に示す。
第 1-1 図 ポンプ断面イメージ図



第1-2図 振動試験装置外観

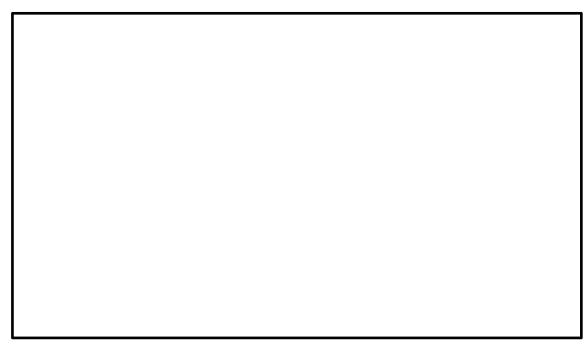
第1-1表 加振台仕様



2. 振動特性把握試験

2.1 試験条件

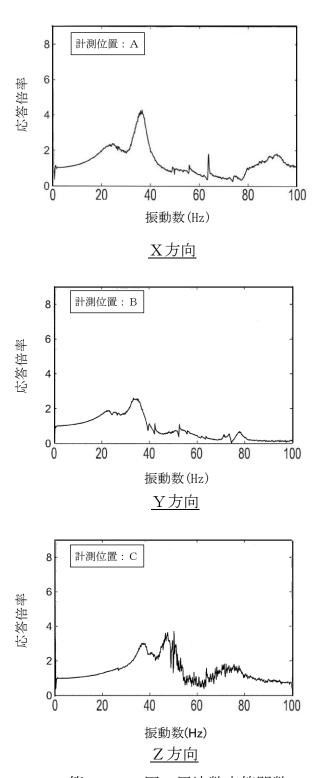
ポンプに3 軸加速度計を取付け, までの範囲のランダム波による各軸単独加振を実施し, 応答加速度による周波数応答関数から固有周期を求める。計測センサー取付位置を第2.1-1 図に示す。



第2.1-1 図 計測センサー取付位置

2.2 試験結果

試験結果として得られた周波数応答関数を第 2.2-1 図に,各軸方向の固有振動数を第 2.2-1 表に示す。第 2.2-1 表より,各軸方向について剛構造と見なせる固有周期 0.05 秒を十分に下回る結果が得られた。



第2.2-1 図 周波数応答関数

第2.2-1表 各軸方向の固有振動数

方向	固有周期 [s]	固有振動数 [Hz]
X		
Y		
Z		

3. 加振試験

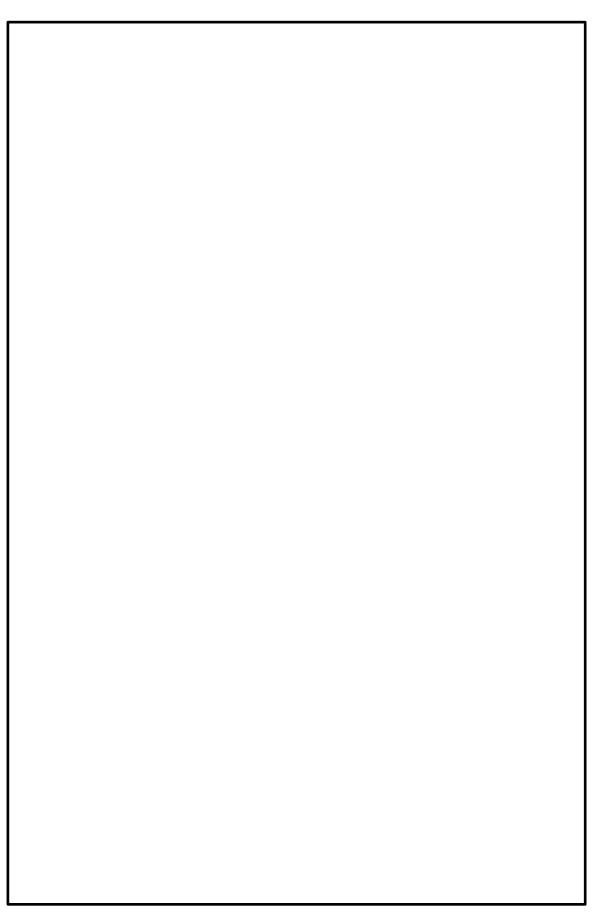
3.1 試験条件

加振試験における試験条件を第 3.1-1 表に示す。また,加振台上の加速度時刻歴波形を第 3.1-1 図に,加振台床応答曲線と島根 2 号炉の高圧原子炉代替注水ポンプの設置位置における床応答曲線(以下「HPAC 床応答曲線」という。)の比較を第 3.1-2 図に示す。機器の固有周期は 0.05 秒を下回っており,剛構造と見なせることから,機器設置位置における機能維持評価用加速度を包絡する加振波を生成し,加振試験を実施する。加振方向は水平(前後,左右)及び鉛直方向の三軸同時加振とする。なお,第 3.1-1 図に示す加振台床応答曲線は,加振波を入力とした振動台の時刻歴応答波形の床応答曲線であり,振動台の の影響により,50Hz 近傍にピークが生じている。

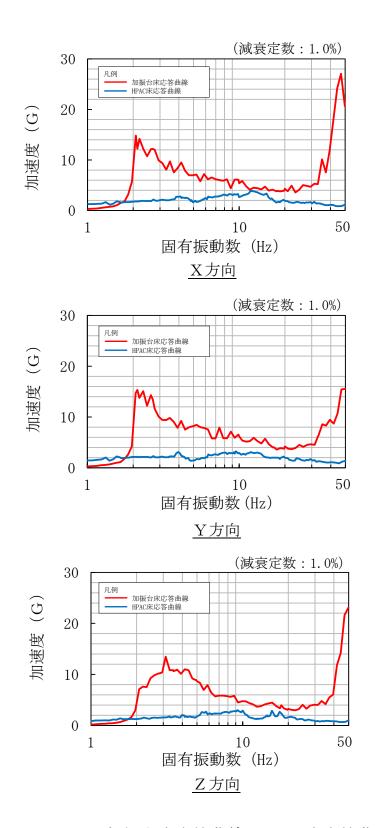
第3.1-1表 加振試験条件

項目	試験条件	
加振地震波	ランダム波	
加振方向	水平2方向+鉛直方向の3軸同時加振試験	
運転状態	停止中加振 ^{注1} (満水状態)	
取付条件	振動台上に設置された台板にボルトにて取り付け	

注1:重大事故等は「地震の独立事象」として扱っており、高圧原子炉代替注水ポンプの 運転を想定する時間は、事象発生後約8.3時間であることから、地震荷重との組合 せが不要な期間 $(10^{-2}$ 年)より短時間であるため、加振試験条件として停止時を考慮する。



第3.1-1 図 加振台上の加速度時刻歴波形



第3.1-2 図 加振台床応答曲線と HPAC 床応答曲線の比較

3.2 試験結果

以下について機器に異常のないことを確認し,本試験において加振台での最大加速度を整数位で切り捨てた値を機能確認済加速度とした。

- (1)漏えいのないこと。
- (2) 構造上損傷のないこと。
- (3) 加振中にガバナが 以上変位しないこと。
- (4) トリップ装置が誤作動しないこと。
- (5) 動作試験として、加振試験前後の性能比較を実施し、機器の健全性並びに動作性に異常のないこと。
 - a. 高圧及び低圧時における定格流量点で設計揚程の の範囲に あること。
 - b. 高圧時による性能試験で、必要揚程を下回らないこと。
 - c. 高圧時による性能試験で、設定締切揚程を上回らないこと。
 - d. 正常にトリップ機能が動作すること
 - e. 漏えいのないこと
- (6) 加振試験後に機器毎の部品に分解し、外観目視点検により損傷のないこと。

加振試験における機能確認済加速度と,島根2号炉高圧原子炉代替注水ポンプの動的機能維持における機能維持評価用加速度の比較を第3.2-1表に示す。また,試験体と島根2号炉高圧原子炉代替注水ポンプの主な仕様の比較を第3.2-2表に示す。

第3.2-1表 機能確認済加速度と島根2号炉高圧原子炉代替注水ポンプ 機能維持評価用加速度の比較

方向	島根2号炉 高圧原子炉代替注水ポンプ 機能維持評価用加速度 ^{注1} [G]	試験により確認された 機能確認済加速度 [G]	加振台加振試験時 最大加速度 [G]
X	0.81		
Y	0.81		
Z	0.58		

注1:機能維持評価用加速度は、暫定値であり今後設計進捗により変更の可能性がある。

第3.2-2表 高圧原子炉代替注水ポンプの主な仕様の比較

20 = 2			*	
			島根 2 号炉	
		試験体	高圧原子炉代替注水	
			ポンプ	
		1430mm (長さ)	1394mm (長さ)	
外形。	寸法	940mm (幅)	850mm (幅)	
		1285mm (高さ)	1251.5mm (高さ)	
重量		3740kg	3280kg	
ポンプ	種類	ターボ形		
W > J	容量	136 m³/h	93 m³/h	
原動機	種類	背圧式蒸気タービン		
小男/成	出力	553kW	567kW	

ガスタービン発電機の加振試験について

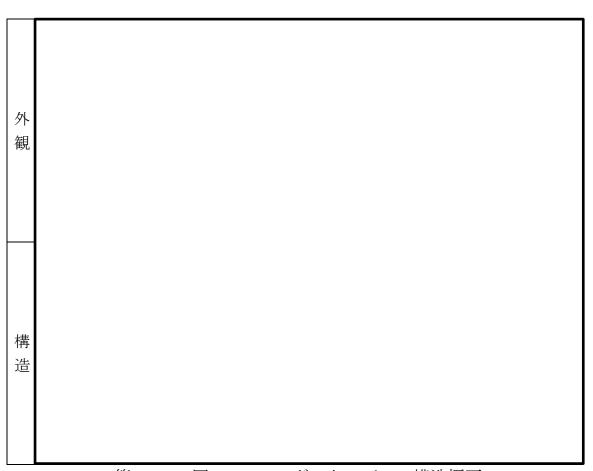
米国PWR向けのガスタービン(以下「US-APWR ガスタービン」という。)について、加振試験が実施されている $^{[1]}$ 。

島根2号炉のガスタービンと US-APWR ガスタービンは類似の仕様であることから,島根2号炉のガスタービン発電機に対する動的機能維持のための新たな検討の補足として, US-APWR ガスタービンに対する加振試験を示すとともに, US-APWR ガスタービンと島根2号炉のガスタービンの類似性を示す。

1. US-APWR ガスタービン加振試験

1.1 試験概要

US-APWR ガスタービンは、米国における電気設備の加振試験に関して規定されている IEEE Std $344^{[2]}$ に基づき試験が実施されている。実規模の試験における US-APWR ガスタービンの構造概要を第 1.1-1 図に示す。



第 1.1-1 図 US-APWR ガスタービンの構造概要

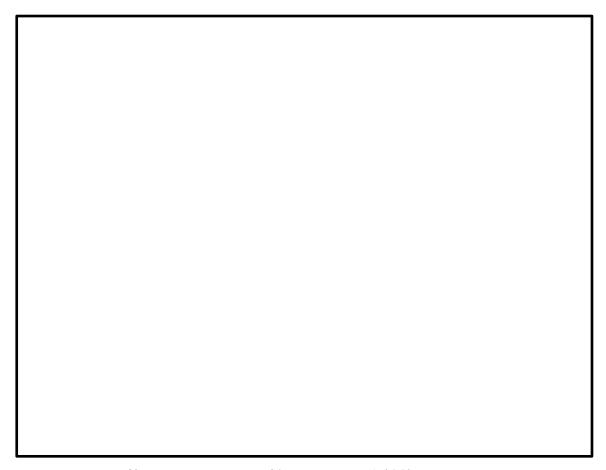
1.2 振動特性把握試験

1.2.1 試験条件

振動特性把握試験における試験条件を第 1.2.1-1 表に示す。水平(軸方向、軸直方向)及び鉛直方向に対して、それぞれ 1~50Hz の振動数範囲で加振レベル約 0.1 G の正弦波掃引加振を実施し、ガスタービンの固有振動数を確認した。計測センサー取付位置を第 1.2.1-1 図に示す。

第1.2.1-1表 正弦波掃引加振の試験条件

項目	試験条件	
掃引振動数	1∼50Hz	
加振レベル	0. 1G	
加振方向	水平(軸方向、軸直方向)及び鉛直方向単独	



第1.2.1-1 図 計測センサー取付位置

	な応答関数を第 1.2.2 [.] に示す。第 1.2.2-1 [:]	
あることを確認した		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
<i>₩</i> 1 0 0 1 50	周波数応答関数	

1.2.2 試験結果

第1.2.2-1表	各軸方向の固有振動数	

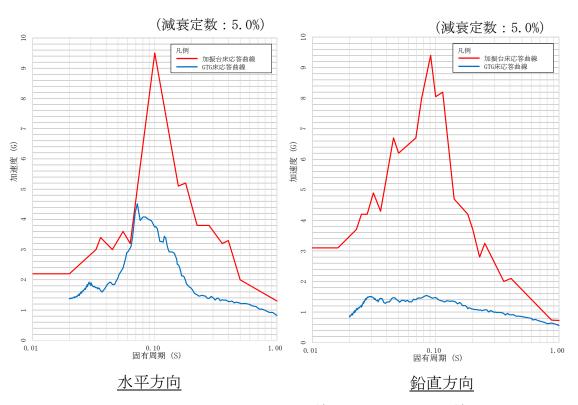
1.3 加振試験

1.3.1 試験条件

加振試験における試験条件を第 1.3.1-1 表に示す。また,US-APWR ガスタービンの加振試験は地震波加振により実施されている為,参考として加振台床応答曲線と島根 2 号炉のガスタービン設置位置における床応答曲線(以下「GTG 床応答曲線」という。)の比較を第 1.3.1-1 図に示す。なお,第 1.3.1-1 図に示す加振台床応答曲線の減衰定数は,IEEE Std $344^{[2]}$ に基づき,米国の加振試験における加振波の設定において推奨されている減衰定数 5.0% を用いている。

77 1. 0. 1 1 2 77 77 77 77		
項目	試験条件	
試験体	US-APWR ガスタービン(発電機部分を除く)	
加振地震波	ランダム波	
加振方向	水平1方向+鉛直方向の2軸同時加振試験	
	・停止中加振	
運転状態	• 運転中加振	
	• 加振中起動	
取付条件	振動台上に設置された台板にボルトにて取り付け	

第1.3.1-1表 加振試験条件



第1.3.1-1 図 加振台床応答曲線と GTG 床応答曲線の比較

1.3.2 試験結果

US-APWR ガスタービンの試験結果を第 1.3.2-1 表に示す。加振試験時及 び加振試験後において,ガスタービンの運転性能に異常は確認されず, US-APWR ガスタービンの機能確認済加速度として,水平方向: 2.2G、鉛直 方向: 3.1Gが得られた。

		为 1: 0: 2 1 <u>次 为时</u> 从下场入相入	
項目		試験結果	
最大	水平	2. 2 G	
加速度	鉛直	3. 1 G	
		すべての運転状態(停止中加振,運転中加振,加振中起動)	
試験結果 において、ガスタービンの運転性能に異常のない		において, ガスタービンの運転性能に異常のないことを確	
認した。		認した。	
試験後の確認運転において、ガスタービンの運転性能		試験後の確認運転において, ガスタービンの運転性能に異	
試験後確認		常のないことを確認した。また、試験後の開放点検におい	
		ても,外観,寸法,構成部品の作動に異常のないことを確	
		認した。	

第1.3.2-1表 加振試験結果

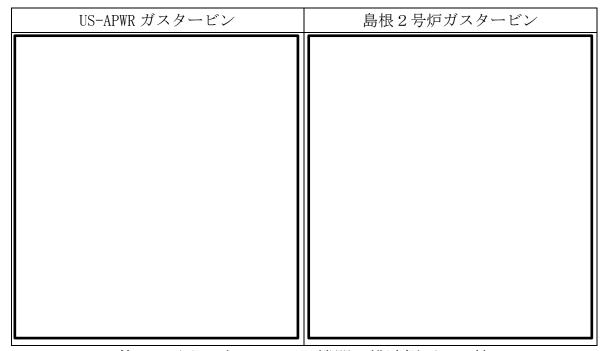
2. 島根2号炉のガスタービンと US-APWR ガスタービンの類似性

US-APWR ガスタービンと島根 2 号炉のガスタービンの主な仕様の比較を第 2-1 表に、ガスタービン機関の構造概要の比較を第 2-1 図に示す。また、US-APWR ガスタービン加振試験における機能確認済加速度と、島根 2 号炉ガスタービンの動的機能維持における機能維持評価用加速度の比較を第 2-2 表に示す。

第2-1表及び第2-1図のとおり、US-APWR ガスタービンと島根2号炉のガスタービンは類似している。また、島根2号炉の機能維持評価用加速度を上回る加速度による加振試験により健全性が確認されている。このため、島根2号炉のガスタービンにおいても加振試験に対して同等の健全性を有すると考えられる。

第2-1表 ガスタービンの主な仕様の比較

		US-APWR ガスタービン	島根 2 号炉 ガスタービン
型式			
I	ンジン基数		
	圧縮機		
	タービン		
	燃焼器		
構造	減速機		
		2877 mm(全長)	
	外形寸法	2180 mm(幅)	同左
		2275 mm(高さ)	
	定格出力	5,625 kVA	6,000 kVA
[3	発電機出力]	[4,500 kW]	[4,800 kW]
電圧		6,900 V	同左
周波数		60 Hz	同左
回転数	ガスタービン		
	発電機	1,800 min ⁻¹	同左
始動方式		空気始動方式	電気始動方式



第2-1図 ガスタービン機関の構造概要の比較

第2-2表 US-APWR ガスタービンの機能確認済加速度と 島根2号炉ガスタービン機能維持評価用加速度の比較

US-APWR ガスタービンの 試験により確認された 機能確認済加速度 [G]	島根 2 号炉ガスタービン 機能維持評価用加速度 ^{注1} [G]	
水平:2.2	水平:1.47	
鉛直:3.1	鉛直:0.69	

注1:機能維持評価用加速度は、暫定値であり今後設計進捗により変更の可能性がある。

【参考文献】

- [1] Mitsubishi Heavy Industries, LTD.," Initial Type Test Result of Class 1E Gas Turbine Generator System" (MUAP-10023-NP[R7]), December 2013
- [2] IEEE Recommended Practice for Seismic Qualification of Class 1E Equipment for Nuclear Power Generating Stations

島根原子力発電所2号炉

建物・構築物の地震応答解析における 入力地震動の評価について

目 次

- 1. はじめに
- 2. 入力地震動評価における既工認からの変更点とその設定根拠及び影響について
- 3. 建物・構築物の入力地震動の算定に用いる解析モデルの詳細設 計における適用方針について
- 4. 詳細設計段階における影響検討方針について
- 5. まとめ
- 6. 参考文献
- 参考資料-1 既工認と今回工認の入力地震動の評価手法の比較
- 参考資料-2 入力地震動評価用解析モデルの地盤物性値
- 参考資料-3 2次元FEM解析モデル側面の境界条件
- 参考資料-4 既工認モデルと今回工認モデルによる入力地震動の 比較
- 参考資料-5 2次元FEMモデルのメッシュ分割高さに関する検討
- 参考資料-6 2 号炉主要建物における 1 次元波動論及び 2 次元 F E M による入力地震動の比較

1. はじめに

島根原子力発電所の建設時の工事計画認可申請書(以下「既工認」という。)では、原子炉建物等の地震応答解析における入力地震動は1次元波動論、2次元FEM解析又は直接入力(以下「1次元波動論又は2次元FEM解析等」という。)により評価を実施している。

今回の工事計画認可申請(以下「今回工認」という。)では、既工認において採用実績のある1次元波動論又は2次元FEM解析等を採用する方針であり、解放基盤表面で定義される基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdを基に、対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮したうえで、2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。

本資料は原子炉建物について、既工認と今回工認の入力地震動の評価手法及び解析モデルを示す。原子炉建物以外の建物・構築物及び土木構造物については評価手法を示し、解析モデルについては詳細設計段階で示す。

- 2. 入力地震動評価における既工認からの変更点とその設定根拠及び影響について
 - 2.1 原子炉建物の入力地震動の評価について

原子炉建物の地震応答解析に用いる入力地震動の評価手法は、既工認と同様に1次元波動論及び2次元FEM解析を採用する。また、解析モデルについては、建設時以降の敷地内の追加地質調査結果の反映等により、最新のデータを基に、より詳細にモデル化したものである。

既工認と今回工認の評価手法及び解析モデルの比較を第 2-1 表及び第 2-2 表に示す。

2.2 原子炉建物以外の建物・構築物及び土木構造物の評価について

原子炉建物以外の建物・構築物及び土木構造物についても,評価手法は既工認において採用実績のある1次元波動論又は2次元FEM解析等を採用する方針とし,解析モデルは建設時以降の敷地内の追加地質調査結果等に基づき設定する。

建物・構築物及び土木構造物の既工認と今回工認の入力地震動の評価手法の比較について参考資料-1に示す。

第2-1表 原子炉建物の地震応答解析に用いる入力地震動の評価手法 及び解析モデルの比較(主な解析条件)

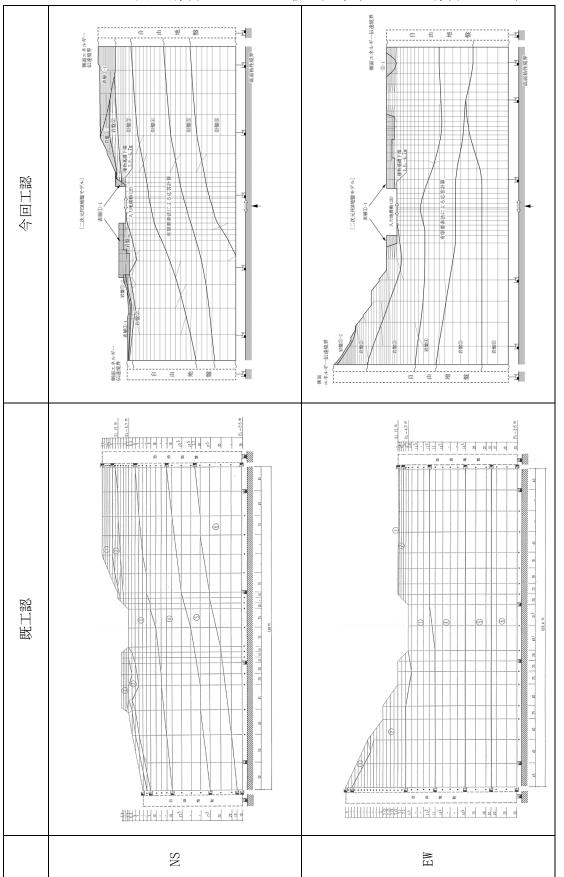
スの解例でプル数(土は解析条件) 							
	既工認	今回工認					
入力地震動の 評価 (概要)	25-215m (N S 方 口) (N S 方 口) (N S 方 口)	NS方向 ※解放基盤表面から T. P215m までの 1 次元モデルは既工認と同じ。					
評価手法							
解析方法	周波数応答解析	同左					
入力地震動の 算定方法 [計算機コード]	・引下げ:1次元波動論[SHAKE] ・引上げ:2次元FEM解析 <u>[VESL-DYN]</u>	・引下げ:1次元波動論[SHAKE] ・引上げ:2次元FEM解析 <u>[SuperFLUSH]</u>					
入力地震動の解析							
モデル化範囲	・引下げ:解放基盤表面(T.P10m)から T.P215mまでをモデル化 ・引上げ:幅は約600mの範囲とし,高さ はT.P215m以浅をモデル化	・引下げ:同左 ・引上げ:同左					
速度層区分	建設時の地質調査結果に基づき設定	建設時の地質調査結果に加えて、建設時 以降の敷地内の追加地質調査結果(ボー リング、PS検層)に基づき設定					
	建設時の地質調査結果に基づき設定 ※表層地盤については文献 ⁽¹⁾ に基づく標 準的な砂質土のひずみ依存性を考慮し た等価物性値を設定	同左 ※表層地盤については、地震動レベル及 び試験結果に基づく埋戻土のひずみ依 存性を考慮した等価物性値を設定					
境界条件 ^{注2}							
(2次元FEM)	・側面:粘性境界	・側面:エネルギー伝達境界* ※側方地盤への波動の逸散をより詳細に 評価する境界条件に変更					
入力地震動 出力位置	EL -4.7m	同左					
備考	建設工認 第1回 添付書類IV-2-4-1 「原子炉建物の地震応答計算書」による						
地震応答解析モデ							
相互作用モデル	水平:地盤ばねモデル(SR モデル) 鉛直:一	水平:地盤ばねモデル (SR モデル) 鉛直:地盤ばねモデル (底面鉛直ばねモデル)					
建物設置	EL -4.7m	同左					

____箇所:主な相違点

注1:入力地震動評価用解析モデルの地盤物性値を参考資料-2に示す。

注 2 : 2 次元 F E M解析モデル側面の境界条件を参考資料 -3 に示す。

第2-2表 原子炉建物の地震応答解析に用いる入力地震動の評価手法 及び解析モデルの比較(2次元FEM解析モデル)



今回工認モデルでは建物基礎底面レベルの振動を同一とするため,建物基礎底面レベルの平面を保持する拘束条件を設けている。 また,建物床レベルの水平変位を同一とするため,切欠き地盤側面には水平変位を保持する拘束条件を設けている。 *

既工認モデルと今回工認モデルによる入力地震動の比較を参考資料-4に示す。 2 次元F EMモデルのメッシュ分割高さに関する検討結果を参考資料-5 に示す。

入力地震動評価用解析モデルの地盤物性値を参考資料-2に示す。

* *

3. 建物・構築物の入力地震動の算定に用いる解析モデルの詳細設計における適用 方針について

今回工認におけるSクラス施設を含む2号炉の主要な建物・構築物である原子炉建物及び制御室建物の入力地震動は、以下の通り算定することとする。

水平方向は、原子炉建物の既工認と同様に、速度層の傾斜及び建物周辺の地形等の影響を考慮するため、2次元FEMモデルを採用する。鉛直方向は、入力地震動に対する建物直下地盤による影響が大きく、速度層の傾斜等の影響は小さいと考えられることから、1次元波動論モデルを採用する。

原子炉建物及び制御室建物の入力地震動の算定方法について、今回工認の評価 手法及び解析モデルを第3-1表に示す。

第3-1表 今回工認の原子炉建物及び制御室建物の入力地震動の算定方法

人力地展動の昇足力法								
	水平方向	鉛直方向						
入力地震動の 評価 (概念図)	11.11 NUMBER OF THE PARTY OF TH	### (1.4.100m)						
評価手法								
入力地震動の	・引下げ:1次元波動論[SHAKE]	・引下げ:1次元波動論[SHAKE]						
算定方法	・引上げ:2次元FEM解析	・引上げ:1次元波動論[SHAKE]						
[計算機コード]	[SuperFLUSH]							
解析モデル								
モデル化範囲	・引下げ:解放基盤表面(T.P10m)から	・引下げ:解放基盤表面(T.P10m)から						
	T.P215m までをモデル化	T.P215m までをモデル化						
	・引上げ:幅は約 600m の範囲とし,高さ	・引上げ:T.P215m 以浅の地盤を水平						
	は T.P215m 以浅をモデル化	成層にモデル化						
速度層区分	建設時の地質調査結果に加えて, 建設時	同左						
	以降の敷地内の追加地質調査結果(ボー							
	リング, PS検層)に基づき設定							
地盤物性値	建設時の地質調査結果に基づき設定	同左						
	※表層地盤については、地震動レベル及							
	び試験結果に基づく埋戻土のひずみ依							
	存性を考慮した等価物性値を設定							

注1 原子炉建物及び制御室建物について、水平方向・鉛直方向それぞれの1次元波動論及び2次元FEMによる入力地震動の比較を、参考資料-6に示す。

4. 詳細設計段階における影響検討方針について

建物・構築物の入力地震動の評価について、詳細設計段階において以下に示す 影響検討を行い、その影響が有意であれば、影響を考慮して設計を行う方針とす る。

4.1 1次元波動論の入力地震動の保守性の確認

入力地震動の評価手法(参考資料-1), 1次元波動論及び2次元FEMによる入力地震動の比較(参考資料-6)を踏まえ,2次元FEMモデルの速度層に基づき設定した1次元波動論モデルにより入力地震動を算定している建物及び機器・配管について,詳細設計段階において,建物・内包する施設の重要度,及びそれらの許容限界に対する裕度を踏まえた上で,代表とする建物を選定し,2次元FEM解析による水平方向の入力地震動を算定し,1次元波動論による入力地震動の保守性を確認する。

1次元波動論と2次元FEM解析による入力地震動の加速度応答スペクトルを比較し、影響があると判断した場合は、2次元FEM解析による入力地震動を用いた地震応答解析により、建物及び機器・配管への影響検討を実施する。

4.2 表層地盤の物性値(せん断剛性(G),減衰定数(h))を一定値にすることの保 守性の確認

入力地震動を算定する際の表層地盤(層番号①-1)の物性値については、既工認において表層地盤の物性値の変動による入力地震動に対する影響は小さいと判断していたことを踏まえ、基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdそれぞれの地震動レベルに応じた一定値を設定する方針であるが(参考資料-2)、詳細設計段階において、建物・内包する施設の重要度、及びそれらの許容限界に対する裕度を踏まえた上で、代表とする建物を選定し、地震動に応じた等価線形解析による入力地震動を算定し、現行の設定方法の保守性を確認する。

なお、代表建物の選定にあたっては、表層地盤の分布状況や地盤構造の特徴 等も考慮して選定する。

また,既工認では埋戻し土としてモデル化していた今回工認の①-2層については,地震時の非線形性が建物の入力地震動に与える影響は小さいと判断し,地質調査結果に基づく地盤物性値を用い,線形として扱う方針であるが(参考資料-2),詳細設計段階において,ひずみ依存性を考慮した等価線形解析及び線形解析から算定される入力地震動を比較し、影響を確認する。

等価線形解析による入力地震動と表層地盤の物性値を一定値とした線形解析による入力地震動の加速度応答スペクトルを比較し、影響があると判断した場合は、等価線形解析による入力地震動を用いた地震応答解析により、建物及び機器・配管への影響検討を実施する。

4.3 高振動数領域の応答に関する影響検討

建物・構築物の入力地震動の算定に用いる2次元FEMモデルについて,原 子炉建物を代表として最高振動数(50Hz)に対して設定した比較用モデルによ る解析を実施し,入力地震動への影響を評価した結果,高振動数領域(約30~ 50Hz)で比較用モデル(50Hz 透過)が今回工認モデル(20Hz 透過)を上回る周 期帯があることから,高振動数領域の応答による影響が考えられる弁の動的機 能維持評価等にあたっては,詳細設計段階において影響検討を実施する。(参考 資料-5)

5. まとめ

原子炉建物等の地震応答解析における入力地震動について、今回工認では、既工認において採用実績のある1次元波動論又は2次元FEM解析等を採用する方針としている。

原子炉建物の地震応答解析に用いる入力地震動の評価手法及び解析モデルについて, 既工認と今回工認を比較し, その差異について整理した。

なお,原子炉建物以外の建物・構築物及び土木構造物についても,評価手法は 既工認において採用実績のある1次元波動論又は2次元FEM解析等を採用する 方針とし,解析モデルは建設時以降の敷地内の追加地質調査結果に基づき設定す る。

6. 参考文献

(1) 大崎他, 地盤振動解析のための土の動力学モデルの提案と解析例, 第 5 回 日本地震工学シンポジウム, 1978

既工認と今回工認の入力地震動の評価手法の比較

1. 入力地震動の評価手法について

建物・構築物の入力地震動の評価手法は、耐震クラス、各建物の埋込み状況及 び周辺地盤への設置状況を踏まえて、以下の通り使い分けを行う。なお、埋込み 及び切欠きの影響については適切に評価する。

<水平方向>

- ・ 「耐震Sクラス施設」の建物については、速度層の傾斜及び建物周辺の地形等の影響をより詳細にモデル化した「2次元FEM解析」を基本とする。(原子炉建物の既工認の考え方と同様)
- ・ 「耐震Sクラス施設以外」の建物については,「1次元波動論」による評価を 基本とする。(タービン建物等の既工認の考え方と同様)

<鉛直方向>

・ 入力地震動に対して建物直下地盤による影響が大きく、速度層の傾斜等の影響は小さいことから「1次元波動論」による評価を基本とする。(参考資料-6において、2次元FEM解析との比較により速度層の傾斜等の入力地震動への影響が小さいことを確認している。)

構内配置図を第1-1図に、各建物・構築物の入力地震動の評価手法の選定フローを第1-2図に示す。また、第1-2図に従い整理した建物・構築物の入力地震動の評価手法の使い分けの一覧を第1-1表に示す。

2. 入力地震動の評価手法の概念図

入力地震動の評価手法(直接入力,1次元波動論,2次元FEM解析)の概念図を,第2-1表に示す。

3. 入力地震動の評価手法の比較

建物・構築物及び土木構造物における,既工認と今回工認の入力地震動の評価 手法の比較を第3-1表及び第3-2表に示す。

建物・構築物の入力地震動は建物基礎底面位置で評価する。なお、今回工認の建物・構築物の地震応答解析モデルは、既工認と同様に質点系モデルを採用する。

土木構造物の入力地震動は構造物の基礎底面又はFEMモデルの下端位置で評価する。なお、今回工認の取水槽及び屋外配管ダクト(タービン建物~排気筒)の地震応答解析モデルは、既工認から変更し、地盤-構造物連成系の2次元FEMモデルを採用する。

4. 1次元波動論モデルの速度層の設定例

建物・構築物の1次元波動論モデルは、建物中央の速度層の層厚及び物性値に基づきモデル化する。1次元波動論モデルの速度層の設定例として、タービン建物及び廃棄物処理建物の速度層の設定方法を第4-1表に示す。これらの建物の1次元波動論モデルの速度層は、原子炉建物の2次元FEMモデルにおけるNS方向又はEW方向の速度層に基づき、建物中央でモデル化している。

: 耐震Sクラス施設(埋込みあり)

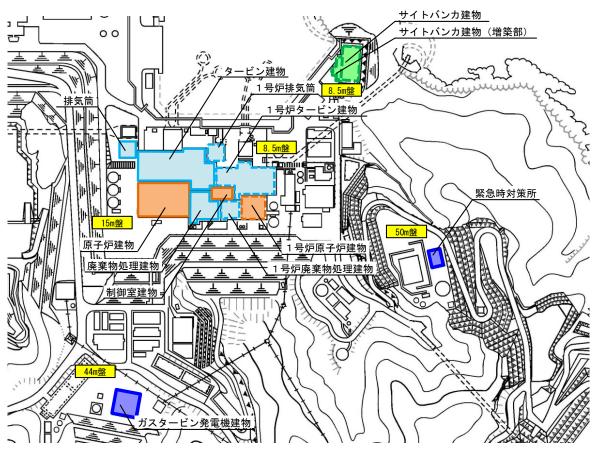
: 耐震Sクラス施設以外(埋込みあり)

: 耐震Sクラス施設以外

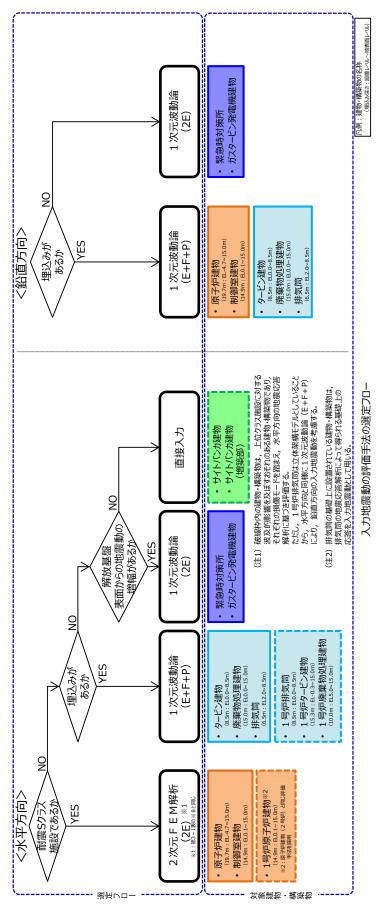
(高台に設置された埋込みを有しない建物)

: 耐震Sクラス施設以外 (解放基盤相当の岩盤に設置された埋込みを有しない建物)

(注)破線は波及的影響を及ぼすおそれのある建物・構築物を示す。



第1-1図 構内配置図



第 1-2 図 入力地震動の評価手法の選定フロー 4 条-別紙 16-参 1-3

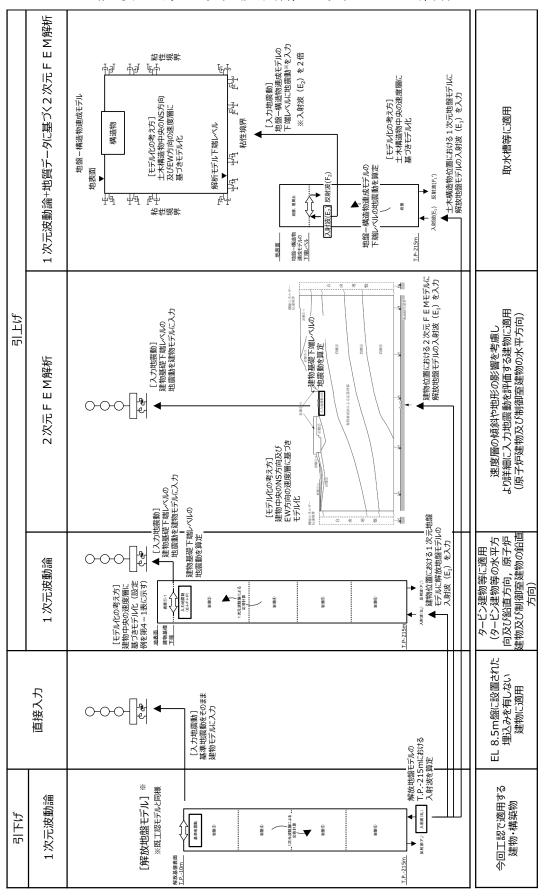
第1-1表 建物・構築物の入力地震動の評価方法

耐電カラス	建物	建物・構築物の	3聿坳•楮鈺坳	入力地震動の評価手法	の評価手法	操产租中等
NA STORIE	蓝	設置状況		水平	鉛直	C 1117-7474
Sクラス施設	<u>埋込み</u> あり	EL8.5m盤 もしくは FI 15m機	· 原子炉建物 · 制御室建物 · 日二二二	2次元 F E M (2 E) **2	1 次元波動論 (E+F+P)	水平方向】 原子炉建物 : 「Sクラス施設」として,既工認と同様に2次元 F E Mモデルを採用 制御室建物 : 「Sクラス施設」として,原子炉建物と同様に2次元 F E Mモデルを採用 1号炉原子炉建物 : 原子炉建物であることを踏まえ,原子炉建物(2号炉)と同じ評価手法を採用
			• 1 亏尸原于炉建物***	_		<u>鉛直方向】</u> 建物の設置状況が「埋込みあり」のため,埋込みを考慮した 1 次元波動論(E+F+P)を採用
		EL8.5m鑑	・ タービン建物・ 廃棄物処理建物・ はた たた	\(\frac{1}{2} + \frac{1}{2} \)	- V-T#+/ V-	
	基込み あり 		・ 排気局 ・ 1 号炉タービン建物 *1 ・ 1 号炉廃棄物処理建物 *1	1 次元汝劉浦 (E+F+P)	1 /人元/汝聖Ji丽 (E+F+P)	1号FPターとン建物 :18ク3人施設以外」,「里込みあり」とし、,ターとン建物(2号FP)と同じ評価手法を採用 1号炉廃棄物処理建物 :「Sクラス施設以外」,「埋込みあり」とし、「廃棄物処理建物(2号FP)と同じ評価手法を採用 1号炉排気筒 :「Sクラス施設以外」,「埋込みあり」とし、排気筒(2号FP)と同じ評価手法を採用
5 5 5 7 5 7 施設以外 5 5 5 7 5 7 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5			• 1号炉排気筒**1			鉛直方向】 建物の設置状況が「埋込みあり」のため,埋込みを考慮した 1 次元波動論(E+F+P)を採用
- SYJAMM		高台 (EL44m盤	• 緊急時対策所	1次元波動論	1次元波動論	
・SA施設の 間接支持構造物		もしくは EL50m盤	・ガスタービン発電機建物	(2E)	(2E)	な阻がつの地震製の手伸がある」注めてのるとよがカースを開催する。 I.A.T.Z.Q.P.J.m. (LE)で抹出 ガスターどン発電機建物:「Sケラス施設以外」の建物で、「埋込みを有しない」,高台のEL50m盤に設置された「解放基盤 表面からの地震動の増幅があるJ建物であることから,1.次元波動論(2E)を採用
波及的影響を及ぼすおそれのある施設 	です <u>埋込み</u>		・サイトバンカ建物※1	_		、水平方向】 ・サイトにか建物 : 「Sクラス施設以外」の建物で、「埋込みを有しない」、EL8.5m盤に設置された「解放基盤 表面からの地震動の増幅がない」解放基盤相当 (Vs=1600m/s) の岩盤に支持された建物で
	おう	相当の岩盤 (EL8.5m盤)	サイトバン力建物 (増築部) **1	直接入力	1	あることから,既工認と同様に直接入力を採用 サイトバンが建物(増築部):「Sクラス施設以外」の建物で,「埋込みを有しない」,EL8.5m盤に設置された「解放基盤 表面からの地震動の増幅がない」解放基盤相当(Vs=1600m/s)の岩盤に支持された建物で あることから,サイトバンが建物と同じ評価手法を採用
		排気筒の言葉	・2号炉排気筒モニタ室 ^{※1} ・燃料移送ポンプエリア	排気筒の基礎 上の地震応答	ı	、水平方向】 2 号炉排気筒モニタ室 : 「排気筒の基礎上に配置」されているため,排気筒の地震応答解析によって asかa主辞トのた窓を3 1 中地電動と 7 25 m
		# K	竜巻防護対策設備 ^{※1}	呼ができます。用いる	,	まった。 ままま できな できな はってい こう

※1:上位クラス施設に対する波及的影響を及ぼすおそれのある建物・構築物については,それぞれの損傷モードを踏まえ,水平方向の地震応答解析に基づき評価する。 ただし,1号炉排気筒は立体架構モデルとしていることから,水平方向と同様に1次元波動論(E+F+P)により,鉛直方向の入力地震動を考慮する。 ※2:第3-1表の※8と同じ

4条-別紙 16-参 1-4

第2-1表 入力地震動の評価手法の概念図 (直接入力, 1次元波動論, 2次元FEM解析)



4条-別紙 16-参 1-5

第3-1表 入力地震動の評価手法(建物・構築物)

				Д	力地震動の評価手	法			建物・構	折モデル	
建物・構築物		既二	LI認	今回	工認	変更	理由	入力地震動	相互作用モデル		建物・構築物の
		水平	鉛直	水平	鉛直	水平	鉛直	出力位置	水平※4	鉛直	設置レベル ^{※5}
	原子炉建物	(引下げ) 1次元波動論 (引上げ) 2次元 FEM 解析 2E	-	(引下げ) 1 次元波動論 (引上げ) 2 次元 FEM 解析 2E ^{**8}	(引下げ, 引上げ) 1 次元波動論 E+F+P	_	-	EL -4.7m	地盤ばねモデル (SR モデル)	地盤ばねモデル (底面鉛直ばね モデル)	EL -4.7m
S ク ラス:	制御室建物	直接入力	_	(引下げ) 1 次元波動論 (引上げ) 2 次元 FEM 解析 2E ^{**8}	(引下げ、引上げ) 1 次元波動論 E+F+P	Sクラス施設を含む建物・構築物であるため、原子炉建物の評価手法と合わせる	_	EL 0.1m	地盤ばねモデル (SR モデル)	地盤ばねモデル (底面鉛直ばね モデル)	EL 0.1m
Sクラス施設及びSクラス施設の間接支持構造物	タービン建物	(引下げ,引上げ) 1 次元波動論 E+F	_	(引下げ、引上げ) 1 次元波動論 E+F+P	(引下げ, 引上げ) 1 次元波動論 E+F+P	埋込みによる影響 を詳細に評価する ため、JEAG4 601-1991追補 版に基づき、切欠 き力を考慮する	_	EL O.Om	地盤ばねモデル (SR モデル)	地盤ばねモデル (底面鉛直ばね モデル)	EL O.Om
造物	廃棄物処理建物	(引下げ,引上げ) 1 次元波動論 E+F	_	(引下げ、引上げ) 1 次元波動論 E+F+P	(引下げ、引上げ) 1 次元波動論 E+F+P	埋込みによる影響 を詳細に評価する ため、JEAG4 601-1991 追補 版に基づき、切欠 き力を考慮する	_	EL O.Om	ジョイント9 3次元FF		EL 0.0m
	排気筒	(引下げ、引上げ) 1次元波動論 ^{※1} E+F+P	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 ^{※1} E+F+P	(引下げ、引上げ) 1 次元波動論 E+F+P	(引下げ, 引上げ) 1 次元波動論 E+F+P	_	_	EL 2.0m	地盤ばれ (立体架権		EL 2.0m
重要S	ガスタービン 発電機建物	_	_	(引下げ、引上げ) 1 次元波動論 2E ^{**2}	(引下げ、引上げ) 1次元波動論 2E**2	_	_	EL 44.0m	地盤ばねモデル (SR モデル)	地盤ばねモデル (底面鉛直ばね モデル)	EL 44.0m
重要SA施設	緊急時対策所	_	_	(引下げ、引上げ) 1 次元波動論 2E ^{※3}	(引下げ、引上げ) 1 次元波動論 2E ^{※3}	_	_	EL 48.25m	地盤ばねモデル (SR モデル)	地盤ばねモデル (底面鉛直ばね モデル)	EL 48.25m
	1 号炉 原子炉建物	直接入力	_	(引下げ) 1次元波動論 (引上げ) 2次元 FEM 解析 2E	_	2 号炉原子炉 建物の評価手法と 合わせる	_	EL 0.1m	ジョイント要素を 用いた 3次元FEM モデル	_	EL 0.1m
344	1 号炉 タービン建物	_	_	(引下げ, 引上げ) 1 次元波動論 E+F+P	_	_	_	EL -0.3m	地盤ばねモデル (SR モデル)	_	EL -0.3m
政及的影響	1号炉 廃棄物 処理建物	_	_	(引下げ, 引上げ) 1 次元波動論 E+F+P	_	_	_	EL 5.0m	地盤ばねモデル (SR モデル)	_	EL 5.0m
波及的影響を及ぼすおそれのある施設	1 号炉 排気筒	直接入力	_	(引下げ,引上げ) 1 次元波動論 E+F+P	(引下げ, 引上げ) 1 次元波動論 E+F+P	2 号炉排気筒の 評価手法と 合わせる	_	EL 0.0m	地盤ばえ (立体架権		EL 0.0m
それのある	サイトバンカ建物	直接入力	_	直接入力**6	_	_	_	_	地盤ばねモデル (SR モデル)	_	EL 7.3m
施設	サイトバンカ建物 (増築部)	_	_	直接入力**6	_	_	_	_	基礎固定モデル	_	EL 7.3m
	2 号炉 排気筒モニタ室			排気筒の基礎上の 地震応答解析 結果を用いる**7	_	_	_	_	基礎固定モデル		EL 8.8m (排気筒基礎上)
	燃料移送ポンプ エリア竜巻防護 対策設備			排気筒の基礎上の 地震応答解析 結果を用いる**7	_	_	_	_	基礎固定モデル		EL 8.7m (排気筒基礎上)

※1: 排気筒の既工認は、改造工認(平成25年)を示す。

※2: 高台のEL 44m盤に設置された埋込みを有しない建物であることから,「2E」とする。

※3: 高台のEL 50m盤に設置された埋込みを有しない建物であることから、「2E」とする。

※4: 水平方向の相互作用モデルにおいて、側面ばねは考慮しない。

※5: 代表的な設置レベルを示す。

※6: EL 8.5m盤に設置された埋込みを有しない建物であり、解放基盤相当 (Vs=1600m/s) に支持されていることから、 既工認と同様に直接入力とする。

※7: 排気筒の基礎上に設置されている建物・構築物であるため、排気筒の地震応答解析によって得られる基礎上の応答を入力地震動として用いる。

※8: 原子炉建物及び制御室建物の水平入力動は、2次元FEMモデルの切欠き地盤の表面応答であるため「2E」と表記しているが、建物の埋込みによる切欠き地盤を詳細にモデル化しているため、埋込みと切欠きの影響は入力地震動に考慮されている。

注1: 「E+F+P」は地盤の切欠き力の影響を考慮した建物基礎底面位置の地震動を表す。

注2: 「2E」は地盤表面の地震動を表す。

第3-2表 入力地震動の評価手法(土木構造物)

				入力地震動の評価手	法		土木構造物の地震応答解析モデル			
	土木構造物	既工	1部	今回	今回工認入力		相互作用	用モデル	土木構造物の	
		水平	鉛直	水平	鉛直	出力位置	水平	鉛直	設置レベル※1	
(Sクラス施設の間接構造物を含む) 建波防護施設 重要SA施設の間接構造物を含む)	取水槽	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	_	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	EL -65.0m	地盤-構造 2次元FF		EL -10.75m	
	屋外配管ダクト (タービン建物 〜排気筒)	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	_	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	EL -30.0m	地盤-構造 2次元FF		EL 5.2m	
	Bーディーゼル燃料 貯蔵タンク基礎	_	_	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	EL -50.0m	地盤-構造 2次元FF		EL 8.85m	
	屋外配管ダクト (Bーディーゼル燃料貯蔵 タンク~原子炉建物)	_	-	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	EL -20.0m	地盤-構造 2次元FF		EL 11.011m	
	屋外配管ダクト (タービン建物〜放水槽)	_	_	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	EL -50.0m	地盤-構造 2次元FF		EL 1.6m	
	取水管	_	_	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	EL -100.0m	地盤-構造物連成系の 2次元FEMモデル		EL -18.43m	
	取水口	_	_	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	EL -100.0m	地盤-構造 2次元FI		EL -22.0m	
	防波壁(多重鋼管杭式擁壁)	_	_	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	EL -50.0m	地盤-構造物連成系の 2次元FEMモデル		EL -19.1m (杭下端レベル)	
	防波壁(逆T擁壁)	_	_	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	EL -50.0m	地盤-構造 2次元FF	物連成系の EMモデル	EL 8.5m	
	防波壁(波返重力攤壁)	_	_	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	EL -50.0m	地盤-構造 2次元FI		EL -13.0m (ケーソン下端 レベル)	
	1 号炉取水槽流路縮小工 (北側壁含む)	_	_	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	EL -65.0m	地盤-構造 2次元FF		EL -6.575m (北側壁:EL -7.6m	
	防波壁通路防波扉	_	_	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	EL -50.0m	地盤-構造 2次元FF		EL -10.0m (杭下端レベル)	
	第1ベントフィルタ 格納槽	_	_	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	EL -35.0m	地盤-構造 2次元FF		EL 1.7m	
	低圧原子炉代替注水 ポンプ格納槽	_	_	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	EL -35.0m	地盤-構造物連成系の 2次元FEMモデル		EL -0.3m	
	緊急時対策所用 燃料地下タンク	_	_	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	EL 35.0m	地盤-構造 2次元FF	EMモデル	EL 46.8m	
設	ガスタービン発電機用軽油タンク基礎	_	_	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E ^{※3}	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E ^{**3}	EL 45.8m	地盤ばねモデル (SR モデル)	地盤ばねモデル (底面鉛直ばね モデル)	EL 45.8m	
	屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用軽油 タンク〜ガスタービン 発電機)	スタービン発電機用軽油 ンク〜ガスタービン		(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	EL 40.0m	地盤-構造 2次元FI		EL 45.7m	
波	免震重要棟遮蔽壁	_		(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	EL 30.0m	地盤-構造物連成系の 2次元FEMモデル		EL 43.85m (杭下端レベル)	
波及的影響。	取水槽循環水ポンプエリア 竜巻防護対策設備	_	-	取水槽の地震応答 解析結果を 用いる**2	取水槽の地震応答 解析結果を 用いる**2	_	基礎固定	ビモデル	EL 8.8m (取水槽上)	
及ぼすおる	取水槽海水ポンプエリア 竜巻防護対策設備	_	_	取水槽の地震応答 解析結果を 用いる**2	取水槽の地震応答 解析結果を 用いる**2	_	基礎固定	官モデル	EL 8.8m (取水槽上)	
及的影響を及ぼすおそれのある施設	取水槽海水ポンプ エリア防水壁	-	_	取水槽の地震応答 解析結果を 用いる**2	取水槽の地震応答 解析結果を 用いる** ²	_	基礎固定	官モデル	EL 8.8m (取水槽上)	
設	1号炉取水槽ピット部	_	_	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	(引下げ,引上げ) 1次元波動論 2E	EL -65.0m	地盤-構造 2次元FF	物連成系の EMモデル	EL 0.2m	

※1: 代表的な設置レベルを示す。

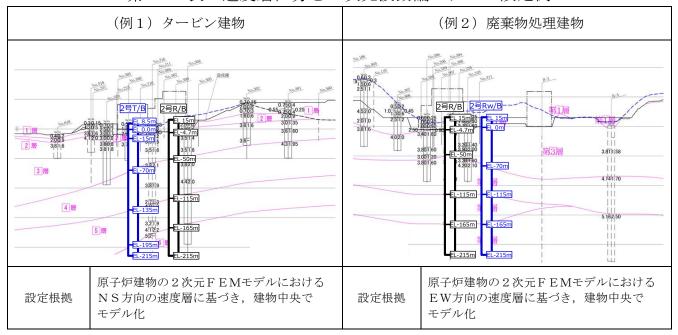
 χ^{2} : 取水槽に設置されている土木構造物であるため、取水槽の地震応答解析によって得られる応答を入力地震動として

用いる。

%3: 高台の EL 44m 盤に設置された埋込みを有しない土木構造物であることから、「2E」とする。

注1: 「2E」は、地盤-構造物連成モデルに入力する、地盤の入射波の2倍の地震動を示す。

第4-1表 速度層区分と1次元波動論モデルの設定例



入力地震動評価用解析モデルの地盤物性値

1. 入力地震動評価用解析モデルの地盤物性値

原子炉建物の今回工認の入力地震動評価用解析モデルの地盤物性値を第 1-1 表に示す。表層地盤を除く岩盤の地盤物性値は、既工認で設定した値を用いる。

なお、既工認では埋戻し土としてモデル化していた今回工認の①-2 層については、 C_L 級及びD級の岩盤であり、S波速度 (V_S) は小さいが、検討建物から離れたわずかな領域に分布しており、地震時の非線形性が建物の入力地震動に与える影響は小さいと判断し、地質調査結果に基づく地盤物性値を用い、線形として扱う。

今回工認モデルにおいては、埋戻し土を反映した表層地盤(層番号①-1)について、基準地震動S s 及び弾性設計用地震動S d それぞれに対して、2 次元 F E Mモデルによる等価線形解析に基づき等価物性値(剛性、減衰定数)を詳細設計段階で設定することとする。なお、既工認モデルにおける表層地盤(層番号①)については、基準地震動S 1 及びS 2 に対する1 次元モデルによる等価線形解析に基づき、等価物性値(剛性)を設定している。

層番	号 ^{注1} S波速度 Vs		P波速度 Vp	重量注3	ポアソン 比	ヤング係数 ^{注3} E	せん断 弾性係数 ^{注3} G	減衰 定数 h
既工認	今回工認	(m/s)	(m/s)	γ (kN/m^3)	v (-)	$(\times 10^5 \mathrm{kN/m^2})$	$(\times 10^5 \mathrm{kN/m^2})$	(%)
1	①-1		等価線形解析及び試験結果に基づき設定					
T)	①-2	250	800	20.6	0.446	3. 80	1. 31	3 注2
2	2	900	2100	23.0	0.388	52. 9	19. 0	3 注2
3	3	1600	3600	24. 5	0. 377	176. 5	64. 0	3
4	4	1950	4000	24. 5	0. 344	256. 0	95. 1	3
5	5	2000	4050	26.0	0. 339	283. 4	105. 9	3
6	6	2350	4950	27. 9	0. 355	427.6	157. 9	3

第1-1表 入力地震動評価用解析モデルの地盤物性値

注1:層番号は解析モデル図(4条-別紙16-4 第2-2表)を参照。

注2:既工認では、慣用値として5%と設定。

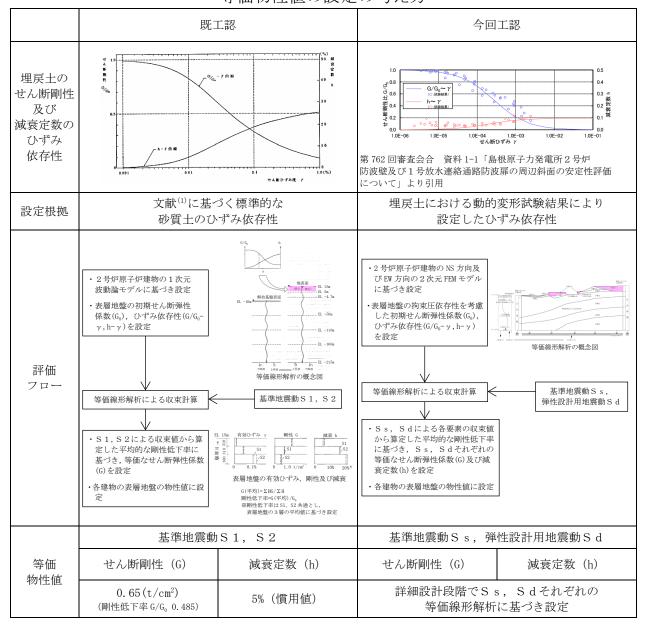
注3:単位体積重量、ヤング係数及びせん断弾性係数については、今回工認では既工認の値 (MKS 単位系) を単位換算 (SI 単位系) した値を示す。

表層地盤(①-1:埋戻土)のせん断剛性及び減衰定数のひずみ依存性と等価物性値の設定の考え方を、既工認と比較して第1-2表に示す。

埋戻土の剛性と減衰のひずみ依存性は、既工認では文献⁽¹⁾に基づく標準的な砂質土のひずみ依存性としていたが、今回工認では試験結果に基づくひずみ依存性に変更する。

なお、島根原子力発電所の建物・構築物の支持地盤は硬質岩盤であるため、既 工認において表層地盤のみ地震動レベルに応じた非線形性を考慮することとし、 表層地盤の物性値の変動による入力地震動に対する影響は小さいと判断していた ことを踏まえ、剛性及び減衰定数はそれぞれの地震動レベル(Ss, Sd)に対 してモデルの要素の大きさを考慮した等価物性値(一定値)を設定する。

第1-2表 表層地盤のせん断剛性及び減衰定数のひずみ依存性と 等価物性値の設定の考え方



2. 参考文献

(1) 大崎他, 地盤振動解析のための土の動力学モデルの提案と解析例, 第 5 回 日本 地震工学シンポジウム, 1978

2次元FEM解析モデル側面の境界条件

1. 2次元FEM解析モデル側面の境界条件

2次元FEM解析モデルの側面の境界条件については、既工認では粘性境界を 用いていたが、今回工認ではエネルギー伝達境界に変更する。

側面の境界条件はFEM部分から側方地盤への波動の逸散を考慮したものであり、粘性境界は隣接する側方地盤との変位の関係から、エネルギー伝達境界はFEM部分と側方地盤全体の変位分布の関係からこの逸散を考慮している。

粘性境界とエネルギー伝達境界の比較を第1-1表に示す。

粘性境界はダッシュポットを用いた速度比例型の減衰力により、側方地盤への 波動の逸散を考慮する。解の精度が良く、計算も容易である。

一方,エネルギー伝達境界はFEM部分の境界節点と側方地盤との変位分布の差から,側方地盤への波動の逸散を考慮する。解の精度がとても良く,より現実に即した解析結果を得ることができる。なお,先行プラントの工認において適用実績がある。

境界処理法	概念図	説明	定式化の 難易度	計算上の 特徴	解の精度	その他
粘性境界	3	・速度比例型の減衰力によ り波動逸散波を吸収	容易	・計算は容易・[K*]は対角または バンドマトリクス	0	 手間と制度のバランスが良い 周波数応答/時刻歴解析の双方に適用可能 1~3次元で適用可能
エネルギー 伝達境界	P	・一般化表面波の固有モー ドを合成し、側方の水平成 層地盤と結合	4446 Arra	・計算は煩雑,かつ 固有値解析に計算 時間を要する・側方の[K*]はフル マトリクス	0	・2 次元および軸対称の周波 数応答のみ適用可能

第 1-1 表 側面の境界条件(1)

(参考文献(1)より引用)

2. 参考文献

(1) 日本建築学会:入門・建物と地盤との動的相互作用,1996

既工認モデルと今回工認モデルによる入力地震動の比較

1. 検討条件

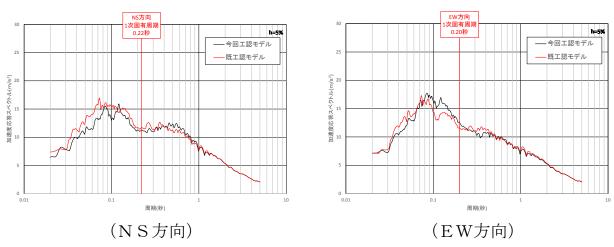
解析プログラムは、既工認モデル及び今回工認モデルともに SuperFLUSH を用いる。

2. 検討結果

既工認モデルと今回工認モデルによる入力地震動の加速度応答スペクトルの比較を第2-1図に示す。

既工認モデルと今回工認モデルによる入力地震動を比較すると,一部の周期帯において差異はあるものの,加速度応答スペクトルの傾向は概ね一致しており,建物の応答値への影響は軽微である。

以上のことから、今回工認モデルは、建設時の地質調査結果に加えて、建設時 以降の追加地質調査結果に基づき設定しており、妥当である。



第2-1図 既工認モデルと今回工認モデルによる 入力地震動の加速度応答スペクトルの比較

2次元FEMモデルのメッシュ分割高さに関する検討

1. メッシュ分割高さの設定方法

2次元FEMモデルのメッシュ分割高さは、設備の耐震設計で考慮する振動数を踏まえて設定することとし、今回工認は既工認と同様に最高振動数(20Hz)に対して設定する。

メッシュ分割高さHは、先行審査実績と同様にJEAG4601-1991追補版に示された以下の基準を満足するように設定している。

$$H \le \frac{1}{5} \frac{V_{\rm s}}{f_{\rm max}}$$

ここで、V_s : S波速度 (m/s)

fmax:最高透過振動数(Hz)

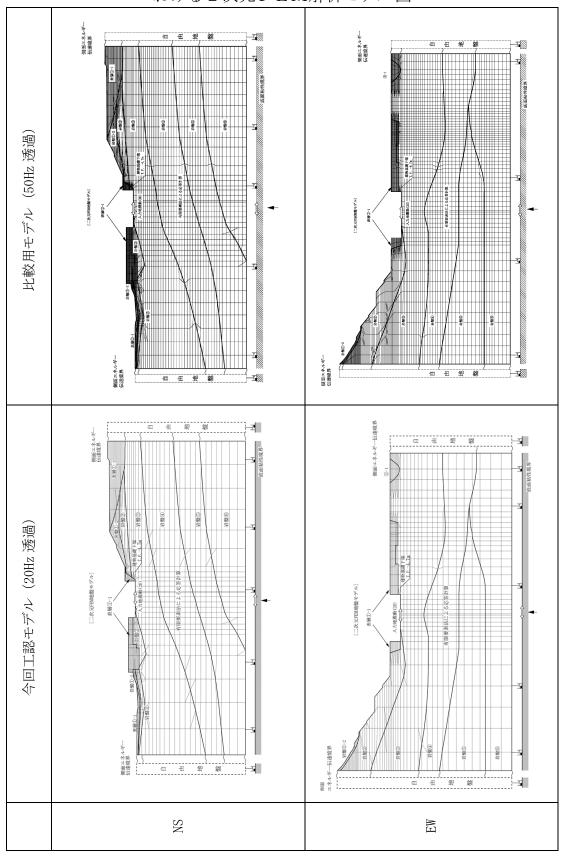
2. メッシュ分割高さの違いによる影響検討

2.1 検討条件

メッシュ分割高さの妥当性を確認するため、原子炉建物を代表として最高振動数(50Hz)に対して設定した比較用モデルによる解析を実施し、入力地震動への影響を評価する。

第2-1表に今回工認モデルと比較用モデルにおける2次元FEMモデル図を示す。

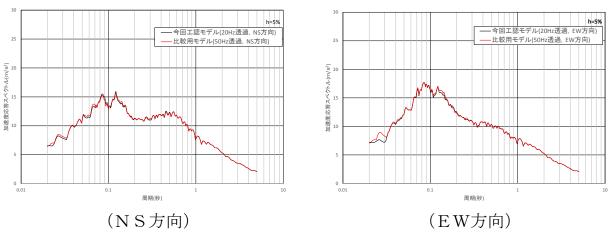
第 2-1 表 今回工認モデル(20Hz 透過)と比較用モデル(50Hz 透過)に おける 2 次元 F E M解析モデル図



2.2 検討結果

基準地震動Ss-Dによる入力地震動の加速度応答スペクトルの比較を第2-1図に示す。

今回工認モデル(20Hz 透過)及び比較用モデル(50Hz 透過)において、両者の加速度応答スペクトルは概ね一致していることから、今回工認においても既工認と同様に20Hz を透過させるようにメッシュ分割高さを設定する。なお、先行サイトの審査実績においても、建物・構築物の入力地震動の算定に用いる2次元FEMモデルにおけるメッシュ分割高さは20Hz を考慮して作成されている。ただし、EW方向において高振動数領域(約30~50Hz)で比較用モデル(50Hz 透過)が今回工認モデル(20Hz 透過)を上回る周期帯があることから、高振動数領域の応答による影響が考えられる弁の動的機能維持評価等にあたっては、詳細設計段階において影響検討を実施する。



第2-1図 基準地震動Ss-Dにおける入力地震動の 加速度応答スペクトルの比較(今回工認モデル,比較用モデル)

2号炉主要建物における1次元波動論及び2次元FEMによる入力地震動の比較

1. 検討条件

原子炉建物及び制御室建物について、解析モデルの違いによる入力地震動への 影響を確認するため、基準地震動Ss-Dを用いて、第1-1表に示す比較検討を 実施した。

第1-1表 2号炉主要建物の入力地震動の解析モデルの比較 (引上げモデル)

	今回工認モデル	比較用モデル
水平方向	2次元FEMモデル	1 次元波動論モデル
鉛直方向	1次元波動論モデル	2次元FEMモデル

2. 検討結果

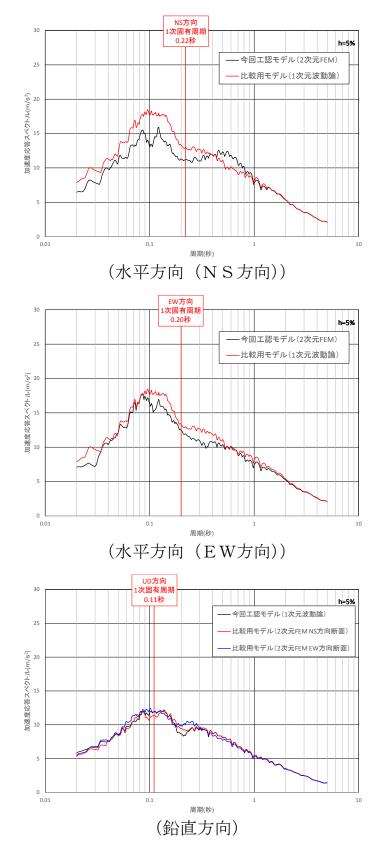
入力地震動の加速度応答スペクトルの比較を第2-1図に示す。

2.1 水平方向

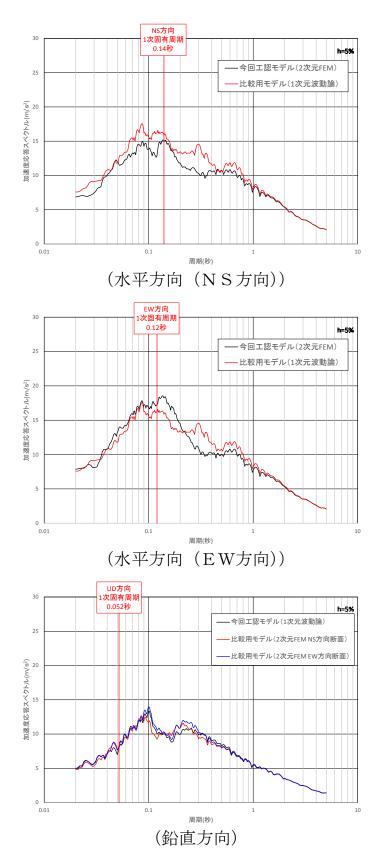
水平方向は、2次元FEMモデル及び1次元波動論モデルで多少の差異が認められ、また、地盤の傾斜をモデル化しているNS方向においてその差が大きくなっているが、2次元FEMモデルでは地盤の速度層の傾斜及び建物周辺の地形の影響等をより詳細に評価できると考えられることから、原子炉建物の既工認と同様に、水平方向の解析において2次元FEMモデルによって求められる入力地震動を用いることは適切である。

2.2 鉛直方向

鉛直方向は、建物直下地盤による影響が大きく、1次元波動論モデルと2次元 FEMモデルの加速度応答スペクトルは概ね一致している。また、それぞれの 建物の固有周期における加速度応答スペクトルの値に大きな差はない。よって、 モデルの違いによる入力地震動への影響は軽微であり、鉛直方向の解析におい て1次元波動論モデルによって求められる入力地震動を用いることは適切であ る。



第2-1(1)図 1次元波動論及び2次元FEMによる入力地震動の比較 (原子炉建物)



第2-1(2)図 1次元波動論及び2次元FEMによる入力地震動の比較 (制御室建物)

島根原子力発電所2号炉

地下水位低下設備について

目次

第 I	編 地	ト水位低下設備の要求機能及び地下水位の設定方針
1.	地下水位	立低下設備の要求機能1
2.	設計地	下水位の設定方針6
2.	1 基本	的な考え方6
2.	2 解析	モデル作成10
2.	3 再現	解析による検証12
2.	4 地下	水位が上昇した場合の影響確認20
2.	5 設計:	地下水位の設定26
2.	6 観測	による検証28
2.	7 解析	条件及び地下水位設定方針の整理29
第Ⅱ	[編 地]	下水位低下設備の信頼性向上の方針30
1.	地下水位	立低下設備の目的,機能及び位置付け30
2.	機能喪夠	や要因等の分析に基づく設備構成の検討32
2.	1 供用	期間中における機能維持に必要な耐性の分析32
2.	2 関係	する条文の抽出33
2.	3 各構	成部位の機能喪失要因の分析35
2.	4 分析	結果を踏まえた信頼性向上のための配慮事項43
2.	5 監視	・制御機能及び電源接続の系統構成46
2.	6 信頼	性の向上を考慮した設備構成の検討47
3.	運用管理	里・保守管理上の方針49
4.	信頼性向	旬上の方針のまとめ52
第Ⅲ	I編 設置	置許可段階における構造成立性検討用の地下水位の設定53
添付	计資料1	ドレーンの信頼性確保の検討
	資料2	設置変更許可段階及び工事計画認可以降の提示内容
	·説明資料	
補足	L説明資料	¥2 建設時工認段階の浸透流解析結果
補足	·説明資料	斗3 構内排水路の概要
補足	以説明資料	
		影響確認
	L説明資料	
	上説明資料	
	上説明資料	
	上説明資料	
補足	Ŀ説明資料	斗9 観測孔における地下水位観測記録

1. 地下水位低下設備の要求機能

【地下水位低下設備の位置付け】

原子炉建物等の主要建物直下及びその周囲には地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備(既設)^{*1}を設置しており、建物、構築物(原子炉建物等)については、揚圧力低減のため地下水位低下設備(既設)の機能に期待した地下水位を設定していた。

一方,屋外重要土木構造物(取水槽及び屋外配管ダクト(タービン建物~排気筒))は,施設護岸に近傍しており,施設護岸が基礎捨石上に設置された構造物であるため,地下水位を朔望平均満潮位H.W.L.(既工認時EL.+0.3m)と設定していた。

地下水位低下設備(既設)の機能は、地下水位を一定の範囲に保持することであり、これにより地下水位低下設備の機能に期待する施設に及ぶ水位上昇に伴う影響が低減される。

従来,地下水は山から海へ向かう一方向の流動場が形成されていたが(補足説明資料1参照),津波防護施設として防波壁の設置及び地盤改良を実施したこと(別紙17-2,3図)により,地下水の流れが遮断される等,流動場が変化する可能性がある。

また,地下水位低下設備の機能に期待できない場合,地下水位は防波壁設置前より上昇し,施設の安全性へ影響が生じる可能性がある。

防波壁設置後の地下水位を観測した結果, 1, 2号機エリアの地下水位低下設備(既設)周辺及び高台の地下水位については,大きな変化がないものの,3号機北側施設護岸周辺(改良地盤)の地下水位は若干上昇する傾向が認められる。

以上を踏まえ,地下水位低下設備(既設)の有無による建物・構築物への影響 を検討し,基準適合上の位置付けを整理する。

地下水位低下設備(既設)の有無による建物・構築物への影響について,第3条第2項における液状化影響低減及び第4条(第39条)における揚圧力低減のため,地下水位低下設備(既設)の機能に期待する施設は,建物・構築物のうち原子炉建物,タービン建物,廃棄物処理建物,制御室建物及び排気筒であり,地下水位低下設備(既設)の機能に期待する基礎地盤・周辺斜面,屋外重要土木構造物,津波防護施設,重大事故等対処施設及び保管場所・アクセスルートはない。

一方で、地下水位低下設備(既設)については、ドレーン(サブドレーン、集水管及び接続枡)の直接的な確認ができない等から、保守管理性が低い設備である。

以上を踏まえ,原子炉建物,タービン建物,廃棄物処理建物,制御室建物及び排気筒に作用する揚圧力及び液状化影響の低減を目的として,信頼性(耐久性・耐震性・保守管理性)を満足する地下水位低下設備^{*2}を新設する。

また、設置許可基準規則第3条第2項及び第4条(第39条)への適合に当たり、

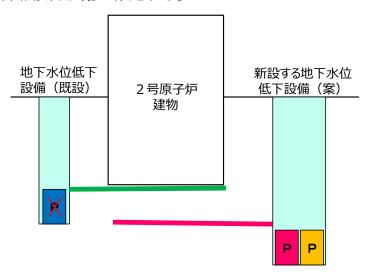
原子炉建物等の設計の前提条件となる地下水位を一定の範囲に保持するために必要であることから,地下水位低下設備を設計基準対象施設(Cクラス: S s 機能維持)として位置付ける。

なお,地下水位低下設備は安全施設に該当しないが,設備の重要性を考慮し, 故障要因等を整理したうえで信頼性向上(多重化,非常用電源確保, S s 機能維持,復旧用可搬ポンプの準備等)を図る。

本資料では、上記で述べた島根のサイト特性を踏まえ、今後の施設設計に用いる 地下水位を設定するに当たり、防波壁周辺の地盤改良実施後における施設の安全 性に及ぼす影響を確認し、必要な機能を保持するための信頼性確保の方針につい て検討した。

そのうえで、信頼性確保の方針を踏まえた設計地下水位の設定方法について整理した。

- ※1 地下水位低下設備(既設)は、集水機能(ドレーン:サブドレーン、集水管及び接続枡)、支持・閉塞防止機能(揚水井戸:サブドレーンピット)、 排水機能(揚水ポンプ及び配管)、監視制御機能(制御盤及び水位計)及 び電源機能(電源)を有する設備である。
- ※2 地下水位低下設備は、地下水位低下設備(既設)のドレーンより低い位置で集水し、かつ地下水位低下設備(既設)から独立した、信頼性(耐久性・耐震性・保守管理性)を満足する設備とする。なお、配置及び構造については、詳細設計段階で確定する。

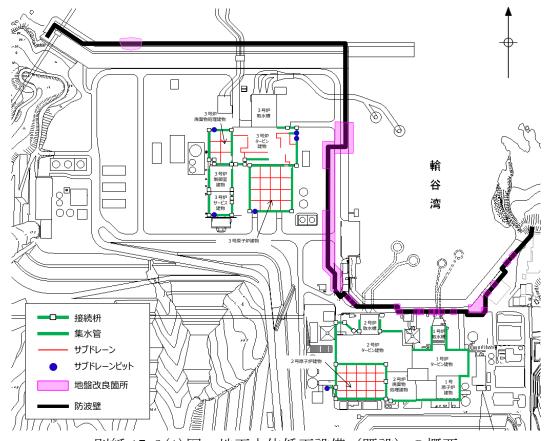


別紙17-1図 地下水位低下設備の概念図

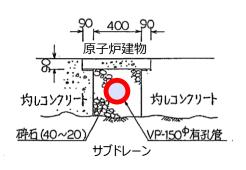
【地下水位低下設備(既設)の概要】

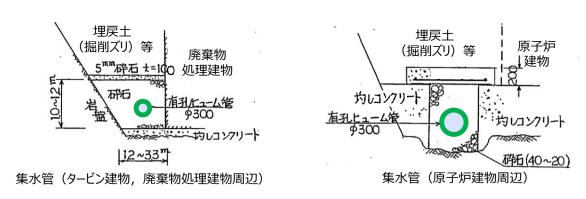
地下水位低下設備(既設)の概要を別紙17-2図に示す。

地下水位低下設備(既設)は、各施設周囲の岩盤上に設置されたサブドレーン(硬質ポリ塩化ビニル製有孔管〈 ϕ 150mm〉)、集水管(有孔遠心力鉄筋コンクリート管〈 ϕ 300mm〉)及び接続枡を介してサブドレーンピットに集水し、揚水ポンプ・配管を介して構内排水路へ排水する構造となっている。地下水位が、通常運転状態の水位を超えるEL. -5. 90m以上に上昇すると、水位センサーが検知して揚水ポンプを起動し、EL. -5. 70mまで順次起動することにより、通常運転水位まで低下させる。ポンプは保守点検のルールを定めて運用しており、定期的な巡視・点検を行っている他、地震後は速やかに設備点検し状況を確認することとしている。

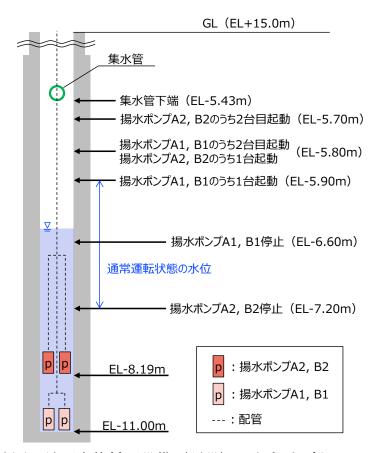


別紙 17-2(1)図 地下水位低下設備(既設)の概要

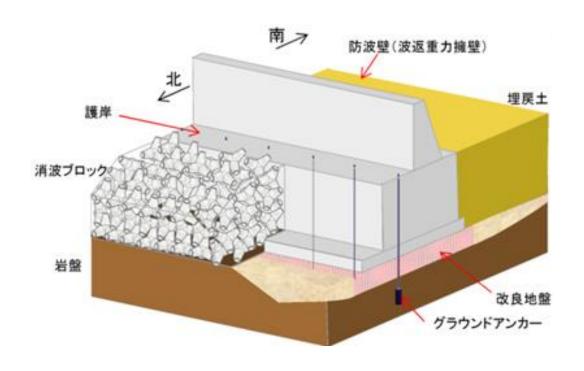




別紙 17-2(2)図 地下水位低下設備(既設)のうちサブドレーン他の断面図



別紙 17-2(3)図 地下水位低下設備(既設)のうちサブドレーンピット断面図



別紙 17-3 図 防波壁 (波返重力擁壁) 下部の地盤改良概要

2. 設計地下水位の設定方針

2.1 基本的な考え方

前述のとおり,防波壁の設置及び防波壁周辺の地盤改良によって地下水の流れが遮断され,地下水位が上昇した場合には,揚圧力上昇及び液状化による土圧等の変化により施設等の耐震性に影響**1が及ぶ可能性がある。

このことから,施設の設計の前提が確保されるよう地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備の機能を考慮した設計地下水位を設定し,揚圧力が作用した場合及び液状化,揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても,当該施設の機能が損なわれるおそれがないように設計する方針とする。

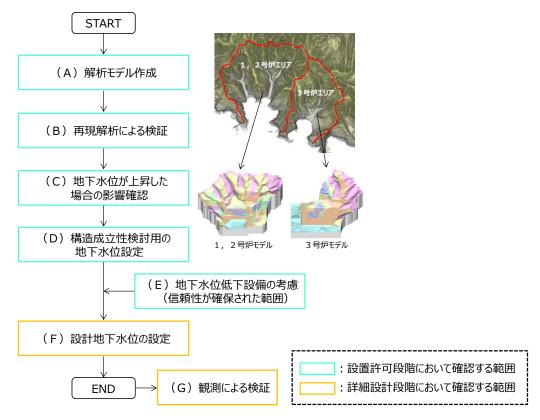
地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては,自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計地下水位を設定し,同様に揚圧力が作用した場合及び液状化,揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても,当該施設の機能が損なわれるおそれがないように設計する方針とする。

地下水位低下設備の機能を考慮し,施設の設計地下水位を設定するに当たっては,地形等を適切にモデル化した浸透流解析を実施することとし,保守性を確保する方針とする。

解析の保守性については、解析に用いるパラメータや解析条件の保守的な設定の他、地下水位低下設備を信頼性が確保された範囲*2 に限定し考慮することにより確保する。なお、地下水位低下設備の検討に当たっては建設時工認における設計地下水位の確保を目安とする。

以上の方針に基づき,詳細設計段階において,地下水位低下設備の機能を考慮した浸透流解析の結果から設計地下水位を設定し耐震評価を行いその詳細を示す。 浸透流解析を用いた設計地下水位の設定フローを別紙 17-4 図に示す。

- ※1 第 I 編 2.4 項に示す地下水位が上昇した場合の揚圧力影響(実用発電用原子 炉及びその附属施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則(以下,設置許可基準規則)第4条)及び液状化影響(設置許可基準規則第3条第2項)。液状 化等による影響の観点から,埋戻土(掘削ズリ)・砂礫層の分布と施設の配置との関係を補足説明資料4に示す。
- ※2 地下水位低下設備の原子炉建物等への影響に鑑み,地下水位低下設備の機能 を保持する設計とする。信頼性向上の方針は第Ⅱ編で詳述する。



別紙 17-4 図 浸透流解析を用いた設計地下水位の設定フロー

別紙 17-4 図の各プロセスにおける検討方針を以下に示す。なお,各審査段階における提示内容を添付資料 2 に示す。

(A)~(B) 解析モデル作成・再現解析による検証

- ・島根サイトの地形的特徴,計算機能力を踏まえ,適切に地下水位を評価する観点から,1,2号炉エリア及び3号炉エリアそれぞれで解析モデルを作成する。
- ・再現解析(定常)を実施し,解析水位と観測水位の比較結果を踏まえ,解析モデルに用いる透水係数等の解析用物性値を含めたモデルの妥当性を確認する。 また,参考として再現解析(非定常)を実施し,解析水位と観測水位の比較確認を行う。
- (C) 地下水位が上昇した場合の影響確認
- ・防波壁周辺の地盤改良により敷地内の地下水の流動場が変化することを踏ま え,耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等を網羅的に 抽出する。この影響確認においては,降雨条件を発電所の平均年間降水量より 保守的に設定するとともに,地下水位低下設備(既設)の機能に期待しないも のとする。
- ・抽出した施設等について、地下水位の上昇により生じる影響の時系列的な変化 を整理し、この影響を低減するための施設ごとの対応方針を定める。
- (D) 構造成立性検討用の地下水位設定
- ・(C)を踏まえ、設置許可段階における構造物の構造成立性を確認するための地下水位の設定方針を示す。

- (E) 地下水位低下設備の考慮(第Ⅱ編及び添付資料1にて詳述)
- ・(C),(D)を踏まえ,地下水位低下設備(既設)の機能に期待する施設については,信頼性の確保された地下水位低下設備を新設し,その機能に期待する方針とする。

(F) 設計地下水位の設定

・詳細設計段階で、(A)~(E)に基づく予測解析を実施し、各施設における設計地下水位を設定する。降雨条件は発電所の平均年間降水量より保守的に設定するとともに、地下水位低下設備(既設)の機能に期待しないものとする。なお、地下水位低下設備(既設)の機能に期待する施設については、信頼性の確保された地下水位低下設備の機能に期待する。

(G)観測による検証

・地下水位観測記録を取得し、(F)にて定める設計地下水位の検証を行う。

設計地下水位の設定に当たっては,浸透流解析において,以下に示す保守性を確保する方針とする。

①地下水位低下設備(既設)の機能に期待しない ドレーンは砕石及び土砂が流入して集水機能が低下した状態,揚水ポンプは稼働しない状態とし、揚水経路としない。

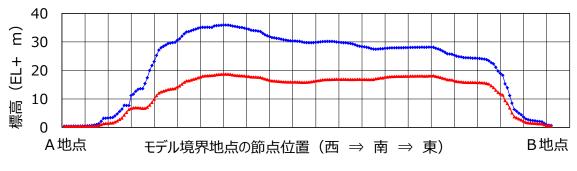
②降雨条件

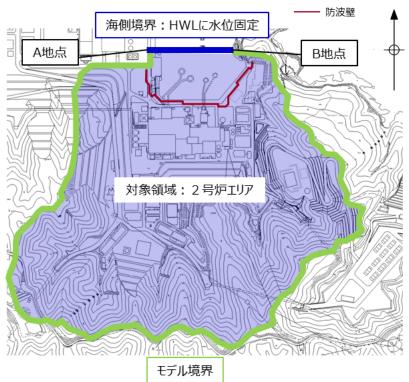
島根原子力発電所での地下水位観測期間における平均年間降水量は約1,540mmであり、気象庁松江地方気象台における年間降水量(1941~2018 年)の平均値は約1,880mmである。

浸透流解析における降水量の設定条件として、上記松江地方気象台における年間降水量にばらつきを考慮した値(平均値 $+1\sigma$)に、今後の気候変動予測による降水量の変化*を加味し、降水量を設定する。別紙 17-5 図に解析用降雨条件と観測降雨条件によるモデル境界地点での水位分布を示す。

※ 気象庁・環境省 「日本国内における気候変動の不確実性を考慮した結果 について」より

- → モデル境界地点の地下水位(降雨条件: 2,400mm/年)
- → モデル境界地点の地下水位(観測降雨:1,540mm/年)





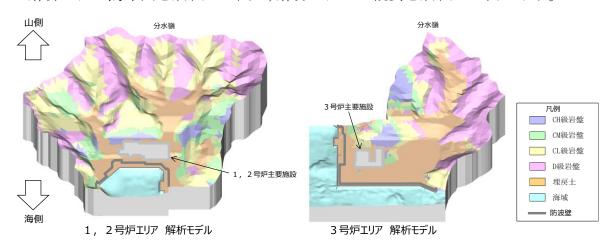
別紙 17-5 図 保守的な解析条件の設定例

2.2解析モデル作成

地下水位の評価においては、敷地を取り囲む分水嶺までを解析範囲とした三次元地形モデルを作成することから、計算機能力を踏まえて適切に地下水位を評価するため、それぞれのエリアで解析モデルを作成した(解析ソフト: Dtransu-3D・EL、バージョン: ver. 2af90MP)。

なお,両モデルの境界において,重なる部分における地下水位は概ね一致することを確認している。

解析モデル鳥瞰図を別紙17-6図に、解析モデルの概要を別紙17-1表に示す。



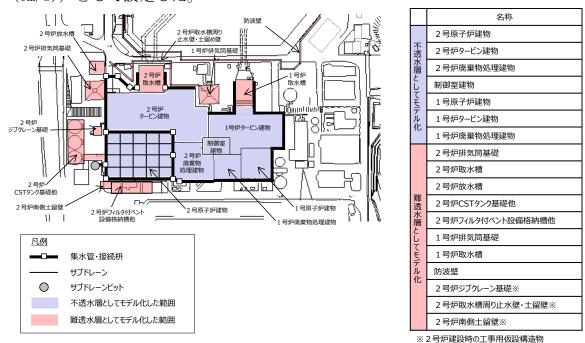
別紙17-6図 解析モデル鳥瞰図

別紙 17-1 表 解析モデルの概要

項目	内容
モデル化範囲等	・敷地を取り囲む分水嶺までを対象範囲とする。 ・対象領域内の構造物※をモデル化し、敷地造成時における掘削・埋戻しを反映する。

[※]耐震裕度向上等の目的で実施した地盤改良等は、難透水層としてモデル化する。

また、1、2号炉主要建物周辺における構造物等のモデル化方針について、別紙 17-7 図に示す。原子炉建物等の主要建物については、揚圧力影響を検証するために不透水層として設定し、主要建物周辺の地下水流に影響を及ぼすと考えられる長大な構造物等については、実際の地下水流を模擬するため、難透水層(1.0×10^{-5} (cm/s))として設定した。



別紙 17-7 図 主要建物周辺における構造物等のモデル化方針

2.3再現解析による検証

(1) 再現解析と観測水位との比較

再現解析の目的は、解析モデルに用いる透水係数等の解析用物性値を含めたモデルの妥当性を確認することである。

再現解析において、降雨条件を観測降雨*より求まる年平均降雨(1,540mm/年)として、敷地内の定常的な地下水位を確認するため、浸透流解析(定常解析)を 実施する。また、参考として観測降雨を与える浸透流解析(非定常解析)も実施する。

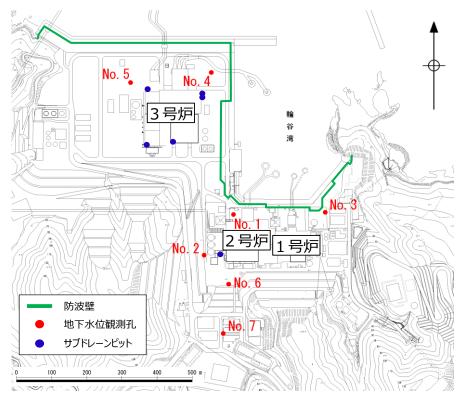
その他の解析条件として,透水係数は別紙17-2表のとおり透水試験等に基づき 設定(補足説明資料2参照)し,揚水条件は既設の揚水ポンプの起動高さにおい て水位固定条件とする。

解析の妥当性は解析値(解析水位)と観測値(観測水位)を比較することにより確認することとした(水位観測時点の構造物をモデル化)。

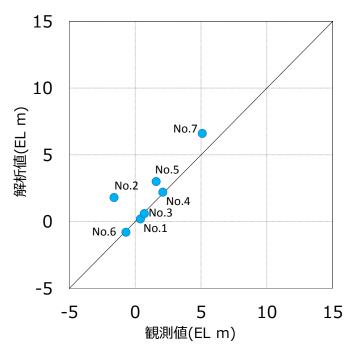
観測孔位置を別紙17-8図に、観測値と解析値の比較を別紙17-9図に示す。

再現解析(定常)の結果、観測孔位置における地下水位について、解析値は観測値と概ね一致するか上回ることから、解析モデル全体として妥当性を有することを確認した。この結果から、予測解析においても解析値が適切に評価されると判断した。なお、地下水位を観測値よりも保守的に設定するため、揚水量については解析値が観測値を若干下回っている。

※島根原子力発電所における日降水量(H28.4~H30.8)



別紙 17-8 図 観測孔位置



	揚水量(m³/日)
観測値	969
解析值	856

別紙 17-9 図 観測値と解析値の比較

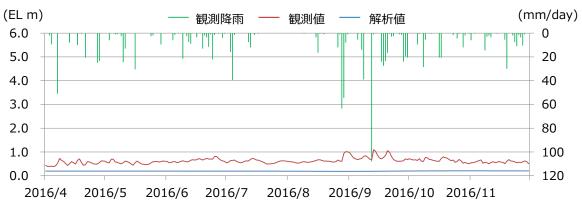
別紙 17-2表 透水係数

区分	透水係数 (cm/s)
C⊦級	5×10 ⁻⁵
CM級	6×10 ⁻⁴
CL級	1×10 ⁻³
D級	2×10 ⁻³
砂礫層	4×10 ⁻³
埋戻土(掘削ズリ)	2×10 ⁻¹
構造物,改良地盤	1×10 ⁻⁵

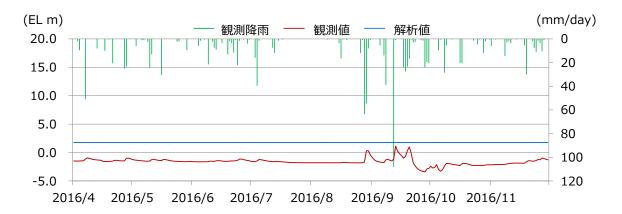
(2)水位経時変化の確認

再現解析において、参考として非定常解析を実施し、水位の経時変化について 別紙 17-10 図のとおり確認した。(別紙 17-7 図参照)。



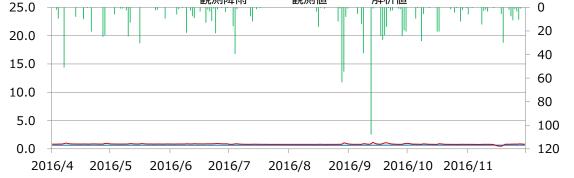


別紙 17-10(1)図 地下水位の経時変化例 (No. 1 孔)





(mm/day) 観測降雨 - 観測値 解析值 0 20



(EL m)

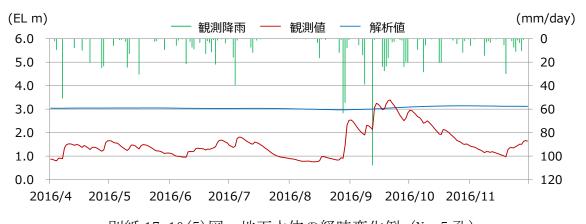


地下水位の経時変化例(No.3 孔) 別紙 17-10(3)図

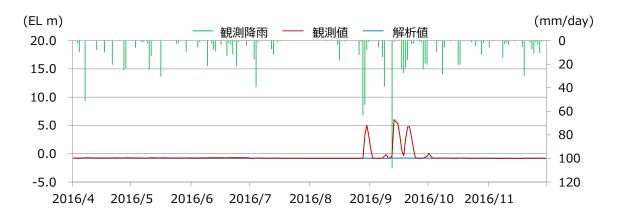




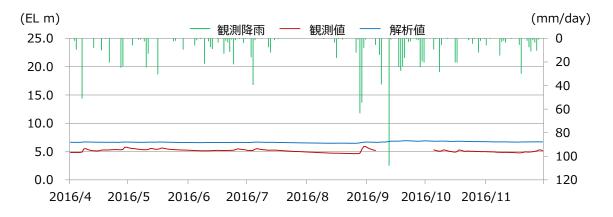




別紙 17-10(5)図 地下水位の経時変化例 (No. 5 孔)









別級 17-10(7) 凶 地下小位の避时发化剂(N0.7 化,

No. 1,3 孔は2号炉の北側に,No. 2,6 孔は2号原子炉建物近傍に,No. 4,5 孔は3号炉の北側に位置し,埋戻土(掘削ズリ)の層厚の比較的薄い地点である。一方で,No. 7 孔は敷地の南側に位置し,埋戻土(掘削ズリ)の層厚の比較的厚い地点である。地下水位の経時変化に係る観測値と解析値を比較すると,No. 1,3,4 孔では概ね両者は同程度であり,No. 2,5,7 孔では解析値が観測値を上回っている。No. 6 孔では一部の降雨に対して,短期的な地下水位挙動は再現できないものの,その他の期間では観測値と解析値が概ね同程度である。

また、降雨時の地下水位の反応について観測値と解析値を比較すると、観測値 は降雨と連動して地下水位が変化しているが、解析値は観測値と比較して地下水 位の感度が小さい。この理由として、局所的に潜在する割れ目や水みち、主要建 物周辺工事の影響等が挙げられるが、再現解析の解析モデルに反映できていない。

今後,解析モデルへの反映の可否を含めて検討し,非定常解析の位置付け及び 非定常解析の信頼性を向上させるための取り組みについて,詳細設計段階で説明 する。

それぞれの観測孔における地下水位の経時変化の傾向を以下に示す。

a. No. 1 7L

No.1 孔の観測値によると、降雨等に伴い地下水位の上昇が認められるものの、大きな変動は確認されず、概ね EL.0~+1m の間を推移している。また、解析値でも概ね同程度で推移していることを確認した。

b. No. 2 孔

No. 2 孔の観測値によると、観測孔近傍に設置されている地下水位低下設備(既設)の機能により、他の観測孔と比較して降雨等に伴う地下水位上昇後の低下が早い傾向があり、一部の降雨時を除くと、地下水位は EL. 0 m を超えない範囲を推移している。一方で、解析値では、それよりも高い概ね EL. + 2 m であることを確認した。

c. No. 3 孔

No. 3 の観測値によると、降雨等に伴い、地下水位の上昇が認められるものの、大きな変動は確認されず、概ね EL. $0 \sim +1$ m の間を推移している。また、解析値でも概ね同程度で推移していることを確認した。

d. No. 4 7L

No. 4 孔の観測値によると, 既設のサブドレーンピット近傍の観測孔 (No. 2, No. 6) と比較して, 降雨等による水位上昇後, 緩やかに低下する傾向があり, 概ね EL. $+1\sim3\,\mathrm{m}$ の間を推移している。また, 解析値でも概ね同程度で推移していることを確認した。

e. No. 5 孔

No. 5 孔の観測値によると, 既設のサブドレーンピット近傍の観測孔 (No. 2, No. 6) と比較して, 降雨等による水位上昇後, 緩やかに低下する傾向があり, 概ね EL. $+1\sim3$ m の間を推移している。一方で, 解析値では, それよりも高い概ね EL. +3 m であることを確認した。

f. No. 6 孔

No. 6 孔の観測値によると、観測孔近傍に設置されている地下水位低下設備(既設)の機能により、他の観測孔と比較して降雨等に伴う地下水位上昇後の低下が早い傾向があり、一部の降雨時を除くと、地下水位はEL. -1~0mの間を推移している。また、No. 6 孔は南側の盛土斜面から地下水が流れ込むため、一部の降雨時に地下水位が短期的な挙動を示す傾向が認められる。一方で、解析値では、短期的な地下水位挙動は再現できないものの、その他の期間については、概ね同等で推移している。

g. No. 7 孔

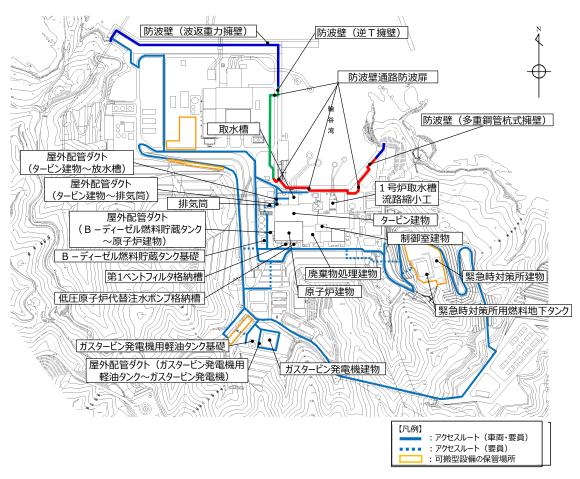
No. 7 孔の観測値によると、降雨等による水位上昇後、緩やかに低下する傾向にあり、概ね EL. $+5\sim6$ m の間を推移している。一方で、解析値では、それよりも高い概ね EL. $+6\sim7$ m の間を推移していることを確認した。

2.4 地下水位が上昇した場合の影響確認

(1) 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等の抽出

防波壁周辺の地盤改良により敷地内の地下水の流動場が変化することを踏まえ、耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等として,EL. +8.5m盤,EL. +15m盤,EL. +44m盤及びEL. +50m盤エリアに設置される耐震重要施設・常設重大事故等対処施設(いずれも間接支持構造物を含む)及びそれらの基礎地盤・周辺斜面,並びに車両通行性への影響の観点等から保管場所・アクセスルートを抽出した。

耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等の抽出結果を別 紙 17-11 図及び別紙 17-3 表に示す。



別紙17-11図 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある 施設等の抽出結果

別紙17-3表 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある 施設等の抽出結果

	設備分類	設備名称
甘花	地盤・周辺斜面	基礎地盤
圣 顿	地盛•问边科山	周辺斜面
		原子炉建物
	700.01	タービン建物
	建物, 構築物	廃棄物処理建物
		制御室建物
		排気筒
設計基準対象施設		取水槽
基準	屋外重要	屋外配管ダクト(タービン建物~排気筒)
対象	土木構造物	B - ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎
施設		屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク~原子炉建物)
- L		防波壁(多重鋼管杭式擁壁)
	\+\\ <u>+</u> -+	防波壁(逆T擁壁)
	津波防護 施設	防波壁(波返重力擁壁)
		1号炉取水槽流路縮小工
		防波壁通路防波扉
		第1ベントフィルタ格納槽
		低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽
	壬 東北 <i>松</i>	緊急時対策所建物
	重大事故等 対処施設	緊急時対策所用燃料地下タンク
		ガスタービン発電機建物
		ガスタービン発電機用軽油タンク基礎
		屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク〜ガスタービン発電機)
	保管場所•	保管場所
	アクセスルート	アクセスルート

(2)地下水位の上昇による影響と対応方針

別紙 17-11 図及び別紙 17-3 表に示した耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等について,地下水位が上昇した場合は施設等への揚圧力影響及び液状化影響が生じる可能性を踏まえ,その影響を低減するための対応方針を整理した(補足説明資料 4 参照)。

a. 地下水位の影響を踏まえた評価と対策

耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等について,地下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策を別紙 17-4 表に示す。

別紙 17-4 表 地下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策 (1/2)

地下北台の	D影響を受ける可能性のある施設等		地下水体のト目には	る影響を踏まえた評価と対策	他:	サイトとの比較
地下水位	別が書で支いる可能性のめる爬設寺		地下水型の工弁によ	る影響を踏まれた評価と対象	東海第二	女川2号
基礎地盤・	•基礎地盤	評価結	果	影響なし (保守的に地表面に設定) **	影響なし	影響なし
周辺斜面	・周辺斜面	対策	地下水位低下設備	_	_	_
			各施設等(耐震補強)	_	_	_
	・原子炉建物 ・タービン建物	評価結	果	影響あり (揚圧力影響・液状化影響)	影響あり (揚圧力影響・液状化影響)	影響あり (揚圧力影響・液状化影響)
建物, 構築物	- 廃棄物処理建物 - 制御室建物 - 排気筒	対策		○:地下水位低下設備(既設)の設置 【液状化対策】△: (設計地下水位の設定において前提 とする)	○:地下水位低下設備の設置 【液状化対策】 △:(設計地下水位の設定にお いて前提とする)	【液状化対策】 △: (設計地下水位の設定において前提とする)
			各施設等(耐震補強)	△:耐震評価の結果,当該施設の機能 に影響が及ぶ場合は,適切な対策 (地盤改良等の耐震補強)を講ずる	設の機能に影響が及ぶ場合	' '
	・屋外配管ダクト (タービン建物〜排気筒)	評価結		影響なし (地下水位低下設備(既設)の機能に 期待せず設計地下水位を設定)	影響なし	影響あり (揚圧力影響・液状化影響)
屋外重要 土木構造物		対策	地下水位低下設備	-	_	△: (設計地下水位の設定において前提 とする)
	(B - ディーゼル燃料貯蔵タンク 〜原子炉建物)		各施設等(耐震補強)	-	_	△:耐震評価の結果,当該施設の機能に 影響が及ぶ場合は,適切な対策(地 盤改良等の耐震補強)を講ずる。

[※]周辺斜面の液状化範囲については、2次元浸透流解析により設定する。

先行炉の情報に係る記載内容については、会合資料等をもとに弊社の責任において独自に解釈したものです。

凡例

- 〇:地下水位低下設備が設計上必要
- △:地下水位低下設備により保持される地下水位を前提として評価・対策

△.地下水位 -:対策不要

別紙 17-4 表 地下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策 (2/2)

41b T -1 , 65 a	NR/MS + TT 1.1.7 TOP-ML or + 7 45-20-55		##T-1/# a B/- k	7 87 SRS + DW + 7 + 27 /7 1 + 1/2/		他サイトとの比較
地下水位0	影響を受ける可能性のある施設等		地下水位の上昇によ	る影響を踏まえた評価と対策	東海第二	女川2号
	·防波壁 (多重鋼管杭式擁壁) ·防波壁	評価結	果	影響なし (地下水位低下設備(既設)の機能 に期待せず設計地下水位を設定)	影響なし	影響あり (一部) (揚圧力影響・液状化影響)
津波防護施設	(逆T擁壁) ·防波壁	対策	地下水位低下設備	-	1	△: (設計地下水位の設定において前提 とする)
	(波返重力擁壁) · 1号炉取水槽流路縮小工 · 防波壁通路防波扉		各施設等(耐震補強)	-	-	△:耐震評価の結果,当該施設の機能に 影響が及ぶ場合は,適切な対策(地 盤改良等の耐震補強)を講ずる。
	・第1ベントフィルタ格納槽 ・低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 ・緊急時対策所建物	評価結	果	影響なし (地下水位低下設備(既設)の機能 に期待せず設計地下水位を設定)	影響なし	-
重大事故等 対処施設	・緊急時対策所用燃料地下タンク・ガスタービン発電機建物	対策	地下水位低下設備	-	-	-
对火。尼西克	・ガスタービン発電機用軽油タンク基礎 ・屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用軽油タンク 〜ガスタービン発電機)		各施設等(耐震補強)	-	-	-
	・保管場所 ・アクセスルート	評価結	果	影響なし (地下水位低下設備(既設)の機能 に期待せず設計地下水位を設定)	影響なし	影響あり (一部) (液状化影響)
保管場所・アクセスルート		対策	地下水位低下設備	-	-	△: (地下水位低下設備が機能喪失した場合は初期水位として考慮)
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			各施設等(耐震補強)	-	-	△: (アクセスルートの通行性が一定期間 確保できない場合は, 地盤改良等の 対策・外部支援等の活用による通行 性の確保)

先行炉の情報に係る記載内容については、会合資料等をもとに弊社の責任において独自に解釈したものです。

凡例

- / 5// ○:地下水位低下設備が設計上必要
- △:地下水位低下設備により保持される地下水位を前提として評価・対策
 -:対策不要

b. 地下水位の設定方針

a.を踏まえ、耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等について、地下水位の設定方針を別紙 17-5 表に示す(各審査区分における解析条件については、「2.7 解析条件及び地下水位設定方針の整理」参照)。

構造成立性検討用の地下水位設定方針については、以下のとおり。

- ・設置許可段階で安全性評価が要求される基礎地盤・周辺斜面については、地震 時の動的解析において地下水位を地表面とする。なお、周辺斜面の液状化範囲 については、二次元浸透流解析により地下水位を設定する。
- ・屋外重要土木構造物及び津波防護施設等は地下水位低下設備(既設)の機能に 期待しない方針とし、揚水ポンプが停止した条件における三次元浸透流解析結 果により地下水位を設定する。

詳細設計段階における設計地下水位の設定方針(地下水位低下設備の考慮)については、以下のとおり。

- ・地下水位低下設備(既設)については、保守管理性が低いため、その機能に期待しない。
- ・建物,構築物に作用する揚圧力及び液状化影響の低減を目的として,信頼性 (耐久性・耐震性・保守管理性)を満足する地下水位低下設備を新設する。
- ・建物,構築物は新設する地下水位低下設備の機能に期待する方針とし,揚水ポンプが稼働した条件における三次元浸透流解析結果より保守的に設定した地下水位を設定する。
- ・屋外重要土木構造物及び津波防護施設等は新設する地下水位低下設備の機能 に期待しない方針とし、揚水ポンプが停止した条件における三次元浸透流解 析結果(自然水位)より保守的に設定した地下水位を設定する。

別紙 17-5 表 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等の 地下水位の設定方針

	設備分類	設備名称	地下水位の設定方針
-	礎地盤・周辺斜面	基礎地盤	保守的に地表面に設定 ^{※1}
左	的定地签•同22科国	周辺斜面	休守門に地衣側に設定
		原子炉建物	
	7.004	タービン建物	44 T 1. 45 /T T =0.05 o 100 45 /-
	建物, 構築物	廃棄物処理建物	地下水位低下設備の機能に 期待して、設計地下水位を設定する。
	1件3米(1//)	制御室建物	州村ひて、設計地下水位を設定する。
設計		排気筒	
甚		取水槽	
基準	屋外重要	屋外配管ダクト(タービン建物~排気筒)	
対	土木構造物	B - ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎	
象施		屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク~原子炉建物)	
池設		防波壁(多重鋼管杭式擁壁)	
-	Nits Nets Bull. 277	防波壁(逆T擁壁)	
	津波防護 施設	防波壁(波返重力擁壁)	
	//Bax	1号炉取水槽流路縮小工	
		防波壁通路防波扉	自然水位**2より保守的に設定した水位
		第1ベントフィルタ格納槽	日然が位 より休り可に設定したが位
		低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽	
	壬上市+6位	緊急時対策所建物	
	重大事故等 対処施設	緊急時対策所用燃料地下タンク	
	N) KENERX	ガスタービン発電機建物	
		ガスタービン発電機用軽油タンク基礎	
		屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク〜ガスタービン発電機)	
	保管場所·	保管場所	
	アクセスルート	アクセスルート	

4条-別紙17-23

^{※1} 周辺斜面の液状化範囲については、二次元浸透流解析により設定する ※2 地下水位低下設備の機能に期待しない場合の地下水位

(3)地下水位が上昇した場合の影響評価まとめ

地下水位の影響を踏まえた評価と対応方針を踏まえ、耐震評価において地下水 位の影響を受ける施設等の地下水位低下設備との関係を整理した。整理結果を別 紙 17-6 表に示す(基準適合の考え方は添付資料 2 に示す)。

a. 地下水位低下設備の設置許可基準規則における位置付け等

別紙 17-6 表の整理を踏まえ, 施設の設置許可基準規則第 4 条 (第 39 条) への適合に当たり, 施設の設計の前提条件となる地下水位を一定の範囲に保持するために必要であることから, 地下水位低下設備を設計基準対象施設として位置付ける。

各施設の耐震設計については,防波壁の周辺を地盤改良するために地下水の流れが遮断され地下水位が上昇するおそれがあるという島根サイト固有の状況を踏まえ地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備の機能を考慮した水位,自然水位(地下水位低下設備の機能に期待しない場合の地下水位)より保守的に設定した水位又は地表面にて設計地下水位を設定し,揚圧力が作用した場合及び液状化,揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても当該施設の機能が損なわれないように設計することで基準適合が図られる。

なお,地下水位の影響を受ける施設等,及び地下水位の影響を踏まえた対策については,詳細設計段階にその詳細を示す。

b. 地下水位低下設備と対応条文の関連性等

建物,構築物について,設置許可基準規則第39条は同第4条と同様の要求であり,第4条への適合をもって第39条への適合性を確認する。

施設等について,余震時に対する要求を含む設置許可基準規則第5条・第40条及び第39条については,第4条への適合をもって確認する。また,同第3条第2項及び第38条第2項,第4条及び第39条は,それぞれ同一の地盤,地震に対する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の適合性を要求しているものであり,地震時の影響については,代表的に設置許可基準規則第4条への適合性を示すことにより確認する。

以上から,地震時の影響については,代表的に設置許可基準規則第4条或いは第39条への適合性を示すことにより確認する。

別紙 17-6 表 耐震評価において地下水位の影響を受ける施設等の地下水位低下設備との関係並びに設置許可基準規則における対応条文の整理

									· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,				
		提 一样 一样	安全性確保における 地下水位低下設備の位置付け ^{※1}		0 14)は設計上 8条文の色	.必要, △ 3絡関係を	関 は設計条 示す (=	関連する条文 ○は設計上必要, △は設計条件として前提とする。色分けは※4に示す 各条文の包絡関係を示す (■は■への適合性を示すことにより確認)	とする。色 さ性を示す	分けは※41 ことにより確	に示す 認)		
設備分類	設備名称	(A) 設計値 14.0+10	(B) 左記(A)により保持され	(O) (M)		中醫	and		哲願	775	津波·余震重畳		重大事 故等対 処設備	無地
		保持のに必要 直接的に必要	る地ト水仙を削焼と9の (必要時は対策)		3条	38条	3条2項※4	38条 2項※	4条**4 3.9	39条**4 5	5条** 40	40条※4 4	43条	
基礎地盤・	基礎地盤			0	% 2	× 2								
周辺斜面	周辺斜面			0										
	原子炉建物	0					⊲	⊲	0	ж ж				
	タービン建物	0					⊲	⊲	0	۳ *				
建物,構築物	廃棄物処理建物	0					⊲	⊲	0	ж ж				
	制御室建物	0					⊲	⊲	0	۳ **				
	排気筒	0					⊲	⊲	0	۳ **				
	取水槽			0										
² X+-	屋外配管ダクト(タービン建物~排気筒)			0										
	屋外配管ダクト (タービン建物~放水槽)			0										
対 土木構造物 条	物 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎			0										
相談	屋外配管ダクト (B -ディーゼル燃料貯蔵タンク~原子炉建物)			0										
	防波壁(多重綱管杭式擁壁)			0										
	防波壁(逆工擁壁)			0										
津波防護権設	b 防波壁(波返重力擁壁)			0										
	1号炉取水槽流路縮小工			0										
	防波壁通路防波扉			0										
	第1ペントフィルタ格納槽			0										
	低王原子炉代替注水ポンプ格納槽			0										
	緊急時対策所建物			0										EL+50m盤に設置
重大事故等	緊急時対策所用燃料地下タンク			0										EL+50m盤(こ設置
对処施設	ガスターピン発電機建物			0										EL+44m盤(5設置
	ガスターピン発電機用軽油タンク基礎			0										EL+44m盤に設置
	屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用軽油タンク~ガスタービン発電機)			0										EL+44m盤に設置
	保管場所			0										
保管場所・アクセスルート	アクセスルート			0										
	保管場所・アクセスルートにおいて評価する斜面			0										

※1 地下水位の影響を受ける施設等。及びおされていては、詳細設計段階にその詳細を示す。
※2 地下水位の影響を受ける施設等。及びおされた位の影響を受ける施設等。
※2 基礎地態の評価では、水位形影響におって表生の整理した。なお、基礎地態の安定性の評価を作の一つとして、地下水位の設定について設置変更許可申請書へ記載する。
※3 投置許可基準規則第39条は同規則第4条と同様の要求であり、規則第4条への適合をもって第39条への適合性を確認する。
※4 余服時に対する要求を含い経過許可基準規則第5条、第40条及び第39条については、第7条への適合をもって第29ずる。また、同第3条第2項、第4条及び第39条は、それぞれ同一の地盤、地震に対する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の適合性を要求しているものであり、地震時の影響については、代表的に設置許可基準規則第4条への適合性を示すことにより確認する。また、同第3条第2項、第4条及び第39条は、それぞれ同一の地盤、地震に対する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の適合性を要求しているものであり、地震時の影響については、代表的に設置許可基準規則第4条への適合性を示すことにより確認する。

⁴条-別紙17-25

2.5設計地下水位の設定

詳細設計段階で設定する設計地下水位の設定方法について、地下水位低下設備の機能に期待しない屋外重要土木構造物等のうち、箱型構造物及び線状構造物の設定例を示す。

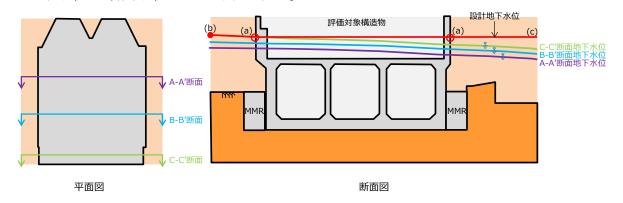
設計地下水位は解析断面における地下水位を用いて,構造物側面や解析断面境 界等の各点での最高水位を結んで保守的な設定とする。

箱型構造物の設計地下水位設定の考え方について、別紙17-12図に、線状構造物の設計地下水位設定の考え方について、別紙17-13図に示す。

なお,再現解析における解析結果と観測記録の差異を踏まえ,以下に示す(a)~(c)の水位に余裕を加えて設計地下水位を設定する。

【箱型構造物】

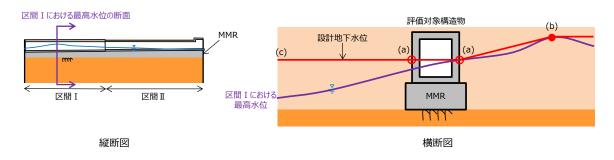
- ・構造物側面の地下水位は、三次元浸透流解析結果より、構造的特徴や周辺状況 を踏まえて設定した各解析断面における構造物側面の最高水位(a)を採用する。
- ・構造物周辺地盤の地下水位は、構造物側面の水位(a)とその側方地盤の最高水位(b)を結ぶ。
- ・ただし,構造物周辺地盤の地下水位が構造物から離れる方向に低下しても設計 地下水位は最高水位で一定(c)とする。



別紙17-12図 箱型構造物の設計地下水位設定の考え方

【線状構造物】

- ・構造物側面の地下水位は、三次元浸透流解析結果より、縦断図において構造的 特徴や周辺状況を踏まえて設定した区間毎の最高水位(a)を採用する。
- ・構造物周辺地盤の地下水位は、構造物側面の水位(a)とその側方地盤の最高水位(b)を結ぶ。
- ・ただし、構造物周辺地盤の地下水位が構造物から離れる方向に低下しても設計 地下水位は最高水位で一定(c)とする。

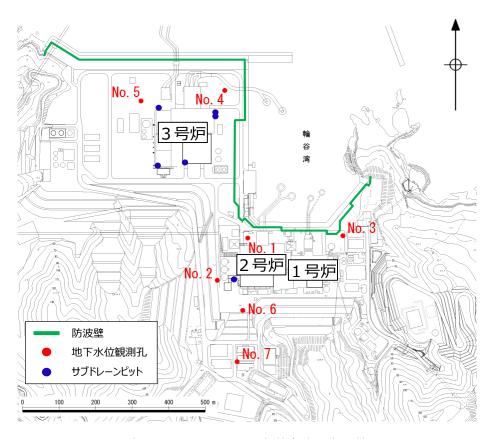


別紙17-13図 線状構造物の設計地下水位設定の考え方

2.6観測による検証

設計地下水位の設定に用いる予測解析は防波壁周辺の地盤改良完了後の状態を モデル化することから,予測解析結果の妥当性の検証として,防波壁周辺の地盤改 良の工事完了後の地下水位観測記録を用いて,解析結果が観測記録に対して保守 的であることを確認する。

なお,今後の地下水位設定の信頼性確認等への活用を念頭に,別紙17-14図のうち複数孔については防波壁周辺の地盤改良影響の検証後も観測を継続し,基礎データとして集積していく。



別紙 17-14 図 地下水位観測計画位置

2.7解析条件及び地下水位設定方針の整理

設置許可段階における再現解析では、年平均降雨・透水係数を設定した定常解 析の結果,解析水位と観測水位が概ね一致することから,解析モデルの妥当性を 確認した。

設置許可段階及び詳細設計段階における予測解析では、再現解析により妥当性 を確認した解析モデルを用いて、以下の保守性を考慮する。

- ・発電所における年平均降水量(1,540mm/年)よりも厳しい降雨条件(2,400mm/ 年)を定常的に与える。
- ・地下水位低下設備(既設)のうち、ドレーンは砕石及び土砂が流入して集水機 能が低下した状態、揚水ポンプは稼働しない状態とし、揚水経路としない。
- ・原子炉建物等の建物, 構築物は信頼性のある地下水位低下設備の機能に期待す るが、屋外重要土木構造物や保管場所・アクセスルート等については保守的に 期待しない。

再現解析における解析結果と観測記録の差異を踏まえ、浸透流解析より求まる 水位に余裕を加えて設計地下水位を設定する。

別紙17-7表 各審査区分における解析条件

	額	香 区分	設置許可段	階	詳細設	計段階
	角	军析区分	再現解析(定常※1)		予測解析(定常)	
	解	析の目的	解析用物性値を含めた 解析モデルの妥当性確認	構造成立性検討	設計地下	水位の設定
	(1)透	水係数	透水試験結果等に基づき設定	再現解材	・ 折で妥当性を確認した透水係養	数を設定
	(2)地類	22条件	一部,地盤改良未実施		地盤改良完了後	
解析条	(3)降雨	雨条件	1,540mm/年 (発電所 年平均降雨)	2,400mm/年	2,400mm/年	2,400mm/年
件	(4)	地下水位低下 設備(既設)	機能に期待する	機能に期待しない	機能に期待しない	機能に期待しない
	(4)	地下水位低下 設備	_	-	機能に期待する	機能に期待しない
	角	4析対象	(解析水位と観測水位を比較)	・基礎地盤・周辺斜面※2 ・屋外重要土木構造物 ・津波防護施設 ・重大事故等対処施設 ・保管場所・アクセスルート	建物,構築物 ・原子炉建物 ・タービン建物 ・廃棄物処理建物 ・開御室建物 ・排気筒	・屋外重要土木構造物 ・津波防護施設 ・重大事故等対処施設 ・保管場所・アクセスルート
<u>* 1</u>	参考とし	て非定常解析を実施	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	性への影響を確認		: 保守的に設定した条件

第Ⅱ編 地下水位低下設備の信頼性向上の方針

1. 地下水位低下設備の目的,機能及び位置付け

地下水位低下設備の目的及び機能,また,機能維持を要求する期間は,以下のと おりである。

①地下水位低下設備の目的及び機能

- ▶ 原子力発電所の施設の機能・構造は、地盤の健全性が確保された前提で各種設計がなされている。
- ▶ 地下水位低下設備の機能は、施設の設計の前提が確保されるよう、「地下水位を 一定の範囲に保持する」ことである。
- ▶ 地下水位低下設備が機能することにより、原子炉建物等の建物、構築物周辺の地下水位が一定の範囲に保持され、原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物、制御室建物及び排気筒に作用する揚圧力及び液状化影響が低減される。この地下水位低下設備の機能を考慮した設計地下水位を設定し、揚圧力が作用した場合及び液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても機能が損なわれないよう設計する。

また,地下水位低下設備の機能に期待しない場合は,自然水位(地下水位低下 設備を考慮しない場合の地下水位)より保守的に設定した水位又は地表面にて 設計地下水位を設定し,揚圧力が作用した場合及び液状化,揺すり込み沈下等 の周辺地盤の変状を考慮した場合においても機能が損なわれないよう設計す る。

②地下水位低下設備の機能維持を要求する期間

- ▶ 地下水位低下設備は、以下に示す原子力発電所の供用期間の全ての状態において機能維持が必要である。
 - ・通常運転時(起動時,停止時含む)
 - ・ 運転時の異常な過渡変化時
 - 設計基準事故時
 - 重大事故等時
- ▶ また,プラント供用期間中において発生を想定する大規模損壊についても,その発生要因とプラントの損壊状況を踏まえ,地下水位低下設備の設計を行ううえで配慮する。

③地下水位低下設備の位置付け

▶ 施設の設置許可基準規則第3条第2項及び第4条(第39条)への適合に当たり、 施設の設計の前提条件となる地下水位を一定の範囲に保持するために必要で あることから、地下水位低下設備を設計基準対象施設として位置付ける。 ▶ 地下水位低下設備は重大事故等に対処するための機能は有していないため,重 大事故等対処施設には位置付けない。

地下水位低下設備の目的,機能及び要求期間を踏まえ,重要安全施設への影響に 鑑み地下水位低下設備の信頼性向上のための配慮項目を整理したうえで設計・運 用を行う。

- 2. 機能喪失要因等の分析に基づく設備構成の検討
- 2.1 供用期間中における機能維持に必要な耐性の分析

通常運転時から大規模損壊発生時までの供用期間中の全ての状態における地下 水位低下設備の信頼性を向上するために必要な耐性を検討するため,以下の分析 を行う。

【分析1】

- ・地下水位低下設備の機能ごとに、設置許可基準規則第3条から第13条までにおいて考慮することが要求される事象を、「想定する機能喪失要因」とする。
- ・なお,設置許可基準規則第14条から第36条までに対しては,別紙17-8表のとおり,地下水位低下設備に対する機能について影響するものではないので機能喪失要因の対象とはならない。
- ・地下水位低下設備の構成部位が、想定する機能喪失要因により機能喪失するかを分析(別紙17-9表)する。
- ・分析結果を踏まえ,地下水位低下設備の機能維持の観点から必要な対策について整理する。

【分析 2】

- ・分析1から抽出された,地下水位低下設備の機能喪失要因となる事象が発生した場合に,同時に「運転時の異常な過渡変化」,「設計基準事故」又は「重大事故等」が発生するかについて分析(別紙17-10表)する。
- ・分析結果を踏まえ,地下水位低下設備の機能維持の対策に加え,追加の対策が 必要であるかについて整理する。

【分析3】

- ・「運転時の異常な過渡変化」,「設計基準事故」又は「重大事故等」発生後に, 何らかの原因により地下水位低下設備が機能喪失した場合を想定し,運転時の 異常な過渡変化等の事象収束に対して影響があるかを分析(別紙17-11表)する。
- ・分析結果を踏まえ,地下水位低下設備の機能維持の対策に加え,追加の対策が 必要であるかについて整理する。

【分析4】

・大規模損壊の発生要因について,プラントの損壊状況を踏まえ,地下水位低下 設備の設計を行ううえで配慮する。

2.2 関係する条文の抽出

地下水位低下設備の機能喪失要因と設置許可基準規則との関係を別紙17-8表に示す。

地下水位低下設備の各構成部位が機能喪失する可能性のある事象として,機器の故障に加え,設置許可基準規則第3条から第13条までの要求事項を踏まえ,地震(第4条),津波(第5条),外部事象(地震,津波以外)(第6条),内部火災(第8条),内部溢水(第9条)及び誤操作の防止(第10条)が考えられるため要因として抽出した。

これ以外の設置許可基準規則における設計基準対象施設に対する要求は,個別設備に対する設計要求である等の理由から機能喪失する可能性のある事象から除外した。

別紙17-8表 地下水位低下設備の機能喪失要因と設置許可基準規則との関係

	設置許可基準基準規則の要求事項	分析対象	対象外とした理由	備考
第3条	地盤	ı	・地下水位成下設備は、発電用原子炉施設の各設備を本条文に適合させるために設置するものであることから、分析の対象外	ı
第4条	上	0	1	I
第5条	津波	0	I	_
第6条	風(台風),竜巻,凍結,降水,積雪,落雷,火山,生物学的事	0	1	2号炉で想定する外部事件,
- 44	家, 森林火災(外部火災)		Libertian the man man to be to the terminal transfer to the terminal transfer to the terminal the man to the terminal transfer to the terminal tra	終として苗丑した事談
张 经	小街な長人 士指:""	1 (・本条又は、値別設備の設置要求であり、機能喪矢要凶として揺出する事項を含まないため、対象外	I
米 公米	内部次次	Э	1	1
第9条	内部溢水	0	1	I
第 10 条	誤操作の防止	0	1	1
第11条	安全避難通路等	1	・本条文は、個別設備の設置要求であり、機能喪失要囚として抽出する事項を含まないため、対象外	1
第12条	安全施設		・本条文は、安全施設への要求であり、機能喪失要因として抽出する事項を含まないため、対象外	_
第 13 条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	1	・本条文は、運転時の異常な過渡変化に対する要求であり、機能喪失要因として抽出する事項を含まないため、 対象外	I
第 14 条	全交流動力電源喪失対策設備	1		
第15条	炉心等			
第 16 条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	1		
第17条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	1		
第 18 条	蒸気タービン	Ţ		
第 19 条	非常用炉心冷却設備	_		
第 20 条	一次冷却材の減少分を補給する設備	1		
第21条	残留熱を除去することができる設備	-		
第22条	最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備			
第23条	計測制御系統施設	1		
第 24 条	安全保護回路	1		
第25条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	1	・本条文は、個別設備の設置要求であり、機能喪失要因として抽出する事項を含まないため、対象外	I
第26条	原子炉制御室等	1		
第27条	放射性廃棄物の処理施設	1		
第 28 条	放射性廃棄物の貯蔵施設	1		
第 29 条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護	1		
第30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	-		
第31条	監視設備			
第32条	原子炉格納施設	I		
第33条	保安電源設備	1		
第34条	緊急時対策所	1		
第35条	通信連絡設備	1		
第36条	補助ボイラー	-		

2.3 各構成部位の機能喪失要因の分析

(1) 供用期間中における機能維持に必要な耐生の分析(分析1)

地下水位低下設備の各構成部位が、抽出した機能喪失要因により機能喪失が発生するかについて分析する。分析の前提条件と分析結果は以下のとおり。

〈分析1前提条件〉

- ・機能喪失有無の判定においては、地下水位低下設備に必要となる設計上の配慮事項を抽出する観点から、全ての構成部位に対し設計上の外部事象への配慮が講じられていない状態を前提とする。
- ・地下水位低下設備の全ての構成部位は、屋外に設置されている状態を前提とする。

〈分析結果〉

- ・分析の結果,地下水位低下設備の各構成部位に対する機能喪失要因として別紙 17-9表のとおりの結果を得た。
- ・これらの機能喪失要因を踏まえ地下水位低下設備の設計上の信頼性を向上させる観点から別紙17-12表のとおり,設計上の配慮を行うこととする。

別紙 17-9 表 地下水位低下設備の各構成部位の機能喪失要因の分析

	過渡事故 の 拡大防止 (13条)								本条文	は,機能	喪失要因 として描 出する事	項を含ま	ないた め、分析 対象外と した				
	安全 施設 (12 条)								本条文	は,機能	喪失要因として抽出する事	項を含ま	ないた め、分析 対象外と した				
	安全避 難通路 (11条)								本条文	は,機能			ないた め、分析 対象外と した				
	誤操作 防止 (10条)				1	0					I	×	誤に 機大品 株式 電子 場合 単元 単元 の 単一 年 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	0		0	
	内部 前水 (9条)	0		0		0			4	0		×		0		0	
	内部 火災 (8条)	0		0		0			4	0		×	階略・ と が が が が が が が が が が が が が	0		0	
	人の不法 な侵入 (7条)								本条文	は,機能	喪失要因 として抽 出する事	項を含ま	航空機と ないた 軽加タンめ、分析 クの重畳対象外と 人の重畳対象外と 人災によ したり機能喪失の可能 仕有り 性有り				
9喪失要因	森林火災 (外部火災) (6条)	0		0		0			4	0		×	航空機と を出タン クの重量 火災によ り機能環 矢の可能	0		0	
まえた機能	生物学 的事象 (6条)	0		0		0			4	0		×	小劇物の 侵入によ る機能喪 失の可能 性有り	0		0	
の要求を踏	火山 (6条)	0		0		×	大山灰の 影響によ	り機能喪 失の可能	性有り	0		×	火山灰の 影響によ り機能喪 失の可能 性有り	×	火山灰の 影響によ り機能喪 失の可能 性有り	0	
総器故障及び設置許可基準規則の要求を踏まえた機能喪失要因	落雷 (6条)	0		0		×	落舗によった。	る機能段 失の可能 件有り	1	0		×	落雷によ る機能喪 失の可能 性有り	×	落雷によ る機能喪 失の可能 性有り	0	
及び設置許	積雪 (6条)	0		0		0			4	0		×	横 画 は で の の の の の の が の の の の の の の の の の の の	0		0	
機器故障)	降水 (6条)	0		0		0			4	0		×	電気系統 の漏水に よる機能 喪失の可 能性有り	0		0	
	凍結 (6条)	0		0		0			4	0		×	制御系の 低温によ る機能廃 矢の可能 性有り	0		0	
	竜巻 (6条)	0		0		×	飛来物の	影響の可 能性有り		×	飛来物の 影響の可 能性有り	×	飛来物の 影響の可 能性有り	×	飛来物の 影響の可 能性有り	0	
	風(台風) (6条)	0		0		0			4	0		×	台風による二次的 影響の可 能性有り	0		0	
	津波 (5条)	0		0		0			4	0		0		0		0	
	地震 (4条)	×	悪気に	×	恵無し	×		開業受け		×	悪気	×	悪に、無い、	×	悪無い	0	
	地盤 (3条)						地下水位	低下設備は、発電は、発電	五郎十岁	温度の中	※ を を が で が が が が が が が が が が が が が が が が	アめた戦争を	e o o o o o o o o o o o o o o o o o o o	7			
	機器故 障(故障 モード)		*		**	×	継続運転	失敗・起 動失敗		×	リーク・ 閉塞	×	不動作・誤動作	×	不動作・誤動作	×	起動失敗
	構 部位	181	7 7	9	本 上 上 上		場大	* 1			配件		制御盤		水位計	電源*1	(非常用 DG)
	機能	###	来 被 令 部	大持・	別塞 防止機能			# **	機能				贈 記 金 ・	E		明	电弧機能

※1:外部電源はSs未満の地震により機能喪失する可能性があるため、機能喪失状態を前提とする

^{※2:}ドレーンは岩盤内部設置しており、管内への土砂供給が非常に少ないため、閉塞の可能性は非常に小さい※3:揚水井戸はドレーンからの土砂供給が非常に少ないため、閉塞の可能性は非常に小さい

^{※3・30/2017} ます、ファンシェンド性がず用につきまったが、2017 は出まった用につい ※4:分析1では誤操作による機能喪失は機器の故障に含めた取り扱いとする

凡例〇:事象に対し設備が影響を受けない

^{×:}事象に対し設備が影響を受ける可能性あり

一:評価対象外

(2)供用期間中における機能維持に必要な耐性の分析(分析2)

地下水位低下設備の機能喪失要因により、同時に「運転時の異常な過渡変化」、「設計基準事故」又は「重大事故等」(以下、「各事象」)が発生するかについて分析を行い、事象収束にあたり追加の対策が必要かについて確認する。分析の前提条件と分析結果は以下のとおり。

〈分析2前提条件〉

- ・地下水位低下設備の機能喪失要因として,分析1により抽出された項目を前提とし、ここでの分析を行う。
- ・地下水位低下設備の全ての構成部位に対し設計上の外部事象への配慮が講じられていない状態を前提とする。
- ・電源に関して,非常用電源の共通要因による機能喪失は考慮しない。また,非常 用DGの状態において,プラント運転中は2系列が待機状態にあることとする。
- ・プラント停止中は、外部電源は基準地震動Ss未満の地震により機能喪失する可能性があるため、機能喪失状態を前提とする。さらに、停止中はDG本体又は海水系片系が点検のために待機除外である状態を想定する。また、停止中の非常用DGに対しては、起動失敗等の機器の故障を考慮する。

〈分析結果〉

- ・別紙17-10表に示すとおり,地下水位低下設備が機能喪失する外部事象発生時には,外部事象により敷地外の送変電設備が損傷し,「運転時の異常な過渡変化(外部電源喪失)」が発生する可能性がある。
- ・これを防止するために、地下水位低下設備には、外部電源喪失に配慮した設計が必要となる。
- ・また,各事象が収束した以降も収束状態を維持する観点から,建物の安定性等の継続的な確保が必要である。
- ・このため、地下水位低下設備の各機能喪失要因に対する設計上の配慮を行うことで、「地下水位低下設備の機能喪失により地下水位が上昇した状態で基準地震動 Ss規模の地震が発生する」という状況を回避でき、建物の安定性等が確保されることとなる。
- ・上記の配慮を行うことで,通常運転中の安全施設(異常発生防止系及び異常影響 緩和系)への影響を防止することができている。
- ・別紙17-10表に示すとおり,地下水位低下設備が機能喪失する外部事象発生時には,外部事象により,同時に「全交流動力電源喪失(停止時)」が発生する。
- ・このことから,地下水位低下設備の機能喪失要因に配慮した対策,及び非常用電源に関する信頼性向上の観点からの常設代替交流電源から電源供給可能な設計とすることにより,地下水位低下設備の信頼性を向上させることができる。

地下水位低下設備の機能喪失と同時に発生の可能性がある事象の分析(1/3) 別紙 17-10 表

	外部電源喪 失	×	*1	×	*1	×	**	×	*	×	**	×	**	×	**	×	* 1	×	*	×	*1	×	**	×	*1	×	*
	給水流量の 全喪失	⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		abla	
	原子炉圧力 制御系の故 障	⊲		⊲	しない	◁		⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		\triangleleft		abla	
	給水制御系 の故障	⊲		⊲	は発生	⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		\triangleleft		abla	
	主蒸気隔離 弁の誤閉止	⊲	ることはない	⊲	人により,	⊲	2	◁	生しない	⊲	生しない	⊲	象は発生しない	⊲	生しない	⊲	生しない	\triangleleft	生した	⊲	生した	⊲	生しない	abla	生しない	abla	生しない
運転時の異常な過渡変化	負荷の喪矢	◁	上記の過渡事象が発生する	⊲	各信及び制御棒挿	◁	上記の過渡事象は発生	⊲	上記の過渡事象は発生しない	⊲	上記の過渡事象は発生しない	◁	上記の過渡事象は発	⊲	上記の過渡事象は発生しない	⊲	上記の過渡事象は発生しない	⊲	上記の過渡事象は発	⊲	上記の過渡事象は発	⊲	上記の過渡事象は発生しない	◁	上記の過渡事象は発	◁	記の過渡事象は発
運転時の異	原子炉冷却 材流量制御 系の融動作	⊲	£ 9	⊲	るスクラム信号発	◁	%	⊲		⊲	5 M.	⊲	5 M.	⊲		⊲		⊲	下設備は機能喪失するが,上	⊲	1 1	⊲		⊲		◁	地下水位低下設備は機能喪失するが,上記の過渡事象は発生しない
	給水加熱喪 矢	⊲	下水位低下設備の機能喪失に、	⊲	るが, 地震加速大によ	⊲	位低下設備は機能	⊲	地下水位低下設備は機能喪失するが、	⊲	下水位低下設備は機能喪失す	⊲	水位低下設備は機能喪失す	⊲	地下水位低下設備は機能喪失するが、	⊲	地下水位低下設備は機能喪失するが,	⊲	下水位低下設備は機能	⊲	地下水位低下設備は機能喪失するが,	⊲	地下水位低下設備は機能喪失するが、	◁	地下水位低下設備は機能喪失するが、	◁	位低下設備は機能
	原子炉冷却 材系の停止 ループの誤 起動	◁	地下水位低	⊲	喪失す	⊲	地下水位低	⊲	地下水	⊲	地下水位	◁	Ė	⊲	地下水	⊲	地下水	⊲	퓦	⊲	地下水	⊲	地下水	\triangleleft	地下水	abla	地下水
	原子炉冷却 材流量の部 分喪失	⊲		⊲	下水位低下設備が機能	◁		◁		⊲		◁		⊲		⊲		\triangleleft		⊲		⊲		abla		abla	
	出力運転中 り制御棒の 異常な引き 抜き	⊲		⊲	丑	◁		⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		\triangleleft		◁	
	原子炉起動時 における制御 俸の異常な引 き抜き	⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		⊲		◁		\triangleleft		⊲		⊲		abla		abla	
		\$12.54 DB 984	作或名字 D.C. P.P.	ft is	记版	E	(国口)国	**#	国 委	ţ	条品	7		10	抓坐	ŧ	田紀	11.71	= X	4 4 3 4 4 元 第	生物子的影響	森林火災	(外部火災)	>>> 17" JUAN 17"	内部次次	本於原子	と記録と
_													1	関ト水付付 上半年の第	下設舗の級名品を用口	肥 放 大 数 区 に に に に に に に に に に に に に											

凡例△:地下水位低下設備の機能喪失あり,ただし,過渡事象は起きない。×:地下水位低下設備の機能喪失あり,かつ,過渡事象が起きる。 ※1:外部電源は発電所外の設備も含まれており,地下水位低下設備の機能喪失要因に対して耐性の確認・確保が困難であるため,

全ての機能喪失要因に対して発生すると整理した

別紙17-10表 地下水位低下設備の機能喪失と同時に発生の可能性がある事象の分析(2/3)

_						設計基準事故				
		原子炉冷却材喪失	原子炉冷却材流量の喪失	原子炉冷劫材ポンプの軸固着	制御棒落下	放射性気体廃棄 物処理施設の破 損	主蒸気管破断	燃料集合体の落下	可燃性ガスの発 生	動荷重の発生
	\$1417+ DB 989+	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲
	機		, management of the second of	地下水位低-	5下設備の機能喪失に、	10	上記の設計基準事故が発生するこ	ことはない	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	40 411	\triangleleft	abla	\triangleleft	abla	◁	\triangleleft	abla	⊲	⊲
	1000			地下水	下水位低下設備が機能喪失する	λέ,	上記の設計基準事故は発生	生しない		
	\(\frac{1}{2}\)	⊲	◁	⊲	◁	◁	◁	◁	◁	⊲
	更(加重)			型	下水位低下設備が機能喪失する	źξ,	事故は発	生しない		
	##	\triangleleft	\triangleleft	\triangleleft	◁	⊲	◁	abla	◁	⊲
	ψ H			뒾	下水位低下設備が機能喪失す	5 th,	上記の設計基準事故は発生	生しない		
	‡	abla	abla	abla	∇	abla	abla	∇	abla	\triangleleft
	(米記			뀦	下水位低下設備が機能喪失するが,	長大するが, 上記の設	計基準	しない		
	7	⊲	◁	⊲	◁	⊲	◁	∇	⊲	⊲
1	少 世			地下水(下水位低下設備が機能喪失するが、	l '	上記の設計基準事故は発生しない	_		
と 子子 は 女子 は 上 に 手 に 乗 の 素	8	⊲	\triangleleft	⊲	◁	⊲	◁	▽	⊲	⊲
ト設価の数名指売用圧	细生			뮢	下水位低下設備が機能喪失するが、	'	斯拉は発	生しない		
BX/メロ	电相	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲
	無			型	F水位低下設備が機能喪失するが,		がは発	生しない		
	11.4	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲
	∃ E			地下水	下水位低下設備が機能喪失す.	喪失するが, 上記の	設計基準事故は発	生しない		
	4 電池 化 民黨	\triangleleft	abla	\triangleleft	abla	\triangleleft	\triangleleft	abla	\triangleleft	⊲
	计多十四序编				地下水位低下設備が機能喪失するが,		協は発	生しない		
	森林火災	⊲	◁	⊲	◁	◁	◁	◁	◁	⊲
	(外部火災)			地下决	下水位低下設備が機能喪失するが		L記の設計基準事故は発生	生しない		
	33 - T	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲
				型	下水位低下設備が機能喪失する	ŽŠ,	上記の設計基準事故は発生	しない		
	十次24日	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	\triangleleft	⊲	⊲
	大量量に			本 工 財 工 本	地下水位低下設備が機能喪失するが		上記の設計基準事故は発生	しない		

凡例△:地下水位低下設備の機能喪失あり,ただし,設計基準事故は起きない。×:地下水位低下設備の機能喪失あり,かつ,設計基準事故が起きる。

地下水位低下設備の機能喪失と同時に発生の可能性がある事象の分析(3/3) 別紙 17-10 表

_										重大	重大事故等								
		高圧・低 圧注水 機能喪 失	高圧注 水・減圧 機能喪 失	全交 動力電 源喪失	崩綾熱 除去機 能喪失	原子 停止機 能喪失	LOCA 時注水機能喪失	格納容 器バイ パス (ISLOCA	雰囲気圧 力・温度に よる静的負 荷(格納容 器過圧破 損)	高圧溶融 物放出/ 格納容器 雰囲気直 接加熱	原子炉圧 力容器外 の溶融燃 料/冷却材 相互作用	溶融炉 心・コン クリート 相互作用	水素燃焼	想定事 故 1	想定事故2	崩壊熱除去機能喪失 (RHR の故障による停 止時冷却機能喪失	原子を 治却材 の流出	反応度 の誤投 入	全交流動 力電源喪 失(停止 時)
	3247+ ob 394	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	◁	⊲	⊲	×
	機能以降			地下水位低下設備は	下設備は機能	き喪失するが,	地下水位低	下設備の機能	能喪失要因に	:より重大事	故防止設備	ジその機能を	要失しない	ため、上記の	重大事故等	機能喪失するが、地下水位低下設備の機能喪失要因により重大事故防止設備がその機能を喪失しないため、上記の重大事故等は発生しない			*
	11	⊲	⊲	◁	◁	◁	⊲	⊲	◁	⊲	◁	⊲	⊲	⊲	⊲	◁	⊲	⊲	⊲
				地下小	地下水位低下設備	設備は機能喪失するが、地下木位低下設備の機能喪失要因により重大事故防止設備がその機能を喪失しないため、	トるが, 地下,	水位低下設備	青の機能喪失	要因により	重大事故防血	- 設備がその	機能を喪失		上記の重大事	上記の重大事故等は発生し	しない		
	(心風)	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲		⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	◁	⊲	⊲	⊲
	(MAY (III) MAY)			地下石	地下水位低下設備	設備は機能喪失するが,地下水位低下設備の機能喪失要因に	するが,地下	水位低下設值	着の機能喪失	70	重大事故防止設備がその機能を喪失しないため,	上設備がその	機能を喪失	しないため,	上記の重大型	上記の重大事故等は発生1	しない		
	料料	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲
	₽ H			地下元	地下水位低下設備	は機能喪失す	5が,地	水位低下設(下水位低下設備の機能喪失要	5要因により		重大事故防止設備がその機能を喪	機能を喪失し	しないため、	上記の重大事	上記の重大事故等は発生	しない		
	‡ #	⊲	◁	⊲	◁	◁	⊲	◁	◁	◁	◁	◁	◁	◁	⊲	◁	◁	⊲	⊲
	保証			地下才	欽	備は機能喪失するが、地下水位低下設備の機能喪失要因により	トろが, 地下;	水位低下設備	胃の機能喪失	要因により	重大	L設備がその	機能を喪失	Š,	上記の重大事	発生	しない		
ŀ	4 盆	⊲	∇	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	\triangleleft	\triangleleft	abla	\triangleleft	⊲	⊲	abla	◁	⊲	⊲
あった				地下才	地下水位低下設備	は機能喪失?	†るが,地下;	水位低下設備	青の機能喪失	要因により	重大事故防皿	L設備がその	機能を喪失	<i>し</i> ないため,_	上記の重大事	設備は機能喪失するが, 地下水位低下設備の機能喪失要因により重大事故防止設備がその機能を喪失しないため, 上記の重大事故等は発生しない	ない		
(文) (本) (本)		⊲	abla	◁	◁	◁	⊲	◁	◁	◁	◁	◁	◁	◁	⊲	abla	◁	⊲	⊲
政制の機能	世世			地下7	地下水位低下設備	設備は機能喪失するが、地下水位低下設備の機能喪失要因により重大事故防止設備がその機能を喪失しないため、	するが,地下	水位低下設	着の機能喪失	要因により	重大事故防1	上設備がその	機能を喪失		上記の重大型	上記の重大事故等は発生	いな		
		⊲	◁	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	◁	⊲	⊲	⊲	abla	⊲	⊲	⊲
	他			地下元	水位低下	設備は機能喪失するが, 地下水位低下設備の機能喪失要	するが,地下	水位低下設	葡の機能喪失	要因により	因により重大事故防止設備がその機能を喪失しないため,	上設備がその	機能を喪失	しないため、	上記の重大	上記の重大事故等は発生	しない		
	اً ا	⊲	◁	◁	⊲	◁	⊲	◁	◁	◁	◁	◁	◁	⊲	\triangleleft	◁	◁	⊲	⊲
	E K			地下元	地下水位低下設備	設備は機能喪失するが, 地下水位低下設備の機能喪失要因により	するが,地下	水位低下設	葡の機能喪失			重大事故防止設備がその機能を喪失しないため,	機能を喪失		上記の重大	上記の重大事故等は発生	しない		
	生物学的影	⊲	◁	◁	⊲	◁	⊲	⊲	◁	◁	⊲	◁	⊲	⊲	⊲	◁	◁	⊲	⊲
	*			地下入	地下水位低下設備	設備は機能喪失するが, 地下水位低下設備の機能喪失要因により重大事故防止設備がその機能を喪失しないため,	するが,地下	水位低下設	葡の機能喪失	要因により	重大事故防1	上設備がその	機能を喪失		上記の重大	上記の重大事故等は発生	しない		
	森林火災	⊲	∇	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	⊲	\vee	abla	∇	\triangleleft	⊲	⊲	abla	\triangleleft	⊲	⊲
	(外部火災)			地下入	地下水位低下設備	設備は機能喪失するが,地下水位低下設備の機能喪失要	するが,地下	水位低下設	葡の機能喪失	因により	重大事故防止設備がその機能を喪失し	上設備がその	機能を喪失	ないため,	上記の重大	上記の重大事故等は発生	しない		
	>>> イ/ 原中	⊲	∇	◁	◁	◁	⊲	⊲	◁	⊲	◁	abla	◁	⊲	⊲	abla	⊲	⊲	⊲
	F1π1××			地下入	14	設備は機能喪失するが, 地下水位低下設備の機能喪失要因に	するが,地下	水位低下散	葡の機能喪失	64	重大事故防1	重大事故防止設備がその機能を喪失しないため、	機能を喪失		上記の重大事故等は発	#1	しない		
	4%財品	⊲	◁	◁	◁	◁	◁	◁	◁	◁	◁	◁	⊲	◁	⊲	◁	◁	⊲	⊲
	F THP/EE/JV			地下7	地下水位低下設備	計は機能喪失-	するが,地下	水位低下設	葡の機能喪失	要因により	重大事故防」	上設備がその	機能を喪失	しないため、	上記の重大	設備は機能喪失するが、地下水位低下設備の機能喪失要因により重大事故防止設備がその機能を喪失しないため、上記の重大事故等は発生しない	しない		

凡例△:地下水位低下設備の機能喪失あり, ただし, 重大事故は起きない。×:地下水位低下設備の機能喪失あり, かつ, 重大事故が起きる。

※:待機中の非常用 DG が起動失敗等の機器の故障により機能喪失することで発生

(3) 供用期間中における機能維持に必要な耐性の分析(分析3)

「運転時の異常な過渡変化」,「設計基準事故」又は「重大事故等」が発生した 状態で,地下水位低下設備が機能喪失した場合を想定し,事象収束にあたり追加の 対策が必要かについて確認する。分析の前提条件と分析結果は以下のとおり。

〈分析3前提条件〉

- ・運転時の異常な過渡変化等の発生後に、地下水位低下設備が機能喪失する状態及び地下水位低下設備の機能喪失後に、さらに基準地震動 S s 規模の地震が発生する状態に対し分析する。
- ・地下水位低下設備の全ての構成部位に対し外部事象への設計上の配慮が講じられていない状態を前提とする。

〈分析結果〉

- ・別紙17-11表に示すとおり、地下水位低下設備は、事象収束に必要な緩和機能を有していないため、事象の収束に直接は影響しない。
- ・しかしながら、地下水位低下設備の機能喪失により地下水位が上昇している状態で、同時に基準地震動Ss規模の地震の発生を想定した場合には、建物の安定性等に影響があることから、事象の収束に対する影響の懸念がある。
- ・このため、地下水位低下設備の各機能喪失要因に対する設計上の配慮を行うことで、「地下水位低下設備の機能喪失により地下水位が上昇した状態で基準地震動 Ss規模の地震が発生する」という状況を回避でき、建物の安定性等が確保されることとなる。

「運転時の異常な過渡変化」,「設計基準事故」又は「重大事故等」が発生した状態で 地下水位低下設備が機能喪失した場合の影響 別紙 17-11 表

/							運転時の	運転時の異常な過渡変化						
	原子炉起動時 における制御 棒の異常な引 き抜き	出力運転中り 制御棒の異常 な引き抜き	原子炉冷却材 流量の部分喪 失 失		原子炉冷却材 系の停止ルー プの誤起動	給水加熱喪矢	原子炉冷却材 : 流量制御系の 誤動作		主蒸気隔離弁の設別止		給水制御系の 故障	原子炉圧力制御系の故障	給木流量の全 喪失	外部電源喪失
地下水位低下設備							0	○(影響なし)						
の機能喪失のみの場合					低下設	備は,事象収束	低下設備は、事象収束に必要な緩和機能を有していないため、事象の収束に影響しない	を有していない。	ため, 事象の収別	村に影響した	્યા			
地下水位低下設備が 機能喪失し地下水位							×	×(影響あり)						
が上昇した状態で地震が発生する場合					1450	動の安定性等	建物の安定性等に影響があることから、事象の収束に対する影響の懸念あり	から,事象の収束	に対する影響の	懸念あり				
							影	設計基準事故						
	原子炉冷却材喪失		原子炉冷却材流量の 喪失	原子炉冷.	原子炉冷却材ポンプの軸固着	制御棒落下		放射性気体廃棄物処 理施設の破損	主蒸気管破断		燃料集合体の落下		可燃性ガスの発生	動荷重の発生
地下水位低下設備							0	○(影響なし)						
の機能喪失のみの場合					低下設	備は,事象収束	低下設備は、事象収束に必要な緩和機能を有していないため、事象の収束に影響しない	を有していない。	ため, 事象の収別	東に影響した	เนะ			
地下水位低下設備が 機能喪失し地下水位							×	×(影響あり)						
が上昇した状態で地 震が発生する場合					¥¥	動の安定性等	建物の安定性等に影響があることから、事象の収束に対する影響の懸念あり	から,事象の収束	に対する影響の)懸念あり				
							世	重大事故等						
	高圧・低 高圧注 圧注水 水・減圧 機能喪 機能喪 失	注	崩痿熱 除去機 能喪失	原子炉 停止機 能喪失	LOCA 時 注水機 能喪失	格納容 器パイ よ パス は (ISLOCA 音	雰囲気圧 高圧溶融 力・温度に 物放出/ よる静的 情格納容 精(格納容 雰囲気直 器過圧破 援加熱 株納容器 雰囲気直 接加熱	原子炉圧 力容器外 の溶融燃 料/冷却材 相互作用	容融炉 心・コン 水 クリート 相互作用	水素燃焼		崩壊熱除去 機能要失 事 (RHR の故) 障による停止時冷却機 止時冷却機 能喪失)	原子炉 冷却材 の流出	全交流動 の討投 失(停止 人 本(停止
地下水位低下設備							0	○(影響なし)						
の機能喪失のみの場合					低下設	備は,事象収束	低下設備は、事象収束に必要な緩和機能を有していないため、事象の収束に影響しない	を有していない。	ため, 事象の収3	れに影響した	(A)			
地下水位低下設備が 機能喪失し地下水位							×	×(影響あり)						
が上昇した状態で地 震が発生する場合					APX	単物の安定性等	建物の安定性等に影響があることから, 事象の収束に対する影響の懸念あり	から,事象の収束	に対する影響の)懸念あり				

2.4 分析結果を踏まえた信頼性向上のための配慮事項

分析1から分析4までの整理を踏まえ,原子力発電所の供用期間の全ての状態に おいて,地下水位低下設備を機能維持する観点から,地下水位低下設備の設計に係 る信頼性向上のための配慮事項は以下のとおりとなった。

なお,分析4における具体的なプラント損壊状態と設計上の配慮事項については, 大規模損壊に対する対応として別途説明する。

分析1の結果から,地下水位低下設備に対して配慮すべき機能喪失要因が抽出されており,これに対する個々の対策を別紙17-12表のとおり多重化の要否を含め整理した。

別紙17-12表 機能喪失要因とこれを踏まえた設計上の配慮項目

機能	構成部位	機能喪失要因	対策	多重化 要否	
集水機能	ドレーン	地震	・Ss 機能維持することにより集水機能を確保	×	
支持·閉塞 防止機能	揚水井戸	地震	・Ss 機能維持することにより支持・閉塞防止機能を 確保	×	
		機器故障 (継続運転失敗・ 起動失敗)	・ポンプの多重化による機能維持		
	揚水ポンプ	地震	・Ss 機能維持することにより揚水ポンプの機能を確保	0	
		竜巻	井戸に飛来物影響の防護が可能な蓋を設置		
排水機能		落雷	・制御盤への保安器の設置等による避雷対策,又は避雷針の保護範囲内への設置		
		火山	・井戸に対する火山灰の侵入を蓋の設置により防止		
=		機器故障 (リーク・閉塞)	・配管の多重化による機能維持		
	配管	地震	• Ss 機能維持	0	
		竜巻	・井戸に飛来物影響の防護が可能な蓋を設置		
		機器故障	・多重化により機能維持		
		(不動作・誤操作)			
		地震	• Ss 機能維持		
		台風, 竜巻	・屋内設置		
		凍結	・凍結防止装置を設置,又は屋内設置		
		降水	・防水処理, 又は屋内設置		
		積雪	・積雪荷重を受けないように屋根等を設置,又は屋内 設置		
	制御盤	落雷	・制御盤への保安器の設置等による避雷対策,又は屋 内設置	0	
		火山	・火山灰の侵入防止措置の実施,又は屋内設置		
監視·制御		生物学的事象	・止水や貫通部処理による小動物の侵入防止,又は屋 内設置		
機能		森林火災(外部火 災)	・火災の影響を受けないよう屋内設置		
		内部火災	・制御盤の分離,離隔距離を確保した配置		
		内部溢水	共通要因故障に配慮した配置		
		機器故障 (不動作・誤操作)	・多重化による機能維持を図ることとし、片系が機能 喪失した場合には設定水位に到達時にもう片系の水 位計の検知によりバックアップ		
		地震	・Ss 機能維持		
	水位計	- 地展 音巻	・ 55 機能維付 ・ 井戸に飛来物影響の防護が可能な蓋を設置	0	
		落雷	・制御盤への保安器の設置等による避雷対策,又は避雷針の保護範囲内への設置		
		火山	・井戸に対する火山灰の侵入を蓋の設置により防止		
電源機能	電源 (非常用 DG)	機器故障(起動失敗)	・機器故障に対しては多重化による機能維持	0	

分析 1 の結果から抽出された個々の機能喪失要因に対する対策 (別紙17-12表)を集約し、別紙17-13表のとおり整理した。

別紙17-13表 地下水位低下設備の設計に係る信頼性向上のための配慮事項

機能	構成部位	対策	備考
集水機能	ドレーン	・Ss 機能維持	・Ss 機能維持の確認方法は別紙 17-13 表参照 ・ドレーンに関する信頼性向上は「添付資料 1」 参照
支持·閉塞防 止機能	揚水井戸	・Ss 機能維持 ・蓋の設置	・Ss 機能維持の確認方法は別紙 17-13 表参照
+11-12-144-414	揚水ポンプ	・多重化 ・Ss 機能維持	・多重化の概要は別紙 17-12 図参照 ・Ss 機能維持の確認方法は別紙 17-13 表参照
排水機能	配管	・多重化 ・Ss 機能維持	・多重化の概要は別紙 17-12 図参照 ・Ss 機能維持の確認方法は別紙 17-13 表参照
監視·制御機 能	制御盤	・多重化 ・Ss 機能維持 ・隔離を確保した屋内設置 ・内部事象に起因する共通要因故障 に配慮した配置	・多重化の概要は別紙 17-12 図参照 ・Ss 機能維持の確認方法は別紙 17-13 表参照
	水位計	・多重化 ・Ss 機能維持	・多重化の概要は別紙 17-12 図参照 ・Ss 機能維持の確認方法は別紙 17-13 表参照
電源機能	電源 (非常用 DG)	・多重化	・多重化の概要は別紙 17-12 図参照

分析2の結果からは分析1と同様の対策(別紙17-12表)が必要という結果を得た。 また,これに加えて,停止時における全交流動力電源喪失への配慮として,常設代 替交流電源からの電源供給が可能な設計とする。

分析3の結果からは,分析1と同様の対策(別紙17-12表)が必要という結果を得た。

以上のとおり,分析1から分析3を踏まえ,地下水位低下設備の信頼性向上の観点から対策を講じることとする。

なお,分析4については,分析1から分析3での対策により,設計上の配慮を行う ことができる。

また,上記のような信頼性向上の観点からの対策を行ってもなお,地下水位低下 設備が機能喪失する状態も考え,復旧用可搬ポンプを用いた機動的な措置につい て手順等の整備を行う(「4. 運用管理・保守管理上の方針」参照)。

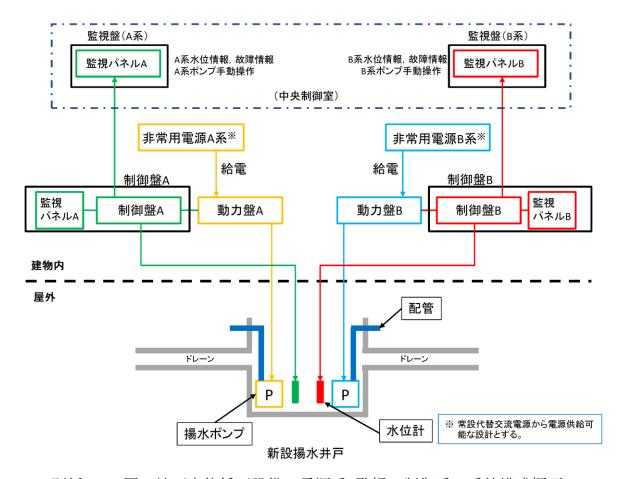
地下水位低下設備の各構成部位におけるS s 機能維持の確認方法を別紙17-14表に示す。

別紙17-14表 地下水位低下設備の各構成部位における S s 機能維持の確認方法と設計方針

1	1		
機能	構成部位		Ss 機能維持の確認方法
1成形	71世77人日771	分類	具体的な方法
集水機能	ドレーン	解析	・基準地震動 Ss に対し地下水の集水機能を維持する設計とする。
支持・閉塞 防止機能	揚水井戸	解析	・基準地震動 Ss に対し機能(揚水ポンプ及び配管の支持機能並びに閉塞防止機能)を維持する設計とする。
4114 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14	揚水ポンプ	解析•加振試験	・基準地震動 Ss に対し機能(地下水の排水機能) を維持する設計とする。 ・支持金物は基準地震動 Ss に対し機能(揚水ポン プの支持機能)を維持する設計とする。
排水機能	配管	解析	・基準地震動 Ss に対し揚水ポンプで汲み上げた 地下水の排水経路を維持する設計とする。 ・支持金物は,基準地震動 Ss に対し機能(配管の 支持機能)を維持する設計とする。
	制御盤	解析•加振試験	・基準地震動 Ss に対し機能(揚水ポンプの制御機能)を維持する設計とする。
監視・制御 機能	水位計	解析• 加振試験	・基準地震動 Ss に対し機能(揚水井戸内に継続的に流入する地下水位監視機能,揚水ポンプの起動停止の制御機能)を維持する設計とする。 ・支持金物は基準地震動 Ss に対し機能(水位計の支持機能)を維持する設計とする。

2.5 監視・制御機能及び電源接続の系統構成

地下水位低下設備の電源系,監視・制御系の系統構成概要を別紙17-15図に示す。 井戸における揚水ポンプ,水位計,現場における監視・制御系,中央制御室の監視盤 及び非常用電源からの電源供給については信頼性の向上を考慮した設計とする。



別紙17-15図 地下水位低下設備の電源系, 監視・制御系の系統構成概要

2.6 信頼性の向上を考慮した設備構成の検討

ここでは、地下水位低下設備の目的、機能及び要求期間を踏まえ、原子炉建物等への影響を鑑み、集水機能(ドレーン等)及び排水機能(揚水ポンプ等)の設備構成を検討する。

なお,検討に当たっては,揚水ポンプの故障を想定することとした。

設備構成の検討においては、第 I 編の整理から地下水位低下設備が機能しない場合の影響として、施設へ作用する揚圧力(設置許可基準規則第 4 条)及び液状化影響(設置許可基準規則第 3 条第 2 項)が抽出されているが、ここでは早期に影響が現れる建物、構築物の揚圧力影響の低減に着目し、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置することとし、集水及び排水機能に係る設備構成の検討を行った。

なお,液状化影響に対しては,地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備の機能を考慮した水位より設計地下水位を設定し,液状化,揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても機能が損なわれないことを確認し,機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする。

設備構成の検討に当たっては信頼性確保が重要となることから,添付資料2に示すとおり,施設に対するドレーンの配置から期待範囲を設定し,信頼性の確保に係る3つの観点(耐久性,耐震性,保守管理性)を満たす地下水位低下設備を新設する。また,検討に当たっては、揚水ポンプを多重化することとした。

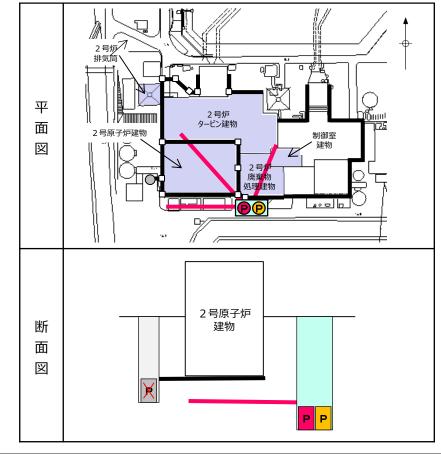
(1) 設備構成概要

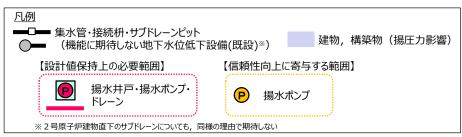
主要建物周辺に新たに設置する地下水位低下設備の配置例及び構成例を別紙17-16図に示す。

これは、早期に影響が現れる揚圧力影響(設置許可基準規則第4条)の低減に着目した建物、構築物(原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物、制御室建物及び排気筒)に対し、設置許可基準規則条文適合上必要な集水及び排水機能の範囲を示したものであり、設計値保持上の必要範囲(■)と、信頼性向上に寄与する範囲(■)にて構成される。

また、揚水ポンプの故障を想定し、同等の排水能力を有する揚水ポンプを設置 することにより多重化した。

なお,別紙 17-16 図は揚圧力影響(設置許可基準規則第4条)の低減に着目した 設備構成案であるが,液状化,揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合 においても機能が損なわれないことを確認し,機能に影響が及ぶ場合は適切な対 策を講ずる設計とする。





別紙17-16図 地下水位低下設備の配置例及び構成例

設置許可基準規則第3条第2項及び第4条に係る要求事項に照らし、地下水位 低下設備の集水及び排水機能に係る設備構成を検討した。

詳細設計段階においては、設計上の必要範囲が機能する場合の浸透流解析を実施し、設計地下水位を設定する(第 I 編及び添付資料 2 を参照)。

新設する地下水位低下設備の構造・配置例について補足説明資料7に示す。なお、地下水位低下設備は既設のドレーンより低い位置で集水し、かつ地下水位低下設備(既設)から独立した設備とすることとし、揚水井戸及びドレーンの配置及び構造については詳細設計段階で確定する。

- 3. 運用管理・保守管理上の方針
- (1) 運用管理及び保守管理に係る位置付け

地下水位低下設備の運用管理、保守管理に係る事項をQMS文書に定める。具体的には、運用管理については、必要な手順を整備したうえで管理していく。また、保守管理については予防保全対象として管理していく。

【運用管理の方針(案)】

- ▶ QMS文書において、地下水位低下設備が動作可能であることを定期的に確認することを定める。
- ▶ QMS文書において地下水位低下設備の運転管理方法を定める。

〈具体的な対応〉

- ・地下水位低下設備の運用に係る体制,確認項目・対応等を整備する。
- ・地下水位低下設備が機能喪失した場合に,復旧用可搬ポンプによる機動的な対応による復旧を行うための手順を定める。

①復旧用可搬ポンプの考え方

地下水位低下設備は,重要安全施設への影響に鑑み,高い信頼性を確保する設計とするものの,それでもなお,動作不能が発生した場合を想定し,復旧用可搬ポンプを配備する。

地下水位低下設備は,常時待機状態の緩和系とは異なり,比較的高い頻度での稼働が必要な設備である。

こうした性質を勘案して,機器の故障が発生しても,復旧用可搬ポンプでの対応が可能となるよう,必要台数を配備する。(別紙17-15表参照)

 項目
 配備数

 復旧用可搬ポンプ
 ・揚水ポンプ

 ・発電機等
 一式

別紙17-15表 資機材の配備数

【保守管理の方針(案)】

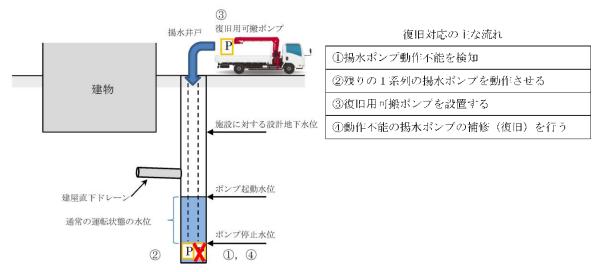
- ▶ 保全計画の策定では、地下水位低下設備を「予防保全」の対象と位置付け管理 していく。
- ▶ 機能喪失した場合に備え予め復旧用可搬ポンプを確保したうえで,機能喪失時には原因調査を行い補修する。

(2)復旧対応の具体的な例

揚水ポンプ1系列が動作不能の場合における新たに設置する揚水ポンプの運用 例を別紙17-17図に示す。

地下水位低下設備1系列が動作可能であれば,揚水井戸の水位を一定の範囲に保持することが可能であるが,1系列が動作不能の場合は,復旧用可搬ポンプを設置し,動作不能の揚水ポンプの補修(復旧)を行う。

上記により2系列動作可能な状態に復帰する。



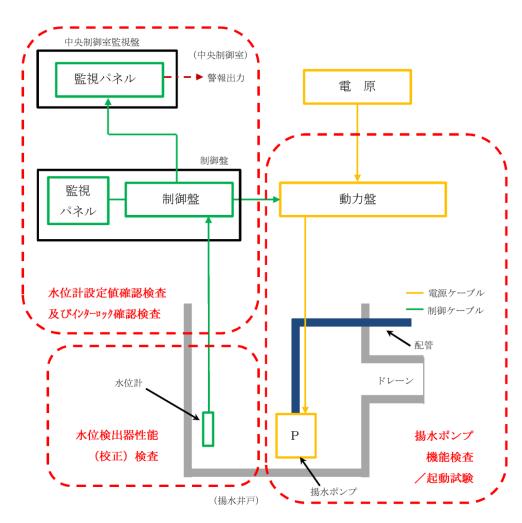
別紙17-17図 新たに設置する揚水ポンプの運用例 (揚水ポンプ1系列が動作不能の場合)

- (3)地下水位低下設備の具体的な試験又は検査 信頼性向上のため,試験又は検査について以下を考慮する。
- 運転中に定期的に試験又は検査ができること。
- ・信頼性向上の配慮により多重化した系統及び機器にあっては、各々が独立して 試験又は検査ができること。

これを踏まえて、地下水位低下設備は独立して試験又は検査ができる設計とする。 地下水位低下設備に係る試験又は検査の例を別紙17-16表に、地下水位低下設備 の検査項目と範囲を別紙17-18図に示す。

別紙17-16表 地下水位低下設備に係る試験又は検査の例

項目	内容	頻度	
水位検出器性能(校正)検査	水位検出器の校正を行い、適切な値が伝送さ	定期検査ごと	
	れることを確認する。	定朔恢重こと	
水位計設定値確認検査及びイ	水位計設定値が適切な値であること, インタ	定期検査ごと	
ンターロック確認検査	ーロックが作動することを確認する。	た物快重こと	
揚水ポンプ機能検査	インターロックの入力信号によりポンプが	定期検査ごと	
	起動・停止することを確認する。	た 別 恢 重 こ こ	
揚水ポンプ起動試験	揚水ポンプが起動することを確認する。	1 回/月	
揚水井戸点検	ひび割れ等の変状が発生していないことを	別途,「島根原子力	
	確認する。	発電所土木建築関	
ドレーン点検	ドレーンにカメラ等を挿入し, 通水面積が保	係設備点検手順書」	
	持されていることを確認する。	にて定める	



別紙17-18図 地下水位低下設備の試験又は検査項目と範囲

4. 信頼性向上の方針のまとめ

地下水位低下設備の設置目的と機能の重要性に鑑み,設備構成を検討した。

さらに、地下水位低下設備については、機能の目的及び機能の維持期間を踏まえ、信頼性向上に係る対策として地下水位低下設備のSs機能維持及び多重化を行う。 それでもなお動作不能が発生した場合を想定し、復旧用可搬ポンプを用いて復旧を行う多段な対策によりその信頼性向上に努める。

これにより,原子炉施設に対する炉心損傷又は燃料破損等のリスクの低減を図ることができる。

第Ⅲ編 設置許可段階における構造成立性検討用の地下水位の設定

耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等について,設置許可段階における構造成立性を確認する場合,第 I 編 別紙 17-5 表「耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等の地下水位の設定方針」に基づき地下水位を設定する。

なお,地下水位条件については,構造成立性に係る個別の説明資料において, 他の設計条件と併せて説明する。

ドレーンの信頼性確保の検討

1. はじめに

集水機能を担うドレーンは, 通水面積の減少による機能喪失リスクを考慮する 必要がある。設置状況や保守管理性を踏まえ, 機能を喪失する可能性のある事象を 網羅的に挙げ, それらに対する対応の考え方を整理した。ドレーンの機能喪失要因 と対応の考え方を添付1-1表に示す。

ドレーン構造(有孔管)に起因し経時的に状態が変化するモードとして土砂流入が考えられるが、ドレーンは耐久性・耐震性を確保したものを使用すること、有孔部から流入する土砂は非常に緩慢*に堆積することから、管の通水面積の減少による機能喪失リスクはない。さらに、今後予防保全対象として定期的な点検を実施し、点検結果を踏まえた土砂排除を行う計画とする。

土砂流入をはじめとして,機能喪失への影響が想定される全ての事象は,設計(耐久性・耐震性の確保)並びに保守管理により対処し機能維持することが可能である。

添付 1-1 表 ドレーンの機能喪失要因と対応の考え方

機能喪失への影響が想定される事象	設計・保守管理における対応の考え方と取扱い
経年劣化や地震により損傷し、断面形状を保持できなくなる。	耐久性のある材料を採用するとともに、Ss機能維持設計とする。
ドレーンの有効範囲以外からの雨水流入,その他想定以上の雨水流入により,ドレーンの集水能力が不足する。	ドレーンの集水機能の検討に当たっては、ドレーンの有効範囲外等からの雨水流入の可能性を 考慮した上で流入量を確認し、必要に応じて設計に反映する。 (排水機能にも係る事項であり、 ポンプ・配管設計にも反映する)
土砂流入により通水面積が減少し,集・排水機能を 喪失する。	十分な余裕を有する断面を有する管径を設定するとともに、定期的な点検、土砂排除を実施する。 有孔部から管内への土砂流入は微量であり、有孔部に対し管径が十分大きく、土砂堆積による通水断面の減少は非常に緩慢*に進行することから、十分な余裕を有する断面をもつことで、機能喪失には至らない。
地盤改良工事等による目詰まり等により集・排水機能 を喪失する。	施工時の規制を行う。(施工方法の検討)

[※]ドレーンは岩盤内に設置しているため、管内への土砂供給が非常に少ない。

2. ドレーンの機能喪失事象への信頼性確保の考え方

前頁に示すドレーンの機能喪失事象の整理より保守管理性の重要性が抽出されたことから、ドレーンの敷設状況等を踏まえた保守管理方針を整理した。ドレーンの保守管理方針を添付1-2表に示す。

保守管理方針の検討においてはドレーンの構造・形状等からドレーン範囲を区分し, 点検内容と異常時の対応を整理した。

添付 1-2 表 ドレーンの保守管理方針

	E.V.			-ンの点検内容	田学吐み社内	
	区分 構成部位(例)		横成部位(例) 手段 点検対象と確認内容		- 異常時の対応 - 異常時の対応	
I	カメラ等により部分的に確認可能	φ300mm (流未部)	目視,カメラ等	損傷等の有無, 土砂堆積状況 等から, 通水断面が保持されて いることを確認	詳細調査を行い,必要な 対策を実施	
п	流未部※1の断面の確認により確認可能	φ150mm φ300mm (流未部以外)	流未部の断面をIに より確認**2	I より通水断面が保持されてい ることを確認	I の範囲と同様の状態にあるものと考え,詳細調査を行い,必要な対策を実施する	

^{※1} 流末部とは、揚水井戸とドレーンの取り合い部を表す。

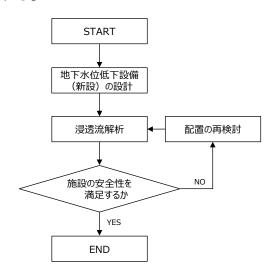
- a. 施工方法・仕様の共通性:ドレーンは同時期に同一施工体制のもと設置されており、掘削した岩盤内に同様の施工管理基準のもと設置されている。
- b. 建設時記録の信頼性:ドレーンは同時期に同一施工体制のもと設置されており, 開削により露出した岩盤上に同様の施工管理基準のもと設置されている。
- c. 耐久性・耐震性 (Ss機能維持) が確保されている。
- d. 安定的な使用環境にある。(岩着構造,外力(土被り)の変動が小さい,地下空間のため,紫外線等の劣化要因が少ない,流入する地下水に有害物質が含まれない等)

^{※2} 以下に示す理由から、ドレーンは一定の品質が確保され、供用環境も同様と考えられるため、通常時は流末部で外観点検を行うことで異常時の検知が可能である。

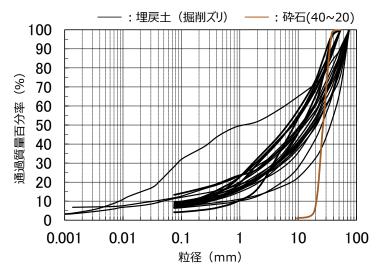
3. 集水機能の信頼性の検討

設計地下水位の算定(浸透流解析)に用いるドレーンは添付1-1図に示すフローに従い、新たなドレーンを設置することで信頼性を確保する。有効範囲設定の考え方は以下のとおりである。

- 既設のドレーン(サブドレーン,集水管及び接続桝)は,岩盤内や構造物に囲まれており,周囲を砕石で埋め戻しているため,機能に期待しない場合においては,砕石相当の透水係数を設定していた。しかしながら,万が一,経年的に周囲の埋戻土からの土砂流入により通水面積の減少が発生した場合,確実に土砂を除去できないため,砕石の間に土砂が流入した状態を仮定し,埋戻土(掘削ズリ)相当の透水係数に見直す。埋戻土(掘削ズリ)及び砕石の粒径加積曲線を添付1-2図に示す。
- 浸透流解析を踏まえ,施設の安全性を確認し,必要な範囲に新設(ドレーン及び 揚水井戸)を検討する。



添付 1-1 図 集水機能の検討フロー



添付1-2図 埋戻土(掘削ズリ)及び砕石の粒径加積曲線

前頁の考え方から、ドレーンの状態に対応したパターンと各観点の評価の見通し、並びに浸透流解析上の取扱いについて添付1-3表に整理した。既設のドレーンは砕石及び土砂が流入して集水機能が低下した状態とする。また、新設のドレーンは、要求機能として通水性を確保するため、信頼性(耐久性・耐震性・保守管理性)を満足するものを設置する。

また、既設のドレーンが基準地震動Ssに対して損傷した際に他の施設に与える波及影響について、添付1-4表のとおり整理した。なお、既設のサブドレーンピットは基準地震動Ssに対して損傷しないことを確認しており、評価結果については詳細設計段階で説明する。

各観点に対する評価 : 土砂 浸透流解析上の扱い ドレーンの種類 耐久性 耐震性 保守管理性 ○ : 砕石 (40~20) 既設(サブドレーン) 原子炉建物 岩盤や構造物に囲まれており、 周囲を砕石で埋め戻している 既設のドレーンは岩盤や • 直接的な確認が ため、機能に期待しない場合 均しコンクリート 構造物に囲まれた範囲 均しコンクリート できない。 均いコンクリート・ 。 土砂に においては, 砕石相当の透水 万が一, 土砂による通水面積の に設置していることから、 性を有すると判断していた。し 基準地震動Ssに対して 岩盤 かしながら、万が一、経年的に周囲の埋戻土からの土砂流 府石(40~20)/ VP-150^中有孔管 0 損傷しないと判断してい 減少が発生した るが、仮に損傷したもの として評価する。 場合、確実に土 砕石(5mm) 既設(集水管) 入により通水面積の減少が発 砂を除去できない。 5****61-61 t=100 RuyB 建物 生した場合,確実に土砂を除去できないため,砕石の間に 第刊/53-14版 9300 岩盤 土砂が流入した状態を仮定し た透水係数を設定した。 12~33 原子炉建物 均しコンクリート 管の耐久性・耐震性が確保さ 新設する場合(例) 0 れ,構造を確認できることか ら、大気圧解放状態とする。 有孔管 0

添付 1-3 表 ドレーンの状態に対応したパターンと浸透流解析上の取扱い

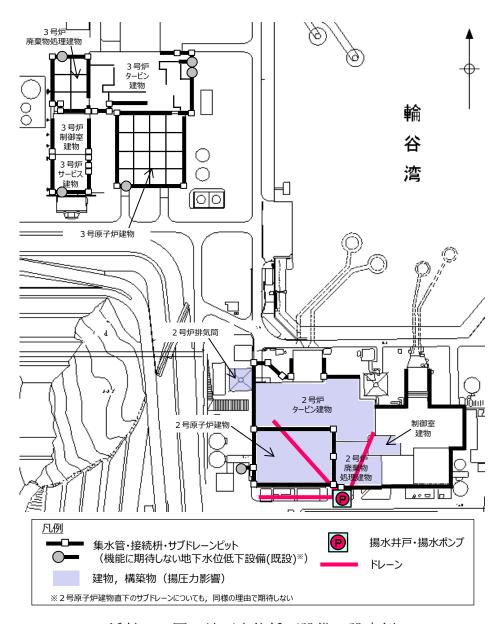
添付1-4表 既設のドレーンの波及影響の整理

	構造	損傷時に他の施設に与える波及影響
サブドレーン	400 90 10 10 10 10 10 10	原子炉建物直下に設置されており、周囲を岩盤や均しコンクリート、躯体に囲まれているため、基準地震動 S s に対して損傷したとしても、管径が小さいことから、他の施設に波及影響を与えることはない。
集水管 [※] (原子炉建物周 辺)	理原士 (堀削スリ)等 原子炉 建物 (銀削スリー) 第 1 原子炉 (銀削スリー) 第 1 原子炉 (銀削スリー) 第 1 原子炉 (銀削スリー) 第 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1	原子炉建物の周囲に設置されており、周囲を岩盤や均しコンクリートで囲まれているため、基準地震動 S s に対して損傷したとしても、管径が小さいことから、他の施設に波及影響を与えることはない。
集水管※(タービン建物, 廃棄物処理建物周辺)	理戻土 (掘削ズリ)等	タービン建物及び廃棄物処理建物の周囲に設置されており、周囲を岩盤や均しコンクリート、躯体に囲まれているため、基準地震動Ssに対して損傷したとしても、管径が小さいことから、他の施設に波及影響を与えることはない。

※接続枡を含む

添付1-1図に示す集水機能の検討フローに基づく地下水位低下設備の設定例を添付1-3図に示す。ドレーンの点検性への配慮として、カメラの挿入や土砂の除去が容易となるよう、直線状のドレーンとする。

なお,地下水位低下設備(既設)のうち,ドレーンは砕石及び土砂が流入して集 水機能が低下した状態,揚水ポンプは稼働しない状態とし,揚水経路としない。



添付 1-3 図 地下水位低下設備の設定例

設置変更許可段階及び工事計画認可以降の提示内容

1. 設置許可基準規則における対応条文への適合の考え方

設置許可基準規則の対応条文のうち,第3条(設計基準対象施設の地盤),第38条(重大事故等対処施設の地盤),第4条(地震による損傷の防止)及び第39条(重大事故等対処施設/地震による損傷の防止)に対して,基準適合の考え方と設置変更許可申請書への反映箇所,並びに工事計画認可段階における審査項目を整理した。

設置許可基準規則第3条は添付2-1表,同第38条は添付2-2表,同第4条は添付2-3表,同第39条は添付2-4表に,それぞれ基準適合の考え方と設置変更許可申請書への反映箇所,並びに工事計画認可段階における審査項目を示す。

また,設置許可基準規則第3条の規則の解釈を添付2-5表,並びに同第4条の規則の解釈を添付2-6表及び添付2-7表に示す。

添付2-1表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と 工事計画認可段階における提示内容第3条(設計基準対象施設の地盤)

凯黑势力甘油扣叫		基準適合の考え方 数層が更数可由軸		詳細設計段		
	設置許可基準規則	設置許可基準規則 の解釈	考え方	必要な設 備等	設置変更許可申請 書への反映箇所	階における 提示内容
	設計基準対象施設は、算を施設は、算を施設は、算を施設の規定により事を施設の生生産が発生を表して、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	(添所名字を連、の震り定用でる有こ要基地に上し基地持ではる。 を変している。 主要 規対支き準、の震りに対する。 を変している。 主要 規対支き準、の震りに対する。 を変している。 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を	耐震重要施設の基礎地盤 ・基礎地盤の安定性評価の条件 として地下水位の設定方法を 記載(基準適合はこの条件を用 いた安定性評価により確認)		添付書類六 -地盤 -地震力に対する基 礎地盤の安定性 評価(地下水位)	(段階で 水値 (段階で 水値 (段階で 水値 (明で) で) で) で が (の) で (の) で (の) で が (の) で (の)
第三条 (設計基施 選対象施 設の地 盤)	2 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。	(主要箇所抜枠) 「変形」とは、地震 発生に伴う地殻変の動によって生じみ 支持地盤がは地盤の び焼み並びに地震 発生に伴う建物・構 築物間の不等沈下、 液状化及び揺すり 込み沈下等の周辺 地盤の変状をいう。	耐震重要施設の周辺地盤 ・耐震重要施設については、被 状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合と おいても、当該施設の安全体能 が損なわれるおそれがなか。 うに設計する。 ・耐震重要度のといれがない。 ・耐震重要度のといれがあれるおそれがない。 ・耐震重要度のといれがあれるがない。 は、防波壁下部を地盤改進が損なわれるおそれがあるとめに地下がの流れがあれるがより、 があると、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、	・常設の地 下水位低 下設備	添付書類六 -地盤の変状による施設への影響評価 関連 添付書類八 -安全設計/耐震設計 -耐震重要施設	・耐震性に関 する第一 ・耐震性に関 ・耐震性に関 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	3 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤に変位が生じてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。	(記載を省略)	 (地下水位設定とは関連しな い)	-	-	-

添付2-2表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と 工事計画認可段階における提示内容第38条(重大事故等対処施設の地盤)

	設置許可基準規則	設置許可基準規則	基準適合の考え方	必要な設	設置変更許可申請	詳細設計段 階における
		の解釈	考え方	備等	書への反映箇所	提示内容
第条 手三(故施盤) 地盤の	重大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大大・大	1 に程も 条対	常設重大事故等対処施設の基 <u>礎地盤</u> ・基礎地盤の安定性評価の条件 として地下水位の設定方法を 記載(基準適合はこの条件を用 いた安定性評価により確認)		添付書類 -地盤 -地盤 力に対する基 - 機地 (地下水位)	一世で併と明)
	2 重大事故等対処施設 項第二号の重大事故等対処施設を除く。次項及び次条第 工項において同じ。)は、重形した場合においても重大 事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそ れがない地盤に設けなければならない。		常設重大事故等対処施設の周辺地盤 ・常設重大事故等対処施設のの形式を状化、解析では、液状化、特別の大き施設の安全性が損害を対した。	・常設の地 下水備	添付書類六 -地盤 -周辺地盤の変状に よる施設への影響 評価 関連 添付書類八 -安全設計/耐震設 計 -耐震重要施設	・耐震性に関書のおって確認と
	3 重大事故等対処施設は、 変位が生ずるおそれがない 地盤に設けなければならない。		― (地下水位設定とは関連しな い)	_	_	_

添付2-3表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と 工事計画認可段階における提示内容第4条(地震による損傷の防止)

		机果新式甘油相同	基準適合の考え方		机墨水面新式由註	詳細設計段
	設置許可基準規則	設置許可基準規則 の解釈	考え方	必要な設 備等	設置変更許可申請 書への反映箇所	階における 提示内容
第四条 (地震損傷 の防止)	設置許可基準規則 設計基準対象施設は、地震 力に十分に耐えることができるものでなければならない。 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおおとれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因が対象による公安に応じて算定しなければならない。 3 耐震重要施設は、その政治がある地震による地震力は、たきな影響を及ぼすおをに大きな影響を及ぼすおをに大きな影響を及ぼすおそれがある地震による地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	の解釈 (添付3-6 表 主	設計基準対象施設 ・設計基準対象施設は、地震力に十分耐えられる設計とする。 ・設計基準対象施設の設計においては、防波壁所の地盤水が上昇するために海ががあるといちに変したがのである。という。 根サイル位を一定の下水位でうまえ、地下水位を一定の下波備の位は地である。という。 は大水位を一定の下波備の位は地である。という。 は大水位を一定の下波に、自然水位を考慮した水位で、自然水位を表慮した水位で、自然水位を表慮した水位で、自然水位を表慮した水位で、自然水位を表慮した水位で、自然水位を表慮した水位で、自然水位を表した。 一世の大水位を表したがなが、ように設計する。 ・耐震重要施設と一般にあり込み考慮した場合において、当該施設の安全機能が損なわれる。という自然がないように設計する。を表した場合においます。 ・耐震重要施設の設計におり込み考慮した場合においても、一度を表した。 ・耐震重要施設の設計において、当該施設の安全機能が損なわれる。という島を表したがないように設計する。を表した場合において、対した場合において、対した場合に対している。を施設のでは、対しているに対しないるに対しないるに対しないるに対しているに対しないるに対しているに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるのはないのはないるのはないのはないのはないないのはないないるに対しないるのはないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないのはないないるのはないないるのはないるのはないないのはないるのはないな			
	4 耐震重要施設は、前項の 地震の発生によって生ずる おそれがある斜面の崩壊に 対して安全機能が損なわれ るおそれがないものでなけ ればならない。	及漢皮が が は ない が は で が は で が は で が は で が は で が は で が は で が い に が が い に が が い に が が い に が い に が い に が い に が い に が い に が い に が い が い	ストは一下水位を一定の範囲に保持を表示した。 地下水位を一定の範囲に保持を表示をした水位、自然水位より表面にて設計地下水位を設定した水位、自然水位より表面にて設計地下水位を設定する。 ・耐震設計において、地震時におけるを対象を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を			

添付2-4表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と工事計画認可段階に おける提示内容第39条(重大事故等対処施設/地震による損傷の防止)

		沙墨 於可甘淮田回	基準適合の考え方		3.要亦百計司由計	詳細設計段
	設置許可基準規則	設置許可基準規則 の解釈	考え方	必要な設 備等	設置変更許可申請 書への反映箇所	階における 提示内容
第条(故施震損止) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	重大事故等対処施設は、次にそ満な 防事 が	1 (記述・ 第よ) 2 第規すは、第1の記とと 第31を担ず ※条項第2を担が 2 2 2 2 2 2 3 2 3 2 3 3 2 3 3 2 3	常設重大事な学対処施設 ・常設重大事な等対処施設 ・常設重大事を等対処施定 ・常設重大事を等対処施に 場上力がないより、 ・常設重大事を表れがないよう。 あわせて、人場ででは、一点では、一点では、一点では、一点では、一点ででは、一点ででは、一点でで、一点でで	・常設の位低下設備	本文 本	・耐寒性の動物を含まれて、一般である。
	第四条第三項の地震の発生 によって生するおそれがあ る斜面の崩壊に対してめために 要な機能が損なわれるおそ れがないものでなければな らない。		(対象斜面なし)	_	_	_

添付2-5表 設置許可基準規則第3条の規則の解釈

	設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈
	設計基準対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力(設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)及び兼用キャスクにあっては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。)が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤により十分に支持されなくてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。	1 第3条第1項に規定する「設計基準対象施設を十分に支持することができる」とは、設計基準対象施設について、自重及び運転時の荷重等に加え、耐震重要度分類(本規程第4条2の「耐震重要度分類」をいう。以下同じ。)の各クラスに応じて算定する地震力(第3条第1項に規定する「耐震重要施設」(本規程第4条2のSクラスに属する施設をいう。)にあっては、第4条第3項に規定する「基準地震動による地震力」を含む。)が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する設計であることをいう。なお、耐震重要施設については、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれ等が発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能が確保さていることを確認することが含まれる。
第三条 (設計基施 (設計集施 設の地 盤)	2 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。	2 第3条第2項に規定する「変形」とは、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状をいう。 このうち上記の「地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み」については、広域的な地盤の隆起又は沈降によって生じるもののほか、局所的なものを含む。これらのうち、上記の「局所的なもの」については、支持地盤の傾斜及び撓みの安全性への影響が大きいおそれがあるため、特に留意が必要である。
	3 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤に変位が生じてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。	3 第3条第3項に規定する「変位」とは、将来活動する可能性のある断層等が活動することにより、地盤に与えるずれをいう。また、同項に規定する「変位が生ずるおそれがない地盤に設け」るとは、耐震重要施設が将来活動する可能性のある断層等の露頭がある地盤に設置された場合、その断層等の活動によって安全機能に重大な影響を与えるおそれがあるため、当該施設を将来活動する可能性のある断層等の露頭が無いことを確認した地盤に設置することをいう。 なお、上記の「将来活動する可能性のある断層等」とは、後期更新世以降(約12~13万年前以降)の活動が否定できない断層等とする。その認定に当たって、後期更新世(約12~13万年前)の地形面又は地層が欠如する等、後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、中期更新世以降(約40万年前以降)まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討した上で活動性を評価すること。なお、活動性の評価に当たって、設置面での確認が困難な場合には、当該断層の延長部で確認される断層等の性状等により、安全側に判断すること。また、「将来活動する可能性のある断層等」には、震源として考慮する活断層のほか、地震活動に伴って永久変位が生じる断層に加え、支持地盤まで変位及び変形が及ぶ地すべり面を含む。

注)「設置許可基準規則の解釈」欄は、炉心内の燃料被覆材及び兼用キャスクに係る条項の記載を省略している。

添付2-6表 設置許可基準規則第4条の規則の解釈(1/2)

設置	许可基準規則	設置許可基準規則の解釈
	設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。	別記2のとおりとする。ただし、炉心内の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込めの機能については以下のとおりとし、兼用キャスク貯蔵施設については別記4のとおりとする。 一 第1項に規定する「地震力に十分に耐える」とは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と、弾性設計用地震動による地震力(本規程別記2第4条第4項第1号に規定する弾性設計用地震動による地震力をいう。)又は静的地震力(同項第2号に規定する静的地震力をいい、Sクラスに属する機器に対し算定されるものに限る。)のいずれか大きい方の地震力を組み合わせた荷重条件に対して、炉心内の燃料被覆材の応答が全体的におおむね弾性状態に留まることをいう。 二 第5項に規定する「基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがない」とは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による地震力を組み合わせた荷重条件により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないことをいう。 (別記2) 1 第4条第1項に規定する「地震力に十分に耐える」とは、ある地震力に対して施設全体としておおむね弾性範囲の設計がなされることをいう。この場合、上記の「弾性範囲の設計」とは、施設を弾性体とみなして応力解析を行い、施設各部の応力を許容限界以下に留めることをいう。また、この場合、上記の「許容限界」とは、必ずしも厳密な弾性限界ではなく、局部的に弾性限界を超える場合を容認しつつも施設全体としておおむね弾性範囲に留まり得ることをいう。
第四条(地震による所作)	2 は、 ・ は、 、 は 、 、 は 、 、 は 、 、 は 、 、 は 、 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は	2 第4条第2項に規定する「地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度」とは、地震により発生するおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)をいう。設計基準対象施設は、耐震重要度に応じて、以下のクラス(以下「耐震重要度分類」という。)に分類するものとする。 - Sクラス(以下略) - Bクラス(以下略) - Cクラス Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設をいう。 3 第4条第1項に規定する「地震力に十分に耐えること」を満たすために、耐震重要度分類の各クラスに属する設計基準対象施設の耐震設計に当たっては、以下の方針によること。
		- Sクラス (津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)(以下略) ニ Bクラス (以下略) 三 Cクラス ・静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。 ・建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とすること。 ・機器・配管系については、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時の荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。 4 第4条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によること。(以下略)

注)「設置許可基準規則の解釈」欄は、炉心内の燃料被覆材及び兼用キャスクに係る条項の記載を省略している。

添付2-7表 設置許可基準規則第4条の規則の解釈(2/2)

設置	許可基準規則	設置許可基準規則の解釈		
第(よの防止)	3 耐震・原理 を	5 第4条第3項に規定する「基準地震動」は、最新の科学的・技術的知見を踏また、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとし、次の方針により策定すること。(以下略) 6 第4条第3項に規定する「安全機能が損なわれるおぞれがないものでなければならない」ことを満たすために、基準地震動により策定すること。(以下略) 6 第4条第3項に規定する「安全機能が損なわれるおぞれがないものでなければならない」ことを満たすために、基準地震動によりを表しまして、その安全機能が保持できること。 一副震重要施設のうち、二以外のもの ・基準地震動によりせて、当該操動を制力して、その安全機能が保持できること。 ・建物・構築物については、常時作用している商重及び運転時に作用する荷重と基準地震動による地震力との総合せて対して、当該操動・構築物が議合を保としての豪が能力(於局局力時の変形)について十分な奈称を有し、建物・構築物を局局力に対して製造の推進が基準を表して、場合能力であずました。との場合せて対して、当該と対・構築物・持条物が構造的を保持すること。表し、機器・配管系については、連済運転時の実体に対して、場合を持ちること。また、動物が振然等により京場られる荷重により変せたがまたが生まれる機能を保持すること。また、表しいました。また、対しいました。とのでは、実証の事態により求められる荷重により変せたがまたが生まれる機能を保持すること。また、表しいまして、ま記の事態により求められる荷重により変せたが生まれて、その報能で要求される機能を保持すること。また、表しいには、実証が聴いよりが確認されている機能維持加速度等を容限界とすること。また、対のには、実証が聴いまかせを表し、で、生までは要求される機能を保持すること。と、対しいでは、実践を表しいとが表しました。とのでは、表に表しました。とのでは、地震動による地震力に対して、それを指した対して、それを重要が表した。とのでは、大きに対して、とのでは、大きに対して、とのでは、大きに対して、とのでは、大きに対して、とのでは、大きに対して、とのでは、大きに対して、とのでは、大きに対し、大きに対して、とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。を使われるより、は関連する状態を構造的が表しました。を使われるより、とのでは、大きに対しました。を使われるより、とのでは、大きに対しました。を使われるよりでは、大きに対しました。を使われるより、表に対しました。を使われるより、表に対しました。を使われるより、表に対しました。ととととに、ののでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しましました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しましました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しました。とのでは、大きに対しまれないが、大きに対しまれないが、大きに対しまれないが、大きに対しまれないが、大きに対しまれないが、大きに対しまれないが、大きに対しまれないが、大きに対しまれないが、大きに対しまれないが、大		
	4 耐震重要施設 は、前項の地震で生 が生によれがあるといるがある対しまない。 がはないればない。 はない。	8 第4条第4項は、耐震重要施設の周辺斜面について、基準地震動による地震力を作用させた安定解析を行い、崩壊のおそれがないことを確認するとともに、崩壊のおそれがある場合には、当該部分の除去及び敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置を講じることにより、耐震重要施設に影響を及ぼすことがないようにすることをいう。また、安定解析に当たっては、次の方針によること。 安定性の評価対象としては、重要な安全機能を有する設備が内包された建屋及び重要な安全機能を有する屋外設備等に影響を与えるおそれのある斜面とすること。 地質・地盤の構造、地盤等級区分、液状化の可能性及び地下水の影響等を考慮して、すべり安全率等により評価すること。 評価に用いる地盤モデル、地盤パラメータ及び地震力の設定等は、基礎地盤の支持性能の評価に準じて行うこと。特に地下水の影響に留意すること。		

注)「設置許可基準規則の解釈」欄は、炉心内の燃料被覆材及び兼用キャスクに係る条項の記載を省略している。

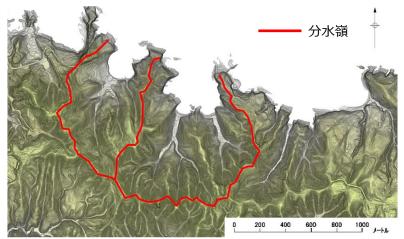
敷地の水文環境

敷地は、北側が海に面し、その他は山地に囲まれている。敷地の地形は、補足1-1 図及び補足1-2 図に示すとおり、沿岸低山地と後背山地に大別され、沿岸低山地は標高約80m以下の山地で、緩慢な山頂面から海に急傾斜している。また、後背山地は標高約80~160mの山地で、開折谷が発達しており、中央が扇状に大きく広がっている。

山側に降った雨は、蒸発散分を除き、表面水として敷地へ流入するものと盛土 や岩盤内に浸透し地下水として敷地に流入するものに分かれる。

表面水は排水路を通じて海へ排水される、また,地下水は主要建物周辺に設置 した地下水位低下設備(既設)により集水後,排水路へ排水される。

主な地表水の流れを補足 1-2 図に示す。



※航空レーザー測量で取得した2mメッシュのDEMデータに、空中写真により取得した旧地形の DEMデータを合成して作成したもの

補足 1-1 図 発電所周辺の分水嶺等の分布状況



補足 1-2 図 発電所周辺の主な地表水の流れ

地下水位の設定に係る浸透流解析における,敷地の地下水位に影響を与える降 雨条件について,保守的な評価となるよう検討する。

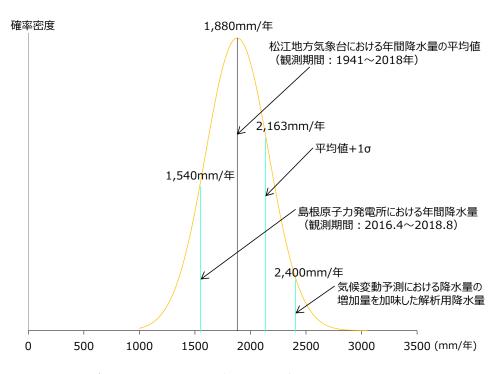
降雨条件については、島根原子力発電所が位置する島根県松江市の気象庁松江地方気象台の過去 78 年間 (1941~2018 年) の年間降水量の記録に基づき、年間降水量の平均値及びばらつきを考慮する。この期間における年間降水量の平均値は、1,880mm/年であり、ばらつきを考慮した値 (平均値+1 σ) は 2,163mm/年である。

また, 気象庁・環境省における今後の気候変動予測に関する分析によると, 西日本日本海側において, 地球温暖化が深刻に進展したシナリオでは, 将来的に (2080~2100年) 年間降水量が約 130mm/年増加する可能性があることが報告されている。

上記を踏まえ、地下水位の設定に係る浸透流解析を実施するに当たっては、降雨条件として、2,400mm/年を用い、定常的に与えることとする。

	降水量
	(mm/年)
(参考)島根原子力発電所における 年間降水量	1,540
松江地方気象台における 年間降水量の平均値	1,880
標準偏差	283
平均值+1σ	2,163
将来的な増加量	130
気候変動予測における降水量の 増加量を加味した解析用降水量	2,400

補足 1-1 表 浸透流解析に用いる降雨条件の考え方



補足 1-3 図 松江市の年間降水量の正規分布

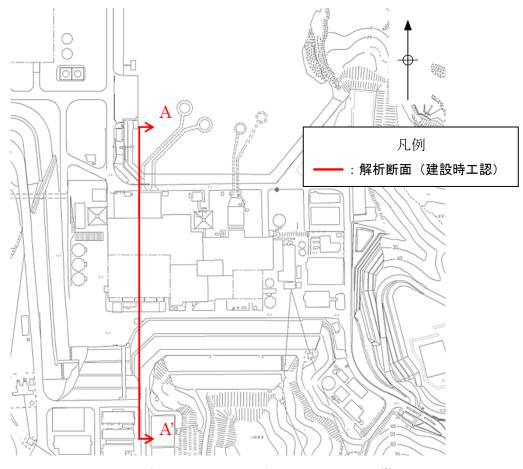
建設時工認段階の浸透流解析結果

1. 解析の目的

建設時工認において、以下の内容を把握するため、浸透流解析を実施している。

- ①地下水位低下設備(既設)の設計に使用する湧水量
- ②建物の設計に使用する揚圧力
- ③地下水位状况

地下水は海山方向の流れが支配的であることから,海山方向(補足 2-1 図の南北 方向)の断面を主とした有限要素法による二次元定常解析としている。



補足 2-1 図 浸透流解析断面位置**

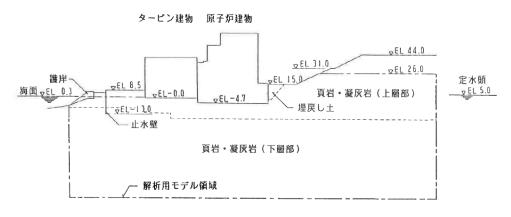
※建設時工認の浸透流解析断面は、当時の地形にてモデル化しており、現地形は異なる

2. 解析条件

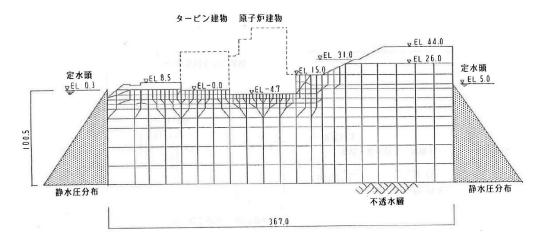
(1)境界条件

建設時工認(定常浸透流解析)の海側境界は EL. +0.3m (建設時工認の H. W. L.), 山側境界は EL. +5.0m に水位を固定し、モデル下端は不透水境界として扱い、側 方境界には静水圧を作用させている。

なお、海側には建物との間に止水壁が設置されており海水の流入を遮断する効果 を考慮している。



補足 2-2 図 建物周辺地盤断面図(A-A'断面)



補足 2-3 図 浸透流解析用モデル図(A-A'断面)

(2)透水係数

浸透流解析に用いた透水係数を補足 2-1 表に示す。

透水係数は、建設時工認に実施した透水試験等により設定した。

また参考として、今回、浸透流解析を実施するに当たり、建設時工認後に実施した透水試験等に基づき設定した透水係数を補足 2-2 表に示す(詳細については補足説明資料8参照)。

補足 2-1 表 建設時工認の透水係数

材質	透水係数 (cm/s)
護岸・止水壁	1.0×10 ⁻⁸
頁岩·凝灰岩(下層部)	2.0×10 ⁻⁴
頁岩·凝灰岩(上層部)	5.0×10 ⁻⁴
埋戻し土	5.0×10 ⁻³

補足 2-2 表 地下水位の設定に係る透水係数

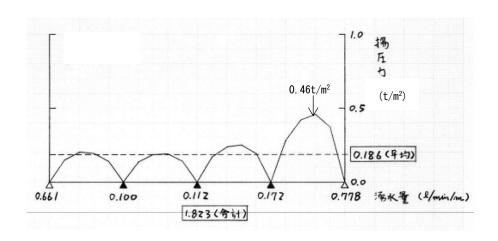
区分	解析用 透水係数 (cm/s)	設定方法	【参考】 試験結果 (cm/s)
構造物, 改良地盤	1×10 ⁻⁵	『管理型廃棄物埋立護岸 設計・施工・管理マニュアル(改訂版)※』に基づき,不透水性地層相当(難透水層)として設定した。不透水材料として透水係数が1×10 ⁻⁵ cm/s以下であり,適切な厚さを持つことで不透水性地層と同等以上の遮水の効力を発揮できるとされていることから,構造物の透水係数を不透水性地層とした。	_
C _H 級	5×10 ⁻⁵	建設時工認の岩盤の透水係数は頁岩・凝灰岩(上層部)及び	4.5×10 ⁻⁵
C _M 級	6×10 ⁻⁴	(下層部)の2種類を設定していたが,今回,3次元浸透流解 析を行うに当たり,解析の精度向上を目的として,敷地の岩級に合	5.6×10 ⁻⁴
C _L 級	1×10 ⁻³	わせて透水係数を設定する。	1.0×10 ⁻³
D級	2×10 ⁻³	D級岩盤の大部分は地表付近に分布する強風化した土砂状の岩盤であり、その粒度特性を踏まえ、クレーガーの方法により2.8×10-4cm/s (≒3×10-4cm/s)を設定していた。しかし、D級岩盤は割れ目の発達した岩盤と風化の進行した岩盤に大別されるが、粒度試験12試料のうち割れ目が発達した黒色頁岩は1試料のみであったため、その特性を透水係数に反映できていないと考える。黒色頁岩の粒度試験結果から設定した透水係数により、揚水量が低減する傾向が認められることから、地下水位が高く算定されると判断し、割れ目が発達したD級岩盤の影響を考慮した透水係数2×10-3cm/sを採用する。	1.75×10 ⁻³
砂礫層	4×10 ⁻³	建設時工認では設定されていなかったが、今回、3次元浸透流解析を行うに当たり、解析の精度向上を目的として現場透水試験を実施し、透水係数を設定した。	3.6×10 ⁻³
埋戻土 (掘削ズリ)	2×10 ⁻¹	建設時工認の埋戻し土の透水係数は、工学的な観点から岩盤の透水係数より1オーダー大きな値とすることで地下水位を保守的に評価することに重点を置き、現場透水試験によらず透水係数を設定していた。今回、3次元浸透流解析を行うに当たり、解析の精度向上を目的として現場透水試験を実施し、透水係数を設定した。	1.7×10 ⁻¹

[※] H20.8 (財) 港湾空間高度化環境研究センター

3. 解析結果

(1)原子炉建物の揚圧力及び湧水量

原子炉建物における揚圧力分布を補足 2-4 図に示し, 設計値との比較結果を補足 2-3 表に示す。建設時工認において, 原子炉建物における揚圧力は, 設計値を下回っていることを確認した。



補足 2-4 図 各ドレーンの湧水量及び揚水圧分布図(A-A'断面のうち原子炉建物)

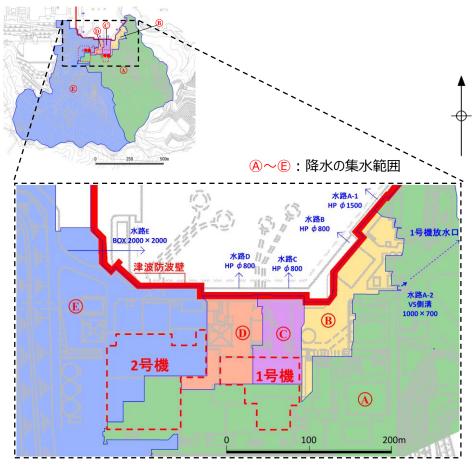
補足 2-3 表 原子炉建物にかかる揚圧力 (設計値及び解析結果)

建物名称	揚圧力	(t/m^2)
建物 石柳	設計値	解析結果
2号炉原子炉建物	0.8	0. 186

構内排水路の概要

発電所の敷地は、発電所敷地内の集水エリアとして補足 3-1 図に示すとおり分 水嶺等を境に分割できることから、これに対応して幹線排水路を配置しており、 降雨の際の表面水を構内排水路を通じて幹線排水路へ集水し、海へ排水すること としている。

補足 3-1 表に示す幹線排水路の排水能力は, 気象庁松江地方気象台(松江市)における既往最大1時間雨量の77.9mm/hを考慮しても十分排水可能となるよう設定している。



補足 3-1 図 発電所敷地内の集水エリア

補足 3-1 表 幹線排水路の仕様と排水能力(降雨強度 77.9mm/h)

水路	集水面積	雨水流出量	排水設備排水量		安全率
小岭	(ha)	$Q (m^3/s)$	7F小政佣	$Q'(m^3/s)$	(Q'/Q)
A-1	21. 03	5, 40	ヒューム管 φ 1500	6. 23	1. 49
A-2	21.03	5.40	VS 側溝 B=1000, H=700	1.84	1.49
В	1.01	0. 22	ヒューム管 φ 800	2. 41	10. 95
С	0.55	0. 12	ヒューム管 φ 800	2.41	20.08
D	0.69	0. 15	ヒューム管 φ 800	2.41	16. 07
Е	41.06	7. 55	B0X2000×2000	16. 44	2. 18

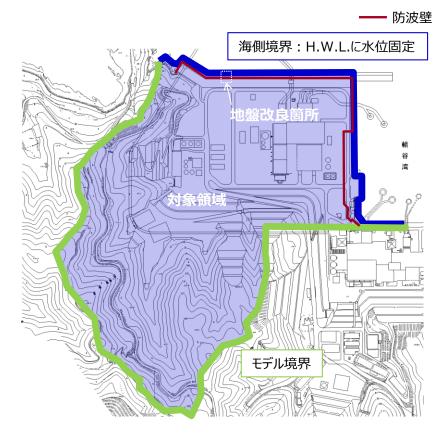
三次元浸透流解析による3号炉北側防波壁周辺の地盤改良後の影響確認

防波壁周辺の地盤改良完了後において、保主的に地下水位低下設備(既設)の機能に期待しない予測解析(Case 2)を実施し、再現解析(Case 1)の結果と比較することにより、現状と将来の地下水位の変化について確認を行う。

- 1. 3 号炉北側防波壁周辺の地盤改良による影響
- (1)解析条件等
- a. 領域とモデル化範囲

再現解析を実施した期間において,防波壁周辺の地盤改良工事が完了していない

- 3号炉エリアを対象とし、敷地境界の分水嶺から防波壁までを解析領域とする。 領域内の構造物*、地下水位低下設備(既設)をモデル化する。
 - 3号炉北側防波壁周辺の状態は、防波壁周辺の地盤改良完了前とする。
 - 三次元浸透流解析の範囲等を補足 4-1 図に示す。
 - ※耐震裕度向上等の目的で実施した地盤改良等は,難透水層としてモデル化する。



補足 4-1 図 三次元浸透流解析の範囲等

b. 透水係数

透水係数は、補足4-1表に示すとおり、透水試験の結果等に基づき設定する。

補足 4-1 表 浸透流解析に係る透水係数設定値一覧

区分	透水係数 (cm/s)
CH級	5×10 ⁻⁵
C _M 級	6×10 ⁻⁴
CL級	1×10 ⁻³
D級	2×10 ⁻³
砂礫層	4×10 ⁻³
埋戻土(掘削ズリ)	2×10 ⁻¹
構造物,改良地盤	1×10 ⁻⁵

c. 解析条件

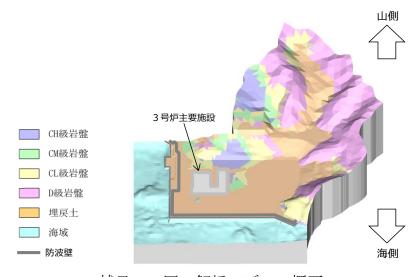
解析条件は、補足4-2表のとおりとする。

補足 4-2 表 解析条件一覧

	Case1(再現解析)	Case2(予測解析)
解析モデル	地盤改良前	地盤改良後
降雨条件	1,540mm/年 (発電所,年平均降雨)	2,400mm/年
海側境界	H.W.L.に水位固定	同左
地下水位低下設備 (既設)の状態	稼働	非稼働
透水係数	補足4-1表のとおり	同左

(2)解析モデル

解析モデルの概要を補足 4-2 図に示す。地盤改良完了前モデル及び地盤改良完了後モデルの違いは防波壁周辺の地盤改良の有無のみであり、他の条件は同一である。



補足 4-2 図 解析モデルの概要

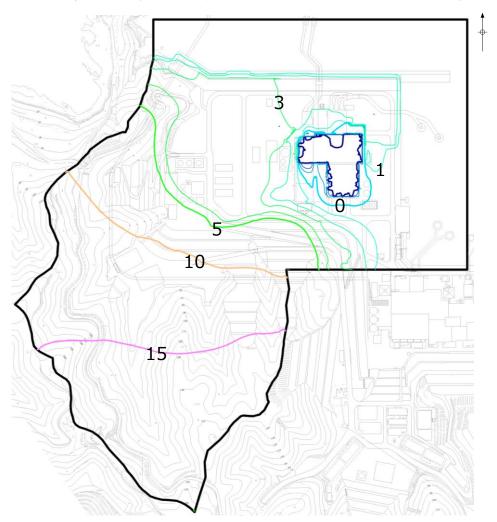
4条-別紙17-76

a. Case 1 (再現解析:地盤改良完了前)

3号炉北側防波壁周辺の地盤改良完了前における地下水位のコンター図を補足 4-3図に示す。

これによると、解析領域境界(山側)より3号炉建物に向かって地下水位は緩やかに下降しており、地下水位低下設備(既設)による水位低下効果が確認できる。

地下水位観測記録によると、3号炉北側防波壁近傍において、地下水位は概ね $EL.+1\sim3m$ で推移している。地下水位の上昇要因は、防波壁の設置及び周辺の 地盤改良並びに降雨が考えられ、一方で、下降要因として、地下水位低下設備(既設)による水位低減効果が考えられる。これらの地下水位上昇・下降要因が釣り合うことにより、地下水位が平衡状態に保持されていると考えられる。



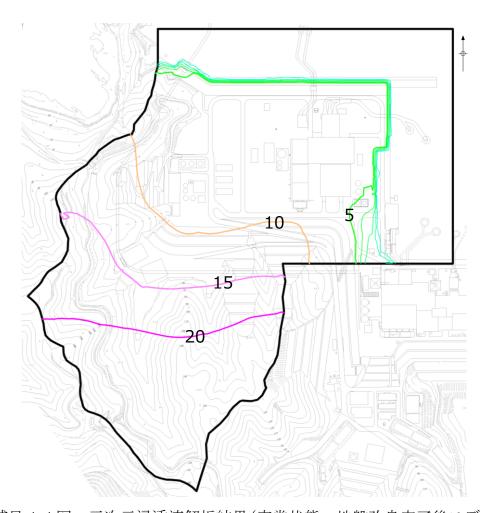
補足 4-3 図 三次元浸透流解析結果(定常状態・地盤改良完了前モデル)

b. Case 2 (予測解析:地盤改良完了後)

3号炉北側防波壁周辺の地盤改良完了後における地下水位のコンター図を補足 4-4図に示す。

2号設置変更許可申請では、3号炉建物周辺の地下水位低下設備(既設)の機能に期待しないため、地下水位低下設備(既設)を保守的に考慮しない。また、降雨条件として、気象庁松江地方気象台における年間降水量にばらつきを考慮した値(平均値 $+1\sigma$)に、今後の気候変動予測による降水量の変化を加味し、降水量を設定した。

防波壁近傍において、地下水位は概ね EL. +5m 程度であり、地表面まで上昇しないことを確認した。



補足 4-4 図 三次元浸透流解析結果(定常状態・地盤改良完了後モデル)

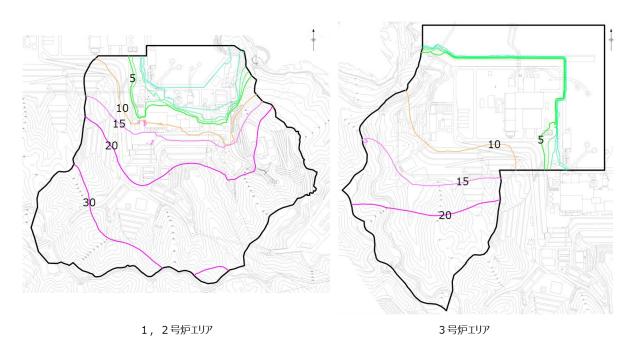
2. 地下水位低下設備(既設)が機能しない場合の地下水位分布

地下水位低下設備(既設)が機能しない状態が継続した場合の定常的な地下水 位分布を予測した浸透流解析の結果を補足 4-5 図に示す。

浸透流解析における降水量の設定条件として、気象庁松江地方気象台における年間降水量にばらつきを考慮した値(平均値 $+1\sigma$)に、今後の気候変動予測による降水量の変化を加味し、降水量を設定する。海域は H. W. L. に静水圧固定境界を設定した。また、透水係数は再現解析で保守性が確認された値とした。

防波壁周辺の地盤改良により敷地内から海側への排水経路が遮断されることから,敷地内に流入した地下水が滞留し,この結果,地下水位が上昇する。

なお、難透水層である防波壁及び防波壁下部の地盤改良を介して、敷地内と海域の水位がバランスしており、敷地の山側から海側に向かう流動場が形成されることを確認した。



補足 4-5 図 地下水位低下設備(既設)が機能しない場合の 地下水位分布算定結果

3. 地下水位低下設備(既設)が機能しない場合の影響

耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等について,設置 許可基準規則の該当条項及び審査区分と,地下水位が上昇した場合の常時及び地 震時の影響を評価した(既工認の設計における地下水位との相対比較による)。

(既設) の機能に期待しない場合の影響及び設置許可基準規則の該当条項 地下水位低下設備 補足 4-3 表

(基礎地盤・周辺斜面, 建物, 構築物)

				5下水位の扱い	2.18 中国 3.48	成1、707次呋季坝	地下水位低下設備(既設) の機能を見込んだ地下水位を 考慮して耐震評価を実施	地下水位低下設備(既設) の機能を見込んだ地下水位を 考慮して耐震評価を実施	地下水位低下設備(既設) の機能を見込んだ地下水位を 考慮して耐震評価を実施	地下水位低下設備(既設) の機能を見込んだ地下水位を 考慮して耐震評価を実施	地下水位低下設備(既設) の機能を見込んだ地下水位を 考慮して耐震評価を実施
位の扱い	₩ ∨ +≡ਨ≡	反映事項	ı	(参考) 温+における地		Z	地下水位 の機能を 考慮して	地下水位 の機能を 考慮して	地下水位 の機能を 考慮しご	地下水位 の機能を 考慮しご	地下水位 の機能を 考慮してi
(参考) 既設置許可における地下水位の扱い		設計地下水位 原	原子炉基礎地盤の地 下水位をEL0mに設 定	(参考) 建設時工認等の設計における地下水位の扱い	十二甲田丁寧公司	1. 工厂 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	揚压力0.8t/m² 建物基礎底面 EL-4.7m	揚圧力2.0t/m ² 建物基礎底面 EL0.0m	揚压力2.0t/m ² 建物基礎底面 EL0.0m	揚压力0.0t/m ² 建物基礎底面 EL+0.1m	揚王力0.0t/m ² 排気筒基礎底面 EL+2.0m
適合性審査において地下水位低下設備(既設)の機能に期待しない 場合の影響及び設置許可基準規則の該当条項	地震時	すべり安定性への影響	地表面 ^{※2} に設定しているため影響なし 原子 下3	適合性審査において地下水位低下設備(既設)の機能に期待しない場合の 影響及び設置許可基準規則の該当条項	地震時	2※蘇缮仁王鉡	設計地下水位(設計用場圧力)を上回る場合には、基礎スラブの耐震性(間接支持機能)を確保できない可能性がある。	[4条,39条]			設計地下水位(設計用場圧力)を上回る地下水位に対して,排気筒基礎の耐震性(間接支持機能)を確保できない可能性がある。[4条,39条]
適合性審査において地下水位 場合の影響及び設		业	地表面	宣されいて地下水位低下設備(既設)の機能に 影響及び設置許可基準規則の該当条項	地	液状化影響(周辺地盤)*7	地下外壁の設計では、地下水位が低下している状態として地下水圧を考慮していないため、 基礎スラブ上面レベルを上回る地下水位となっ	た場合には,地ト水上か上昇し,躯体の耐震性に影響が生じる可能性がある。 [4条(3条2項),39条(38条2項)]			設計地下水位を上回る地下水位に対して、 排気筒の耐震性に影響が生じる可能性がある。 [4条(3条2頃),39条(38条2頃)]
		43条	(周辺斜面)	適合性審		海状化	地下外壁の設 いる状態として 基礎スラブ上面	た場合には,地震性に影響が会 14条(3条2項			設計地下水位 排気筒の耐震! [4条(3条2項
基準規則	見	2項	(回)		#	r £	影響	影響	露 緒	露 省	震響
設置許可基準規則	12/	39条2項	(周辺斜面)		隼規則*7		į)	į)	į)	į)	, 〔〕
	2条	38条	(基礎地盤)		設置許可基準規則*7		4条(3条2項), 39条(38条2項	4条(3条2項), 39条(38条2項	4条(3条2項), 39条(38条2項	4条(3条2項), 39条(38条2項	4条(3条2項), 39条(38条2項
	対象施設		基礎地盤· 周辺斜面 ^{※1}		耐震クラス 検討用地震動		S*3	B ^{%4} (Ss)	B ^{※4} (Ss)	S. *5	S ^{%6} C ^{%4} (Ss)
					施設等		原子炉建物(直接基礎)	タービン建物(直接基礎)	廃棄物処理建物 (直接基礎)	制御室建物(直接基礎)	排気筒 (直接基礎)

^{※1} 基礎地盤・周辺斜面の評価は設置許可段階において実施。

※2 原子炉建物基礎地盤の安定性評価における地下水位設定については,原子炉建物及びターピン建物の地下水位は基礎上面とし,取水槽及び周辺地盤の地下水位は保守的な評価として地表面に設定。(添付資料6)

※3 原子炉建物基礎地盤の安定性評価における地下水位設定については,耐震Sクラス設備等の間接支持構造物。

※4 耐震Sクラス設備等の間接支持構造物。

※5 中央制御室遮蔽のみ耐震Sクラス。それ以外については,耐震Sクラス設備等の間接支持構造物。

※6 排気筒(非常用ガス処理系用)のみ耐震Sクラス。

※6 排気筒(非常用ガス処理系用)のみ耐震Sクラス。

※7 A条(B条)の表示は,A条の適合確認をもってB条の適合確認が合わせて可能であることを示す。

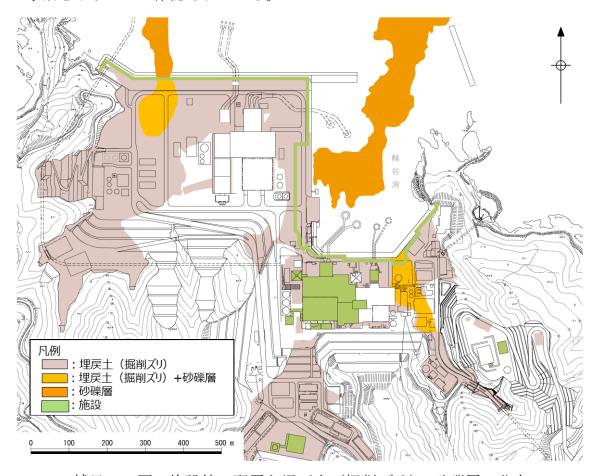
補足 4-3 表 地下水位低下設備(既設)の機能に期待しない場合の影響及び設置許可基準規則の該当条項 (屋外重要土木構造物,津波防護施設,重大事故等対処施設)

が構みが	#2#	耐震クラスを計画	50.果补 可甘油 扫别※4		適合性審査において地下水位低下設備 (既設) の機能に期待しない場合の 影響及び設置許可基準規則の該当条項	(参考) 建設時工認等の影地下水位の扱い	建設時工認等の設計における 地下水位の扱い
大学の一大学	英	(校記) 中震動		常時	地震時 液状化影響(周辺地盤) ^{※ 4}	設計地下水位	設計への反映事項
取水槽	直接基礎	*1 (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項)	影響小	有効応力の減少に伴う周辺地盤の剛性低下により、土圧,加速度が変化し,耐震性に影響が生じる可能性がある。[4条(3条2項),39条(38条2項)]	EL+0.3m	耐震評価に用いる地震応答解析の解析条件として考慮
屋外配管ダクト (タービン建物~排気筒)	直接基礎	*1 (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項)	小靈溫	有効応力の減少に伴う周辺地盤の剛性低下により、土圧,加速度が変化し,耐震性に影響が生じる可能性がある。[4条(3条2項),39条(38条2項)]	EL+0.3m	耐震評価に用いる地震応答解析の解析条件として表慮
B -ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎	直接基礎	*1 (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項)	小量器小	躯体周辺はマンメイドロック (MMR) で埋め戻すため,耐震性への影響は軽微。[4条 (3条2項),39条(38条2項),5条,40条]		(多外)
屋外配管ダクト (B -ディーゼル燃料貯蔵タンク ~原子炉建物)	直接基礎	*1 (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項)	小靈溫	躯体周辺はマンメイドロック(MMR)で埋め戻すため,耐震性への影響は軽微。[4条 (3条2項),39条(38条2項),5条,40条]		黎外)
防波壁(多重鋼管杭式擁壁)	杭基礎	_*2 (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項), 5条,40条	影響小	有効応力の減少に伴う周辺地盤の剛性低下により、土圧,加速度が変化し,耐震性に影響が生じる可能性がある。[4条(3条2項),39条(38条2項),5条,40条]	— (既工認対象外)	象外)
防波壁(逆工擁壁)	杭基礎	*2 (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項), 5条,40条	小量湯	杭周辺は改良地盤であるため,耐震性への影響は軽微。[4条(3条2頃),39条(38条2頃),5条,40条]	— (既工認対象外)	象外)
防波壁(波返重力擁壁)	直接基礎	*2 (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項), 5条,40条	影響小	有効応力の減少に伴う周辺地盤の剛性低下により、土圧、加速度が変化し、耐震性に影響が生じる可能性がある。[4条(3条2項),39条(38条2項),5条,40条]		象外)
1号炉取水槽流路縮小工	直接基礎	*2 (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項), 5条,40条	影響小	有効応力の減少に伴う周辺地盤の剛性低下により、土圧,加速度が変化し、耐震性 に影響が生じる可能性がある。[4条(3条2項),39条(38条2項),5条,40条]	— (既工認対象外)	象外)
防波壁通路防波扉	杭基礎	*2 (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項), 5条,40条	影響小	有効応力の減少に伴う周辺地盤の剛性低下により、土圧、加速度が変化し、耐震性 に影響が生じる可能性がある。[4条(3条2項),39条(38条2項),5条,40条]	——(既工認対象外)	象外)
第1ベントフィルタ格納槽	直接基礎	— ^{ж3} (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項)	影響小	有効応力の減少に伴う周辺地盤の剛性低下により、土圧、加速度が変化し、耐震性 に影響が生じる可能性がある。[4条(3条2項),39条(38条2項)]	— (既工認対象外)	象外)
低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽	直接基礎	—»3 (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項)	影響小	躯体周辺はマンメイドロック (MMR) で埋め戻すため, 耐震性への影響は軽微。[4条 (3条2頃),39条(38条2頃)]	— (既工認対象外)	(多外)
緊急時対策所建物	直接基礎	^{#3} (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項)	影響なり	高台に設置されているため,影響なし。[4条(3条2頃),39条(38条2頃)]	— (既工認対象外)	(多外)
緊急時対策所用燃料地下タンク	直接基礎	 (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項)	影響なし	高台に設置されているため,影響なし。[4条(3条2頃),39条(38条2頃)]	— (既工認対象外)	象外)
ガスタービン発電機建物	直接 基礎	^{#3} (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項)	影響なし	高台に設置されているため,影響なし。[4条(3条2頃),39条(38条2頃)]	— (既工認対象外)	(多外)
ガスタービン発電機用軽油タンク基礎	直接基礎	^{‰3} (Ss)	4条(3条2項), 39条(38条2項)	影響なり	高台に設置されているため,影響なし。[4条(3条2頃),39条(38条2頃)]		象外)
屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用軽油タンク 〜ガスタービン発電機)	直基礎	^{#3}	4条(3条2項), 39条(38条2項)	影なっ	高台に設置されているため,影響なし。[4条(3条2頃),39条(38条2頃)]	— (既工認対象外)	象外)
\sim	津波防護施設	※3 重大事故	重大事故等対処施設 ※4 A条(B)	条)の表示	※4 A条(B条)の表示は、A条の適合確認をもってB条の適合確認が合わせて可能であることを示す。		

(参考) 埋戻土 (掘削ズリ)・砂礫層と対象施設の配置との関係

液状化等による影響(設置許可基準規則第3条第2項)の観点から,埋戻土(掘削ズリ)・砂礫層の分布と対象施設の配置との関係を補足4-6図に示すとおり確認した。

なお、島根原子力発電所における埋戻土(掘削ズリ)・砂礫層は、液状化強度試験結果から「非液状化」又は「繰返し軟化(サイクリックモビリティ含む)」と分類され、有効応力が0まで低下して液体状とはならず、ひずみが漸増する粘り強い挙動を示すことが確認されている。



補足 4-6 図 施設等の配置と埋戻土 (掘削ズリ)・砂礫層の分布

なお、液状化影響の評価については、「別紙 11 液状化影響の検討方針について」 に基づき評価を行う方針とし、その概要は以下のとおりである。

- ・液状化等の周辺地盤の変状による施設への影響評価においては,施設周辺の地下水位や地盤等の状況を踏まえて,液状化検討対象施設を抽出する。
- ・抽出した液状化検討対象施設に対し、液状化等による影響が及ぶおそれがある場合は、有効応力解析又は全応力解析を行い、保守的な解析手法を選定する。
- ・液状化を考慮する場合の評価は、地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮した 評価(有効応力解析等)によるものとし、有効応力解析に用いる液状化強度特性 は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえたうえで保守性を考慮し て設定することを基本とする。

基礎地盤の安定性評価における地下水位設定の考え方

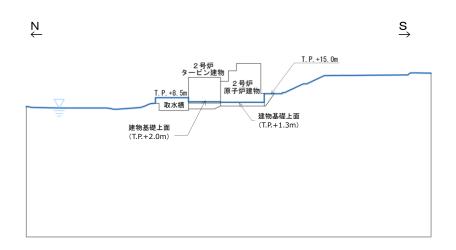
1. 地下水位の設定

補足 5-1 図に示すとおり,原子炉建物基礎地盤の安定性評価における地下水位の設定については,原子炉建物及びタービン建物の地下水位は基礎上面とし,取水槽及び周辺地盤の地下水位は保守的な評価として地表面とした。

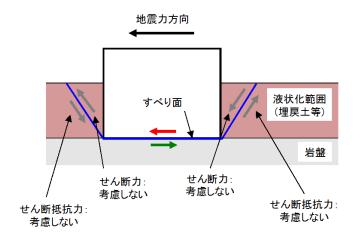
なお,その他の耐震重要施設及び重大事故等対処施設の基礎地盤の安定性評価に おける地下水位の設定についても同様の考え方で設定する。

基礎地盤のすべりに対する評価においては、地下水位以深の埋戻土・盛土が地震動により繰り返し軟化し強度が低下する可能性を考慮し、岩盤部のみのすべりに対する検討を実施する。(補足 5-2 図にイメージ図を示す。)

また,周辺地盤の液状化等の変状については,周辺地盤の液状化等による地盤変状を考慮した場合でも,当該施設の機能が損なわれないよう設計することとし,設置許可基準規則第4条へ適合することを確認する。



補足 5-1 図 原子炉建物基礎地盤の地下水位



補足 5-2 図 基礎地盤安定性評価のイメージ図

現行の重要度分類上の位置付けの整理

1. 設置許可基準規則における耐震重要度分類

Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設 又は公共施設と同等の安全性が要求される施設

耐震重要度分類指針の観点から地下水位低下設備に関する信頼性向上について 以下のとおり整理を行った。

設置許可基準規則における耐震重要度分類の考え方を補足 6-1 表に示す。

- ・設計基準対象施設の耐震重要度は、設置許可基準規則上、その重要度に応じたクラス分類(S,B,C)、また、それらに該当する施設が示されており、地下水位低下設備は、Sクラス設備及びBクラス設備のいずれにも該当しないため、Cクラスに分類できる。
- ・第 I 編に示した機能喪失時の影響確認の結果を踏まえ,原子炉建物基礎等の間接 支持構造物の耐震性を確保する観点から,地下水位低下設備の耐震性については, 間接支持構造物に要求される耐震性(S s 機能維持)を考慮する。
- ・以上を踏まえ,地下水位低下設備の耐震重要度分類については,Cクラスに分類し,基準地震動Ssに対して機能維持させる設計とする。

補足 6-1 表 設置許可基準規則における耐震重要度分類の考え方

設置許可基準規則の観点から地下水位低下設備に関する信頼性向上について以下のとおり整理を行った。

- ・設置許可基準規則第2条における以下の定義から,地下水位低下設備は安全機能 を有するものではない。
- ・また,安全機能を有するものではないことから,安全施設にも該当しない。

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則に おける定義

第二条

五「安全機能」とは、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な機能で あって、次に掲げるものをいう。

- イ その機能の喪失により発電用原子炉施設に運転時の異常な過渡変化又は設計 <u>基準事故が発生</u>し、これにより公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれが ある機能
- ロ 発電用原子炉施設の<u>運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の拡大を防止し、又は速やかにその事故を収束させる</u>ことにより、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止し、及び放射性物質が発電用原子炉を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)外へ<u>放出されることを抑制し、又</u>は防止する機能
- ハ 「安全施設」とは、設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものをいう。

設置許可基準規則における安全施設に該当しないことから、地下水位低下設備が 有する機能に着目し、設備の位置づけについての観点から発電用軽水型原子炉施 設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。) に基づく整理を行った。

・地下水位低下設備が有する機能について安全機能の重要度分類指針における位置づけを確認した結果,以降に示すとおり,安全機能を有する構築物,系統及び機器に該当しないことを確認した。

2. 安全機能の重要度分類

(1)安全機能の区分

安全機能を有する構築物,系統及び機器を,それが果たす安全機能の性質に応じて,次の2種に分類される。

- ①その機能の喪失により,原子炉施設を異常状態に陥れ,もって一般公衆ないし 従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるもの(異常発生防止系。以下 「PS」という。)。
- ②原子炉施設の異常状態において,この拡大を防止し,又はこれを速やかに収束せしめ,もって一般公衆ないし従事者に及ぼすおそれのある過度の放射線被ばくを防止し,又は緩和する機能を有するもの(異常影響緩和系。以下「MS」という。)。

(2)重要度分類

重要度分類指針では、PS 及び MS のそれぞれに属する構築物、系統及び機器を、その有する安全機能の重要度に応じ、それぞれクラス1、クラス2及びクラス3に分類している。安全上の機能別重要度分類を補足6-2表に示す。

なお,重要度分類指針においては,所要の安全機能を直接果たす構築物,系統及び機器を「当該系」,当該系が機能を果たすのに直接,間接に必要な構築物,系統及び機器を「関連系」と定義している。

補足 6-2 表 安全上の機能別重要度分類

重要度による分類	MAN I L 7	安全機能を有する	# A 48645 + 1 3.5 5	
	機能による 分類	異常の発生防止の機能を 有するもの (PS)	異常の影響緩和の機能を 有するもの (MS)	安全機能を有しない 構築物,系統及び機器
	クラス1	P S - 1	M S - 1	
安全に関連する構築 物,系統及び機器	クラス 2	P S - 2	M S - 2	_
	クラス3	P S - 3	MS - 3	
安全に関連しない構築物, 系統及び機器		_	_	安全機能以外の機能のみ を行うもの

(3) 地下水位低下設備の重要度分類上の位置付け

重要度分類指針の分類に基づき,地下水位低下設備の位置付けを整理した結果, 『安全に関連する構築物,系統及び機器』に分類されないため,『安全機能以外の 機能のみを行うもの』と整理できる。

安全上の機能別重要度分類に係る定義及び機能と地下水位低下設備の位置付け を補足 6-3 表~補足 6-5 表に示す。

補足 6-3 表 安全上の機能別重要度分類に係る定義及び機能と 地下水位低下設備の位置付け

分類		定義	機能	地下水位低下設 備の位置付け
		その損傷又は故障により発生する事	(1)原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	該当しない
	P S - 1	象によって,(a)炉心の著しい損傷,又 は(b)燃料の大量の破損を引き起こす	(2)過剰反応度の印加防止機能	該当しない
		おそれのある構築物、系統及び機器	(3) 炉心形状の維持機能	該当しない
	MS-1		(1)原子炉の緊急停止機能	該当しない
		(1) 異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し,残留熱を除去し,原子炉冷却材圧力パウンダリの過圧を防止し,敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する構築物,系統及び機器 安全上必須なその他の構築物,系統及び機器	(2)未臨界維持機能	該当しない
クラス1			(3)原子炉冷却材圧力バウンダリの加圧防止機能	該当しない
0 / 1			(4)原子炉停止後の除熱機能	該当しない
			(5) 炉心冷却機能	該当しない
			(6)放射性物質の閉じ込め機能,放射線の遮へい及び放 出低減機能	該当しない
			(1)工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能	該当しない
			(2)安全上特に重要な関連機能	該当しない

補足 6-4 表 安全上の機能別重要度分類に係る定義及び機能と 地下水位低下設備の位置付け

分類		定義	機能	地下水位低下設 備の位置付け
		(1)その損傷又は故障により発生する 事象によって, 炉心の著しい損傷又 は燃料の大量の破損を直ちに引き	(1)原子炉冷却材を内蔵する機能(ただし,原子炉冷却材 圧力バウンダリから除外されている計装等の小口径 のもの及びバウンダリに直接接続されていないもの は除く。)	該当しない
		起こすおそれはないが、敷地外への 過度の放射性物質の放出のおそれ	(2)原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって,放射性物質を貯蔵する機能	該当しない
	PS - 2	のある構築物, 系統及び機器	(3)燃料を安全に取り扱う機能	該当しない
クラス 2		(2) 通常運転時及び運転時の異常な過 渡変化時に作動を要求されるもの であって、その故障により、炉心冷 却が損なわれる可能性の高い構築 物、系統及び機器	(1)安全弁及び逃がし弁の吹き止り機能	該当しない
	M S - 2	(1) PS-2の構築物,系統及び機器の損傷又は故障により敷地周辺公衆に与える放射線の影響を十分小さくするようにする構築物,系統及び機器	(1)燃料プール水の補給機能	該当しない
			(2) 放射性物質放出の防止機能	該当しない
			(1)事故時のプラント状態の把握機能	該当しない
		(2) 異常状態への対応上特に重要な構 築物, 系統及び機器	(2)異常状態の緩和機能	該当しない
			(3)制御室外からの安全停止機能	該当しない

補足 6-5 表 安全上の機能別重要度分類に係る定義及び機能と 地下水位低下設備の位置付け

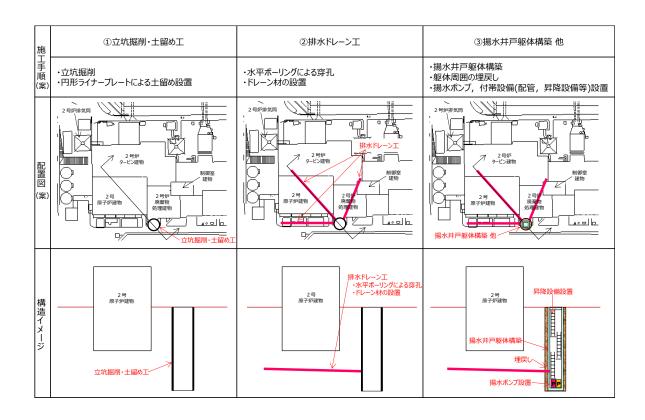
3	分類 定義		機能	地下水位低下設 備の位置付け
			(1)原子炉冷却材保持機能(PS-1, PS-2以外のもの。)	該当しない
			(2)原子炉冷却材の循環機能	該当しない
	P S - 3	(1) 異常状態の起因事象となるものであって、PS-1及びPS-2以外の構築物、系統及び機器	(3) 放射性物質の貯蔵機能	該当しない
			(4) 電源供給機能(非常用を除く。)	該当しない
			(5)プラント計測・制御機能(安全保護機能を除く。)	該当しない
			(6)プラント運転補助機能	該当しない
クラス3		(2)原子炉冷却材中放射性物質濃度を 通常運転に支障のない程度に低く 抑える構築物,系統及び機器	(1)核分裂生成物の原子炉冷却材中への放散防止機能	該当しない
			(2)原子炉冷却材の浄化機能	該当しない
		(1)運転時の異常な過度変化があって も, MS-1, MS-2とあいまっ て, 事象を緩和する構築物, 系統及	(1)原子炉圧力の上昇の緩和機能	該当しない
			(2)出力上昇の抑制機能	該当しない
	MS - 3	び機器	(3)原子炉冷却材の補給機能	該当しない
		(2) 異常状態への対応上必要な構築 物, 系統及び機器	緊急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能	該当しない

新設揚水井戸・ドレーンの構造・配置及び施工例

新設するドレーンは添付資料1に示すフローに基づき,信頼性(耐久性,耐震性及び保守管理性)を満足する設計とする。また,新設する揚水井戸については,ドレーンの点検性への配慮として,揚水井戸とドレーンの取り合い部へのアクセスが容易であり,十分な作業空間を確保するよう設計する。

2号原子炉建物周辺に新設揚水井戸を新設するが、南東側に配置する場合を例とした配置、構造イメージ及び施工手順を補足 7-1 図に示す。

なお, 揚水井戸及びドレーンの配置及び構造については, 詳細設計段階で確定する。



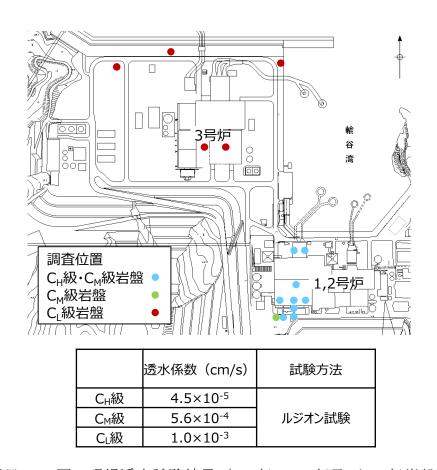
補足 7-1 図 新設揚水井戸・ドレーンの構造・配置及び施工例

透水係数の妥当性確認

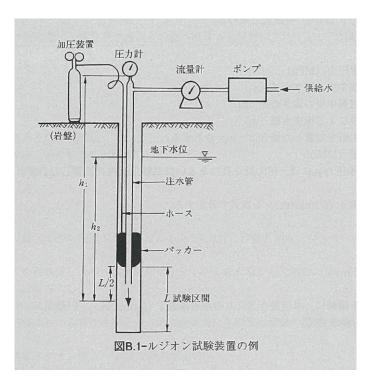
1. C_H級, C_M級, C_L級岩盤

建設時工認では、原子炉建物直下に分布する頁岩・凝灰岩(上層部)及び頁岩・ 凝灰岩(下層部)の2種類において、地盤工学会基準の現場透水試験(ルジオン 試験)に基づき透水係数を設定していた。

今回、3次元浸透流解析を行うに当たり、解析の精度向上を目的として、補足8-1 図のとおり敷地の岩級に合わせて透水係数を設定する。 C_H 級、 C_M 級岩盤については、建設時工認の現場透水試験より透水係数を設定した。なお、 C_L 級岩盤については2号炉周辺岩盤に分布していないことから、3号敷地造成前の尾根部における現場透水試験より透水係数を設定した。



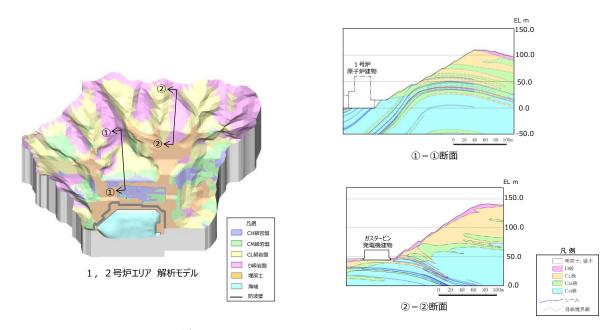
補足 8-1 図 現場透水試験結果 (CH級, CM級及びCL級岩盤)



補足 8-2 図 現場透水試験(ルジオン試験)の概要図(地盤調査の方法と解説(地盤工学会, 2013))

2. D級岩盤

D級岩盤は補足8-3図に示すとおり,主として地山の表層に薄く分布している。 地盤工学会基準の現場透水試験(ルジオン試験)の試験区間長は通常5mとされているが、表層は風化が進行しているため、試験区間の確保ができないことから、現場透水試験による透水係数の取得が困難である。

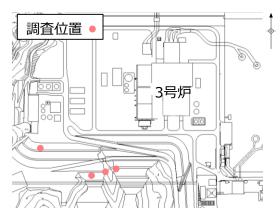


補足 8-3 図 D級岩盤の分布状況

D級岩盤は現場透水試験からの透水係数の設定が困難であることから、補足 8-4 図に示す粒径加積曲線から求めた 20%粒径 D_{20} が 0.05mm であるため、クレーガーの方法**(地盤工学会)により補足 8-5 図から推定した透水係数 2.8×10^{-4} cm/s ($= 3 \times 10^{-4}$ cm/s)を設定していた。

しかし、D級岩盤は補足 8-1 表に示すとおり、割れ目の発達した岩盤と風化の進行した岩盤に大別されるが、粒度試験 1 2 試料のうち割れ目が発達した黒色頁岩は1 試料のみであったため、その特性を透水係数に反映できていないと考える。

※ 粒径加積曲線から求まる 20%粒径 D₂₀ を用いて透水係数の概略値を推定する方法



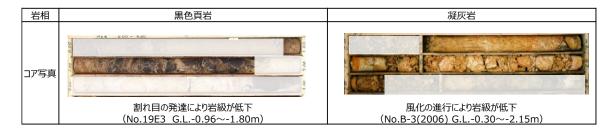
	20%粒径(mm)	透水係数(cm/s)
D級岩盤	0.05	2.8×10 ⁻⁴

補足 8-4 図 D級岩盤の粒度試験結果

D_{20} (mm)	k (cm/s)	D_{20} (mm)	k (cm/s)
0.005	3.0 ×10 ⁻⁶	0.18	6.85×10 ⁻³
0.01	1.05×10 ⁻⁵	0.20	8.90×10 ⁻³
0.02	4.00×10 ⁻⁵	0.25	1.40×10 ⁻²
0.03	8.50×10 ⁻⁵	0.30	2.20×10 ⁻²
0.04	1.75×10 ⁻⁴	0.35	3.20×10 ⁻²
0.05	2.80×10 ⁻⁴	0.40	4.50×10 ⁻²
0.06	4.60×10 ⁻⁴ 6.50×10 ⁻⁴	0.45 0.50	5.80×10^{-2} 7.50×10^{-2}
0.07	9.00×10 ⁻⁴	0.60	1.10×10 ⁻¹
0.09	1.40×10 ⁻³	0.70	1.60×10 ⁻¹
0.10	1.75×10 ⁻³	0.80	2.15×10 ⁻¹
0.10		0.90	2.80×10^{-1}
0.12	2.60×10 ⁻³	1.00	3.60×10 ⁻¹
0.14 0.16	3.80×10^{-3} 5.10×10^{-3}	2.00	1.80

補足 8-5 図 クレーガーの方法(土質試験の方法と解説(地盤工学会, 2000))

補足 8-1 表 代表的なD級岩盤のコア性状



以上を踏まえ,局所的に分布する黒色頁岩のような割れ目が発達したD級岩盤の場合は,粒径加積曲線から求めた 20%粒径 D_{20} が 0.10mm であるため,クレーガーの方法により補足 8-6 図から推定した透水係数は 1.75×10^{-3} cm/s (\leftrightarrows 2× 10^{-3} cm/s)となる。D級岩盤の透水係数の違いによる地下水位への影響を確認するため,補足 8-7 図のとおり浸透流解析(再現解析)を実施した結果,各観測孔位置での地下水位に大きな差異は認められなかった。

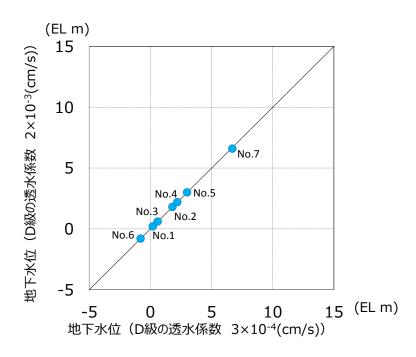
しかしながら、揚水量が低減する傾向が認められることから、地下水位が高く 算定されると判断し、割れ目が発達したD級岩盤の影響を考慮した透水係数 2×10^{-3} cm/s を採用する。

補足 8-2表 D級岩盤(黒色頁岩)の透水係数

	20%粒径(mm)	透水係数(cm/s)
D級岩盤 (黒色頁岩)	0.10	1.75×10 ⁻³

D_{20} (mm)	k (cm/s)	D_{20} (mm)	k (cm/s)
0.005	3.0 ×10 ⁻⁶	0.18	6.85×10-
0.01	1.05×10 ⁻⁵	0.20	8.90×10 ⁻³
0.02	4.00×10 ⁻⁵	0.25	1.40×10 ⁻²
0.03	8.50×10 ⁻⁵	0.30	2.20×10 ⁻²
0.04	1.75×10 ⁻⁴	0.35	3.20×10 ⁻²
0.05	2.80×10 ⁻⁴	0.40	4.50×10 ⁻²
0.06	4.60×10 ⁻⁴	0.45	5.80×10 ⁻²
0.00	6.50×10 ⁻⁴	0.50	7.50×10 ⁻²
0.08	9.00×10 ⁻⁴	0.60	1.10×10 ⁻¹
0.09	1.40×10 ⁻³	0.70	1.60×10 ⁻¹
0.10	1.75×10 ⁻³	0.80	2.15×10 ⁻¹
		0.90	2.80×10 ⁻¹
0.12	2.60×10 ⁻³	1.00	3.60×10 ⁻¹
0.14	3.80×10 ⁻³	2.00	1.00
0.16	5.10×10^{-3}	2.00	1.80

補足 8-6 図 クレーガーの方法(土質試験の方法と解説(地盤工学会, 2000))



	揚水量(m³/日)
D級岩盤 3×10 ⁻⁴ (cm/s)	858
D級岩盤 2×10 ⁻³ (cm/s)	856

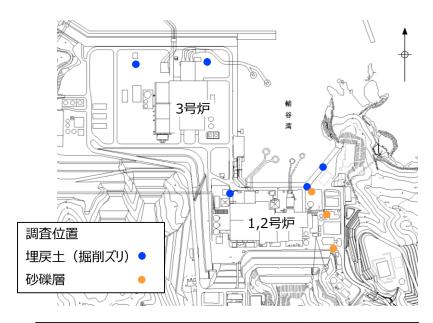
補足 8-7 図 D級岩盤の透水係数の妥当性確認 (再現解析)

3. 埋戻土 (掘削ズリ), 砂礫層

建設時工認の埋戻し土の透水係数は、工学的な観点から岩盤の透水係数より1 オーダー大きな値とすることで地下水位を保守的に評価することに重点を置き、 現場透水試験によらず透水係数を設定していた。

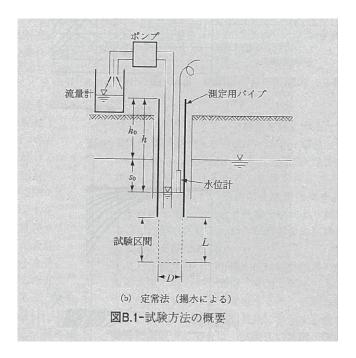
今回,埋戻土(掘削ズリ),砂礫層については,解析の精度向上を目的として,補足 8-8 図のとおり地盤工学会基準の現場透水試験(回復法)を実施し,直接的に透水係数を求めて設定した。

埋戻土(掘削ズリ)は敷地全域に分布しているため、幅広い地点で試験を実施 し、砂礫層は局所的に分布している範囲内で試験を実施した。



	透水係数(cm/s)	試験方法
埋戻土 (掘削ズリ)	1.7×10 ⁻¹	回復法
砂礫層	3.6×10 ⁻³	

補足 8-8 図 現場透水試験結果(埋戻土(掘削ズリ)及び砂礫層)



補足 8-9 図 現場透水試験(回復法)の概要図(地盤調査の方法と解説(地盤工学 会, 2013))

観測孔における地下水位観測記録

島根原子力発電所では、2014年11月より補足9-1図に示す地下水位観測孔において地下水位を記録している。各観測孔における地下水位の観測結果を補足9-2図に示す。また、それぞれの観測孔における地下水位の傾向を以下に示す。

a. No. 1 孔

降雨等に伴い、地下水位の上昇が認められるものの、大きな変動は確認されず、概ね EL. $0 \sim +1$ m の間を推移している。

b. No. 2 孔

観測孔近傍に設置されている地下水位低下設備(既設)の機能により、他の観測孔と比較して降雨等に伴う地下水位上昇後の低下が早い傾向がある。また、一部の降雨時を除くと、地下水位はEL.Omを超えない範囲を推移している。

c. No. 3 孔

降雨等に伴い、地下水位の上昇が認められるものの、大きな変動は確認されず、概ね EL. $0\sim+1$ m の間を推移している。なお、2015 年 6 月 \sim 2015 年 8 月にかけて、防波壁周辺の止水対策を実施したことに伴い、地下水位の変動が落ち着いている。

d. No. 4 71.

既設のサブドレーンピット近傍の観測孔 (No. 2, No. 6) と比較して,降雨等による水位上昇後,緩やかに低下する傾向がある。

e. No. 5 7L

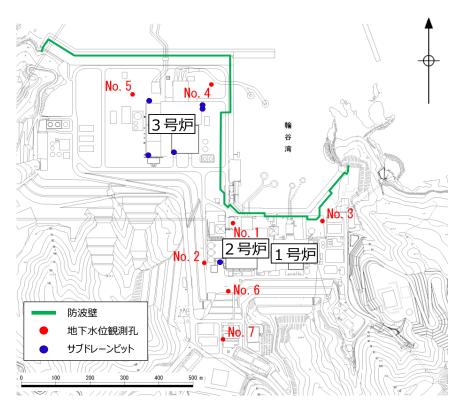
既設のサブドレーンピット近傍の観測孔 (No. 2, No. 6) と比較して,降雨等による水位上昇後,緩やかに低下する傾向がある。

f. No. 6 71

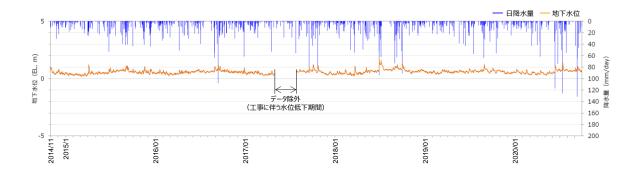
観測孔近傍に設置されている地下水位低下設備(既設)の機能により、他の観測孔と比較して降雨等に伴う地下水位上昇後の低下が早い傾向がある。また、一部の降雨時を除くと、EL. -1~0mの間を推移している。

g. No. 7 7L

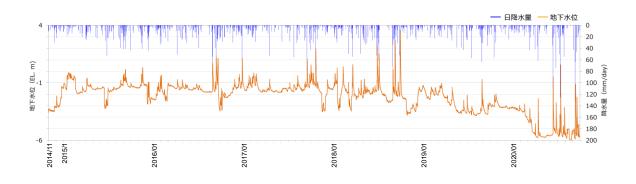
既設のサブドレーンピット近傍の観測孔 (No. 2, No. 6) と比較して,降雨等による水位上昇後,緩やかに低下する傾向がある。



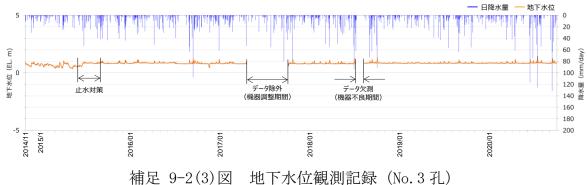
補足 9-1 図 観測孔位置



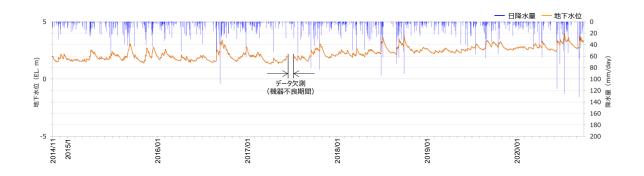
補足 9-2(1)図 地下水位観測記録 (No.1 孔)



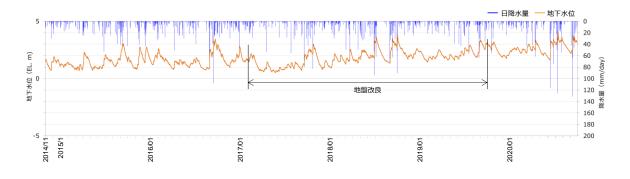
補足 9-2(2)図 地下水位観測記録 (No. 2 孔)



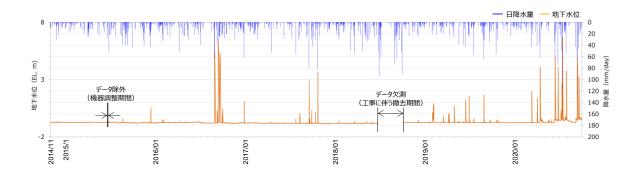
地下水位観測記録(No.3 孔)



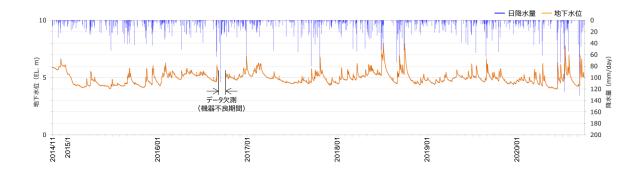
補足 9-2(4)図 地下水位観測記録(No.4孔)



補足 9-2(5)図 地下水位観測記録(No.5孔)



補足 9-2(6)図 地下水位観測記録 (No.6 孔)



補足 9-2(7)図 地下水位観測記録 (No. 7 孔)

島根原子力発電所2号炉

機器・配管系への制震装置 の適用について

- 1. 概要
- 2. 単軸粘性ダンパの取水槽ガントリクレーンへの設置
 - 2.1 基本方針
 - 2.1.1 要求事項
 - 2.1.2 構造の概要
 - 2.1.3 設計方針
 - 2.1.4 適用規格
 - 2.2 耐震評価方法
 - 2.2.1 評価方針
 - 2.2.2 単軸粘性ダンパの配置検討
 - 2.2.3 性能試験及び解析モデル
 - 2.2.4 地震応答解析手法
 - 2.2.5 単軸粘性ダンパ評価
 - 2.2.6 機器評価
 - 2.3 耐震評価結果
- 3. 三軸粘性ダンパの配管系への設置
 - 3.1 基本方針
 - 3.1.1 要求事項
 - 3.1.2 構造の概要
 - 3.1.3 設計方針
 - 3.1.4 適用規格
 - 3.2 耐震評価方法
 - 3.2.1 評価方針
 - 3.2.2 三軸粘性ダンパの配置検討
 - 3.2.3 性能試験及び解析モデル
 - 3.2.4 地震応答解析手法
 - 3.2.5 三軸粘性ダンパ評価
 - 3.2.6 配管系評価
 - 3.3 耐震評価結果
 - 3.3.1 評価条件
 - 3.3.2 評価結果
- 4. 実績との比較
- 5. まとめ

添付資料

- 1-1 制震装置の減衰性能に影響する検討項目の抽出
- 1-2 既工認実績のある制震装置との差異の整理
- 1-3 Time History Broadeningの概要
- 1-4 新規制基準適合性審査の実績等を踏まえた検討事項に対する考察
- 1-5 制震装置に応じた減衰性能の表現及びモデル化
- 2-1 取水槽ガントリクレーンに設置する制震装置の選定
- 2-2 単軸粘性ダンパの性能試験方法
- 2-3 単軸粘性ダンパの特性試験
- 2-4 単軸粘性ダンパを設置した取水槽ガントリクレーンの地震応答解析手法
- 2-5 単軸粘性ダンパの減衰性能と取水槽ガントリクレーンの応答の関係
- 3-1 三軸粘性ダンパの低速移動時の拘束力
- 3-2 配管系に設置する制震装置の選定
- 3-3 三軸粘性ダンパに関する ASME Boiler and Pressure Vessel Code の記載
- 3-4 三軸粘性ダンパを設置した配管系の加振試験の概要
- 3-5 三軸粘性ダンパの減衰性能及び解析モデルによる表現
- 3-6 三軸粘性ダンパの特性試験
- 3-7 三軸粘性ダンパの据付公差による減衰性能への影響
- 3-8 三軸粘性ダンパの性能試験方法
- 3-9 三軸粘性ダンパを設置した配管系の地震応答解析手法
- 3-10 三軸粘性ダンパの減衰性能と配管系の応答の関係
- 3-11 三軸粘性ダンパの配管への取付部の設計について
- 3-12 三軸粘性ダンパの耐震評価方法に関する海外実績との比較

1. 概要

島根2号炉において,波及的影響を防止するための対策を行う取水槽ガントリクレーン及びBクラスの配管系に,耐震性向上を目的として制震装置を設置する。大きな地震力が作用する機器・配管系に対して,耐震構造による補強では設計及び施工が困難となる場合,制震装置の設置により地震応答を低減することは有効な耐震補強の手法のひとつである。

制震装置の適用にあたっては、その減衰性能を適切にモデル化し、制震装置を組み込んだ機器・配管系の地震応答解析を実施する必要がある。本資料では、制震装置の構造、作動原理等を示した上で、制震装置の減衰性能を適切に考慮したモデル化及び地震応答解析手法について説明する。また、取水槽ガントリクレーンの車輪部のすべり、浮上り等の非線形挙動のモデル化及び解析手法については、別紙-7 添付資料-2「取水槽ガントリクレーンへの非線形時刻歴解析の適用について」に示す。

なお、制震装置(単軸粘性ダンパ)の設置は、島根2号炉、島根3号炉及び柏崎6/7号炉等の排気筒で実績がある。

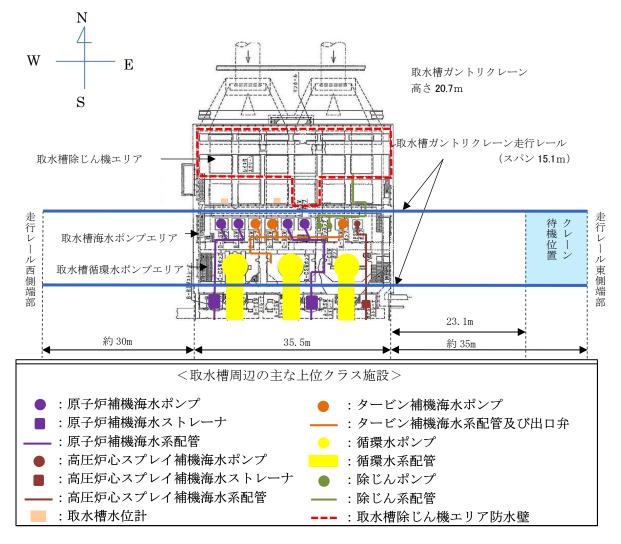
2. 単軸粘性ダンパの取水槽ガントリクレーンへの設置

2.1 基本方針

2.1.1 要求事項

取水槽ガントリクレーンは、取水槽海水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリアを跨いで設置されており、原子炉補機海水ポンプ等のメンテナンスに使用される設備である。取水槽ガントリクレーンの設置位置及び取水槽周辺の上位クラス施設概要を第2-1図に示す。

発電所の運転中などメンテナンスを実施しない期間は、取水槽ガントリクレーンは待機位置に待機しており、周辺の上位クラス施設とは十分な離隔距離があることから波及的影響を及ぼすおそれはない。一方で、定期検査中など原子炉補機海水ポンプ等のメンテナンスを実施する期間には、上位クラス施設が設置されている取水槽海水ポンプエリア付近に位置することとなるため、基準地震動Ssによる地震力に対して取水槽ガントリクレーンが損傷、転倒及び落下することで、上位クラス施設へ波及的影響を及ぼさないことが要求される。



第2-1図 取水槽ガントリクレーンの設置位置及び 取水槽周辺の上位クラス施設概要

2.1.2 構造の概要

(1) 取水槽ガントリクレーンの構造概要

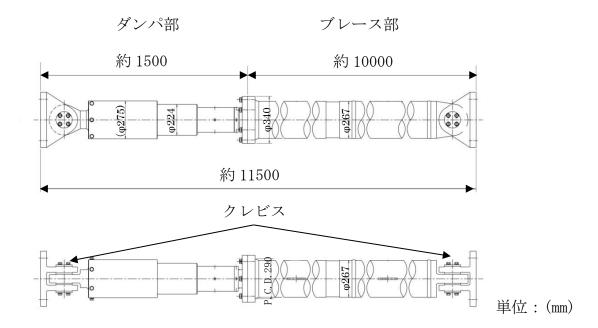
取水槽ガントリクレーンの構造を第2-2図に示す。脚はガーダを支持し、下部には走行車輪が設置されている。ガーダは脚の上部にあり、その上面にトロリが移動するための横行レールが設置されており、下部にはホイストレールが設置されている。原子炉補機海水ポンプ等のメンテナンス時には、トロリに設置された巻上げ装置(主巻)、又はホイストを使用して、ワイヤロープ及びフックを介し、吊荷の吊上げ、吊下げ、移動等の作業を実施する。

取水槽ガントリクレーンは大型の構造物であり、制震装置の設置による地 震荷重の低減が耐震性向上に有効である。取水槽ガントリクレーンの応答は、 横行方向に脚が変形する振動モードが支配的であり、ガーダと脚の間にブレ ースを介して単軸粘性ダンパを制震装置として設置する。制震装置選定の考 え方を添付資料 2-1 に示す。単軸粘性ダンパの設置は、島根 2 号炉、島根 3号炉及び柏崎6/7号炉等の排気筒で実績がある。

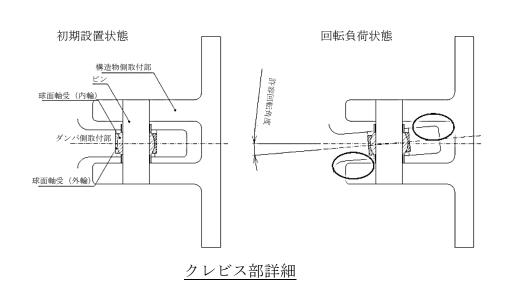
単軸粘性ダンパ取付部の構造を第 2-3 図に示す。ダンパ本体の長さは標準設計の約 1.5m とし、これに約 10m のブレースを接続している。単軸粘性ダンパとガーダの接続部、ブレースと脚の接続部にはクレビスと呼ぶ回転部を設けている。このクレビスは単軸粘性ダンパの伸縮方向と直交する一方向にはピンを軸として自由に回転可能となっている。また、ピンの軸受部は球面軸受となっており、クレビスの回転方向以外の方向にも約 3 度の許容回転角度を有することで、単軸粘性ダンパに伸縮方向以外の荷重が加わらない構造としている。単軸粘性ダンパ及び取付部材の質量は適切に地震応答解析モデルに反映する。



第2-2図 取水槽ガントリクレーンの構造



単軸粘性ダンパ及びブレースの構造



第2-3図 単軸粘性ダンパ取付部の構造

(2) 単軸粘性ダンパの構造概要

取水槽ガントリクレーンに設置する単軸粘性ダンパの仕様を第 2-1 表に示す。また、単軸粘性ダンパの外観及び構造を第 2-4 図に示す。単軸粘性ダンパは主にシリンダ、ピストン、ロッド及び粘性体により構成されている。単軸粘性ダンパの粘性体は化学的に安定であり、消防法で定められている危険物に該当しない。

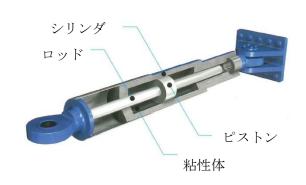
単軸粘性ダンパの動作原理を第 2-5 図に示す。単軸粘性ダンパは、ピストン,ロッドが軸方向に移動することにより、シリンダ内面とピストン外面の間

に形成されるオリフィス部を粘性体が流れ、その抵抗力により減衰性能を発揮 するものであり、自重等の静的荷重は支持しない。

第2-1表 単軸粘性ダンパの仕様

	•			· ·	
定格荷重	全長	外径	質量	許容荷重	許容変位
(kN)	(mm)	(mm)	(kg)	(kN)	(mm)
220	1535	224	533	300	100

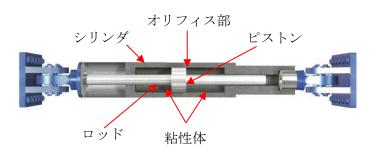




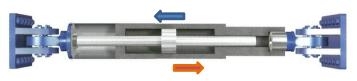
単軸粘性ダンパの外観(橋梁への設置例)

単軸粘性ダンパの構造

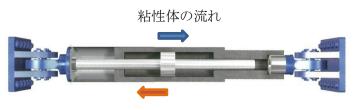
第2-4図 単軸粘性ダンパの外観及び構造



粘性体の流れ



ピストンの動き



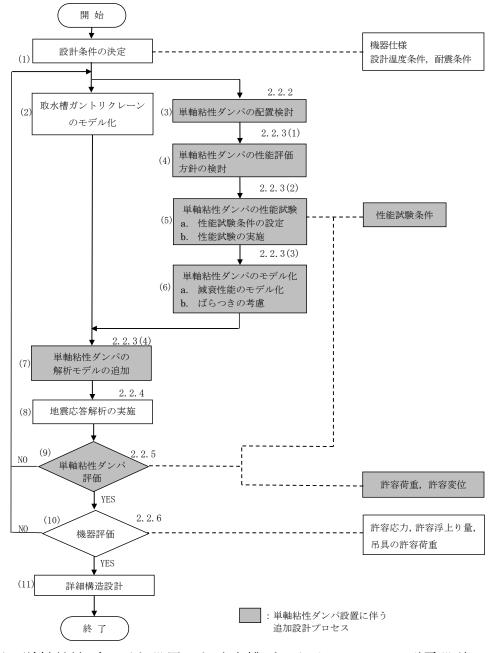
ピストンの動き

第2-5図 単軸粘性ダンパの動作原理

2.1.3 設計方針

単軸粘性ダンパを設置した取水槽ガントリクレーンの耐震設計フローを第2-6回に、設計プロセスを第2-2表に示す。また、単軸粘性ダンパ設置前の取水槽ガントリクレーンと単軸粘性ダンパを設置した取水槽ガントリクレーンの地震応答解析モデルを第2-7回に示す。単軸粘性ダンパ設置前の地震応答解析モデルに制震装置を適切にモデル化して追加するという考え方は、既工認実績のある排気筒のモデル化の考え方と同様である。

第 2-6 図の耐震設計フローは、基本的に一般的な機器の設計フローと同じであるが、第 2-6 図における単軸粘性ダンパを設置することに伴う追加の設計プロセスについて、2.2 項にて詳細に説明する。

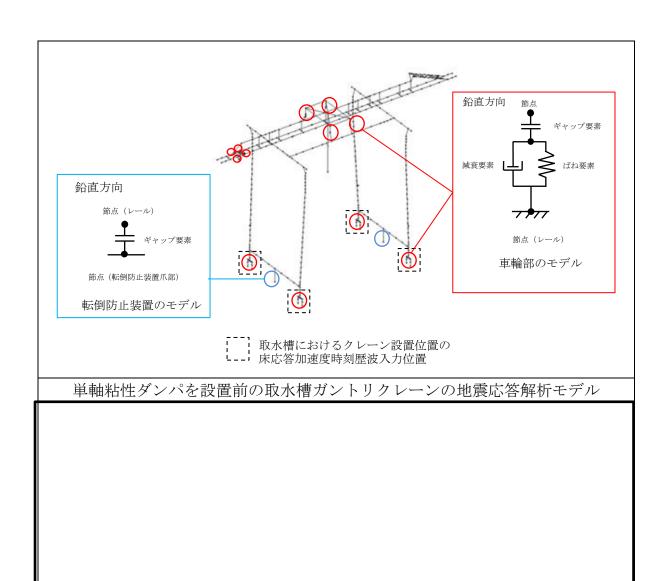


第2-6図 単軸粘性ダンパを設置した取水槽ガントリクレーンの耐震設計フロー

第2-2表 単軸粘性ダンパを設置した取水槽ガントリクレーンの設計プロセス

番号**1	実施事項	内容	追加設計
1117	大 <u>地</u> 事項	1.14	プロセス
(1)	設計条件の決定	取水槽ガントリクレーンの仕様,設計条件を決定する。	-
(2)	取水槽ガントリ クレーンのモデル化	取水槽ガントリクレーン本体を構成する主要部 材を質点及びはり要素でモデル化し、車輪部のすべ り及び浮上り等の非線形挙動をギャップ要素,ばね 要素及び減衰要素でモデル化する。	_
(3)	単軸粘性ダンパの 配置検討	単軸粘性ダンパの配置を検討する。	0
(4)	単軸粘性ダンパの性 能評価方針の検討	単軸粘性ダンパの減衰性能への影響の検討を要する項目を抽出し、性能試験及びモデル化における対応方針の検討を行う。	0
(5)	単軸粘性ダンパの 性能試験	単軸粘性ダンパの実機使用条件を踏まえた性能 試験条件を設定し、性能試験を実施する。	0
(6)	単軸粘性ダンパの モデル化	性能試験結果から単軸粘性ダンパの減衰性能を Maxwell モデルによりモデル化する。また、減衰性 能のばらつきを考慮して、地震応答解析モデルにお ける減衰性能を設定する。	0
(7)	単軸粘性ダンパの 解析モデルの追加	取水槽ガントリクレーンの地震応答解析モデル に単軸粘性ダンパをモデル化した Maxwell モデル を追加する。	0
(8)	地震応答解析の実施	地震応答解析を実施し、応力、変位等を求める。	_
(9)	単軸粘性ダンパ評価	地震応答解析により得られた応答値が性能試験 条件の範囲内であること及び単軸粘性ダンパの許 容限界が満たされていることを確認する。	0
(10)	機器評価	地震応答解析結果を基に,発生応力,浮上り量, 吊具荷重が許容値以内であることを確認する。	_
(11)	詳細構造設計	地震応答解析結果を基に,各部の詳細構造設計 を行う。	_

※1:番号は第2-6図の耐震設計フローの番号に対応している。



単軸粘性ダンパを設置した取水槽ガントリクレーンの地震応答解析モデル

第2-7図 取水槽ガントリクレーンの地震応答解析モデル

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

2.1.4 適用規格

取水槽ガントリクレーンの設計には、以下の規格(以下「JEAG4601等」という。)を適用する。

- •「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987」 (社)日本電気協会
- ・「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984」(社) 日本電気協会
- •「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991追補版」 (社)日本電気協会
- ・「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005 年版 (2007 年追補版を含む)) <第 I 編 軽水炉規格 > JSME S NC1-2005/2007」(日本機械学会)

取水槽ガントリクレーンの設計における適用規格の適用範囲について第2-3表に示す。

第2-3表 単軸粘性ダンパを設置した取水槽ガントリクレーンの適用規格及び適 用範囲

適用対象	適用範囲		適用規格	適用の考え方
取水槽 ガントリ	減衰定数		(振動試験結果)	振動試験結果を踏まえ設計評価用 として安全側に設定した減衰定数 を採用する(別紙-7添付資料-6 「最新知見として得られた減衰定
クレーン全体				数の採用について」参照)。
	一般事項		JEAG4601等	
	構造強度評価			従来のクレーンの評価と同様であ
吊具	構造強度評価			る。
トロリ	浮上り量評価		_	クレーンの構造寸法に基づき設定
[(構造寸法に基づく)	する。
単軸粘性ダンパ	構造強	許容	J E A G 4 6 0 1 等	従来の機器・配管系の支持構造物
		荷重		と同様である。
	度評価	許容		制震装置ごとの構造寸法に基づき
		変位	(構造寸法に基づく)	設定する。
	減衰性能の設定		_	制震装置の特性に応じて試験結果
			(性能試験結果)	に基づき設定する。

2.2 耐震評価方法

2.2.1 評価方針

2.1.3にて整理した単軸粘性ダンパを設置することに伴う追加の設計プロセスについて、具体的な評価方針を以下に示す。

まず、取水槽ガントリクレーンの構造を考慮して、地震荷重の低減に効果的な単軸粘性ダンパの配置を検討する。次に、単軸粘性ダンパの減衰性能への影響の検討を要する項目を抽出し、性能試験及びモデル化における対応方針を検討する。単軸粘性ダンパのモデル化を行うために、実機使用条件を踏まえた性能試験条件により、実機に設置する単軸粘性ダンパを用いた性能試験を実施する。性能試験の結果に基づき減衰性能を設定し、単軸粘性ダンパを Maxwell モデルによりモデル化する。この Maxwell モデルを取水槽ガントリクレーンの地震応答解析モデルに追加し、地震応答解析を行う。単軸粘性ダンパの評価として、地震応答解析により得られた応答値が性能試験条件の範囲内であること及び単軸粘性ダンパの許容限界が満たされていることを確認する。

2.2.2 単軸粘性ダンパの配置検討

取水槽ガントリクレーンの構造を考慮して、地震荷重の低減に効果的な単軸 粘性ダンパの配置を検討する。単軸粘性ダンパはピストン、ロッドが軸方向に 移動することで生じる抵抗力により減衰性能を発揮するため、大きな変位が生 じる取水槽ガントリクレーンのガーダと脚の間に設置する。

2.2.3 性能試験及び解析モデル

(1) 単軸粘性ダンパの性能評価方針の検討

単軸粘性ダンパを設置した取水槽ガントリクレーンの評価においては単軸 粘性ダンパの減衰性能を適切に取得して設定することが重要であるため、単軸 粘性ダンパの性能試験及びモデル化にあたって、減衰性能への影響の検討を要 する項目を「免震構造の審査手引きの提案(平成26年1月) 独立行政法人 原子力安全基盤機構」を参照して抽出した(添付資料1-1参照)。減衰性能へ の影響の検討結果を第2-4表に示す。減衰性能に影響する項目については、 減衰性能を取得するための性能試験条件の設定において適切に考慮する、若し くは地震応答解析においてばらつきとして考慮する方針とする。

第2-4表 減衰性能への影響の検討結果(単軸粘性ダンパ)

No.	項目	減衰性能への影響	対応方針
1 連続加振		連続加振による減衰性能への影響は十	
	分小さいことを試験により確認してい	_	
		る (添付資料 2-3 参照)。	
2 振		減衰性能は、加振振動数によって±	左記の変動及び
	振動数	10%以内の範囲で変動することを試験	ばらつき要因を合
		により確認した(添付資料2-3参照)。	わせて, ±20%の
3	製造公差	製造公差による減衰性能のばらつき	減衰性能のばらつ
		は±10%以内で管理する。	きを考慮する。

(2) 単軸粘性ダンパの性能試験

a. 性能試験条件の設定

単軸粘性ダンパの実機使用条件を踏まえ、性能試験条件を設定する。 加振振動数による単軸粘性ダンパの減衰性能の変動は比較的小さいこと を踏まえ、単軸粘性ダンパの許容変位 100mm の中で実機使用条件を含む幅広 い試験速度 (0.1~0.8m/s) を設定して性能試験を実施する。単軸粘性ダンパの性能試験条件を第 2-5 表に示す。

b. 性能試験の実施

設定した性能試験条件により、単軸粘性ダンパの性能試験を実施する。性能試験の詳細について添付資料 2-2 に示す。地震応答解析に適用する単軸粘性ダンパの減衰性能は、実機に設置する単軸粘性ダンパについて性能試験を実施のうえ設定する。単軸粘性ダンパは抵抗力が速度の 0.1 乗に比例するように設計されており、非線形の挙動を示すことから、その減衰性能は抵抗力と速度の関係で把握する。性能試験結果により取得した減衰性能を第 2-8 図に示す。

 No.
 振動数 (Hz)
 加振速度 (m/s)

 1
 0.1

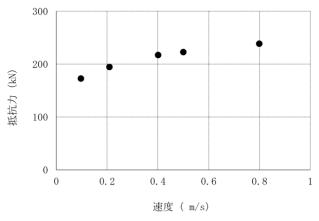
 2
 0.2

 3
 1.6

 4
 0.5

 5
 0.8

第2-5表 単軸粘性ダンパの性能試験条件



第2-8図 性能試験結果

(3) 単軸粘性ダンパのモデル化

a. 減衰性能のモデル化

性能試験の結果に基づき、単軸粘性ダンパの減衰性能をモデル化する。

単軸粘性ダンパは、加振速度の変化に対して抵抗力の変化が小さく、振動数依存性も比較的小さいことから、速度の 0.1 乗に比例するダッシュポットを組み込んだ 2 パラメータの Maxwell モデルを用いる。単軸粘性ダンパの減衰性能を模擬する Maxwell モデルを第 2-9 図に示す。加振振動数 1.6Hz の場合の Maxwell モデルによる計算値と性能試験結果の比較を第 2-10 図に示す。この図から、速度と抵抗力の関係及び履歴曲線で囲まれる面積に相当する散逸エネルギーのいずれに関しても、Maxwell モデルにより減衰性能を精度良く表現できることが分かる。

b. ばらつきの考慮

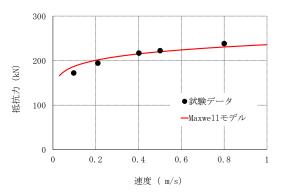
単軸粘性ダンパの減衰性能のばらつきを考慮して、地震応答解析に用いる解析モデルを設定する。性能試験結果に基づいてモデル化した単軸粘性ダンパの減衰性能に対して、第2-4表に基づき、振動数による $\pm 10\%$ の変動と、製造公差による $\pm 10\%$ のばらつきを合わせて $\pm 20\%$ のばらつきを考慮する。単軸粘性ダンパの減衰性能は、ばらつきを考慮して標準性能+ 20%の減衰性能を設定す能、標準性能+ 20%の減衰性能を設定す

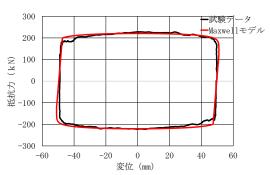
る理由は、単軸粘性ダンパの取付部材の設計においては減衰性能が高く抵抗力が大きい場合の荷重を適用するためである。地震応答解析モデルにおける減衰性能の設定を第 2-11 図に示す。

 k
 c
 k: ばね剛性

 c: 速度の 0.1 乗に比例する
 ダッシュポットの減衰係数

第 2-9 図 単軸粘性ダンパの Maxwell モデル

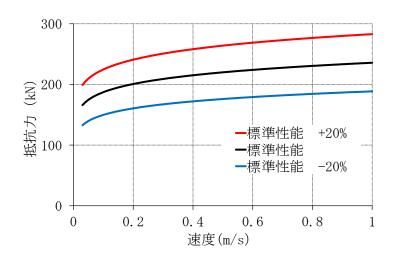




速度と抵抗力の関係

速度 0.5m/s における 正弦波 1 周期分の履歴曲線

第2-10図 Maxwell モデルによる計算値と性能試験結果の比較



第2-11図 地震応答解析モデルにおける段階的な減衰性能の設定

(4) 単軸粘性ダンパの解析モデルの追加

単軸粘性ダンパをモデル化した Maxwell モデルを取水槽ガントリクレーン の地震応答解析モデルに追加することにより, 単軸粘性ダンパを設置した取水槽ガントリクレーンの地震応答解析モデルを作成する。

2.2.4 地震応答解析手法

取水槽ガントリクレーンは、地震時に浮上りが発生する可能性があるため、浮上り状況を適切に評価するために 3 次元 F E M 解析モデルによる非線形時刻歴応答解析を適用する(添付資料 2-4 参照)。標準性能+20%,標準性能,標準性能-20%の 3 段階の減衰性能に対応した地震応答解析を行い、これらの最大応答を用いて耐震評価を行う(第 2-11 図参照)。

取水槽ガントリクレーンの減衰定数については、既往の研究等によって妥当性が確認され、クレーン類に適用実績のある値として水平、鉛直方向ともに別紙-7添付資料-6「最新知見として得られた減衰定数の採用について」に示す原子炉建物天井クレーンの減衰定数 2.0%を適用する。

スペクトルモーダル解析では、床応答加速度は地盤物性等の不確かさによる固有周期の変動を考慮して周期方向に±10%拡幅した設計用床応答曲線を用いている。取水槽ガントリクレーンの地震応答解析では、時刻歴応答解析を採用することから、地盤物性等の不確かさによる固有周期の変動の影響を考慮し、機器評価への影響が大きい地震動に対し、ASME Boiler and Pressure Vessel Code SECTION III、DIVISION1—NONMANDATORY APPENDIX N(ARTICLE N-1222.3 Time History Broadening)に規定された手法等により検討を行う(添付資料1-3参照)。

2.2.5 単軸粘性ダンパ評価

単軸粘性ダンパを設置した取水槽ガントリクレーンの地震応答解析によって得られた応答値が,単軸粘性ダンパの減衰性能を取得した性能試験の試験条件の範囲内であることを確認する。

また,単軸粘性ダンパが許容限界を満足し,地震時にその機能を維持する設計とするため,単軸粘性ダンパは許容荷重及び許容変位を満たすように設計する。

2.2.6 機器評価

取水槽ガントリクレーンは、地震に伴う損傷、落下によって上位クラス施設へ波及的影響を及ぼさないことが要求されるため、機器評価における評価方法及び許容限界は第2-6表のとおりとする。許容限界は,JEAG4601等に基づき設定することを基本とする。

第2-6表 機器評価における評価方法及び許容限界

評価方針	設計地震力	部位	評価方法	許容限界
上位クラス施設へ波及的影	基準地震動 Ssによる	取水槽ガントリ	部材に発生する応力が許 容限界を超えないことを	許容応力状態 IV A S の許容
響を及ぼさな	地震力	クレーン本体	確認する。	応力
いこと		転倒防止装置	部材に発生する応力が許容限界を超えないことを	許容応力状態 IV A S の許容
		レール	確認する。 部材に発生する応力が許 容限界を超えないことを 確認する。	応力 許容応力状態 IV A S の許容 応力
			部材に発生する応力が許 容限界を超えないことを 確認する。	許容応力状態 IV A S の許容 応力
		トロリ	浮上り量が許容限界を超 えないことを確認する。	トロリストッパ高さに基づく許容浮上り
		吊具	吊具部分の荷重が許容限 界を超えないことを確認 する。	吊具の許容荷 重
		ブレース	部材に発生する応力が許容限界を超えないことを確認する。	許容応力状態 IV A S の許容 応力
		単軸粘性ダンパ	単軸粘性ダンパの荷重及 び変位が許容限界を超え ないことを確認する。	許容荷重及び 許容変位

2.3 耐震評価結果

取水槽ガントリクレーンの評価結果は、別紙-7添付資料-2「取水槽ガントリクレーンへの非線形時刻歴応答解析の適用について」に示す。また、地震応答解析は3段階の減衰性能を設定して実施することから、3段階の減衰性能と取水槽ガントリクレーンの地震応答についてまとめた結果を添付資料2-5に示す。

単軸粘性ダンパを含めた取水槽ガントリクレーンの解析結果から、単軸粘性ダンパの応答値と解析上の前提条件の比較を第2-7表に示す。単軸粘性ダンパの応答値が解析上の前提条件の範囲内であることを確認した。

第2-7表 単軸粘性ダンパの応答値と解析上の前提条件の比較

	発生値	解析条件
最大速度	0.47 (m/s)	$0.8 \ (m/s)$

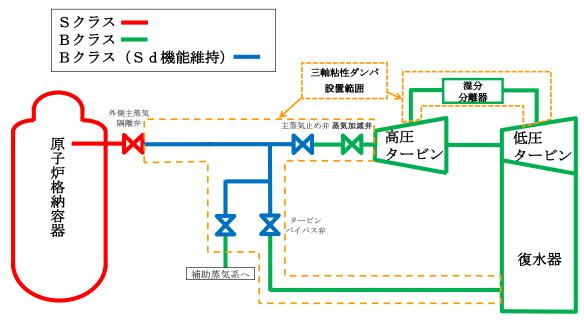
3. 三軸粘性ダンパの配管系への設置

3.1 基本方針

3.1.1 要求事項

三軸粘性ダンパは外側主蒸気隔離弁から低圧タービン,復水器までの主蒸気系配管及び蒸気タービン本体に属する配管(以下「主蒸気系配管等」という。)に設置する。三軸粘性ダンパの設置範囲を第3-1図に示す。当該配管の耐震重要度分類はBクラスである。また,外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁までの範囲はSd機能維持設計とする。

なお,既工認では基準地震動S1の最大加速度の1/2の値を鉛直震度として 求まる鉛直方向地震力を考慮していたが,今回工認では鉛直方向の動的地震力 を考慮する。大口径の主蒸気系配管等に対しては,鉛直方向の動的地震力の影響は大きく,耐震構造による補強では設計及び施工が困難であることから,三 軸粘性ダンパによる耐震補強を行う。



第3-1図 三軸粘性ダンパの設置範囲及び耐震クラス

3.1.2 構造の概要

(1) 主蒸気系配管等の構造概要

外側主蒸気隔離弁から低圧タービン,復水器までの主蒸気系配管等は,大口径配管(主流路は600A~1600A程度)であり,また運転時には高温になるため,熱膨張による配管変位を考慮した設計が必要である。地震荷重が大きく,熱膨張の変位を拘束するサポートの設置が困難であることから,熱膨張の変位を拘束しない制震装置の設置による地震荷重の低減が耐震性向上に有効である。三軸粘性ダンパ設置範囲の主蒸気系配管等について,代表箇所を第3-2図に示す。

配管系の応答は、複数の振動モードの重ね合わせであり、応答の方向も部位により異なるため、3方向に減衰性能を発揮し、熱膨張による低速度の運動を拘束しない(添付資料 3-1 参照)三軸粘性ダンパを主蒸気系配管等に設置する。制震装置選定の考え方を添付資料 3-2 に示す。

なお、三軸粘性ダンパの合計質量(約50台想定)は、建物の配管系設置床の質点質量に対して0.1%以下であり、建物の地震応答解析結果への影響は軽微である。また、三軸粘性ダンパを設置する配管系については三軸粘性ダンパ設置に伴う質量増加を踏まえてモデル化を行う。



(a) 主蒸気ヘッダ周辺(600A) (b) 高圧タービン下部(1050A) 第 3-2 図 三軸粘性ダンパ設置範囲の主蒸気系配管等(代表箇所)

(2) 三軸粘性ダンパの構造概要

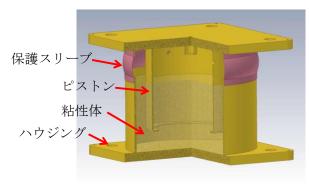
三軸粘性ダンパの外観及び構造を第3-3図に、仕様を第3-1表に、動作機構を第3-4図に示す。三軸粘性ダンパは、主にピストン、ハウジング及び粘性体から構成されており、粘性体への異物等の混入防止のために保護スリーブが取り付けられている。三軸粘性ダンパの粘性体は化学的に安定であり、消防法で定められている危険物に該当しない。三軸粘性ダンパは、粘性体の入ったハウジングにピストンが挿入された構造であり、粘性体とピストンの間に相対運動が生じることで、相対運動の方向と逆向きに流動抵抗力による減衰性能を発揮する。水平方向については回転対称な構造であるため、方向による減衰性能の違いはないが、鉛直方向については動作機構が異なるため、水平方向とは減衰性能が異なる。三軸粘性ダンパは自重等の静的荷重は支持せず、熱膨張のような低速度の運動を拘束しない。

三軸粘性ダンパは,原子力発電所に用いることができる制震装置としてASME Boiler and Pressure Vessel Code SECTION Ⅲ, DIVISION1—Subsection NF—Supports に記載されており (添付資料 3-3 参照),海外の原子力発電所において振動対策及び地震対策として設置実績がある。海外の原子力発電所における三軸粘性ダンパの設置例を第 3-5 図に示す。なお、国内においては原子力分野以外で、石油プラントの配管系(口径 300A)、コンサートホール等の大規

模建物の制振システム及び振動台等の機械装置の防振対策等への採用実績があり、採用実績の例を第3-6図に示す。

また,三軸粘性ダンパを配管系に設置した場合の有効性を確認するため,配管系を対象とした加振試験を実施し,地震応答の低減に有効であることを確認した。加振試験の詳細は添付資料 3-4 に示す。



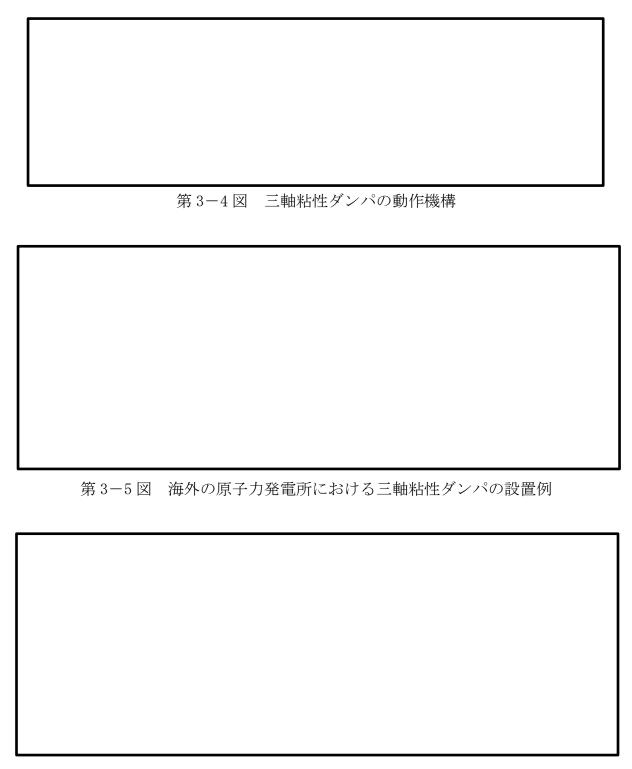


第3-3図 三軸粘性ダンパの外観及び構造

第3-1表 三軸粘性ダンパの仕様

型式	外径 (mm)	高さ (mm)	質量 (l/g)	許容 (k		許容 (m	変位 m)
	(mm)	(mm)	(kg)	水平	鉛直	水平	鉛直
中型	325	343	111	68	27		
大型	630	586	691	350	140		

本資料のうち, 枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



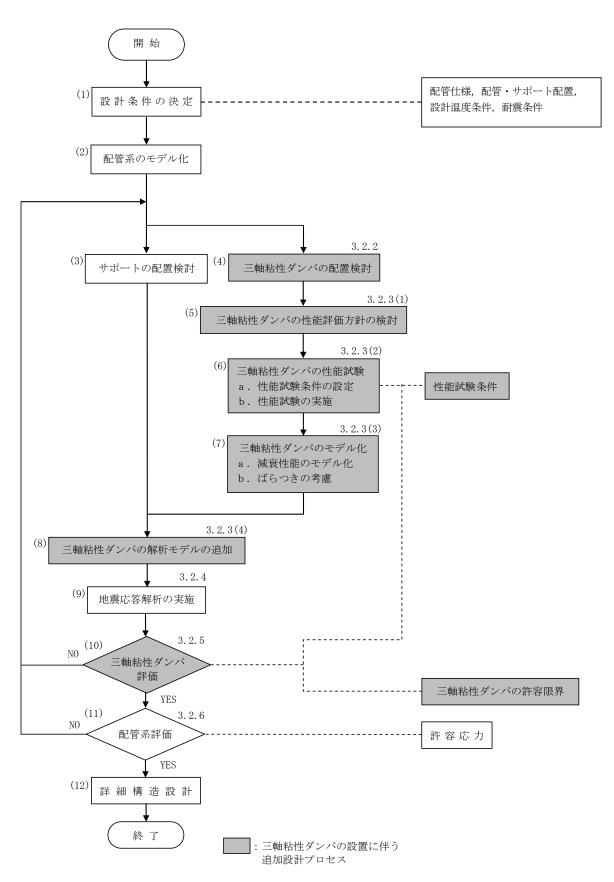
第3-6図 国内における三軸粘性ダンパの採用実績の例

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

3.1.3 設計方針

三軸粘性ダンパを設置した配管系の耐震設計フローを第3-7図に、設計プロセスを第3-2表に示す。また、三軸粘性ダンパ設置前の配管系と三軸粘性ダンパを設置した配管系の地震応答解析モデルの一例を第3-8図に示す。三軸粘性ダンパ設置前の地震応答解析モデルに制震装置を適切にモデル化して追加するという考え方は、既工認実績のある排気筒のモデル化の考え方と同様である。また、4パラメータ Maxwell モデルによる三軸粘性ダンパのモデル化は、海外の原子力発電所において実績のあるモデル化手法である。

第3-7図の耐震設計フローは、基本的に一般的な配管系の設計フローと同じであるが、第3-7図における三軸粘性ダンパを設置することに伴う追加の設計プロセスについて、3.2項にて詳細に説明する。

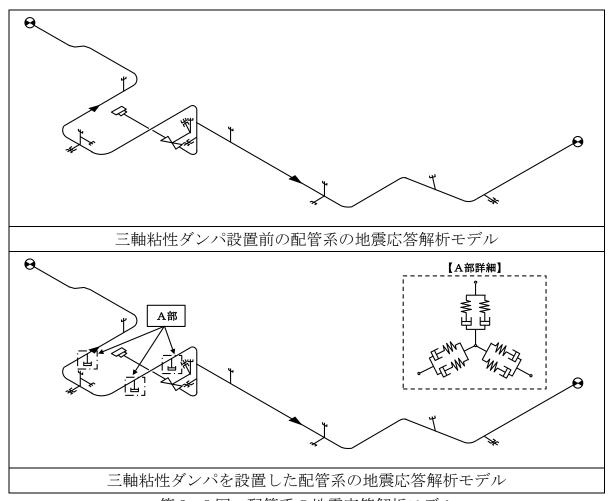


第3-7図 三軸粘性ダンパを設置した配管系の耐震設計フロー

第3-2表 三軸粘性ダンパを設置した配管系の設計プロセス

番号*1 実施事項		内容	追加設計
THE /J	大 旭 争 · 贷	L 14E.	プロセス
(1)	設計条件の決定	配管系の仕様、配置他設計条件を決定する。	_
(2)	配管系のモデル化	配管系を3次元はりモデルによりモデル化する。	_
(3)	サポートの配置検討	サポートの配置を検討する。	_
(4)	三軸粘性ダンパの 配置検討	三軸粘性ダンパの配置を検討する。	0
(5)	三軸粘性ダンパの性能評価方法の検討	三軸粘性ダンパの減衰性能への影響の検討を要する項目を抽出し、性能試験及びモデル化における対応方針の検討を行う。	0
(6)	三軸粘性ダンパの 性能試験	三軸粘性ダンパの実機使用条件を踏まえた性能 試験条件により、性能試験を実施する。	0
(7)	三軸粘性ダンパのモデル化	性能試験結果から三軸粘性ダンパの減衰性能を 4パラメータ Maxwell モデルによりモデル化する。 また、減衰性能のばらつきを考慮して、地震応答解 析モデルにおける減衰性能を設定する。	0
(8)	三軸粘性ダンパの解析モデルの追加	配管系の地震応答解析モデルに三軸粘性ダンパ をモデル化した4パラメータ Maxwell モデルを追 加する。	0
(9)	地震応答解析の実施	地震応答解析を実施し、応力、変位等を求める。	_
(10)	三軸粘性ダンパ評価	地震応答解析により得られた応答値が性能試験 条件の範囲内であること及び三軸粘性ダンパの許 容限界が満たされていることを確認する。	0
(11)	配管系評価	地震応答解析結果を基に,配管系の発生応力が許 容応力を満たしていることを確認する。	_
(12)	詳細構造設計	地震応答解析結果を基に,各部の詳細構造設計を 行う。	_

※1:番号は第3-7図の耐震設計フローの番号に対応している。



第3-8図 配管系の地震応答解析モデル

3.1.4 適用規格

配管系の設計に用いる規格としては、原子力発電所の施設設計に用いるJEAG4601等を基本とする。配管系の設計における適用規格の適用範囲について第3-3表に示す。

適用対象 適用範囲 適用規格 適用の考え方 振動試験結果を踏まえ 設計評価用として安全側 に設定した減衰定数を採 減衰定数 用する (別紙-7添付資料 (振動試験結果) 配管系全体 -6「最新知見として得られ た減衰定数の採用につい て」参照)。 一般事項 配管 構造強度評価 従来の配管系,支持構造 IEAG4601等 物の評価と同様である。 支持構造物 構造強度評価 許容荷重 構造強度評価 制震装置ごとの構造寸法 許容変位 (構造寸法に基づく) に基づき設定する。 三軸粘性ダンパ 制震装置の特性に応じて 減衰性能の設定 試験結果に基づき設定す (性能試験結果)

第3-3表 三軸粘性ダンパを設置した配管系の適用規格及び適用範囲

3.2 耐震評価方法

3.2.1 評価方針

3.1.3にて整理した三軸粘性ダンパを設置することに伴う追加の設計プロセスについて、三軸粘性ダンパを設置した配管系の評価方針を以下に示す。

まず、配管系の地震荷重の低減に効果的な三軸粘性ダンパの配置を検討する。 次に、三軸粘性ダンパの減衰性能への影響の検討を要する項目を抽出し、性能 試験及びモデル化における対応方針の検討を行う。三軸粘性ダンパのモデル化 を行うために、実機使用条件を踏まえた性能試験条件により、三軸粘性ダンパ を用いた性能試験を実施する。性能試験の結果に基づき減衰性能を設定し、三 軸粘性ダンパを4パラメータ Maxwell モデルによりモデル化する。この4パラ メータ Maxwell モデルを配管系の地震応答解析モデルに追加し、地震応答解析 を行う。三軸粘性ダンパの評価として、地震応答解析により得られた応答値が 性能試験条件の範囲内であること及び三軸粘性ダンパの許容限界が満たされ ていることを確認する。

3.2.2 三軸粘性ダンパの配置検討

配管系の地震荷重の低減に効果的な三軸粘性ダンパの配置を検討する。三軸粘性ダンパは粘性体とピストンの間に相対運動が生じることで減衰性能を発揮するため、配管系の変位が大きくなる箇所に設置する。

3.2.3 性能試験及び解析モデル

(1) 三軸粘性ダンパの性能評価方針の検討

三軸粘性ダンパの粘性体は粘弾性を有するため、その減衰性能は等価剛性 K 及び等価減衰係数 C により表現する (添付資料 3-5 参照)。また、三軸粘性ダンパはその構造から水平方向加振に対する減衰性能は各方向で等しいが、水平方向加振と鉛直方向加振では減衰性能が異なるため、各方向で減衰性能を表現する。

三軸粘性ダンパを設置した配管系の評価においては三軸粘性ダンパの減衰性能を適切に取得して設定することが重要であるため、三軸粘性ダンパの性能試験及びモデル化にあたって、減衰性能への影響の検討を要する項目を「免震構造の審査手引きの提案(平成 26 年 1 月) 独立行政法人原子力安全基盤機構」を参照して抽出した(添付資料 1-1 参照)。抽出した項目と減衰性能への影響の検討結果を第 3-4 表に示す。減衰性能に影響する項目については、減衰性能を取得するための性能試験条件の設定において適切に考慮する、若しくは地震応答解析においてばらつきとして考慮する方針とする。

第3-4表 減衰性能への影響の検討結果(三軸粘性ダンパ)

No.	項目	減衰性能への影響	対応方針
1	水平・鉛直 同時加振	地震時に三軸粘性ダンパは3方向 同時加振されることから、水平方向及 び鉛直方向の同時加振と1方向加振と の減衰性能に差異がないことを試験 により確認している(添付資料3-6 参照)。	_
2	放射線	放射線による減衰性能への影響が 十分小さいことを試験により確認し ている(添付資料3-6参照)。	l
3	温度	粘性体は高温になるほど粘度が低下する性質があることから、粘性体の温度によって三軸粘性ダンパの減衰性能が変動することを試験により確認している(添付資料3-6参照)。	減衰性能を取得
4	振幅	減衰性能は加振振幅が大きいほど 低下することを試験により確認して いる(添付資料3-6参照)。	する性能試験条件 の設定において考 慮する。
5	連続加振	減衰性能は連続加振により累積消費エネルギーが増大すると低下することを試験により確認している(添付資料3-6参照)。	
6	製造公差	製造公差による減衰性能のばらつ きは±10%以内で管理する。	左記のばらつき 要因を合わせて±
7	据付公差	据付公差による減衰性能のばらつ きは±20%以内で管理する(添付資料 3-7参照)。	30%の減衰性能の ばらつきを考慮す る。

(2)三軸粘性ダンパの性能試験

a. 性能試験条件の設定

三軸粘性ダンパの実機使用条件を踏まえ、性能試験条件を設定する。三軸粘性ダンパはその構造から水平方向加振に対する減衰性能は各方向で等しいが、水平方向加振と鉛直方向加振では減衰性能が異なるため、水平方向及び鉛直方向でそれぞれ性能試験を実施する。

減衰性能への影響の検討結果(第 3-4 表参照)に基づき,三軸粘性ダンパの減衰性能については,変動及びばらつきを包絡するように減衰性能の上限と下限を設定する。第 3-4 表のうち温度,振幅及び連続加振による変動を踏まえた第 3-5 表に示す性能試験条件により,高側ダンパ試験性能(K_{High} , C_{High})と,

低側ダンパ試験性能(K_{Low} , C_{Low})を性能試験で取得する。具体的な性能試験条件の設定例について添付資料 3-8 に示す。なお,減衰性能の設定において上限及び下限を設定する理由は,減衰性能が低いほど配管系の応答は大きくなる傾向であるが,三軸粘性ダンパを支持する構造物の設計においては上限の減衰性能に基づく最大荷重を適用するためである。

b. 性能試験の実施

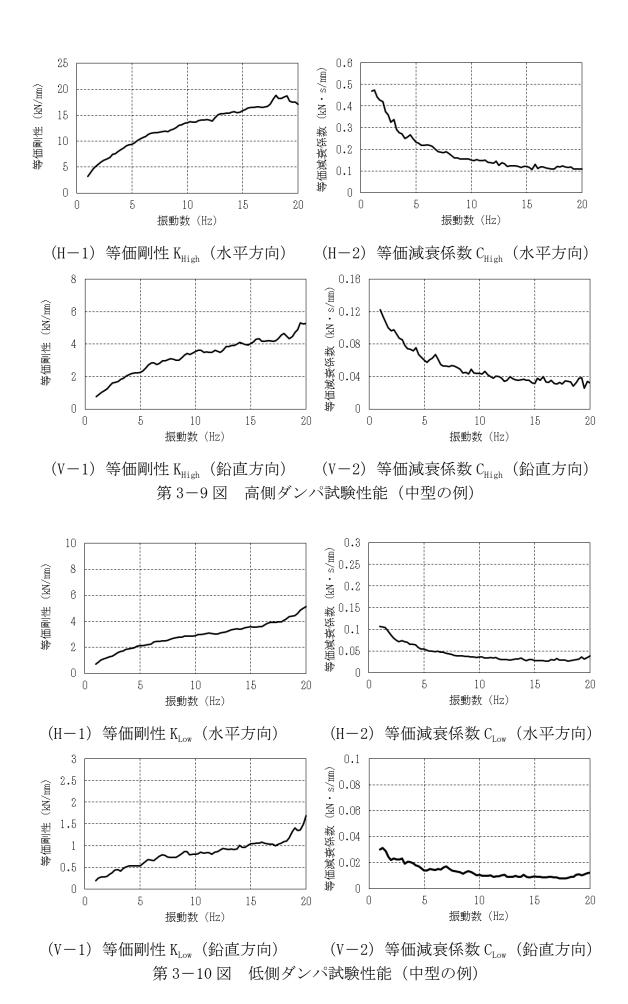
設定した性能試験条件により、三軸粘性ダンパの性能試験を実施する。性能 試験の詳細について添付資料 3-8 に示す。地震応答解析に適用する三軸粘性 ダンパの減衰性能は、実機に設置する各型式の三軸粘性ダンパについて性能試 験を実施のうえ設定する。

第 3-5 表に示す性能試験条件に基づいて取得した三軸粘性ダンパの高側ダンパ試験性能(K_{Low} , C_{Low})を第 3-9 図及び第 3-10 図に示す。

第3-5表 三軸粘性ダンパの性能試験条件の設定

		性能試験条件		
取得性能	試験条件設定の考え方	温度	加振振幅	累積消費
		(皿/文	刀口刀火刀火巾田	エネルギー
高側ダンパ	実機使用条件より減衰性能			
試験性能	を高く取得するため、室温、	常温	,1,	ds.
	微小加振振幅,微小累積消費	吊 伍	小	小
(K_{High}, C_{High})	エネルギーとする。			
	実機使用条件より減衰性能			
低側ダンパ	を低く取得するため、実機使			
試験性能	用で想定される最高温度、最	高温**1	大*1	大**1
(K_{Low}, C_{Low})	大加振振幅,最大累積消費工			
	ネルギーとする。			

※1:実機使用条件を想定して設定する。



4条-別紙18-29

(3) 三軸粘性ダンパのモデル化

a. 減衰性能のモデル化

性能試験の結果に基づき、三軸粘性ダンパの減衰性能をモデル化する。三軸粘性ダンパの等価剛性 K 及び等価減衰係数 C は振動数依存性を有しているが、4パラメータ Maxwell モデルにより、その振動数特性を精度良くモデル化できる。4パラメータ Maxwell モデルを第 3-11 図に、4パラメータ Maxwell モデルによる性能試験結果のモデル化を第 3-12 図及び第 3-13 図に示す。

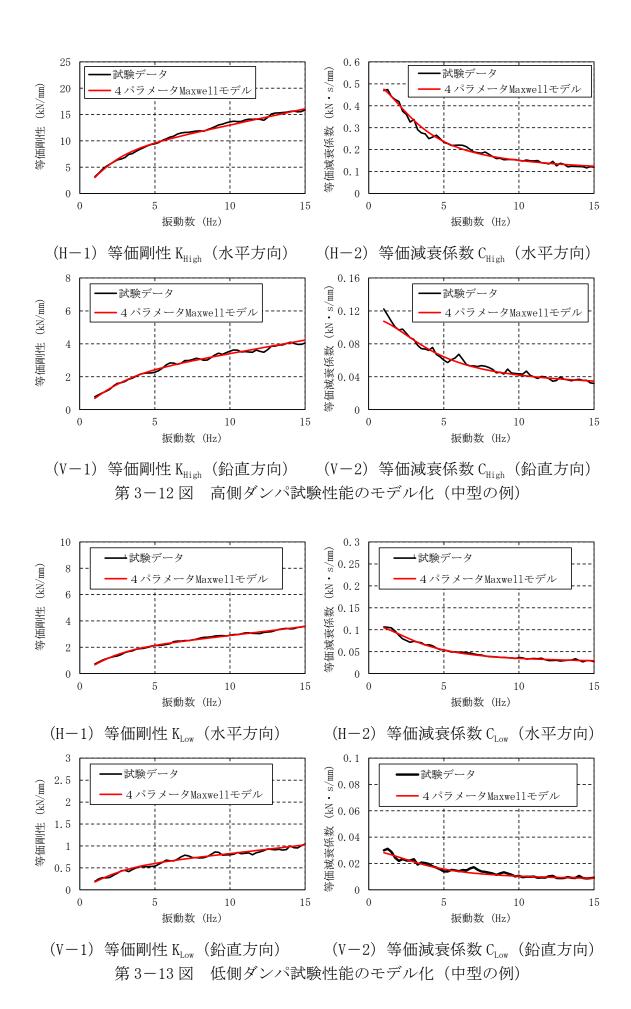
三軸粘性ダンパの減衰性能は、水平方向及び鉛直方向でそれぞれ高側ダンパ試験性能 (K_{High}, C_{High}) 及び低側ダンパ試験性能 (K_{Low}, C_{Low}) を性能試験により取得するため、4 パラメータ Maxwell モデルは各方向に対して高側及び低側を設定する。

b. ばらつきの考慮

三軸粘性ダンパの減衰性能のばらつきを考慮して、地震応答解析に用いる解析モデルを設定する。性能試験結果に基づいてモデル化した三軸粘性ダンパの高側及び低側の減衰性能に対して、更に第3-4表のうち製造公差による $\pm 10\%$ のばらつきと、据付公差による $\pm 20\%$ のばらつきを合わせて $\pm 30\%$ のばらつきとして考慮し、解析上の減衰性能の上限 (K_1 = $1.3\times K_{High}$, C_1 = $1.3\times C_{High}$)及び下限 (K_5 = $0.7\times K_{Low}$, C_5 = $0.7\times C_{Low}$)を第3-14図のように設定する。また、保守的に変動及びばらつきを考慮することで上限と下限の減衰性能の差が大きくなるため、等間隔に補間した減衰性能も設定することとし、上限と下限を含めた5段階の減衰性能を設定する。地震応答解析モデルにおける減衰性能の設定を第3-6表、第3-15図に示す。



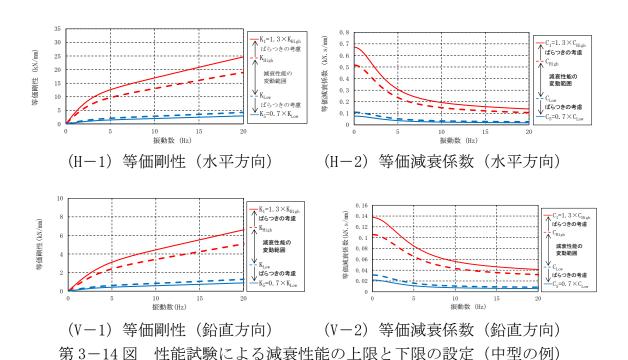
第 3-11 図 三軸粘性ダンパの 4 パラメータ Maxwell モデル



4条-別紙18-31

第3-6表 地震応答解析モデルにおける減衰性能の設定

解析モデル	減衰性能
1	K ₁ , C ₁ (上限)
2	
3	均等に内挿
4	
5	K ₅ , C ₅ (下限)



等価剛性 (kN/mm) 等価減衰係数 (kN. s/mm) -C₁=1.3×C_{High} 0.7 0.6 0.5 等間隔 0.4 に補間 0.3 0.2 0.1 10 振動数 (Hz) (H-1) 等価剛性(水平方向) 等価減衰係数 (水平方向) (H-2)- K₁=1.3×K_{High} 等価剛性(kN/mm) 等価減衰係数(kN. s/m) 0.14 $-C_1=1.3\times C_{High}$ 0.12 0.1 0, 08 0.06 0.04 0.02 (V-1) 等価剛性(鉛直方向) (V-2) 等価減衰係数(鉛直方向)

第3-15図 地震応答解析モデルにおける段階的な減衰性能の設定(中型の例)

(3) 三軸粘性ダンパの解析モデルの追加

三軸粘性ダンパをモデル化した4パラメータ Maxwell モデルを配管系の地震応答解析モデルに追加することにより,三軸粘性ダンパを設置した配管系の地震応答解析モデルを作成する。

3.2.4 地震応答解析手法

三軸粘性ダンパを設置した配管系は減衰が大きくなるため、地震応答解析 手法としてスペクトルモーダル解析は適用できず、時刻歴応答解析を適用す る(添付資料3-9参照)。三軸粘性ダンパの減衰性能の上限と下限を含めた5 段階の減衰性能に対応した地震応答解析を行い、これらの最大応答を用いて 耐震評価を行う。

配管系の減衰定数については、別紙-7添付資料-6「最新知見として得られた減衰定数の採用について」に示す配管系の減衰定数を適用する。

スペクトルモーダル解析では、床応答加速度は地盤物性等の不確かさによる固有周期の変動を考慮して周期方向に±10%拡幅した設計用床応答曲線を用いている。三軸粘性ダンパを設置した配管系の地震応答解析では、時刻歴応答解析を採用することから、地盤物性等の不確かさによる固有周期の変動の影響を考慮し、機器評価への影響が大きい地震動に対し、ASME Boiler and Pressure Vessel Code SECTION III、DIVISION1—NONMANDATORY APPENDIX N(ARTICLE N —1222.3 Time History Broadening)に規定された手法等により検討を行う(添付資料 1—3 参照)。

3.2.5 三軸粘性ダンパ評価

三軸粘性ダンパを設置した配管系の地震応答解析によって得られた応答値が,三軸粘性ダンパの減衰性能を取得した性能試験の試験条件の範囲内であることを確認する。

また,三軸粘性ダンパが許容限界を満足し,地震時にその機能を維持する設計とするため,三軸粘性ダンパは許容荷重及び許容変位を満たすように設計する。なお,許容変位の評価においては配管系の熱移動も考慮する。

3.2.6 配管系評価

三軸粘性ダンパを設置する外側主蒸気隔離弁から低圧タービン,復水器までの主蒸気系配管等の耐震重要度分類はBクラスであり,外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁までの範囲はSd機能維持設計とするため,応力評価等における許容限界は第3-7表のとおりとする。許容限界は,JEAG4601等に基づき設定することを基本とする。

第3-7表 配管系評価における評価方法及び許容限界

範囲	地震力	部位	評価方法	許容限界
外側主蒸気隔離弁	静的地震力及	配管	部材に発生する応力が許	許容応力状態
から主蒸気止め弁	び弾性設計用		容限界を超えないことを	BASの許容
まで	地震動Sdに		確認する。	応力
	2分の1を乗	支持構造	部材に発生する応力が許	許容応力状態
	じたものによ	物	容限界を超えないことを	BASの許容
	る地震力		確認する。	応力
		三軸粘性	三軸粘性ダンパの荷重及	許容荷重及び
		ダンパ	び変位が許容限界を超え	許容変位
			ないことを確認する。	
	弹性設計用地	配管	部材に発生する応力が許	許容応力状態
	震動Sdによ		容限界を超えないことを	IVASの許容
	る地震力		確認する。	応力
		支持構造	部材に発生する応力が許	許容応力状態
		物	容限界を超えないことを	IVASの許容
			確認する。	応力
		三軸粘性	三軸粘性ダンパの荷重及	許容荷重及び
		ダンパ	び変位が許容限界を超え	許容変位
			ないことを確認する。	
上記以外の範囲	静的地震力及	配管	部材に発生する応力が許	許容応力状態
	び弾性設計用		容限界を超えないことを	BASの許容
	地震動Sdに		確認する。	応力
	2分の1を乗	支持構造	部材に発生する応力が許	許容応力状態
	じたものによ	物	容限界を超えないことを	BASの許容
	る地震力		確認する。	応力
		三軸粘性	三軸粘性ダンパの荷重及	許容荷重及び
		ダンパ	び変位が許容限界を超え	許容変位
			ないことを確認する。	

3.3 耐震評価結果

3.3.1 評価条件

(1)評価対象配管モデル

外側主蒸気隔離弁から高圧タービン,復水器までの配管系を対象としてSd機能維持評価結果を示す。配管モデルを第3-16図に示す。当該配管モデルには三軸粘性ダンパを37箇所設置予定である。

三軸粘性ダンパを設置する前の配管モデルの固有周期及び刺激係数を第3-8表に示す。また、主要な振動モードのモード図を第3-17図に示す。

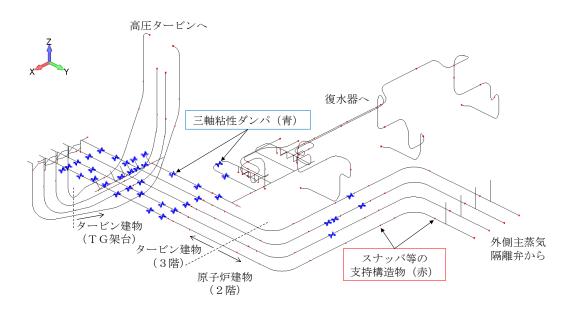
(2)入力地震動

弾性設計用地震動Sd-1, Sd-D, Sd-F1, Sd-F2, Sd-N1, Sd-N2のうち最も評価上厳しいと考えられるSd-1を入力地震動とする。なお詳細設計段階においては、弾性設計用地震動の6波を考慮して、耐震評価を実施する。Sd-1の加速度時刻歴及び床応答スペクトルを第3-18図~第3-21図に示す。評価対象配管は原子炉建物及びタービン建物に支持されるため、各支持点(三軸粘性ダンパ及びスナッバ等の支持構造物)に対応した各建物の加速度時刻歴を入力する。なお、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを考慮して、解析は三方向同時入力により実施する。

3.3.2 評価結果

三軸粘性ダンパを含む配管系の評価結果を第 3-9 表~第 3-12 表に、配管の最大応力発生箇所を第 3-22 図に示す。三軸粘性ダンパを含めた配管系の構造強度評価が成立し、三軸粘性ダンパの応答値が解析上の前提条件の範囲内であることを確認した。なお、三軸粘性ダンパ以外の支持構造物については算出された荷重に基づいて設計を行う。また、地震応答解析は 5 段階の減衰性能を設定して実施することから、5 段階の減衰性能と配管系の地震応答についてまとめた結果を添付資料 3-10 に示す。

三軸粘性ダンパの配管取付部の構造等の詳細については, 添付資料 3-11 に示す。

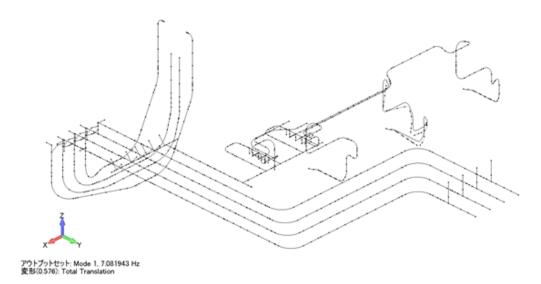


第3-16図 評価対象の配管モデル

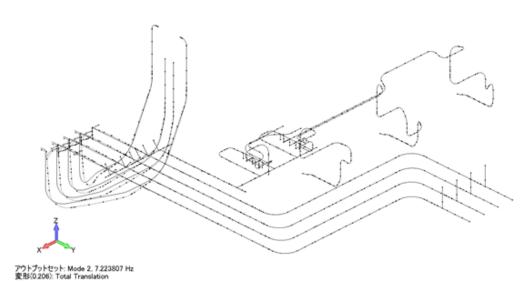
第3-8表 固有周期及び刺激係数

モード	固有周期(s)	刺激係数*1		
4-1	回作问题(S)	X方向	Y方向	Z方向
1次	0. 141	0.023	0. 433	-1.608
2 次	0. 138	-1.826	6. 356	-4. 263
3 次	0.112	0. 726	-0. 214	0.053
4次	0.109	6. 901	13. 153	1.067
5 次	0.108	0.684	-0. 335	-1. 264
6 次	0.106	-4. 331	1. 345	-0. 471
7次	0. 103	0. 765	-0. 701	-0.642
8次	0. 102	-0.068	0. 387	0. 273
65 次	0.050	3.859	1. 941	-0. 146

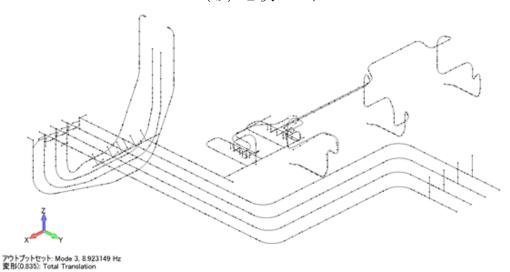
※1:モード質量が1となるように固有ベクトルを正規化して算出



(a) 1次モード

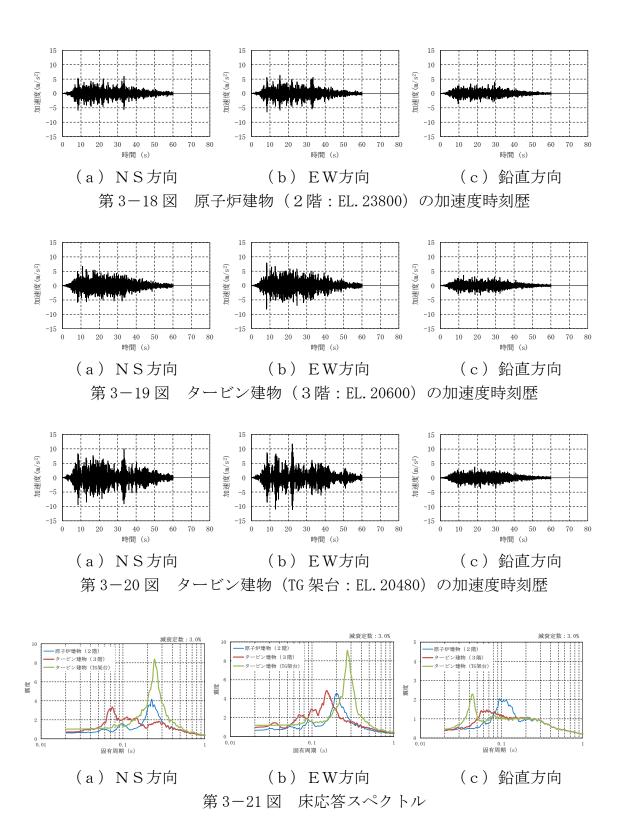


(b) 2次モード



(c) 3次モード 第 3-17 図 振動モード図

4条-別紙18-37



第3-9表 配管の構造強度評価結果

評価項目	発生値	許容限界
一次応力	122(MPa)	377 (MPa)
一次+二次応力	163 (MPa)	406 (MPa)

第3-10表 三軸粘性ダンパの構造強度評価結果

評価項目		発生値	許容限界
B 1 # ~ × 1	水平	117 (kN)	350 (kN)
最大荷重**1	鉛直	36 (kN)	140 (kN)
B 1 1 1	水平	4.3 (mm)	
最大変位**1	鉛直	2.7 (mm)	

※1:最も厳しい結果を記載

第3-11表 三軸粘性ダンパ取付部 (クランプ) の構造強度評価結果

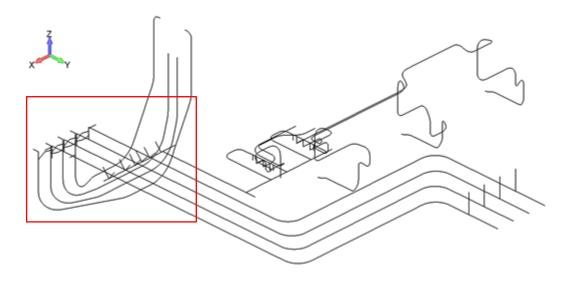
評価項目		発生値	許容限界
H 1 11 4 V 1	水平	117 (kN)	156 (kN)
最大荷重**1	鉛直	36 (kN)	140 (kN)

※1:最も厳しい結果を記載

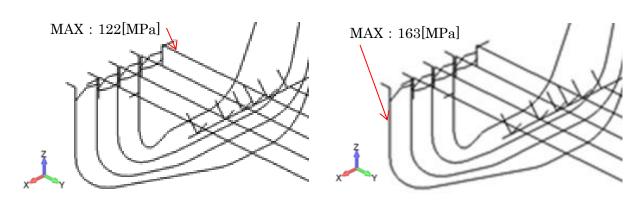
第3-12表 三軸粘性ダンパの応答値と解析上の前提条件の比較

評価項	頁目	発生値	解析条件
□ → /I. × 1	水平	4.3 (mm)	
最大変位**1	鉛直	鉛直 2.7(mm)	
累積消費	水平	12.3(kJ)	
エネルギー*1	鉛直	3.6(kJ)	

※1:最も厳しい結果を記載



(a) 全体図



(b) 一次応力発生箇所拡大図 (c) 一次+二次応力発生箇所拡大図 第 3-22 図 配管の最大応力発生箇所

4. 実績との比較

既工認実績のある制震装置との差異に着目し、機器・配管系への適用性や減衰性能への影響の観点から検討を要する項目を整理した。その結果、追加の検討項目は抽出されず、必要な検討が行われていることを確認した。既工認実績との差異の確認結果について、詳細は添付資料 1-2 に示す。

また、三軸粘性ダンパについては、海外実績と島根2号炉における耐震評価方法を添付資料3-12で比較し、海外実績に加えて減衰性能の変動及びばらつきを考慮していることを示した。

制震装置を設置する場合の耐震評価方法について,原子炉施設の耐震設計の体系及び新規制基準適合性審査の実績を踏まえて重点的に検討すべき事項を抽出し,耐震評価方法において考慮していることを確認するため,「耐震設計に係る工認審査ガイド(最終改正 平成29年11月15日,原規技発第1711152号)」に基づき,耐震評価方法の設定にあたって必要な検討を実施していることを確認した。確認の結果を添付資料1-4に示す。工認審査ガイドに基づいて抽出した検討事項は,耐震評価方法の設定にあたって考慮されており,追加の検討を要する事項はないことを確認した。

5. まとめ

単軸粘性ダンパ及び三軸粘性ダンパは、その減衰性能を Maxwell モデルにより精度良くモデル化できる。単軸粘性ダンパ及び三軸粘性ダンパの減衰性能の表現方法及びモデル化の考え方について、添付資料 1-5 で比較して示した。また、単軸粘性ダンパを設置した取水槽ガントリクレーン及び三軸粘性ダンパを設置した配管系の地震応答解析では、減衰性能の変動及びばらつきを踏まえて段階的に設定した減衰性能に対応した地震応答解析を行い、これらの最大応答を用いて耐震評価を行う。したがって、単軸粘性ダンパ及び三軸粘性ダンパのモデル化は妥当であり、減衰性能の変動及びばらつきを適切に考慮していることから、地震応答解析手法として妥当と考える。

設定した耐震評価方法に基づき、単軸粘性ダンパを設置した取水槽ガントリクレーン及び三軸粘性ダンパを設置した配管系の耐震評価を実施し、構造成立性を確認した。

【参考文献】

- (1) 免震構造の審査手引きの提案(平成 26 年 1 月) 独立行政法人原子力安 全基盤機構
- (2) 三方向粘性ダンパを適用した機器・配管系の地震応答解析法に関する確性 試験 報告書(平成28年3月) 一般財団法人 発電設備技術検査協会
- (3) I. Tamura, M. Kuramasu, "A STUDY ABOUT THE EFFECTIVENESS OF SEISMIC SAFETY IMPROVEMENT BY INSTALLING VISCOELASTIC DAMPERS AT PIPING SYSTEMS AND COMPONENTS," Proceedings of ICAPP 2017, Fukui and Kyoto (Japan), April 24-28, 2017.
- V. Kostarev, I. Tamura, M. Kuramasu, F. Barutzki, P. Vasiliev, Y. Enomoto, Y. Namita, S. Okita, Y. Sato, "Shaking Table Test of a Piping System with Viscoelastic Dampers Subjected to Severe Earthquake Motions," ASME Pressure Vessels & Piping Conference, Vancouver, British Columbia, Canada, July 17-21, 2016, PVP2016-64004 (2016).
- (5) I. Tamura, M. Kuramasu, F. Barutzki, D. Fischer, V. Kostarev, A. Berkovsky, P. Vasiliev, T. Inoue, S. Okita, Y. Namita, "Dynamic Analysis of NPP Piping System and Components with Viscoelastic Dampers Subjected to Severe Earthquake Motions," ASME Pressure Vessels & Piping Conference, Vancouver, British Columbia, Canada, July 17-21, 2016, PVP2016-64029 (2016).
- (6) 免震構造設計指針 日本建築学会
- (7) パッシブ制振構造 設計・施工マニュアル 第 2 版 社団法人 日本免 震構造協会
- (8) 金子美香,熊谷仁志,岡田敬一, "三次元大型振動台と三次元大振幅振動 台の開発",日本地震工学会論文集第16巻,第9号,2016
- (9) Masaya Aoyama, Toshiaki Itou, Kouji Yamamoto, Hiroki Matsunaga, Ryouta Inoue, Shuhei Kaneko, "Development and Design of System to Control Vibrations due to Human Rhythmic Action of Concert Audiences using Floating Mass Damper," Proceedings of the 7th Structural Engineers World Congress 2019 Architecture and Structure: From Past to Future, Istanbul, Turkey, April 24-26, 2019.

添付資料1-1 制震装置の減衰性能に影響する検討項目の抽出

独立行政法人原子 力安全基盤機構」を参照して第1-1-1 添表に整理した。各項目について単軸粘性ダンパ及び三軸粘性ダンパの構造,使用条件,性 能試験方法等を踏まえて,減衰性能への影響の検討要否を第 1-1-2 添表に整理した。第 1-1-2 添表で検討要となった項目につい 制震装置の減衰性能の設定において考慮すべき事項について「免震構造の審査手引きの提案(平成 26 年 1 月) ては、制震装置のモデル化にあたって減衰性能への影響を検討する。

第1-1-1 派表 免 標構造の審査手引きの提案における検討項目 (1/3)

	用 1-1-1	<u> </u>
項目	内容	記載箇所
		【本文】5.4.8(機器免震に係る考慮事項)(2)免震装置の構造に起因す
		る応答特性の考慮 p.31
しき原米同で下されます。	制震装置に応じた減衰性能の設定方法	【解説】5.4.8(機器免震に係る考慮事項)(2)免震装置の構造に起因する
おっての気が出	について検討する。	応答特性の考慮 p. 38
		【審査等のポイント】5.4.8(機器免震に係る考慮事項)(2)免震装置の構
		造に起因する応答特性の考慮 p. 42
		【本文】5.4.8(機器免震に係る考慮事項)(1)地震入力方向による免震特
		性変化の考慮 p.31
②地震入力方	地震入力方向による減衰性能の変化に	【解説】5.4.8(機器免震に係る考慮事項)(1)地震入力方向による免震特
中	ついて検討する。	性変化の考慮 p.38
		【審査等のポイント】5.4.8(機器免震に係る考慮事項)(1)地震入力方向
		による免震特性変化の考慮 p.42
母贈田単〇	使用環境を踏まえて減衰性能を設定す	[本文] 5.4.6 p.30
() () () () () () () () () () () () () (3°.	【解説】 5.4.6 p.33

第1-1-1 派表 免震構造の審査手引きの提案における検討項目 (2/3)

	ガ 1 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u> </u>
項目	内容	記載箇所
		【本文】2.4.8(建屋免震・機器免震共通の考慮事項)(3)免震装置の性能の変化に係る考慮○免震要素特性のばらつきの考慮 b.31
±	減衰性能の変化要因として温度による	【解説】2.4.8(建屋免震・機器免震共通の考慮事項)(3)免震装置の性能
(4)(国)(2)	影響を検討する。	の変化に係る考慮○地震時免震機能の変化の考慮 p.36
		【審査等のポイント】5.4.8(建屋免震・機器免震共通の考慮事項)(3)免
		震装置の性能の変化に係る考慮○地震時免震機能の変化の考慮 p.41
単 甲、	減衰性能の変化要因として速度による	【本文】5.4.8(建屋免震・機器免震共通の考慮事項)(3)免震装置の性能
× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	影響を検討する。	の変化に係る考慮○地震時免震機能の変化の考慮 p.31
张"是]	減衰性能の変化要因として振動数によ	【解説】2.4.8(建屋免震・機器免震共通の考慮事項)(3)免震装置の性能
	る影響を検討する。	の変化に係る考慮○地震時免震機能の変化の考慮 p.36
一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	作動中の減衰性能の変化について検討	【審査等のポイント】5.4.8(建屋免震・機器免震共通の考慮事項)(3)免
	する。	震装置の性能の変化に係る考慮○地震時免震機能の変化の考慮 p.41
		【本文】5.4.8(建屋免震・機器免震共通の考慮事項)(3)免震装置の性能
		の変化に係る考慮○免震要素特性のばらつきの考慮 p.31
	2年/2/17 12 新草本部のボック・ア	【解説】2.4.8(建屋免震・機器免震共通の考慮事項)(3)免震装置の性能
⑧経年劣化	暦十光行による夏女[11語とより)とにして、一人を学士を	の変化に係る考慮○免震要素特性のばらつきの考慮 p.35
	- 74. C(REI) 9. 20。	【審査等のポイント】5.4.8(建屋免震・機器免震共通の考慮事項)(3)免
		震装置の性能の変化に係る考慮○免震要素特性のばらつきの考慮 p. 41
		[参考資料-4]

第1-1-1 添表 免農構造の審査手引きの提案における検討項目 (3/3)

項目	内容	記載箇所
		【本文】5.4.8(建屋免震・機器免震共通の考慮事項)(3)免震装置の性能
		の変化に係る考慮○免震要素特性のばらつきの考慮 p.31
半い米川県の	※5/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1	【解説】5.4.8(建屋免震・機器免震共通の考慮事項)(3)免震装置の性能
少米厄公 尼	- つく・ () () () () () () () () () (の変化に係る考慮○免震要素特性のばらつきの考慮 p.35
		【審査等のポイント】5.4.8(建屋免震・機器免震共通の考慮事項)(3)免
		震装置の性能の変化に係る考慮○免震要素特性のばらつきの考慮 p. 41
		【解説】5.4.8(建屋免震・機器免震共通の考慮事項)(3)免震装置の性能
半ンサ田町	据付公差による減衰性能のばらつきに	の変化に係る考慮○免震要素特性のばらつきの考慮 p.35
WIN JAK	ついて検討する。	【審査等のポイント】5.4.8(建屋免震・機器免震共通の考慮事項)(3)免
		震装置の性能の変化に係る考慮○免震要素特性のばらつきの考慮 p. 41
⑪制震装置の	スミヨな籐箔とり神 コ 歌舞 単語 非国际	【解説】5.4.8(建屋免震・機器免震共通の考慮事項)(3)免震装置の性能
構造上の動作	mJ 反次目v7年石土・男JT-Lで寄りナイの数様などなどは、マクの男舗なな計・ス	の変化に係る考慮○免震装置変位防止用ストッパー,台座,擁壁,塵埃
制限	(液)件 守 スプススム レイよ, ゚ こ ッ フ タン 音 で イ火 fi) タ ゚の。	防止カバー,結露に対する免震機能の変化の考慮 p.36
		【本文】5.4.8(建屋免震・機器免震共通の考慮事項)(3)免震装置の性能
		の変化に係る考慮○地震以外の津波や風等外的事象に対する免震機能
		の変化の考慮 p.31
の発売に及り	子里!! 女 女 好 好 声 女 ? 下 z 实 点 并 给 ?	【解説】5.4.8(建屋免震・機器免震共通の考慮事項)(3)免震装置の性能
る地质ながら	山原女シトロントロクサータイプサーの仮女「H脂・、	の変化に係る考慮○地震以外の津波や風等外的事象に対する免震機能
※ 申品》	V. 別者と(快ご 9 る)	の変化の考慮 p.36
		【審査等のポイント】5.4.8(建屋免震・機器免震共通の考慮事項)(3)免
		震装置の性能の変化に係る考慮○地震以外の津波や風等外的事象に対
		する免震機能の変化の考慮 p.42

減衰性能への影響の検討項目の抽出 第 1-1-2 添表

			弁 1 - 1 - 2 が次 - 	育 V ノ 1 沢 戸	가셨 F V/III니	1
	i I		単軸粘性ダンパ		三軸粘性ダンパ	- 1
	項目※1	要不	理由	展出	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	
①制震装置 性能の設定	①制震装置に応じた減衰性能の設定	I	単軸粘性ダンパの性能試験結果を踏まえて減衰性能を適切にモデル化する。	I	三軸粘性ダンパの性能試験結果を踏まえて減衰性能を適切にモデル化する。	
②地震入力方向	、力方向	I	単軸粘性ダンパは, 伸縮方向にのみ動作することから, この方向に加振して減衰性能を取得する。	0	三軸粘性ダンパは,水平方向は回転対称な構造であり方向による減衰性能の違いはないが,水平方向及び鉛直方向では動作機構が異なるためそれぞれ性能試験を実施して減衰性能を取得する。また,三軸に動作するものであることから,水平・鉛直同時加振による減衰性能への影響を確認する。	l
③ 使用	4)温度	I	屋外で使用するため、使用環境温度の変化は小さい。また、減衰性能に対する温度の影響は小さいことを試験により確認済みである。(旅付2-2参照)	0	屋内の使用環境温度による減衰性能への影響を確認する。	l l
環境	放射線	I	屋外で使用するため放射線の影響を受けない。	0	放射線による減衰性能への影響を確認する。	
条	8経年劣化	I	化学的に安定な粘性体を使用しており、減衰性能の劣化は生じない。単軸粘性ダンパは10年以上の継続使用の実績がある。	I	化学的に安定な粘性体を使用しており、減衰性能の劣化は生じない。 三軸 粘性ダンパは 10 年以上の継続使用の実績がある。	1
⑥振動数	Ķ	0	振動数による減衰性能への影響を確認する。	ı	三軸粘性ダンパの減衰性能は振動数依存性を有することから,この振動数 特性を適切にモデル化する。	1
⑤速度		I	単軸粘性ダンパは非線形の挙動を示すことから、減衰性能は速度と抵抗 力の関係として把握し、これを適切にモデル化する。	0	速度(振幅)※2による減衰性能への影響を確認する。	1
⑦連続加振	U振	0	連続加振による減衰性能への影響を確認する。	0	連続加振による減衰性能への影響を確認する。	
1	9製造公差	0	製造公差による減衰性能のばらつきが生じる。	0	製造公差による減衰性能のばらつきが生じる。	
T ()	⑩据付公差	I	単軸粘性ダンパはオリフィス部を粘性体が移動する際の流動抵抗により減衰性能を発揮するものであるため、ピストン位置による減衰性能の変化は小さい。また、据付時にシムによりピストン位置を調整するため、据付公差は小さい。	0	据付公差による減衰性能のばらつきが生じる。	
①制震装作制限	①制震装置の構造上の動 作制限	1	変位防止用ストッパー, 台座, 権壁, 塵埃防止カバー等の制震装置の動作を制限するものは設置しておらず, 減衰性能に影響はない。また, シリンダは粘性体で満たされ, 密閉されているため結露しない。	1	変位防止用ストッパー,台座,擁壁等の制震装置の動作を制限するものは設置しておらず,塵埃防止カバーにあたる保護スリーブは柔軟性を有しておりピストンの動作に影響するものではないため,減衰性能に影響はない。また,屋内で使用し,使用環境において結露は生じない。	
⑫地震以外の 外的事象	1,9k.0)	I	津波対策の実施により津波の敷地内への流入は防止しており、津波による減衰性能への影響を考慮する必要はない。なお、シリンダは密閉構造であるため、雨水の影響はない。また、単軸粘性ダンパは円筒形状であり、風及び積雪により受ける荷重は小さく、動作への影響はない。	I	屋内で使用するため,津波,風,積雪等の外的事象による減衰性能への影響はない。	1
※	次1、第1-1-9 渐患内尺久陌日来日子	4 四四本	5 日子 一年 1 一十 第 事 中 6 夕 陌 日 琳 日 7 寸 六 1 ア 1 2			

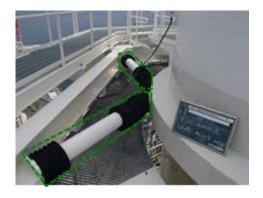
※1:第1-1-2 添表内の各項目番号は,第1-1-1 添表内の各項目番号に対応している。 ※2:三軸粘性ダンパの減衰性能は振動数に応じて表現しており,ある振動数において加振速度を変更することは加振振幅を変更することと等しいため,加振振幅を変更することにより減衰性能の速度依存性を把握する。

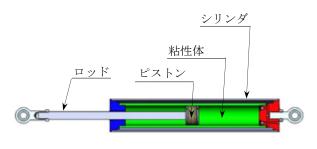
1. はじめに

取水槽ガントリクレーンに設置する単軸粘性ダンパ及び配管系に設置する三軸 粘性ダンパと既工認実績である島根2号炉排気筒に設置した制震装置(単軸粘性 ダンパ)との差異に着目し、機器・配管系への適用性や減衰性能への影響の観点 から検討を要する項目を整理する。

2. 島根2号炉の排気筒で実績のある制震装置について

島根 2 号炉の排気筒で適用実績のある単軸粘性ダンパについて,概要を以下に示す。この単軸粘性ダンパは,粘性体が充填されたシリンダとピストンにより構成され,シリンダとピストンの間に相対運動が生じることで,相対運動の方向と逆向きに生じる抵抗力を用いるものである。単軸粘性ダンパは自重等の静的荷重は支持せず,熱膨張のような低速度の運動を拘束しない。単軸粘性ダンパの外観及び構造を第 1-2-1 添図に示す。また,単軸粘性ダンパの仕様を第 1-2-1 添表に示す。





第1-2-1 添図 島根2号炉の排気筒に設置した単軸粘性ダンパの外観及び構造

全長	外径	質量	許容荷重	許容変位
(mm)	(mm)	(kg)	(kN)	(mm)
1350	165	86	144	300

第1-2-1添表 単軸粘性ダンパの仕様

3. 今回適用する制震装置と既工認実績のある制震装置の差異

取水槽ガントリクレーンに設置する単軸粘性ダンパ及び配管系に設置する三軸 粘性ダンパと島根2号炉排気筒の単軸粘性ダンパを比較し、機器・配管系への適 用性や減衰性能への影響の観点から検討を要する項目を整理した。結果を第1-2 -2添表及び第1-2-3添表に示す。その結果、追加の検討項目は抽出されず、必要な検討が行われていることを確認した。

第1-2-2 添表 適用実績のある制震装置との差異の整理(単軸粘性ダンパ)

		単軸粘性 ダンパ 【島根 2 号 炉排気筒】	単軸粘性 ダンパ 【取水槽ガ ントリクレ ーン】	差異	検討内容
遙	i用対象	排気筒	取水槽ガン トリクレー ン	0	適用対象のモデル化の方 法を検討(2.1.3 参照)
環	境条件	屋外	屋外	_	_
	制震 装置	単軸線形 タイプ	単軸非線形 タイプ	0	制震装置のモデル化の方 法を検討(2.2.3 参照)
解	制震 装置 モデル	Maxwell モデル	Maxwell モデル	_	_
析	解析 手法	時刻歴 応答解析	時刻歴 応答解析	_	_

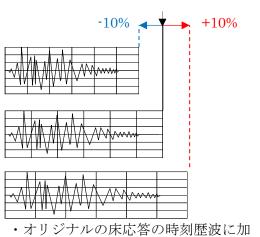
第1-2-3 添表 適用実績のある制震装置との差異の整理(三軸粘性ダンパ)

		単軸粘性 ダンパ 【島根 2 号 炉排気筒】	三軸粘性 ダンパ 【配管系】	差異	検討内容
遃	i用対象	排気筒	配管系	0	適用対象のモデル化の方 法を検討 (3.1.3 参照)
環	境条件	屋外	屋内	0	屋内の環境条件による制 震装置の減衰性能への影響 を検討 (3.2.1 参照)
	制震 装置	単軸線形 タイプ	三軸非線形 タイプ	0	制震装置のモデル化の方 法を検討 (3.2.3 参照)
解析	制震 装置 モデル	Maxwell モデル	Maxwell モデル (4パラメ ータ)	_	_
	解析 手法	時刻歴 応答解析	時刻歴 応答解析	_	_

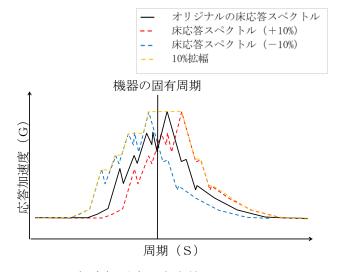
添付資料 1-3 Time History Broadening の概要

ASME Boiler and Pressure Vessel Code SECTION III, DIVISION1—NONMANDATORY APPENDIX N (ARTICLE N-1222.3 Time History Broadening) より引用

AFFENDIX N (ARTICLE N-1222.5 Time history broadening) より行用



・オリジナルの床応答の時刻歴波に加 えて時間刻みを±10%シフトさせ た時刻歴波を作成

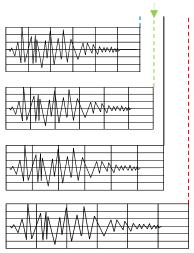




各時刻歴波を床応答スペクトル化

オリジナルの床応答スペクトル

固有周期と合致するよう調整した時刻歴波



-- 床応答スペクトル (+10%)
-- 床応答スペクトル (-10%)
-- 固有周期ピーク
機器の固有周期

(5)

・機器の固有周期が床応答スペクトルピークの谷間に存在する場合,ピークと合うような時刻歴波を作成し,時刻歴応答解析を実施する。

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

新規制基準適合性審査の実績等を踏まえた検討事項に対する考察 添付資料 1-4

制震装置を設置する場合の耐震評価方法について,原子炉施設の耐震設計の体系及び新規制基準適合性審査の実績を踏まえて重点的 に検討すべき事項を抽出し,耐震評価方法において考慮されていることを確認する。 具体的には,「耐震設計に係る工認審査ガイド (最 終改正 平成 29 年 11 月 15 日,原規技発第 1711152 号)」(以下「工認審査ガイド」という。) に基づき,耐震評価方法の設定にあたっ て必要な検討が実施されていることを確認する。 確認の結果を第1-4-1 添表に示す。工認審査ガイドに基づいて抽出した検討事項は、耐震評価方法の設定にあたって考慮されてお り,追加の検討を要する事項はないことを確認した。

工認審査ガイドに基づく検討事項の耐震評価方法への反映要否 (1/4) 第 1-4-1 添表

追加検討	●頃の4無 ○ : 本 一 : 無	— (考慮済)	1	(考慮済)						
ドに対応した耐震評価方法の設定にあたっての検討内容	三軸粘性ダンパを設置する配管系	同左	同左							
工認審査ガイドに対応した耐震評価方法	単軸粘性ダンパを設置する取水槽ガントリクレーン	機器・配管系の地震応答解析及び構造設計において,工認審査 ガイドに従って適用可能な規格及び基準等を使用する。	地震応答解析に用いる材料定数は、地盤の諸定数も含めて材料	のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。なお、制震装置によ	り機器・配管系に付与される減衰が大きくなるため、影響は軽微	であると考えているが,詳細設計段階において ASME Boiler and	Pressure Vessel Code SECTION III, DIVISION1-NONMANDATORY	APPENDIX N (ARTICLE N-1222.3 Time History Broadening) 7	規定された手法等により検討を行い, 影響が軽微であることを確	認する (旅付資料 1-3 参照)。
検討事項	上記番金カイド 4. 機器・配管系 に関する事項	4.1 使用材料及び材	料定数							

工認審査ガイドに基づく検討事項の耐震評価方法への反映要否 (2/4) 第 1-4-1 添表

検討事項	工認審査ガイドに対応した耐震評価方法	ドに対応した耐震評価方法の設定にあたっての検討内容	追加検討
工認審査ガイド			事項の有無
4. 機器•配管系	単軸粘性ダンパを設置する取水槽ガントリクレーン	三軸粘性ダンパを設置する配管系	一 : 4
、 に関する事項 丿			(一:無)
4.2	地震力と地震力以外の荷重は, 工認審査ガイドに例示されてい	同左	
荷重及び荷重の	る規格及び基準等に基づき適切に組み合わせる。		(考慮済)
組合せ			
4.3	取水槽ガントリクレーンに係る許容限界及び単軸粘性ダンパ	配管,支持構造物に係る許容限界及び三軸粘性ダン	
許容限界	の許容荷重は, 工認審査ガイドに例示されている規格及び基準等	パの許容荷重は, 工認審査ガイドに例示されている規	(考慮済)
	に基づき設定する。	格及び基準等に基づき設定する。	
	単軸粘性ダンパの許容変位は,その構造,寸法に基づき設定す	三軸粘性ダンパの許容変位は,その構造,寸法に基	
	<i>S</i> ∘°	づき設定する。	
4.4	地震応答解析手法は, 工認審査ガイドに例示されている規格及	地震応答解析手法は, 工認審査ガイドに例示されて	l
地震応答解析	び基準等並びに新規制審査実績を参考に設定する。	いる規格及び基準等を参考に設定する。	(考慮済)
4 . 4 . 1	取水槽ガントリクレーンの地震応答解析モデルは, 工認審査ガ	配管系の地震応答解析モデルは, 工認審査ガイドに	
地震応答解析手	イドに例示されている規格及び基準等並びに新規制審査実績を	例示されている規格及び基準等を参考に設定する。ま	
法及び地震応答	参考に設定する。また、単軸粘性ダンパの減衰性能は、性能試験	た, 三軸粘性ダンパの減衰性能は, 性能試験結果に基	
解析モデル	結果に基づいてモデル化し、減衰性能のばらつきを考慮する。	づいてモデル化し, 減衰性能の変動及びばらつきを考	
	取水槽ガントリクレーンの水平方向及び鉛直方向の減衰定数	慮する。	
	については,最新の知見を反映して設定する。詳細は,別紙-7	配管系の水平方向及び鉛直方向の減衰定数につい	
	添付資料ー6「最新知見として得られた減衰定数の採用について」	ては、最新の知見を反映して設定する。詳細は、別紙	
	に示す。	- 7 添付資料-6「最新知見として得られた減衰定数	
		の採用について」に示す。	

工認審査ガイドに基づく検討事項の耐震評価方法への反映要否 (3/4) 第 1-4-1 添表

	検討事項	工認審査ガイドに対応した耐震評価方	ドに対応した耐震評価方法の設定にあたっての検討内容	追加検討
	工認審査ガイド			事項の有無
	4. 機器・配管系	単軸粘性ダンパを設置する取水槽ガントリクレーン	三軸粘性ダンパを設置する配管系	〇:有
	(に関する事項)			(-: #)
	4 . 4 . 2	入力地震力は, 取水槽ガントリクレーン設置位置の応答波を用	入力地震力は, 配管系設置位置の応答波を用いる。	1
	入力地震力	いる。		(考慮済)
	4.5	構造解析手法及び構造解析モデルは, 工認審査ガイドに例示さ	同左	
	構造設計手法	れている規格及び基準等並びに新規制審査実績を参考に設定す		(考慮済)
	4.5.1	る。構造解析モデルの材料定数は,「4.1使用材料及び材料定		
4 47	構造解析手法及	数」による。		
	び構造解析モデ			
. m	Ž			
	4.5.2	水平2方向及び鉛直方向の動的地震力の組合せに関しては, 三	. 同左	-
_	水平方向及び鉛	方向同時入力により地震応答解析を行う。		(考慮済)
	直方向地震力の			
	組合せ			

工認審査ガイドに基づく検討事項の耐震評価方法への反映要否 (4/4) 第 1-4-1 添表

追加検討	事項の有無	() : ()		- 一	s による (考慮済)	、 取水槽ガン	トリクレーン		1	(対象外)	【配管系】	- 一端一) と:	対象に該 (対象外)		(一) (元) と:	- る耐震設 (対象外)	:評価対象 【取水槽ガン	審査ガイ トリクレーン	設定し		(老庸洛)
マー・「一掛 ノ ハーズボンチ・ベップ ログスエー 耳ンコイ・ソングラス コー・エンフェン・コンコンコン・コンコン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン	トに対応った間原計価が依め取んにめたり この独別的4	三軸粘性ダンパを設置する配管系		三軸粘性ダンパを設置する配管系はBクラ	Sd機能維持設計)であり,基準地震動Ss	地震力に対する耐震設計の対象に該当しない。						三軸粘性ダンパを設置する配管系はBクラス	S d 機能維持設計) であり, 動的機能維持の対象に該	当しない。	三軸粘性ダンパを設置する配管系はBクラス(一部	Sd機能維特設計)である。構造強度に関する耐震設	計においては, 耐震性を確認する上で必要な評価対象	部位を選定し, 施設に作用する応力等が工認審査ガイ	ドに例示されている規格及び基準等に基づき設定し	た許容限界を超えていないことを確認する。	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	上部番買みイトに約がした町展計価方法	単軸粘性ダンパを設置する取水槽ガントリクレーン		取水槽ガントリクレーンは, 基準地震動Ssによる地震力に対	して、上位クラス施設に波及的影響を及ぼさないことが要求され	るものである。 構造強度に関する耐震設計においては, 耐震性を	確認する上で必要な評価対象部位を選定し, 施設に作用する応力	等が工認審査ガイドに例示されている規格及び基準等に基づき	設定した許容限界を超えていないことを確認する。			取水槽ガントリクレーンは, 基準地震動 S s による地震力に対し	て,上位クラス施設に波及的影響を及ぼさないことが要求される	ものであり,動的機能維持の対象に該当しない。	取水槽ガントリクレーンは, 基準地震動 S s による地震力に対し	て,上位クラス施設に波及的影響を及ぼさないことが要求される	ものであり,弾性設計用地震動 S d による地震力及び静的地震	力に対する耐震設計の対象に該当しない。			
検討事項	工設審査ガイド)	4. 機器•配管系	(に関する事項)	4.6	基準地震動Ss に	よる地震力に対	する耐震設計	4 . 6 . 1	構造強度			4.6.2動的機	部		4.7 弹性設計用	地震動Sd による	地震力・静的地震	力に対する耐震	計分計		

添付資料1-5 制震装置に応じた減衰性能の表現及びモデル化

本資料では、単軸粘性ダンパと三軸粘性ダンパについて減衰性能の特性を整理 し、その違いを踏まえた減衰性能の表現及びモデル化の考え方を示す。

1. 制震装置の減衰性能の振動数依存性

単軸粘性ダンパと三軸粘性ダンパについて、振動数を変化させた場合の速度と抵抗力の関係を第1-5-1添図に示す。

単軸粘性ダンパは、微小速度の領域を除けば速度の変化に対して抵抗力の変化が小さい。一方、三軸粘性ダンパは、速度と抵抗力がほぼ比例関係とみなすことができる。

また,振動数の変化に対して,単軸粘性ダンパは速度と抵抗力の関係の変化は 小さいが,三軸粘性ダンパは速度と抵抗力の関係の変化が大きい。

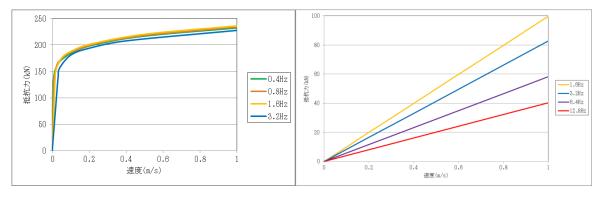
2. 単軸粘性ダンパの減衰性能のモデル化

単軸粘性ダンパは、微小速度では速度の変化に対して抵抗力が大きく変化し、それ以降は速度の変化に対して抵抗力の変化が小さいという特性を有している。これは単軸粘性ダンパの抵抗力が速度の 0.1 乗に比例するように設計されているためである。また、単軸粘性ダンパの速度と抵抗力の関係に対して、振動数依存性は小さいことが確認されている。このような特性を踏まえて、単軸粘性ダンパの減衰性能は、速度と抵抗力の関係として表現することとし、解析モデルとしては速度の 0.1 乗に比例するダッシュポットを組み込んだ Maxwell モデルを使用する。Maxwell モデルのパラメータ数は 2 つであるが、第 1 ー 5 ー 2 添図に示すとおり、2 つのパラメータで精度良く減衰性能を表現することができる。

3. 三軸粘性ダンパの減衰性能のモデル化

三軸粘性ダンパは減衰性能の振動数依存性が大きいことから、各振動数における等価剛性及び等価減衰係数により減衰性能を表現する。また、解析モデルとしては減衰性能の振動数特性を表現できるMaxwellモデルを使用する。

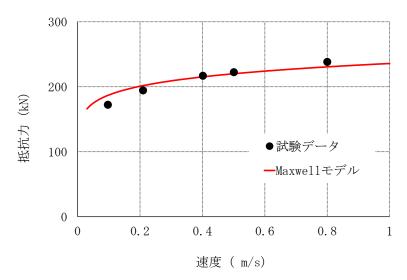
一般的な Mawxwell モデルのパラメータ数は 2 つであるが、精度良く振動数特性を表現することを目的として、パラメータ数を増やした 4 パラメータ Maxwell モデルを使用する(第 1-5-3 添図参照)。



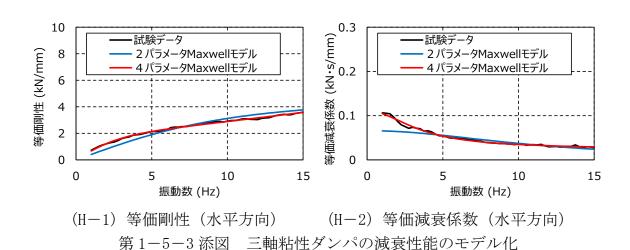
(a) 単軸粘性ダンパ

(b) 三軸粘性ダンパ

第1-5-1添図 振動数を変化させた場合の速度と抵抗力の関係



第1-5-2添図 単軸粘性ダンパの減衰性能のモデル化



4条-別紙18-56

添付資料 2-1 取水槽ガントリクレーンに設置する制震装置の選定

取水槽ガントリクレーンに設置する制震装置として単軸粘性ダンパを選定した理由について第2-1-1 添表に整理した。

第2-1-1 添表 取水槽ガントリクレーンに設置する制震装置の検討

尔	分類	ダンパの種類	原理	作動方向	支持荷重	抵抗力の特性	原子力施設 における 適用実績	適用性	理由
		弾塑性ダンパ	材料の弾塑性挙動を利用 してエネルギーを吸収す るダンパ		数膨脹	抵抗力は, 材料の初期剛性, 二次剛性で決まる。		\triangleleft	塑性変形で地震エネルギーを吸収しており、繰り返しにより抵抗力が変化する。また、ダンパの剛性が高いため、クレーンの剛性が高くなる。
履阻	履歴型	摩擦ダンパ	摩擦抵抗力を利用してエ ネルギーを吸収するダン パ	1 大 ス は 立 方 立	活 店 青	抵抗力は,摩擦材の締め付け力等で 決定し,履歴曲線は矩形に近い。	がし	0	粘性ダンパと特性は類似しているが,加振繰り返し回数が多くなると,性能が変化する場合がある。
		鉛ダンパ	鉛の塑性流動抵抗力を利 用してエネルギーを吸収 するダンパ		1	抵抗力は鉛の期剛性,二次剛性で決 まる。		\triangleleft	塑性変形で地震エネルギーを吸収しており, 繰り返しにより抵抗力が変化する。
		粘性 ダンパ (非線形)	粘性体の流動抵抗を利用 してエネルギーを吸収す るダンパ			抵抗力は速度のペき乗(0.1~1)に 比例し, 0.1 乗の場合, 履歴曲線は 矩形に近い。	なし	0	微小変位から最大変位まで、抵抗力の変化が小さく、エネルギー吸収が大きいため、クレーンの剛性を高くせず、地震エネルギーの吸収を大きくできる
粘	声	粘性 ダンぷ (線形)	粘性体の流動抵抗を利用 してエネルギーを吸収す るダンパ	1 方向	括 標 +	抵抗力は速度に比例し,履歴曲線は 楕円に近い。	排気筒への楽田面もの	0	適用は可能であるが, 粘性ダンパほどのエネ ルギー吸収が期待できない。
献		オイルダンパ	オイルの流動抵抗を利用 してエネルギーを吸収す るダンパ		画	抵抗力は速度のべき乗 (0.4~1) に比例し,履歴曲線は楕円に近い。		0	適用は可能であるが, 粘性ダンパほどのエネ ルギー吸収が期待できない。
	111 #	粘性ダンパ	粘性体の流動抵抗を利用 してエネルギーを吸収す るダンパ	3方向		抵抗力は速度に比例し,履歴曲線は 楕円に近い。	海外での 適用例あり	\triangleleft	取水槽ガントリクレーンは 1 軸方向の地震荷 重の低減を必要としているため, 3 方向の減衰 は必要ない。
	(; ;	1				

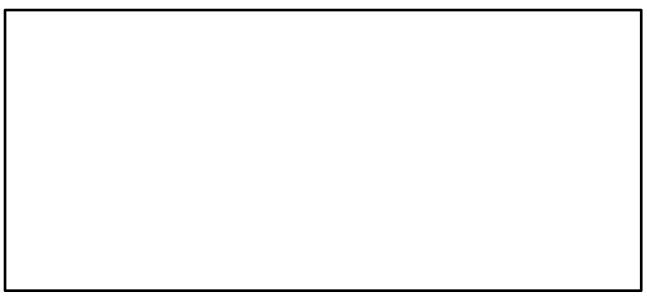
凡例 ◎:適用可能(有効性が最も高い) ○:適用可能 △:適用するために課題がある ×:適用不可

添付資料 2-2 単軸粘性ダンパの性能試験方法

単軸粘性ダンパは、微小速度の領域を除けば速度の変化に対する抵抗力の変化を小さくすることを目的として、速度の 0.1 乗に比例した減衰性能を発揮するように設計されており、性能試験で設計通りの抵抗力が得られることを確認する。また、抵抗力が速度の 0.1 乗に比例するダッシュポットとばねを直列に接続した Maxwell モデルによりモデル化できることを確認する。ここでは、 Maxwell モデルのパラメータを決定し、単軸粘性ダンパをモデル化するための性能試験方法について示す。

1. 単軸粘性ダンパの性能試験方法

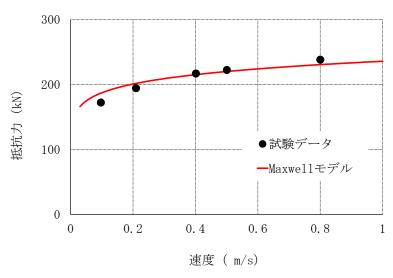
単軸粘性ダンパの性能試験装置の構成を第 2-2-1 添図に示す。単軸粘性ダンパの性能試験では、アクチュエータを用いて単軸粘性ダンパを所定の正弦波により加振し、加振中の変位及び荷重を測定する。性能試験条件を第 2-2-1 添表に示す。加振振動数による単軸粘性ダンパの減衰性能の変動は小さいことを踏まえ、単軸粘性ダンパのストローク 100mm の中で実機使用条件を含む幅広い試験速度(0.1~0.8m/s)を設定して性能試験を実施する。単軸粘性ダンパ設置前の取水槽ガントリクレーンの固有振動数(1.03Hz)及び予備解析における単軸粘性ダンパの入力波形の主要な振動数(0.8Hz~2.0Hz程度)を考慮して加振振動数は 1.6Hzとした。また、単軸粘性ダンパの減衰性能は温度の影響を受けない(添付資料 2-3参照)ことから、性能試験は室温にて実施した。単軸粘性ダンパの性能試験結果を第 2-2-2 添図に示す。測定した速度及び抵抗力に適合するように、Maxwellモデルのパラメータを決定する。パラメータの設定は最小二乗法により実施しており、第 2-2-2 添図に示すとおり、Maxwell モデルによって試験結果として得られた減衰性能を精度良く表現できることを確認した。



第2-2-1 添図 単軸粘性ダンパの性能試験装置の構成

第2-2-1 添表 単軸粘性ダンパの性能試験条件

/13 2 2	1 100000 十一十四八日1工/	4 2 177 11 TH. (10) (2) (4) 1
No.	振動数(Hz)	加振速度 (m/s)
1		0.1
2		0. 2
3	1.6	0.4
4		0. 5
5		0.8



第2-2-2 添図 単軸粘性ダンパの性能試験結果

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

添付資料 2-3 単軸粘性ダンパの特性試験

単軸粘性ダンパの減衰性能に影響する特性を把握するために実施した特性試験の結果を以下に示す。なお、(1)及び(2)の特性試験は、取水槽ガントリクレーンに設置する単軸粘性ダンパを用いて実施した。また、(3)温度依存性試験については、温度による減衰性能への影響が生じる場合、その主要な要因は粘性体の物性変化と考えられることから、取水槽ガントリクレーンに設置する単軸粘性ダンパと同タイプ(粘性体が同一)で定格荷重の異なるダンパを用いた。

<試験項目>

- (1)加振振動数を変更した特性試験
- (2) 連続加振試験
- (3) 温度依存性試験

1. 加振振動数を変更した特性試験

加振振動数に応じた単軸粘性ダンパの減衰性能への影響を確認するため,以下の試験条件で単軸粘性ダンパの特性試験を実施した。

1.1 試験条件

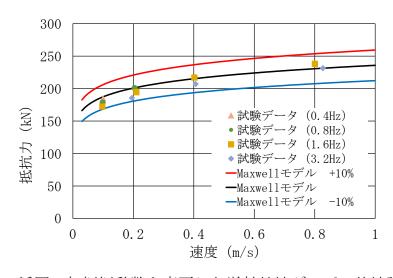
4段階の加振速度を設定し、同一の加振速度で振動数を変更した正弦波により特性試験を実施した。試験条件を第2-3-1添表に示す。

13		77F1/X1/X3/1/X C X X C	
	No.	加振速度 (m/s)	振動数(Hz)
	1		0.4
	2	0. 1	0.8
	3		1.6
	4		0.8
	5	0. 2	1.6
	6		3. 2
	7		0.8
	8	0.4	1.6
	9		3. 2
	10	0.8	1.6
	11	υ. δ	3. 2

第2-3-1添表 加振振動数を変更した特性試験の試験条件

1.2 試験結果

試験結果を第 2-3-1 添図に示す。この図には、加振振動数 1.6Hz の時の Maxwell モデルによる計算値を併せて示しているが、振動数を変更することによる抵抗力の変化は小さく、その変化幅は±10%以内であることが確認された。



第2-3-1添図 加振振動数を変更した単軸粘性ダンパの特性試験結果

2. 連続加振試験

連続加振による単軸粘性ダンパの減衰性能への影響を確認するため、正弦波による連続加振試験を実施した。

2.1 試験条件

第2-3-2添表に試験条件を示す。試験条件は、取水槽ガントリクレーンにおける単軸粘性ダンパの散逸エネルギーを上回る条件として設定した。

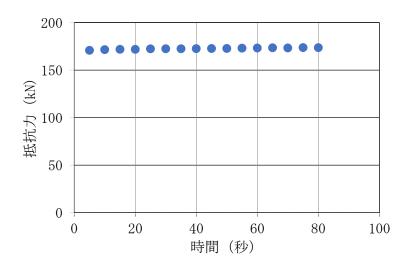
 入力波
 振動数 (Hz)
 振幅 (mm)
 加振時間 (秒)

 正弦波
 1
 10
 80以上

第2-3-2添表 連続加振による試験条件

2.2 試験結果

連続加振試験における抵抗力の時間変化を第 2-3-2 添図に示す。80 秒経過までの連続加振により抵抗力は変化しておらず、連続加振による減衰性能への影響はないことを確認した。



第2-3-2添図 連続加振試験結果

3. 温度依存性試験

周囲環境温度による単軸粘性ダンパの減衰性能への影響を確認するため,温度を変化させて単軸粘性ダンパの性能試験を実施した。

3.1 試験条件

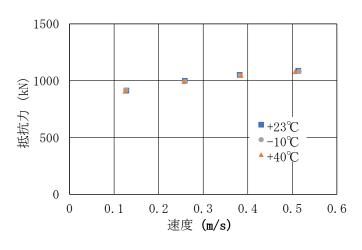
試験条件を第 2-3-3 添表に示す。屋外に設置することから,温度は-10°C,23°C,40°Cの 3 段階とした。

No.	振動数(Hz)	加振速度 (m/s)	温度 (℃)
1			-10
2		0. 13	23
3			40
4			-10
5		0. 26	23
6	1 0		40
7	1.0		-10
8		0. 39	23
9			40
10			-10
11		0. 52	23
12			40

第2-3-3添表 温度依存性試験の試験条件

3.2 試験結果

試験結果を第 2-3-3 添図に示す。温度が異なっていても、抵抗力にほとんど差が見られないことから、単軸粘性ダンパの減衰性能への影響がないことを確認した。



第2-3-3添図 温度依存性試験結果

添付資料 2-4 単軸粘性ダンパを設置した取水槽ガントリクレーンの地震応答解析手法

本資料では、単軸粘性ダンパを設置した取水槽ガントリクレーンの時刻歴応答解析手法を説明する。

1. 地震応答解析

地震による慣性力を受けるクレーンの運動方程式を以下に示す。単軸粘性ダンパの減衰性能は、ばね(クレーン剛性マトリクス内の要素として考慮)と抵抗力が速度の 0.1 乗に比例するダッシュポットを直列に接続した Maxwell モデルでモデル化する。

$$[M] \{\ddot{x}\} + [C] \{\dot{x}\} + [K] \{x\} + [C_D] [\dot{X}_D^{0.1}] \{I\} = -[M] \{I\} \ddot{y}$$
(1)

[M], [C], [K]: クレーンの質量,減衰,剛性マトリクス

 $[C_p]$:相対速度の 0.1 乗に比例するダッシュポットの減衰マトリクス

 $[X_n]$: クレーンの相対変位マトリクス

 $\{x\}$: クレーンの変位ベクトル

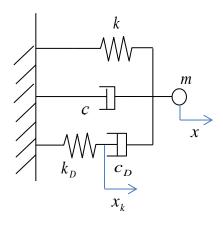
{I}:単位ベクトル

ÿ:地動加速度

2. 個別要素のモデル化

2.1 単軸粘性ダンパの減衰

単軸粘性ダンパを含む系の運動方程式の簡単な例として,1 質点系に単軸粘性ダンパを表す Maxwell モデルを接続した第 2-4-1 添図に示す系の運動方程式を示す。



第 2-4-1 添図 単軸粘性ダンパを接続した 1 質点系のモデルここで(1)式の $\{x\}$ を

$$\{x\} = \begin{pmatrix} x \\ x_k \end{pmatrix} \tag{2}$$

とすると、この系の運動方程式は以下となる。

$$m\ddot{x} + c\dot{x} + kx + c_D(\dot{x} - \dot{x}_k)^{0.1} = -m\ddot{y}$$
 (3)

$$k_D x_k - c_D (\dot{x} - \dot{x}_k)^{0.1} = 0 \tag{4}$$

単軸粘性ダンパを設置した取水槽ガントリクレーンの地震応答解析では、単軸粘性ダンパの抵抗力の速度に対する非線形性を表す $[C_D][\dot{\mathbf{x}}_D^{0.1}]\{I\}$ の項が存在することから、直接積分による時刻歴応答解析を採用する。

2.2 取水槽ガントリクレーンの構造減衰

取水槽ガントリクレーンの解析に適用する減衰定数については、既往の研究等によって妥当性が確認され、クレーン類に適用実績のある値として水平、鉛直方向ともに2.0%とし、レイリー減衰を設定する。レイリー減衰は、質量マトリクス及び剛性マトリクスの線形結合により、以下の式で表される。

$$[C] = \alpha[M] + \beta[K] \tag{5}$$

[C]:減衰マトリクス

[M]:質量マトリクス

[K]: 剛性マトリクス

 α , β :係数

係数 α , β は、取水槽ガントリクレーンの固有振動数において、適用する減衰定数とレイリー減衰が一致するように以下の式で求める。

$$h = \frac{\alpha}{2\omega_n} + \frac{\beta\omega_n}{2} \tag{6}$$

h:減衰比

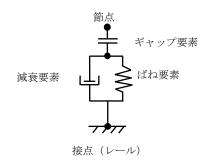
 ω_n : 固有値解析により求められたn次モードの固有円振動数

2.3 車輪部の非線形要素

取水槽ガントリクレーンは、地震時に浮上りが発生する可能性があり、浮上り 状況を適切に評価するために3次元FEM解析モデルによる非線形時刻歴応答解 析を適用する。

取水槽ガントリクレーン車輪部のモデル化では、すべり、浮上り及び衝突の挙動を模擬するためギャップ要素を用いる。また、接触部位の局所変形による接触剛性をばね要素で、衝突による減衰効果を減衰要素で模擬し、第 2-4-2 添図に示すように、ギャップ要素と直列に配置する。

なお、取水槽ガントリクレーンの車輪部のすべり、浮上り等の非線形挙動のモデル化及び解析手法については、別紙-7 添付資料-2「取水槽ガントリクレーンへの非線形時刻歴解析の適用について」に示す。



第2-4-2添図 車輪部の非線形要素

添付資料 2-5 単軸粘性ダンパの減衰性能と取水槽ガントリクレーンの応答の 関係

単軸粘性ダンパの減衰性能と取水槽ガントリクレーンの応答の関係を第 2-5-1 添表及び第 2-5-2 添表に示す。

取水槽ガントリクレーンの荷重及び単軸粘性ダンパの最大変位は、減衰性能を変化させても影響は軽微であった。また、単軸粘性ダンパの最大荷重は、減衰性能が高いほど算出値が大きくなる傾向であり、これは単軸粘性ダンパの減衰性能が高くなることで単軸粘性ダンパが負担する荷重が大きくなるためである。

	<i>7</i> 7 4	0 1 1 1 1 1 1 1	以外首クノー		ノツ州里	
		ガーダ			脚	
減衰性能	せん断 (kN)	軸力 (kN)	曲げ モーメント (kN・m)	せん断 (kN)	軸力 (kN)	曲げ モーメント (kN・m)
標準性能 +20%	708.8	1303	2043	566. 3	1794	3160
標準性能	660.7	1262	2014	512. 5	1752	3189
標準性能 -20%	721. 3	1335	2220	499. 3	1869	3267

第2-5-1添表 取水槽ガントリクレーンの荷重

笛 9 5 _	- 9 沃実	単軸粘性ダンパの荷重及び変化	r
$\mathcal{H}_{\mathcal{L}}$	- /. KIS /V		1

減衰性能	最大変位 (mm)	最大荷重 (kN)	最大速度(m/s)
標準性能+20%	41	260. 2	0.44
標準性能	41	218. 3	0. 47
標準性能-20%	40	173.6	0.44

添付資料 3-1 三軸粘性ダンパの低速移動時の拘束力

1. 概要

三軸粘性ダンパは熱膨張のような低速度の運動を拘束しないものであるが,低速移動時の拘束力を定量的に確認するため,低速移動試験を実施した。

2. 試験条件

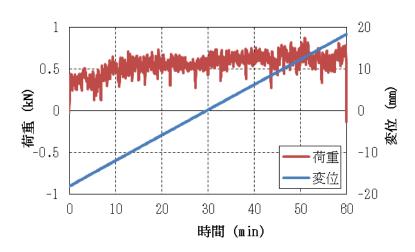
低速移動試験の試験条件を第 3-1-1 添表に示す。熱膨張が大きい主蒸気系配管等がプラント起動時に約 4.5 時間で通常運転温度まで昇温することから、大型ダンパの水平方向許容変位 72mm と等しい熱変位が約 4.5 時間で生じることを想定した場合の速度 0.005mm/s に余裕をみて、試験条件は 0.01mm/s とした。

217	, 1	1 1/1/12	PENA	E/15/35/16 (40)(* > 16 (40)(> C 1
	結	験体		速度
	-	大型		0.01mm/s

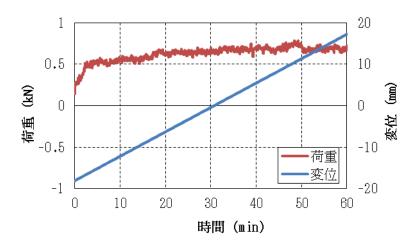
第3-1-1添表 低速移動試験の試験条件

3. 試験結果

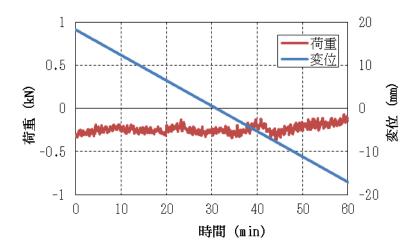
試験結果を第 3-1-1 添図~第 3-1-3 添図に示す。熱膨張を想定した低速移動に対して三軸粘性ダンパの発生荷重は 1kN を下回る十分に小さな値となり,三軸粘性ダンパは熱膨張のような低速度の運動を拘束しないことが確認された。



第3-1-1添図 水平方向の低速移動に対する発生荷重



第 3-1-2 添図 鉛直方向 (ピストンを上げる方向) の 低速移動に対する発生荷重



第 3-1-3 添図 鉛直方向 (ピストンを下げる方向) の 低速移動に対する発生荷重

添付資料 3-2 配管系に設置する制震装置の選定

配管系に設置する制震装置として三軸粘性ダンパを選定した理由について第3-2-1 添表に整理した。

第3-2-1 添表 配管系に設置する制震装置の検討

	##	田世		装置単体では熱膨張を拘束するため,別 途熱膨張を逃がす据付方法を検討する必 要がある。			三方向に応答する配管系に対して, 1方 向のみに減衰性能を発揮する。		三方向に減衰性能を発揮するため,三方向に応答する配管系に適している。
	浬 田	E 性	⊲	\triangleleft	\triangleleft	0	0	0	0
- IVH 3	原子力施設における	におじる適用実績		なし		なし	排気筒への	適用例あり	海外での 適用例あり
	字	12/01/19/11	抵抗力は,材料の初期剛性, 二次剛性で決まる。	抵抗力は,摩擦材の締め付け力等で 決定し,履歴曲線は矩形に近い。	抵抗力は鉛の期剛性,二次剛性で決 まる。	抵抗力は速度のべき乗(0.1~1)に比例し, 0.1 乗の場合, 履歴曲線は矩形に近い。	抵抗力は速度に比例し,履歴曲線は 楕円に近い。	抵抗力は速度のべき乗 (0.4~1) に 比例し,履歴曲線は楕円に近い。	抵抗力は速度に比例し,履歴曲線は 楕円に近い。
\	大持	荷重		熱勝張 地震 :	車		地震	桓	
- ^-	作動	方向		1 方向 又は 2 方向	,		1 方向		3方向
	世	世 安	材料の弾塑性挙動を利用 してエネルギーを吸収す るダンパ	摩擦抵抗力を利用してエ ネルギーを吸収するダン パ	鉛の塑性流動抵抗力を利 用してエネルギーを吸収 するダンパ	粘性体の流動抵抗を利用 してエネルギーを吸収す るダンパ	粘性体の流動抵抗を利用 してエネルギーを吸収す るダンパ	オイルの流動抵抗を利用 してエネルギーを吸収す るダンパ	粘性体の流動抵抗を利用 してエネルギーを吸収す るダンパ
	ダンパの	種類	弾塑性ダンパ	摩擦ダメンパ	いくとは	粘性 ダンパ (非線形)	粘性 ダンパ (線形)	オイルダンパ	粘性ダンパ
	¥	R R		履歴型			報 基 素 基	- 1 ബ	# 11

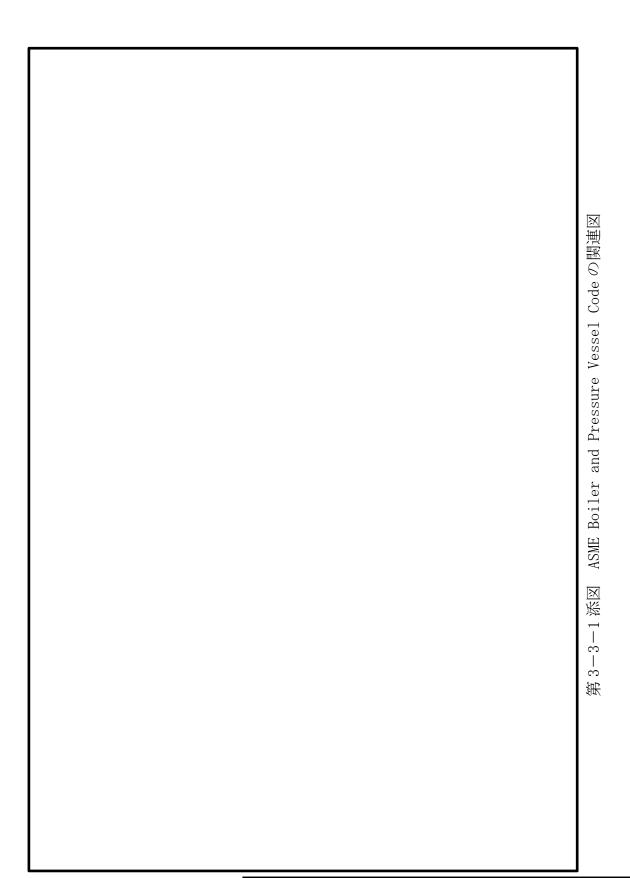
凡例 ◎:適用可能 (有効性が最も高い) ○:適用可能 △:適用するために課題がある ×:適用不可

三軸粘性ダンパに関する ASME Boiler and Pressure Vessel Code の記載 添付資料3-3

三軸粘性ダンパは ASME Boiler and Pressure Vessel Code において,原子力発電所に設置できる典型的なダンパとして例示されて いる。三軸粘性ダンパに関する ASME Boiler and Pressure Vessel Codeの記載について第3-3-1 添表に示す。

第3-3-1 添表 ASME Boiler and Pressure Vessel Code SECTIONII, DIVISION1-Subsection NF-Supports 2013の記載

	主な記載箇所	<u>ı</u>		記載内容
ARTICLE NF-1000	NF-1100 SCOPE AND GENERAL REQUIREMENTS	NF-1130 BOUNDARIES OF JURISDICTION	NF-1132 Boundary Between Supports and the Building Structure	支持構造物と建物・構築物との取合について記載されており,Figure NF-1132-1の典型例の中に三軸粘性ダンパが図示されている(第 3-3-1 添図参照)。
INTRODUCTION	NF-1200 TYPES OF SUPPORTS	NF-1210 TYPES OF	NF-1214 Standard Supports	基本的な支持構造物の例として三軸粘性ダンパが記載されており, Figure NF-1214-1の支持装置の典型例の中に三軸粘性ダンパップロニュル・バッグ (金)の (金)の (金)の (金)の (金)の (金)の (金)の (金)の
NONMANDATORY APPENDIX	AND ALIACIMENTO	NF-E-1210		がPATACATO (TAPE DATA TIME POME DATA MARTINE)の A MARTINE MART
DAMPERS, ENERGY ABSORBERS, AND SNUBBERS		NF-E-1220 FUNCTION		G45, ボに吸みを17/119のことが記載ら45とである。 三軸粘性ダンパを例として, 構造, 動作等について記載されている。
ARTICLE NF-E-1000	NF-E-1210 DAMPERS	NF-E-1230 APPLICATIONS		ダンパは振動対策や地震対策等に用いられることが記載されている。
		NF-E-1240 MODEL ING		ダンパは動的な支持装置であり静的荷重に対しては機能しないことが記載されている。また、機器・配管系にダンパを設置した場合の数値解析法として、モーダル解析及び時刻歴解析が記載されている。



本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

添付資料3-4 三軸粘性ダンパを設置した配管系の加振試験の概要

1. 試験の概要

配管系に三軸粘性ダンパを設置した場合の効果を検証するため、配管系の加振 試験を実施し、配管応答の低減効果を確認した。試験の概要を第3-4-1添表に、 加振台仕様を第3-4-2添表に示す。

第3-4-1添表 試験の概要

実施期間	2014. 6. 9~2014. 6. 13
実施場所	奥村組技術研究所振動台

第3-4-2添表 加振台仕様

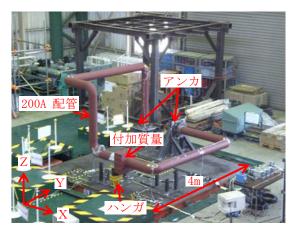
	寸法	$4\text{m} \times 4\text{m}$
最为	元積載量	60t
運転周]波数带域	DC-70Hz
最大加速度※1	水平	3G
取八加述及	鉛直	3G

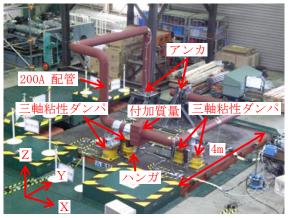
※1:定格積載量(20t)での最大加速度を示す。

2. 加振試験条件

2.1 試験体

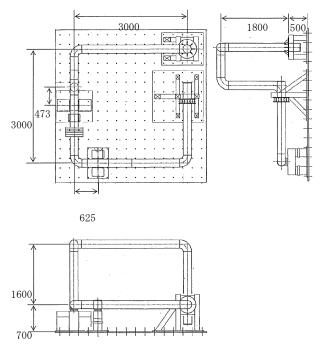
三軸粘性ダンパを設置した配管系(以下「ダンパ設置配管」という。)と三軸粘性ダンパを設置しない配管系(以下「ダンパ無配管」という。)の2種類の試験体を用いて加振試験を実施した。配管系試験体を第3-4-1添図に、配管系試験体構造図を第3-4-2添図に示す。いずれの配管系も配管部は200A Sch40の直管(STPT410)及びショートエルボ(STPT410)で構成している。また、配管系は終端2箇所でアンカにより固定され、1箇所でスプリングハンガにより支持されており、弁を模擬した付加質量(372kg)を有する。ダンパ設置配管には、三軸粘性ダンパを配管系の2箇所に合計4台(2箇所×2台)設置した。





配管系試験体 (ダンパ無配管)

パ無配管) 配管系試験体(ダンパ設置配管) 第 3-4-1 添図 配管系試験体



第3-4-2 添図 配管系試験体の構造図

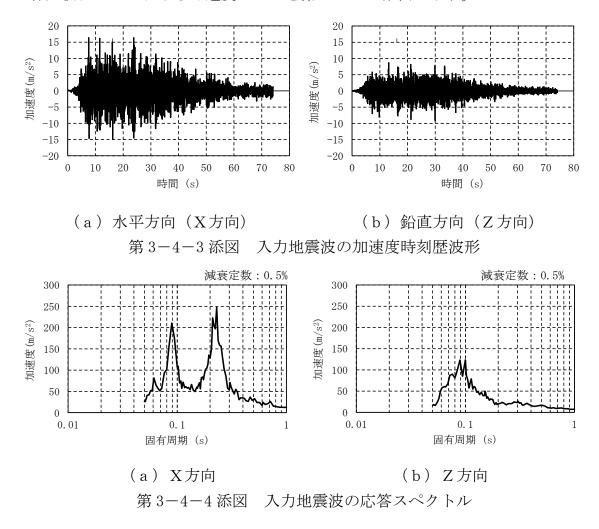
2.2 入力地震波

地震波加振における入力地震波は、耐震バックチェック評価用地震動Ss-1 (600gal) に対して島根原子力発電所2号炉原子炉建物の地震応答解析により算出した床応答波を参考に設定した地震波を用いた。入力地震波の加速度時刻歴波形を第3-4-3添図に、応答スペクトルを第3-4-4添図に示す。加振レベルは、配管系が弾性域に留まり、三軸粘性ダンパ設置位置の変位及び荷重が三軸粘性ダンパの許容範囲内となる最大加振レベルを目安として設定した。

配管系試験体はY方向加振時の応答よりもX方向加振時の応答が大きくなる傾向があるため、水平方向加振はX方向を代表とし、地震波加振はX+Z方向につ

いて実施した。

各試験ケースにおける加速度レベルを第3-4-3添表に示す。



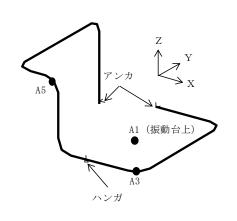
第3-4-3添表 地震波加振の試験ケース

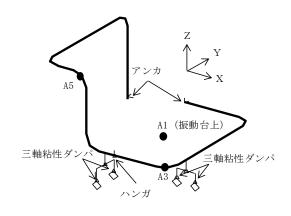
No	試験体条件	加速度レベル(m/s²)		
No.	的聚华米什	X方向	Z方向	
1	ダンパ無配管・・	1.5	0.84	
2	グンハ無町官	2. 5	1.41	
3		2. 5	1.41	
4	ダンパ設置配管	10	5. 6	
5		18	10. 1	

3. 加振試験結果

3.1 正弦波掃引試験結果

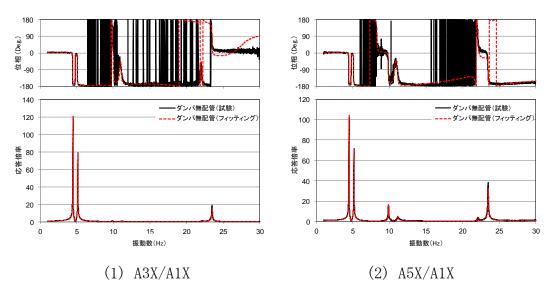
配管系試験体の概略図を第 3-4-5 添図に示す。また、ダンパ無配管における X方向の正弦波掃引試験結果について、振動台上の加振方向の加速度に対する配 管位置の加振方向の応答加速度の振動伝達特性を第 3-4-6 添図に、カーブフィ ットにより得られた配管系試験体の固有振動数とモード減衰比を第 3-4-4 添表に示す。同様にダンパ設置配管での振動伝達特性を第 3-4-7 添図に、配管系試験体の固有振動数とモード減衰比を第 3-4-5 添表に示す。第 3-4-5 添表において、固有振動数とモード減衰比の値は概略値で示す。ダンパ設置配管の場合、配管系の減衰が非常に大きくなり、カーブフィットに対して固有振動数、モード減衰比の感度が低くなるため、モード減衰比を一律 20%とした概略値で試験結果とカーブフィットが良好に一致する。これらの結果から、ダンパ無配管では最大で 120 倍程度の応答倍率を持つ複数のピークがあったが、ダンパ設置配管での応答倍率は最大で 4倍程度まで低減されたことを確認した。また、ダンパ無配管は減衰比が非常に小さいが、ダンパ設置配管は減衰比が非常に大きいことが確認された。



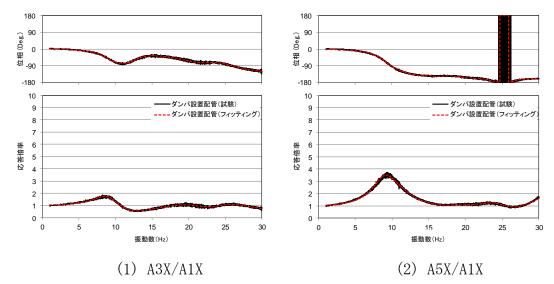


配管系試験体 (ダンパ無配管) 第 3-4-5 添図

配管系試験体(ダンパ設置配管) 配管系試験体の概略図



第 3-4-6 添図 振動伝達特性(ダンパ無配管, X 方向加振、入力加速度, 0. 5m/s²)



第3-4-7添図 振動伝達特性(ダンパ設置配管, X方向加振, 入力加速度 1.0m/s²)

第3-4-4添表 固有振動数とモード減衰比(ダンパ無配管)

No.	固有振動数(Hz)	モード減衰比(%)
1	4. 5	0. 22
2	5. 1	0. 26
3	9. 9	0. 26
4	11. 1	0. 55
5	22. 1	0.30
6	23. 5	0. 15

第3-4-5添表 固有振動数とモード減衰比(ダンパ設置配管)

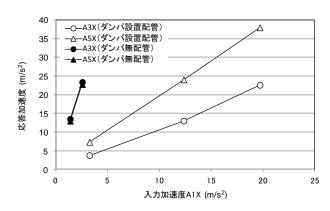
No.	固有振動数(Hz)	モード減衰比(%)
1	9	20
2	13	20
3	17	20
4	19	20
5	23	20
6	25	20

3.2 地震波加振の試験結果

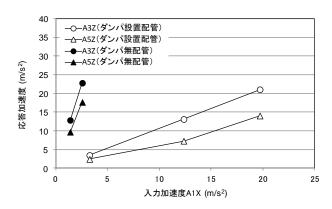
入力地震波(X+Z方向)により加振した場合のダンパ無配管とダンパ設置配管の配管応答加速度を第3-4-8添図及び第3-4-9添図に示す。第3-4-8添図では,ダンパ無配管の応答倍率(応答/入力)が A3 及び A5 の位置で 10 倍程度であるのに対し,ダンパ設置配管の場合の応答倍率は A3 の位置で 1 倍程度,A5 の位置で 2 倍程度であり,応答がそれぞれ 1/10,1/5 に低減されている。また,第3-4-9 添図では,ダンパ無配管の応答倍率が A3 及び A5 の位置で 10 倍程度であるのに対し,ダンパ設置配管の場合の応答倍率は A3 の位置で 1 倍程度,A5 の位置で 0.7 倍程度であり,応答がそれぞれ 1/10,7/100 に低減されている。

地震波加振試験において応答が低減した要因には、ダンパ設置配管のモード減衰比が大きくなったことに加えて、ダンパ設置配管の固有振動数が剛側に変動することによる影響も含まれる。固有振動数の変動による影響について考察するため、X方向の応答が卓越する1次モードと、Z方向の応答が卓越する2次モードに着目し、ダンパ設置前後における床応答スペクトルの値を第3-4-10添図にて比較した。X方向入力では、1次固有周期における床応答スペクトルの値がダンパ設置前後で0.3倍程度となっており、Z方向入力では、2次固有周期における床応答スペクトルの値がダンパ設置前後で5倍程度となっている。これに対して、地震波加振試験におけるダンパ設置前後の応答倍率の変化はX方向で1/10、1/5であり、床応答スペクトルの低下率よりも大きく低減されている。また、Z方向では床応答スペクトルの値は大きくなっているにも関わらず応答倍率は1/10、7/100に低減されている。床応答スペクトルの変化よりも大きく応答倍率が低減されていることは、三軸粘性ダンパの設置による減衰の効果と考えられる。

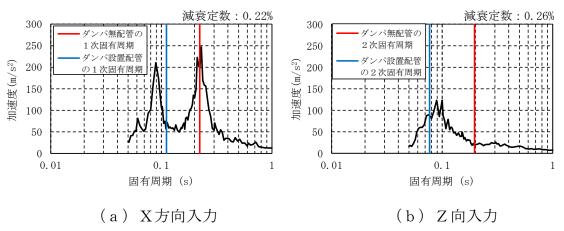
以上より,正弦波掃引試験により確認された三軸粘性ダンパの応答低減効果は, 地震波加振試験の結果においても確認された。



第3-4-8 添図 入力加速度 A1X に対する X 方向の応答加速度 (地震波 X + Z 方向加振)



第3-4-9 添図 入力加速度 A1X に対する Z 方向の応答加速度 (地震波 X + Z 方向加振)



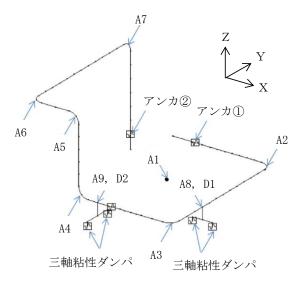
第3-4-10添図 卓越モードの固有周期における応答スペクトルの比較

4. 三軸粘性ダンパを適用した配管系の加振試験結果による妥当性確認

三軸粘性ダンパを適用した配管系の地震応答解析法の妥当性を加振試験結果と解析結果の比較により確認する。

4.1 解析モデル

三軸粘性ダンパを適用した配管系の加振試験の試験体をモデル化して地震応答解析を実施した。解析モデルを第3-4-11添図に示す。なお、解析手法は「3.2.4地震応答解析手法」のとおりであり、その詳細を添付資料3-9に示す。



第3-4-11添図 解析モデル

4.2 解析ケース

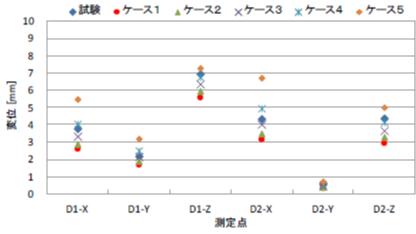
「3.2.3 項(3) b. ばらつきの考慮」に基づき,三軸粘性ダンパの減衰性能のばらつきを考慮して設定した上限の減衰性能(K_1 , C_1),下限の減衰性能(K_5 , C_5)及びその間の3つの内挿点の計5ケースの減衰性能により地震応答解析を実施した。地震応答解析ケースを第3-4-6添表に示す。なお,地震応答解析の対象とする試験ケースは,X方向及びZ方向の最大加振ケース(X方向: 19.7 m/s^2 , Z方向: 10.6 m/s^2)とした。

376	4 の外状 カギリノ ノ
解析ケース	減衰性能
1	K ₁ , C ₁ (上限)
2	
3	均等に内挿
4	
5	K ₅ , C ₅ (下限)

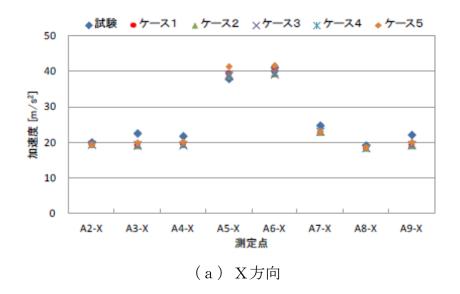
第3-4-6添表 解析ケース

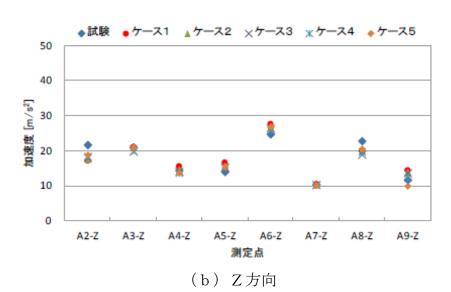
4.3 解析結果

三軸粘性ダンパの最大応答変位の試験結果と解析結果を第3-4-12添図に示す。 X方向及びZ方向の最大応答加速度の試験結果と解析結果を第3-4-13添図に示す。三軸粘性ダンパの最大応答変位の解析結果は、試験結果を上回る保守的な評価となっている。また、配管最大応答加速度の解析結果は、試験結果に対して-10%程度以上の精度で一致している。



第3-4-12添図 三軸粘性ダンパ最大応答変位





4.4 解析結果の考察

上限の減衰性能 (K_1, C_1) , 下限の減衰性能 (K_5, C_5) 及びその間に内挿した減衰性能で地震応答解析を行い、最大応答変位及び最大応答加速度を適切に評価できることを確認した。最大応答変位については、解析結果が試験結果を上回っており、地震動による配管応力を保守的に評価することができる。

第3-4-13添図 最大応答加速度

1. 三軸粘性ダンパの性能の表し方

三軸粘性ダンパに使用される粘性体は粘弾性を有しており、三軸粘性ダンパの 減衰性能は粘弾性を表すパラメータにより表現される。一般に粘弾性体を式(1) に示す正弦波変位 γ (t) で加振すると、第 3-5-1 添図に示すように位相が変位に 対して δ (0 \sim π /2) 進んだ荷重 σ (t) (式 (2)) が生じる。

$$\gamma(t) = \gamma_0 \cos \omega t \tag{1}$$

$$\sigma(t) = \sigma_0 \cos(\omega t + \delta) \tag{2}$$

 γ_0 :変位の振幅 ω :変位の角振動数 σ_0 :荷重の振幅 δ :位相角(変位及び荷重の位相差)

荷重 $\sigma(t)$ は、式(3)に示すとおり変位成分に比例する弾性応答成分と速度成分に比例する粘性応答成分の和として表現することができる。

$$\sigma(t) = \sigma_0 \cos(\omega t + \delta)$$

$$= \sigma_0 \cos \delta \cdot \cos \omega t - \sigma_0 \sin \delta \cdot \sin \omega t$$

$$= \frac{\sigma_0}{\gamma_0} \cos \delta \cdot \gamma_0 \cos \omega t - \frac{\sigma_0}{\gamma_0} \sin \delta \cdot \gamma_0 \sin \omega t$$
(3)

式 (3) の最大変位 γ_0 と最大荷重 σ_0 の比 σ_0/γ_0 を等価剛性 K と呼ぶ。等価剛性 K は粘弾性体の剛性を定量的に定義する一般的なパラメータである。

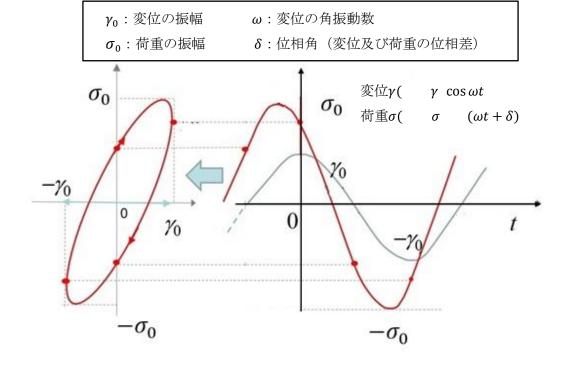
荷重の式(3)に対して一周期分の積分を行うと変位成分に比例する弾性応答成分の項は 0, 速度成分に比例する粘性応答成分の項は $\pi \sigma_0 \gamma_0 \sin \delta$ となり,粘性応答成分による散逸エネルギーが求められる。散逸エネルギーは第 3-5-1 添図のリサージュ曲線で囲まれる面積に相当する。このような減衰性能を定量的に定義するため,粘弾性体を散逸エネルギーの等しい理想的な粘性体である速度比例型ダッシュポットに置き換えた場合の比例係数を等価減衰係数 C と定義する。一周期分の変位 $\gamma(t)$ を減衰係数 C のダッシュポットに入力した場合の散逸エネルギーが $C\gamma_0^2\omega\pi$ であるので,散逸エネルギーに関して式(4)の関係となる。したがって,等価減衰係数 C は式(5)となる。

$$\pi \sigma_0 \gamma_0 \sin \delta = C \gamma_0^2 \omega \pi \tag{4}$$

$$C = \frac{\sigma_0}{\gamma_0 \omega} \sin \delta \tag{5}$$

三軸粘性ダンパの減衰性能は、これまで述べた粘弾性体の基本的な性質と同様に、等価剛性 K 及び等価減衰係数 C により表現することができる。

三軸粘性ダンパの等価剛性 K 及び等価減衰係数 C は振動数依存性を有しており、一般に振動数が高いほど等価剛性 K は大きく、等価減衰係数 C は小さくなる傾向がある。



第3-5-1 添図 典型的な粘弾性体の荷重-変位特性 (左:荷重-変位,右:荷重-時間)

2. 三軸粘性ダンパの解析モデル

粘弾性体のモデル化には、Voigt モデル、Maxwell モデル及びそれらを混合したモデル等が一般的に用いられている。三軸粘性ダンパの減衰性能は振動数依存性を有するため、その振動数特性を表現できる Maxwell モデルを採用する。Maxwell モデルは、第 3-5-2 添図に示すばね剛性 (=k) とダッシュポットの減衰係数 (=c) を直列につないだものである。また、k/c を Maxwell モデルの特性振動数 (= ω_0) とする。Maxwell モデルに変位 $\gamma=\gamma_0\cos\omega t$ を与えた場合の荷重 σ (t)を以下に示す。

$$\sigma(t) = \gamma_0 K_e \cos \omega t + \gamma_0 K_v \sin \omega t \tag{6}$$

 γ_0 : 変位の振幅 ω : 変位の角振動数,

 $K_{\!\scriptscriptstyle e}$: 三軸粘性ダンパの貯蔵弾性率, $K_{\!\scriptscriptstyle v}$: 三軸粘性ダンパの損失弾性率又は、

$$\sigma(t) = \gamma_0 K \cos(\omega t + \delta) \tag{7}$$

 $K: 三軸粘性ダンパの等価剛性 <math>\left(=\sqrt{K_e^2+K_v^2}\right)$ $\delta: 位相角 \left(=\tan^{-1}(K_v/K_e)\right)$ Maxwell モデルの場合, K_e 及び K_v は以下の式で与えられる。

$$K_{e} = k(\omega/\omega_{0})^{2}/(1+(\omega/\omega_{0})^{2})$$

$$K_{v} = k(\omega/\omega_{0})/(1+(\omega/\omega_{0})^{2})$$
(8)

k: Maxwell モデルのばね剛性 ω_0 : Maxwell モデルの特性振動数

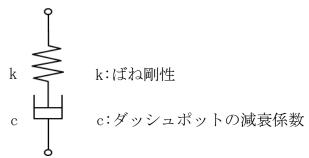
三軸粘性ダンパのモデル化にあたっては、その減衰性能の振動数特性をより精度良く表現するため、Maxwell モデルを 2 つ並列にした 4 パラメータ Maxwell モデル (第 3-5-3 添図参照)を用いる (第 3-5-4 添図参照)。 4 パラメータ Maxwell モデルでは、 K_a 及び K_c は以下の式となる。

$$K_{e} = K_{a}(\omega/\omega_{a})^{2}/(1+(\omega/\omega_{a})^{2}) + K_{b}(\omega/\omega_{b})^{2}/(1+(\omega/\omega_{b})^{2})$$

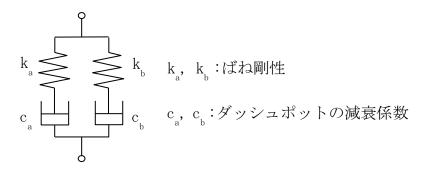
$$K_{v} = K_{a}(\omega/\omega_{a})/(1+(\omega/\omega_{a})^{2}) + K_{b}(\omega/\omega_{b})/(1+(\omega/\omega_{b})^{2})$$

$$\Xi \subseteq \mathfrak{T}, \quad \omega_{a} = k_{a}/c_{a}, \quad \omega_{b} = k_{b}/c_{b}$$
(9)

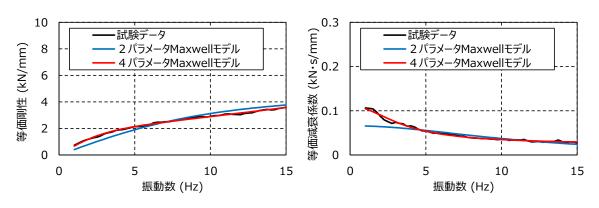
4パラメータ Maxwell モデルのパラメータは、三軸粘性ダンパの性能試験結果に基づいて設定する。



第 3-5-2 添図 Maxwell モデル



第 3-5-3 添図 4 パラメータ Maxwell モデル



(H-1) 等価剛性(水平方向)(H-2) 等価減衰係数(水平方向)第 3-5-4 添図4 パラメータ Maxwell モデルと Maxwell モデルの比較
(中型の例)

添付資料 3-6 三軸粘性ダンパの特性試験

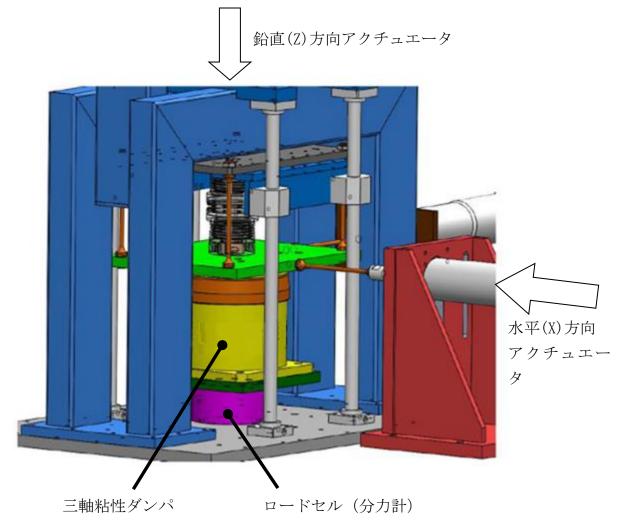
三軸粘性ダンパの減衰性能に影響する特性を把握するために実施した特性試験の結果を以下に示す。なお、三軸粘性ダンパは型式によらず構造は同じであり、使用する粘性体も同一であることから、特性試験結果については、中型及び小型(実機適用なし)の試験結果で代表して示す。

<試験項目>

- 1. 水平・鉛直同時加振試験(水平・鉛直同時加振)
- 2. 放射線照射試験(放射線)
- 3. 粘性体温度を変えた性能試験(温度)
- 4. 加振振幅を変えた性能試験(振幅)
- 5. 連続加振試験(連続加振)

1. 水平·鉛直同時加振試験

三軸粘性ダンパの性能試験は、水平、鉛直の各方向で1方向加振を行う方法により実施する。一方、地震時に三軸粘性ダンパは3方向同時加振されることから、水平方向加振と鉛直方向加振で相互に減衰性能に影響を及ぼす場合は、性能試験で取得した減衰性能と地震時の減衰性能に差が生じる可能性がある。そのため、水平方向及び鉛直方向の同時加振と1方向加振との減衰性能の比較を行った。水平・鉛直同時加振試験の概略図を第3-6-1添図に示す。試験条件を第3-6-1添表に、変位の時刻歴波形を第3-6-2添図に、試験結果を第3-6-3添図に示す。第3-6-3添図のとおり、水平方向及び鉛直方向の同時加振と1方向加振では減衰性能に差がないことを確認した。



第3-6-1 添図 水平·鉛直同時加振試験

第3-6-1添表 水平・鉛直同時加振試験条件

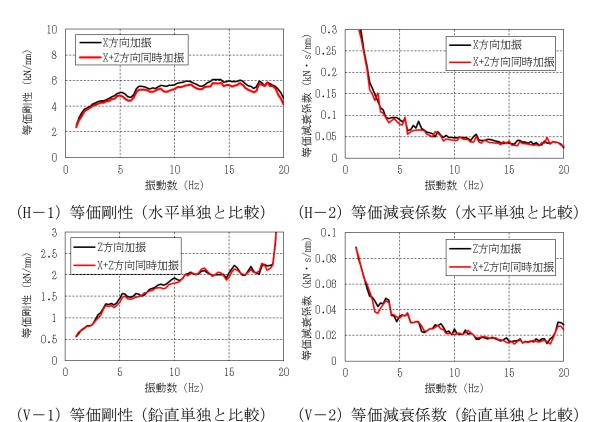
No. 型式		温度	加振	入力波形	振幅	継続時間
NO.	至八	(\mathcal{C})	方向	八八仅小	(mm)	(s)
1			水平			
2			鉛直			
	中型	20	水平	ランダム波	3	32
3			•			
			鉛直			



(H) 水平方向

(V) 鉛直方向

第3-6-2 添図 変位の時刻歴波形



(V-1) 等価剛性(鉛直単独と比較) (V-2) 等価減衰係数(鉛直単独と比較 第3-6-3 添図 水平・鉛直同時加振による減衰性能への影響確認結果

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

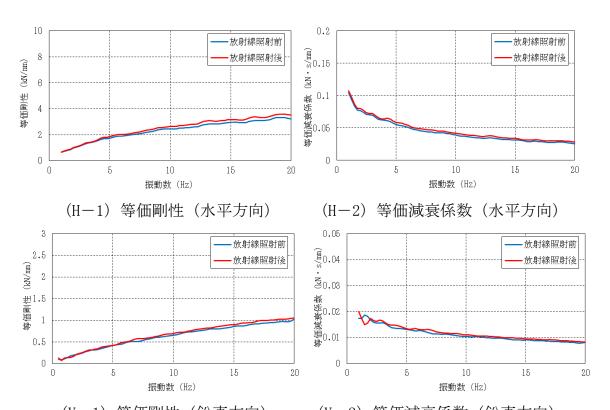
2. 放射線照射試験

放射線による三軸粘性ダンパの減衰性能への影響を確認するため、 γ 線照射量を変えた第 3-6-2 添表に示す試験条件にて三軸粘性ダンパの性能試験を実施した。 γ 線照射量は、島根 2 号炉の一般管理区域における 40 年間積算放射線量 0.004kGy に余裕を見た 1kGy とした。

結果を第3-6-4添図に示す。第3-6-4添図のとおり、1kGy の照射では減衰性能は変化しておらず、影響がないことが確認された。

_											
	No.	型式	温度	加振	7. 七. 本. 平.	振幅	継続時間	γ線			
	NO.	至八	(\mathcal{C})	方向	方向 入力波形		(s)	照射量			
	1		00				水平				照射なし
	2	小用		八十	ランダム波	1	32	1kGy			
	3	小型	20	約古	ノングム仮	1	1 32	照射なし			
	4			鉛直				1kGy			

第3-6-2添表 放射線照射試験条件



(V-1) 等価剛性(鉛直方向) (V-2) 等価減衰係数(鉛直方向) 第 3-6-4 添図 放射線による減衰性能への影響確認結果

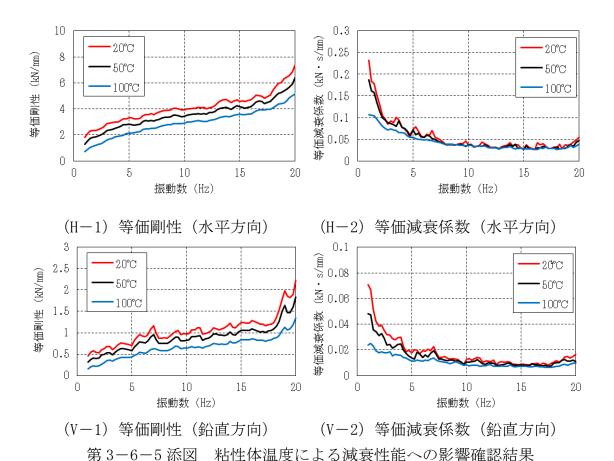
3. 粘性体温度を変えた性能試験

粘性体温度による三軸粘性ダンパの減衰性能への影響を確認するため、粘性体 温度を変えた第 3-6-3 添表の試験条件にて三軸粘性ダンパの性能試験を実施し た。

試験結果を第 3-6-5 添図に示す。第 3-6-5 添図のとおり、粘性体温度が高くなるほど三軸粘性ダンパの減衰性能が低下することが確認された。これは、粘性体の温度が上昇するほどその粘度が低下することが要因と考えられる。

	3,00	0 1/1/20	111111111111111111111111111111111111111	で、ころだには	1304 (3)(5)(1)	
No.	型式	温度	加振	 入力波形	振幅	継続時間
NO.	至八	(\mathcal{C})	方向		(mm)	(s)
1	中型	20		・ランダム波		32
2		50	水平		6	
3		100				
4		20				
5		50	鉛直			
6		100				

第3-6-3 添表 粘性体温度を変えた性能試験条件



4条-別紙18-91

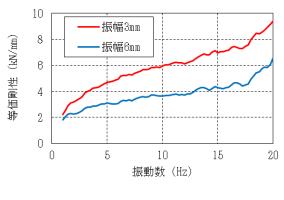
4. 加振振幅を変えた性能試験

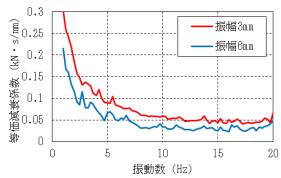
振幅の大きさによる三軸粘性ダンパの減衰性能への影響を確認するため、振幅 を変えた第3-6-4添表の試験条件にて三軸粘性ダンパの性能試験を実施した。

試験結果を第3-6-6添図に示す。第3-6-6添図のとおり、振幅が大きいほど三軸粘性ダンパの減衰性能が低下することが確認された。これは、三軸粘性ダンパで消費されたエネルギーにより粘性体温度が上昇したこと、粘性体が内部で流動し、ダンパピストンとの接触状態が変化したことが要因と考えられる。

A STANDARD CONTINUE OF THE WORLD								
No.	型式	温度	加振	入力波形	振幅	継続時間		
NO.		(\mathcal{C})	方向	八刀波形	(mm)	(s)		
1	中型		水平		2			
2		鉛直	ランダム波	3	20			
3		20	水平	ノンダム仮	C	32		
4			鉛直		6			

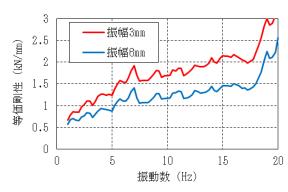
第3-6-4 添表 加振振幅を変えた性能試験条件

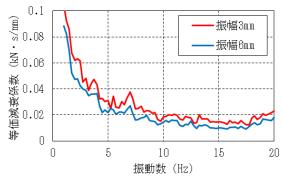




(H-1) 等価剛性(水平方向)







(V-1) 等価剛性(鉛直方向)

(V-2) 等価減衰係数(鉛直方向)

第3-6-6 添図 振幅による減衰性能への影響確認結果

5. 連続加振試験

連続加振による三軸粘性ダンパの減衰性能への影響を確認するため,第3-6-5 添表に示す試験条件により,連続加振試験を実施した。

試験結果を第 3-6-7 添図に示す。第 3-6-7 添図のとおり,三軸粘性ダンパの累積消費エネルギーW が増大すると単調に減衰性能が低下することが確認された。これは,三軸粘性ダンパで消費されたエネルギーにより粘性体温度が上昇したこと,粘性体が内部で流動し,ダンパピストンとの接触状態が変化したことが要因と考えられる。累積消費エネルギーW とは加振により三軸粘性ダンパで消費されるエネルギーの総和をいい,以下の式(1)で表される。

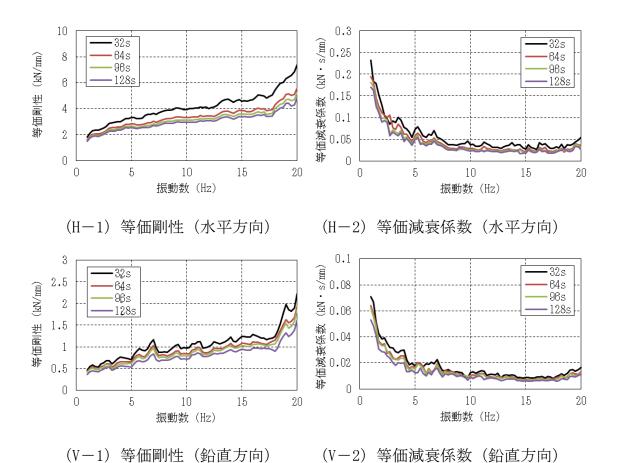
$$W = \int_0^T F(t) \frac{dx(t)}{dt} dt \tag{1}$$

ここで,

F(t): 三軸粘性ダンパ反力, x(t): 三軸粘性ダンパ変位, T:加振継続時間

		>1 3 0	0 0 1/11/12/	~	201011	
No.	型式	温度	加振	入力波形	振幅	継続時間
NO.	至八	(\mathcal{C})	方向	八刀扳形	(mm)	(s)
1			水平			32
2			鉛直			32
3			水平			64
4	中型	20	鉛直	ランダム波	6	04
5	十空	20	水平	ノングム似	O	96
6			鉛直			90
7			水平			128
8						128

第3-6-5添表 連続加振試験条件



第3-6-7添図 連続加振による減衰性能への影響確認結果

三軸粘性ダンパは、配管系の熱移動も考慮した上で、運転時にハウジング中心付近の標準位置にピストンが位置するように据付を行うことから、標準位置からのピストンの初期変位は小さいと考えられるが、その影響の程度を把握するため、三軸粘性ダンパのピストンに標準位置からの初期変位を与えた場合の減衰性能への影響を試験により確認した。なお、ピストン及びハウジングの角度については、水準器を用いて水平を保って据付を行うこと及び配管の熱移動により生じる配管のねじれは微小であることから、減衰性能への影響は軽微と判断する。

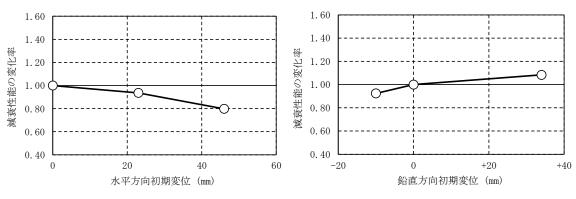
三軸粘性ダンパの初期変位による減衰性能への影響確認試験の試験ケースを第3-7-1添表に,試験結果を第3-7-1添図〜第3-7-2添図に示す。三軸粘性ダンパの減衰性能は振動数依存性を有するため,減衰性能の変化率は5〜15Hzの平均値で示す。また,等価剛性及び等価減衰係数のうち,より大きい変化率を減衰性能の変化率と整理する。

試験により把握した初期変位による減衰性能への影響を第 3-7-2 添表に整理する。試験結果に基づき、初期変位による減衰性能への影響が±20%以内となるようにピストン位置の基準を定めて管理する。なお、本資料では、中型の三軸粘性ダンパを代表として試験結果を示したが、大型の三軸粘性ダンパについても初期変位による減衰性能への影響について同様の管理を行う。

	TH-b	温度	加振		, 振幅	継続 初期変位 振幅 は関			
No.	型式	(℃)	方向	入力波形	(mm)	時間	(m	m)	
		(0)	// I ⁻¹		(IIIII)	(s)	水平	鉛直※1	
1			水平				0	0	
2			鉛直				U	U	
3			水平				23	0	
4			鉛直	ランダム波				40	U
5	中型	20	水平		6	32	46	0	
6	十生	20	鉛直		O	02	40	U	
7			水平				0	34	
8			鉛直				U	34	
9			水平				0	-10	
10			鉛直				U	10	

第3-7-1添表 初期変位の影響確認試験条件

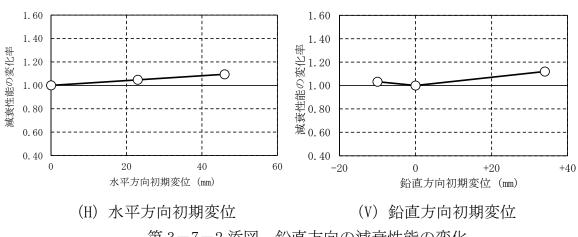
※1:鉛直方向の初期変位についてはピストンを引き抜く方向をマイナスとする。



(H) 水平方向初期変位

(V) 鉛直方向初期変位

水平方向の減衰性能の変化 第3-7-1添図



第3-7-2添図 鉛直方向の減衰性能の変化

三軸粘性ダンパの初期変位による減衰性能への影響 第3-7-2添表

	減衰性能	こへの影響
	水平方向初期変位	鉛直方向初期変位
水平方向 の減衰性能	初期変位が大きいほど直線的 に減衰性能が低下する(<u>最大で</u> -20%となる)。	上向きの初期変位に対しては 減衰性能が低下する (-10mm に対 して-10%未満)。 下向きの初期変位に対しては 減衰性能が高くなる (最大で
鉛直方向 の減衰性能	初期変位が大きいほど直線的 に減衰性能が大きくなる(<u>最大</u> で+10%未満)。	+10%未満)。 上向きの初期変位に対しては 減衰性能の変化は軽微である。 下向きの初期変位に対しては 減衰性能が高くなる(<u>最大で</u> +13%未満)。

添付資料 3-8 三軸粘性ダンパの性能試験方法

三軸粘性ダンパの減衰性能は等価剛性 K 及び等価減衰係数 C によって表現し、減衰性能の振動数特性を精度良く表現できる 4 パラメータ Maxwell モデルによりモデル化する。ここでは、三軸粘性ダンパの等価剛性 K 及び等価減衰係数 C を取得し、4 パラメータ Maxwell モデルのパラメータを決定するための性能試験方法について示す。

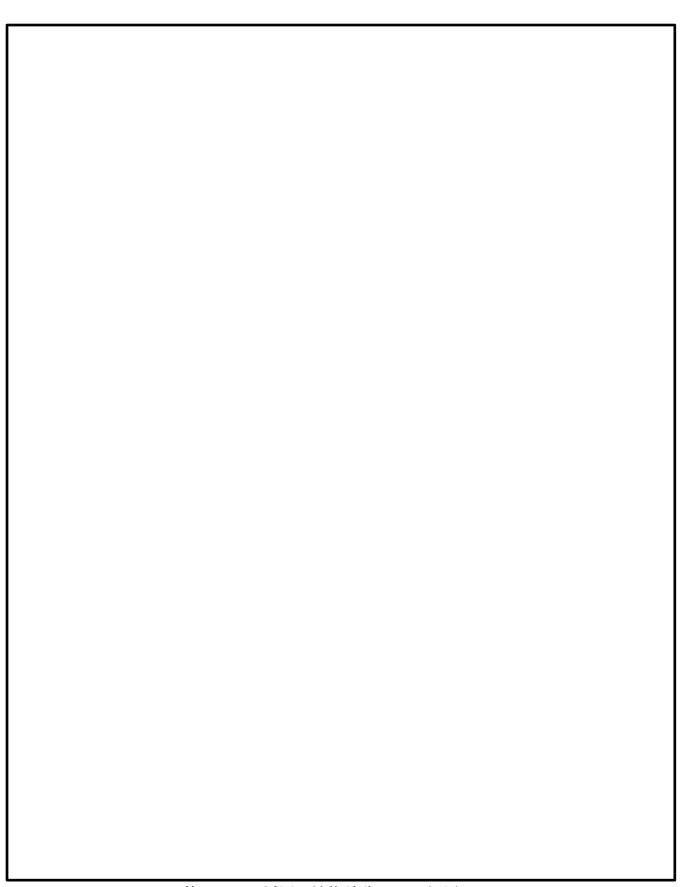
1. 性能試験方法

三軸粘性ダンパの等価剛性 K 及び等価減衰係数 C を取得し、4パラメータ Maxwell モデルの4つのパラメータを決定するための性能試験は、以下の流れで実施する。

最初に粘性体が均一に所定の温度となるように三軸粘性ダンパを恒温槽等で加温する。次に、試験機を用いて三軸粘性ダンパを所定の変位波形で加振し、加振中の変位及び荷重を測定する。なお、減衰性能は水平方向加振と鉛直方向加振で異なることから、水平方向及び鉛直方向のそれぞれで加振を行い、データを取得する。加振中に測定した変位及び荷重の時刻歴波形からフーリエ変換によりフーリエスペクトルを求めて、伝達関数を算出し、三軸粘性ダンパの等価剛性 K 及び等価減衰係数 C を得る。最後に、性能試験により取得した三軸粘性ダンパの等価剛性 K 及び等価減衰係数 C に基づき、4 パラメータ Maxwell モデルの 4 つのパラメータを決定する。性能試験のフローを第 3-8-1 添図に示す。

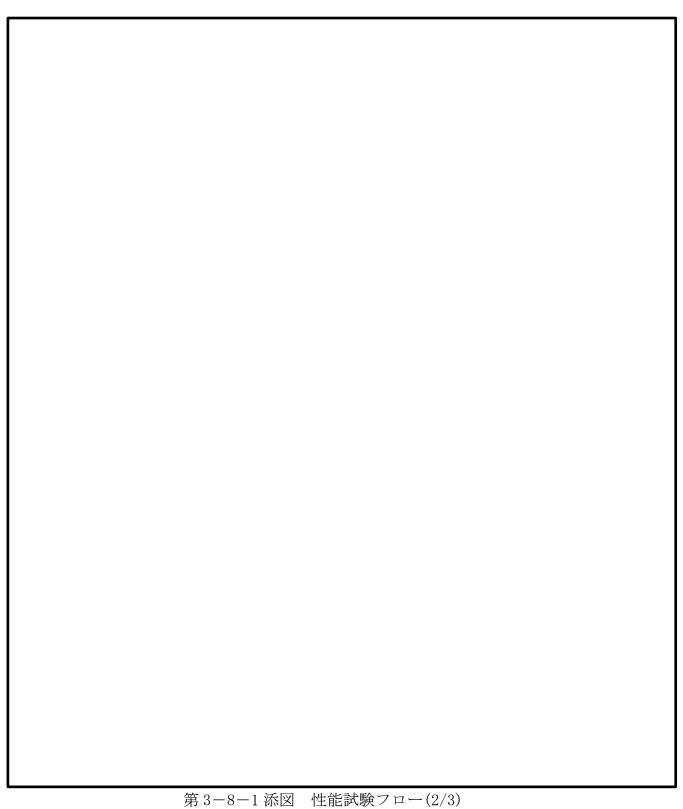
三軸粘性ダンパの性能試験においては、温度、加振振幅及び連続加振による減衰性能の変動を考慮して、高側ダンパ試験性能(K_{High} , C_{High})と低側ダンパ試験性能(K_{Low} , C_{Low})を取得する。高側ダンパ試験性能(K_{High} , C_{High})は実際の使用条件よりも高い減衰性能となる試験条件で、低側ダンパ試験性能(K_{Low} , C_{Low})は実際の使用条件を用条件よりも低い減衰性能となる試験条件で取得する性能である。試験条件の設定例を第 3-8-1 添表に示す。

第 3-8-1 添表	三軸粘性ダンパの性能試験条件の例	
•	·	·

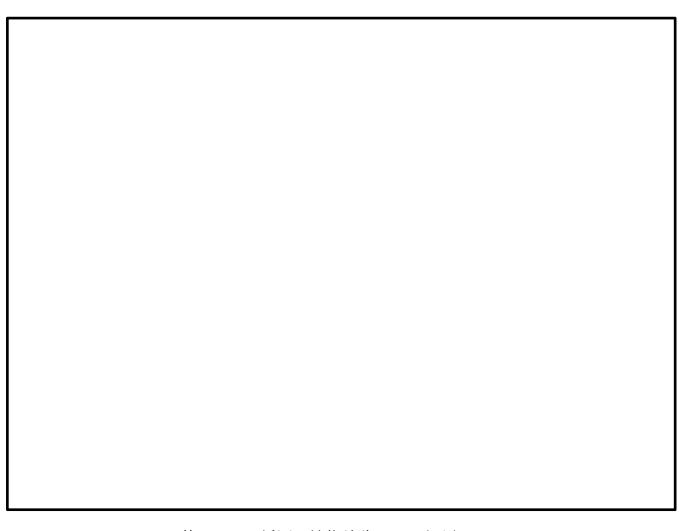


第3-8-1 添図 性能試験フロー(1/3)

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



第3-8-1 添図 性能試験フロー(3/3)

添付資料3-9 三軸粘性ダンパを設置した配管系の地震応答解析手法

本資料では、三軸粘性ダンパを設置した配管系の地震応答解析に用いる時刻歴 応答解析手法を説明する。

地震による慣性力を受ける配管系の運動方程式を以下に示す。

$$[M] \{\ddot{x}\} + [C] \{\dot{x}\} + [K] \{x\} = -[M] \{I\} \ddot{y}$$
 (1)

[M], [C], [K] : 配管系の質量、減衰、剛性マトリクス $\{x\}$: 配管系の変位ベクトル $\{I\}$: 単位ベクトル

ここで、減衰マトリクスの値が小さいとして[C]=0と仮定し、 $-[M]\{I\}\ddot{v}=0$ とす ると,

$$[M] \{\ddot{x}\} + [K] \{x\} = 0$$
 (2)

となる。この式を用いて実固有値解析を行うことにより各モードの固有角振動数 ω_i とモードマトリクス $[\Lambda]$ が算出される。モードマトリクス $[\Lambda]$ を使い $\{x\}$ を以下の 式で表現する。

$$\{x\} = [\Lambda]\{q\} \qquad \{q\} : 各次モードの応答 \tag{3}$$

式(3)を式(1)に代入して左側から $[\Lambda]^T$ を掛けると以下の式になる。

$$[\Lambda]^T[M][\Lambda]\langle \ddot{q}\rangle + [\Lambda]^T[C][\Lambda]\langle \dot{q}\rangle + [\Lambda]^T[K][\Lambda]\langle q\rangle = -[\Lambda]^T[M]\langle I\rangle \ddot{y} \tag{4}$$

式(4)について、[C] の値が小さく、対角化できると仮定して展開すると以下の 式になる。

$$\begin{bmatrix}
\cdot & 0 \\
m_i \\
0 & \cdot
\end{bmatrix} \{\ddot{q}\} + \begin{bmatrix}
\cdot & 0 \\
c_i \\
0 & \cdot
\end{bmatrix} \{\dot{q}\} + \begin{bmatrix}
\cdot & 0 \\
k_i \\
0 & \cdot
\end{bmatrix} \{q\} = -[\Lambda]^T [M] \{I\} \ddot{y} \tag{5}$$

式(5)は式(6)に示すモード空間での非連成の運動方程式となる。

$$\ddot{q}_i + 2\zeta_i \omega_i \dot{q}_i + \omega_i^2 q_i = -\beta_i \ddot{y} \tag{6}$$

ここで,

$$\zeta_i$$
: i 次のモード減衰比 β_i : i 次モードの刺激係数 $\left(=\frac{\{\lambda_i\}^T[M]\{I\}}{\{\lambda_i\}^T[M]\{\lambda_i\}}\right)$ λ_i : i 次モードの固有ベクトル q_i : i 次モードの応答

減衰マトリックス[C]の値が小さい場合は、式(6)に示したモード空間での非連成の運動方程式から、i 次モードのモードベクトル $\{\Lambda\}_i$ 、刺激係数 β_i 及び i 次モードの固有角振動数 ω_i の応答スペクトル値を用いて、スペクトルモーダル解析を行うことができる。

一方で、配管系に三軸粘性ダンパを設置した場合、減衰マトリクス [C] が大きな値となり対角化できず、[M] ,[C] , [K] の3つのマトリクスを解く複素固有値解析になる。この場合、固有値、固有ベクトルは複素数となるため、上記のスペクトルモーダル解析は適用できない。三軸粘性ダンパの減衰性能を解析モデルへ反映して解析を行う方法としては、モード解析を用いて、三軸粘性ダンパによって与えられる減衰が非対角項にある状態のままモード空間での連成した運動方程式に対して時間積分を行う方法があり、MSC. Nastran の標準機能として実装されている (C) 。本手法は、対角化できない減衰マトリックスが存在する場合にモード座標において連成した運動方程式を解く時刻歴モーダル解析手法であり、モード座標を用いること以外は、一般的な直接積分による時刻歴応答解析と同様の手法である。この方法を用いることで配管系の設計用減衰定数と対応したモード減衰を考慮することができる。三軸粘性ダンパを設置した配管系では減衰マトリクス [C] は、三軸粘性ダンパによって配管系に付与される減衰に対応した減衰マトリクス $[C_p]$ と、各モードに一律付与する配管系の減衰定数に対応した減衰マトリクス $[C_p]$ の和として式(7)のように設定することが可能である。

$$[C] = [C_P] + [C_D] \tag{7}$$

ここで、 $[C_P]$ は一般的な配管系と同様の減衰マトリクスであり、モード空間では 対角項が配管の減衰定数に関する要素、非対角項がすべてゼロ要素からなる式(8) のような対角行列となる。

$$[\Lambda]^T [C_P] [\Lambda] \cong \begin{bmatrix} \ddots & 0 \\ 2\zeta_i \omega_i \\ 0 & \ddots \end{bmatrix}$$
 (8)

なお,多入力の時刻歴応答解析では,基準とする入力点(基準入力点)に対する配管系の相対変位及び入力点の相対変位を用いると,地震による慣性力を受ける配管系の運動方程式は以下となる。

$[M] \{\ddot{x}_a\} + [C] \{\dot{x}_a\} + [K] \{x_a\} = -[M] \{I\} \ddot{y}_0 - [\tilde{C}] \{\dot{x}_b\} - [\tilde{K}] \{x_b\}$ (9)

 $\{x_a\}$: 基準入力点に対する配管系の相対変位ベクトル

 $\{x_{b}\}$:基準入力点に対する入力点の相対変位ベクトル

y₀ : 基準入力点の絶対変位

 $igl[ilde{c} igr] :$ 入力点の相対速度に対応した減衰マトリクス

 $\left[\widetilde{K}
ight]$: 入力点の相対変位に対応した剛性マトリクス

式(9)の左辺は式(1)と同様である。右辺第一項は、地動加速度に替えて基準入力点の加速度を用いるが、その意味は式(1)の右辺と同様である。右辺第二項及び右辺第三項は、入力点の相対変位、相対速度により生じる力を表している。式(9)は、単一入力の場合と同様に、モード座標系の運動方程式に変換することが可能であり、今回の評価では、モード空間での連成した運動方程式に対して時間積分を行う方法を適用する。

【参考文献】

(1) MSC. Nastran ユーザーガイド 基礎動解析

添付資料 3-10 三軸粘性ダンパの減衰性能と配管系の応答の関係

三軸粘性ダンパの減衰性能と配管系の応答の関係を第 3-10-1 添表及び第 3-10-2 添表に示す。配管モーメント及び三軸粘性ダンパの最大変位は、減衰性能が低いほど算出値が大きくなる傾向であり、三軸粘性ダンパの減衰性能が低くなるほど配管系の応答が大きくなるといえる。また、三軸粘性ダンパの最大荷重は、減衰性能が高いほど算出値が大きくなる傾向であり、これは三軸粘性ダンパの減衰性能が高いことにより三軸粘性ダンパが負担する荷重が大きくなるためである。

項目	減衰性能	発生値
	K_1 , C_1	$3.19 \times 10^{5} (\text{N} \cdot \text{m})$
	K ₂ , C ₂	$3.27 \times 10^5 (\text{N} \cdot \text{m})$
配管モーメント**1	K ₃ , C ₃	$3.30 \times 10^{5} (\text{N} \cdot \text{m})$
	K ₄ , C ₄	$3.38 \times 10^{5} (\text{N} \cdot \text{m})$
	K ₅ , C ₅	3. 59×10 ⁵ (N • m)

第3-10-1 添表 配管モーメント

※1:最も厳しい結果を記載

第 3-	-10-2	2 添表	三軸粘性ダンパの荷重及び変位
// /	10 1	- 141112	

87 0 10	2 m 武 _				
項目	減衰性能	発生値			
人	/	水平	鉛直		
	K_1 , C_1	117 (kN)	36 (kN)		
	K ₂ , C ₂	104 (kN)	31 (kN)		
最大荷重**1	K ₃ , C ₃	84 (kN)	24 (kN)		
	K_4 , C_4	69 (kN)	18 (kN)		
	K_5 , C_5	36 (kN)	9 (kN)		
	K_1 , C_1	1.4 (mm)	1.7 (mm)		
	K ₂ , C ₂	1.6 (mm)	1.8 (mm)		
最大変位**1	K ₃ , C ₃	1.8 (mm)	2.1 (mm)		
	K_4 , C_4	2.4 (mm)	2.3 (mm)		
	K_5 , C_5	4.3 (mm)	2.7 (mm)		

※1:最も厳しい結果を記載

添付資料 3-11 三軸粘性ダンパの配管への取付部の設計について

三軸粘性ダンパは、ラグ又はクランプにより配管に取り付ける。本資料では、 配管への取付部の構造概要、荷重伝達機構及び構造成立性を示す。また、配管系 への三軸粘性ダンパの配置計画の成立性について説明する。

1. ラグの設計について

1. 1 構造概要

ラグの構造の概要を第3-11-1添図に示す。ラグの構造については、従来のアンカサポート等の設計と同様であり、配管と溶接により一体となる構造とする。 ラグと三軸粘性ダンパは第3-11-2添図のとおり取付ボルトにより接続する。

1. 2 荷重の伝達機構

地震により配管に振動が生じた場合、ラグは配管と一体となって運動し、取付ボルトを介して三軸粘性ダンパに運動が伝達される。これを受けて、三軸粘性ダンパのピストンが粘性体中を移動し、抵抗力が生じる。この抵抗力は、三軸粘性ダンパのピストンから取付ボルト及びラグを介して配管へ伝達される。

1. 3 構造成立性について

ラグは三軸粘性ダンパを接続すること以外は従来の構造及び設計と同様であり, 三軸粘性ダンパの発生荷重に対して十分な構造強度を持つように設計する。

なお、取付ボルトは、三軸粘性ダンパの構造強度評価において、三軸粘性ダンパの許容荷重に対する評価を行う。

2. クランプの設計について

2. 1 構造概要

クランプの構造の概要を第 3-11-3 添図に示す。クランプは上部クランプ及び下部クランプから構成され,第 3-11-4 添図のように上部クランプと下部クランプをクランプボルトにより締め付けることで配管に取り付ける。クランプと三軸粘性ダンパは取付ボルトにより接続する。

2. 2 荷重の伝達機構

地震により配管に振動が生じた場合、クランプは配管と一体となって運動し、 取付ボルトを介して三軸粘性ダンパに運動が伝達される。これを受けて、三軸粘 性ダンパのピストンが粘性体中を移動し、抵抗力が生じる。この抵抗力は、三軸 粘性ダンパのピストンから取付ボルト及びクランプを介して配管へ伝達される。 クランプから配管への荷重伝達機構は、荷重の方向により異なることから、各方 向の荷重伝達機構を以下に示す。

【クランプから配管への荷重伝達機構】

(1) 水平方向

水平方向の荷重伝達機構を第3-11-5添図に示す。水平方向については、配管軸方向及び配管軸直角方向に分けて説明する。

a. 配管軸方向

第 3-11-5 添図 (a) に示すように、クランプが配管を押し返すことや、配管 軸方向の摩擦によりクランプが配管を拘束することで荷重が伝達される。

b. 配管軸直方向

第 3-11-5 添図(b)に示すように、クランプが配管を押し返すことや、配管 周方向の摩擦によりクランプが配管を拘束することで荷重が伝達される。

(2) 鉛直方向

鉛直方向の荷重伝達機構を第3-11-6添図に示す。クランプボルトで配管に取り付けられたクランプが配管を押し返すことで荷重が伝達される。

2. 3 構造成立性について

クランプに対して水平方向及び鉛直方向における三軸粘性ダンパの荷重伝達機構を考慮のうえ、許容荷重を設定する。クランプに接続される三軸粘性ダンパの地震応答解析における最大荷重と設定した許容荷重を比較することで構造成立性を確認する。

(1) 水平方向荷重に対するクランプの構造成立性

水平方向の荷重はクランプと配管の摩擦によって制限されるため、クランプの 最大摩擦力と等しくなるときの三軸粘性ダンパのピストンに生じる荷重をクラン プの許容荷重とする。許容荷重の算出方法を以下に示す。

上部クランプと下部クランプにおいて、許容荷重の算出方法は同様であるため、下部クランプを例に説明する。クランプ締付力により、下部クランプに一様な圧力が p_l が生じた状態を考える。第 3-11-7 添図に示すとおり、下部クランプと配管が接している範囲の角度 $-\alpha \le \theta \le \alpha$ の中で微小角度 $d\theta$ を考えると、 $d\theta$ においてクランプの締付により鉛直方向に生じる力 $Q_{u\theta}$ は式(1)となる。

$$Q_{ld\theta} = N_{ld\theta} \cdot \cos \theta = p_l \cdot \frac{D}{2} \cdot d\theta \cdot B \cdot \cos \theta \tag{1}$$

ここで、 $N_{ld\theta}$ は微小角度 $d\theta$ においてクランプ面に垂直な方向に生じる力、Dは配管外径、Bはクランプ幅である。

 $Q_{ld\theta}$ をクランプが配管と接している角度 $-\alpha \le \theta \le \alpha$ で積分すると、鉛直方向の力の総和 Q_i は式(2)となる。

$$Q_{l} = \int_{-\alpha}^{\alpha} Q_{ld\theta} = \int_{-\alpha}^{\alpha} p_{l} \cdot \frac{D}{2} \cdot B \cdot c \quad o\theta s \, d\theta = p_{l} \cdot \frac{D}{2} \cdot B \cdot 2s \quad i\alpha n$$
 (2)

この鉛直方向の力 Q_i はクランプの締付力 F_c と等しいため,

$$F_c = Q_l = p_l \cdot \frac{D}{2} \cdot B \cdot 2s \text{ i an}$$
 (3)

となり、クランプの締付による下部クランプに生じる圧力 p_i は式(4)となる。

$$p_l = \frac{F_c}{D \cdot B \cdot s \, i \, \alpha} \tag{4}$$

この圧力 p_l が角度 $-\alpha \le \theta \le \alpha$ の部分の面積に加わるため,クランプの締付により下部クランプに生じる垂直抗力 F_N は式(5)となる。

$$F_{lN} = p_l \cdot \frac{D}{2} \cdot 2\alpha \cdot B = \frac{F_c}{D \cdot B \cdot s \, i \, \alpha n} \cdot \frac{D}{2} \cdot 2\alpha \cdot B = \frac{F_c \cdot \alpha}{s \, i \, \alpha n}$$
 (5)

摩擦係数を μ とすると下部クランプに生じる静止摩擦力 F_{tr} は式(6)となる。

$$F_{lf} = \mu \cdot F_{lN} = \frac{\mu \cdot F_c \cdot \alpha}{\sin \alpha} \tag{6}$$

上部クランプについても同様に静止摩擦力 F_{uf} を計算すると、上部クランプと下部クランプによる摩擦力 F_f は式(7)となる。

$$F_f = F_{uf} + F_{lf} = 2F_{lf} = 2\frac{\mu \cdot F_c \cdot \alpha}{\sin \alpha} \tag{7}$$

配管軸方向の拘束については F_f が許容荷重となる。

配管軸直角方向の拘束については、三軸粘性ダンパの抵抗力がピストンと粘性体の接触面で生じることから、荷重作用点を考慮して算出したモーメントに対してすべりが生じることのない摩擦力を確保する。そのため、配管外径をD、荷重発生箇所のモーメントアームを L_m とすると、モーメントのつり合いから式(8)により配管軸直角方向の許容荷重 F_a が得られる。

$$F_{f} \cdot \frac{D}{2} = F_{a} \cdot L_{m}$$

$$F_{a} = \frac{F_{f}D}{2L}$$
(8)

許容荷重 F_f 及び F_a を式 (7), (8) 及びクランプの諸元により算出した結果を第 3-11-1 添表に示す。なお、クランプの構造成立性の確認にあたっては、値の小さい軸直角方向の許容荷重 F_a を水平方向の共通の許容荷重として第 3-11-2 添表のとおり設定する。

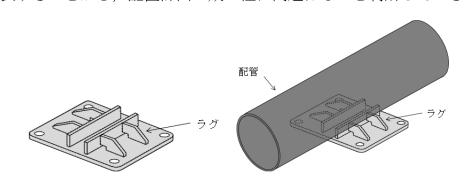
(2) 鉛直方向荷重に対するクランプの構造成立性

三軸粘性ダンパは鉛直方向の許容荷重が140(kN)であり,水平方向と比べて小さいため,クランプの許容荷重も第3-11-2添表のとおり接続する三軸粘性ダンパ

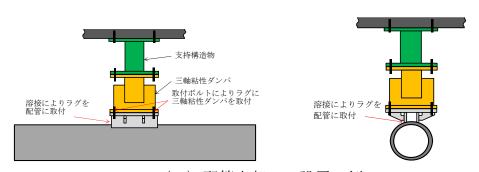
と同じ140(kN)に設定する。三軸粘性ダンパ及びクランプ共通の許容荷重140(kN)に対して、クランプの構成部品の中で余裕が小さいと想定される評価対象部位としてクランプボルトの構造強度評価をJEAG4601等に基づいて実施した。評価の結果は第3-11-3添表のとおりであり、構造成立性を確認した。

3. 配管系への三軸粘性ダンパの配置計画の成立性について

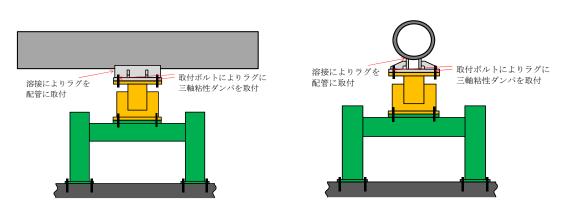
三軸粘性ダンパは、配管への取付方法としてラグ又はクランプを選択可能であり、配管の上部及び下部のいずれの位置にも設置することができる。配管への取付方法及び設置位置は設置スペース、干渉物、施工性等を考慮して現場状況に応じて選択することから、配置計画の成立性に問題はないと判断している。



第3-11-1添図 ラグの構造概要

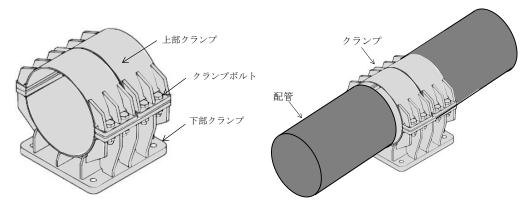


(a) 配管上部への設置の例

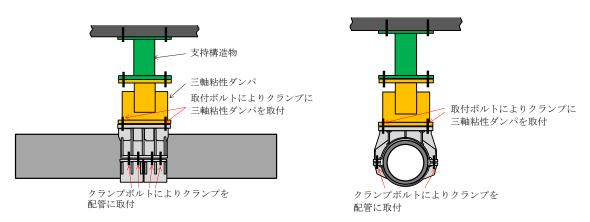


(b) 配管下部への設置の例

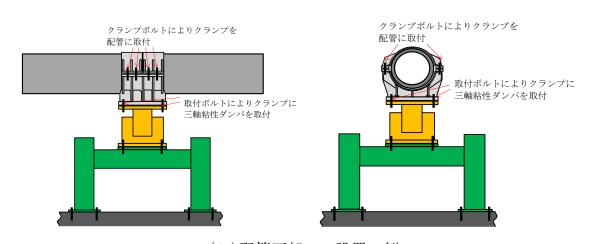
第3-11-2添図 ラグの配管への取付及び三軸粘性ダンパへの接続



第3-11-3添図 クランプの構造概要



(a)配管上部への設置の例



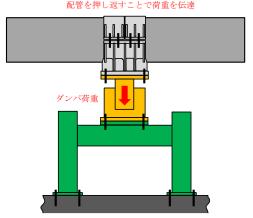
(b)配管下部への設置の例

第3-11-4添図 クランプの配管への取付及び三軸粘性ダンパへの接続

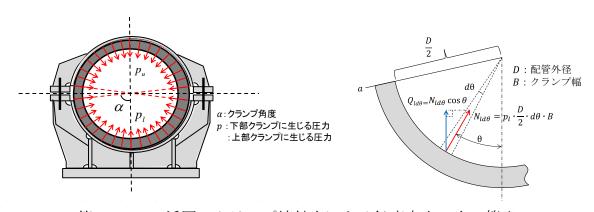
クランプが配管を押し返すことや、 配管軸方向の摩擦により荷重を伝達 ダンバ荷重 (a)配管軸方向荷重の伝達 (b)配管軸直方向荷重の伝達

第3-11-5添図 クランプによる水平方向の荷重伝達機構

クランプボルトで配管に接続されたクランプが 配管を押し返すことで荷重を伝達



第3-11-6添図 クランプによる鉛直方向の荷重伝達機構



第3-11-7添図 クランプ締付力による鉛直方向の力の算出

第3-11-1添表 クランプの諸元及び水平方向許容荷重の算出値

摩擦係数	締付力	クランプ角度	配管	モーメント	算と	出値
		クラクラ角及 α (rad)	直径	アーム	$F_{f}(kN)$	F _a (kN)
μ	F _c (kN)	α (1au)	D (mm)	L_{m} (mm)	r _f (KN)	r _a (KN)
0.3	660.8	$(85/180) \pi$	609.6	1150	590	156

第 3-11-2 添表 クランプの許容荷重

方向		許容荷重	
水平方向	配管軸直角方向	156 (kN)	
	配管軸方向	156 (kN) **1	
鉛直方向		140 (kN) * 2	

※1:より厳しい配管軸直角方向の許容荷重に合わせて設定

※2:三軸粘性ダンパの鉛直方向の許容荷重に合わせて設定

第3-11-3添表 鉛直方向許容荷重によるクランプボルトの評価結果

評価項目	発生値	許容限界*1
引張応力	25 (MPa)	398 (MPa)

※1:許容応力状態B_ASの許容応力

三軸粘性ダンパを設置した配管系の耐震評価方法について、海外実績と島根2号炉の比較を第3-12-1添表に示す。第3-12-1添表に示すとおり、三軸粘性ダンパを設置する場合の耐震評価方法は同様である。島根2号炉では、海外実績における耐震評価方法に加えて減衰性能の変動及びばらつきを考慮しているが、これは「免震構造の審査手引きの提案(平成26年1月) 独立行政法人原子力安全基盤機構」及び工認審査ガイドを踏まえて考慮することとしたものである。

第3-12-1添表 海外実績と島根2号炉における耐震評価方法の比較

項目	海外実績	島根2号炉
減衰性能のパラメータ設定方法	三軸粘性ダンパの性能試験結果に基づき,等価剛性及び等価減衰係数のフィッティングにより4パラメータMaxwellモデルのパラメータを設定している。	同左
地震応答解析手法	時刻歴応答解析を適 用している。	同左
三軸粘性ダンパの許容限界	地震応答解析結果から三軸粘性ダンパの荷 重及び変位を算出し, 許容荷重及び許容変位 と比較している。	同左
減衰性能の変動 及びばらつき		減衰性能の変動及 びばらつきを包絡す るように上限及び下 限の減衰性能を設定 した上で,5段階の 段階的な減衰性能を 設定する。

島根原子力発電所2号炉

弾性設計用地震動Sdの設定 について

- 1. はじめに
- 2. 弾性設計用地震動 S d の設定について
 - 2.1 弾性設計用地震動 S d と基準地震動 S s との応答スペクトルの比率に関する知見の整理
 - 2.2 弾性設計用地震動 S d の役割を踏まえた設定の考え方
 - 2.3 基準地震動 S 1 の果たしてきた役割を踏まえた設定の考え方
 - 2.4 弾性設計用地震動 S d の設定
 - 2.5 弾性設計用地震動 S d の年超過確率の参照
- 3. 弾性設計用地震動 S d の設定方法の妥当性について
- 4. 参考文献
- 添付資料-1 弾性設計用地震動 S d -1 を設定した理由及び S d -1 を設定するメリット・デメリットについて
- 添付資料-2 弾性設計用地震動 S d-1の模擬地震波の作成

1. はじめに

本資料は、弾性設計用地震動Sdの設定について説明するものである。

弾性設計用地震動 S d は,設置許可基準規則解釈 別記 2 及び審査ガイドにおいて,「基準地震動との応答スペクトルの比率の値が,目安として 0.5 を下回らないような値で,工学的判断に基づいて設定すること。」とされている。

ここでは、弾性設計用地震動S d と基準地震動S s との応答スペクトルの比率に関する知見、弾性設計用地震動S d の役割及び基準地震動S 1の果たしてきた役割を踏まえ、島根 2 号炉における弾性設計用地震動S d を設定し、設定した弾性設計用地震動S d の年超過確率を参照する。

また, 弾性設計用地震動 S d の設定根拠に関する総合的な比較・整理を行い, 島根 2 号炉における設定方法の妥当性を示す。

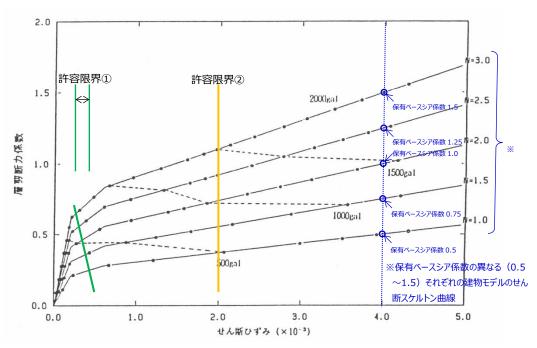
- 2. 弾性設計用地震動 S d の設定について
 - 2.1 弾性設計用地震動 S d と基準地震動 S s との応答スペクトルの比率に関する 知見の整理

安全機能限界に対応する入力荷重と弾性限界に対応する入力荷重の比率としての係数 α について,日本電気協会の調査報告 $^{(1)}$ を参照して評価する。日本電気協会の調査報告には,鉄筋コンクリート造壁式構造の建物を2質点系の簡易なスウェイ・ロッキングモデル(原子炉建物の規模を参考に,建物の耐力レベルを変動させた5種類の建物モデル)に置換し,入力地震動を100Gal ずつ順次増加して非線形地震応答解析を行って求められたせん断ひずみと層せん断力係数の関係を示した図があり,この図に許容限界①と許容限界②を加筆したものを第2.1-1図に示す。

ここで、許容限界②は、建物はある程度の損傷を受けるがその程度は小さく、終局に対して余裕のある基準地震動Ssの許容限界(せん断ひずみ度で 2.0×10^{-3})を示しており、許容限界①は許容限界②の入力加速度を 1/2 倍とした場合の応答値を示している。

許容限界①の応答値は短期許容応力度相当と考えられ、設置許可基準規則解 釈 別記2でいう弾性設計用地震動Sdに求められる「おおむね弾性範囲の設計」 と考えられる。

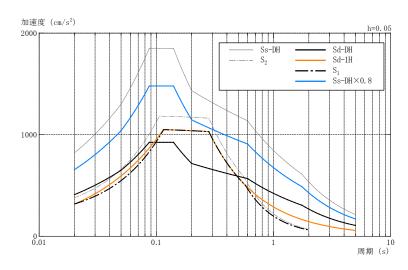
以上より,許容限界①を弾性限界,許容限界②を安全機能限界と捉えた場合,安全機能限界に対応する入力荷重と弾性限界に対応する入力荷重の比率としての α は 0.5 程度の値となる。



第2.1-1 図 最大入力加速度とスケルトン上の最大応答 (参考文献(1)より引用,加筆)

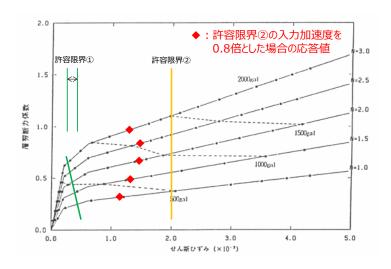
2.2 弾性設計用地震動 S d の役割を踏まえた設定の考え方

先行プラントの審査実績における設定方法と同じように、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)」(以下「旧指針」という。)における基準地震動S1を弾性設計用地震動Sdで包絡させる考え方とした場合、基準地震動Ss-Dの約0.8倍となり、弾性設計用地震動Sdが基準地震動Ssに近づき、基準地震動Ssに対する安全機能の保持をより高い精度で確認するという耐震設計上果たすべき役割から乖離する(基準地震動Ssに対する安全機能保持を確実にするための弾性設計用地震動Sdによる弾性設計ではなく、弾性設計用地震動Sdによって構造設計が決定される)。



第2.2-1 図 基準地震動Ss-DH×0.8のスペクトル

日本電気協会の調査報告による弾性限界(許容限界①),安全機能限界(許容限界②)の関係図(第2.2-2 図)に,許容限界②の入力加速度を0.8 倍とした場合の応答値を◆で示す。これによると,設置許可基準規則解釈 別記2でいう弾性設計用地震動Sdに求められる「おおむね弾性範囲の設計」とは対応しない。



第2.2-2 図 弾性限界と安全機能限界の関係図 (参考文献(1)より引用,加筆)

仮に、弾性設計用地震動S d を基準地震動S s -D 0 0 0 8 倍と設定し弾性設計を行う場合、基準地震動S s による応答は安全機能限界以下となると考えられるが、弾性設計用地震動S d による弾性設計を行うことで基準地震動S s に対する安全機能保持をより高い精度で確実にするという役割からすると、過大なレベルであると考えられる。

弾性設計用地震動S d を基準地震動S s -D 0.8 倍と設定した場合の耐震評価を,基準地震動S s に対する安全機能が保持できる見込みの設備において概算すると,第 2.2-1 表に示す通り,基準地震動S s -D \times 0.8 では弾性限界の目安を超え耐震強化が困難な設備がでる見込みであり,弾性設計用地震動S d とするには過大なレベルで,合理的な設計が出来ないと考えている。

代表設備	地震動	主な評価項目	判定(弾性限界)	備考
炉内構造物 (ブラケット)	S d - D	一次応力	目安値 以下	1 次固有周期: 0.11s(水平方向) ※原子炉圧力容器の 1 次固有周期を示す。
	S s - D ×0.8		目安値を 超える 見込み ^(注1)	
制御室建物 (中央制御室 遮蔽壁)	S d -D	せん断ひずみ, 応力度	目安値 以下	1 次固有周期: 0. 14s(N S 方向) 0. 12s(E W 方向)
	S s - D ×0.8		目安値を 超える 見込み ^(注2)	

第2.2-1表 耐震評価の概算

- (注1) $Ss-D\times0.8$ によるブラケットの発生応力を評価(Sd-D($=Ss-D\times0.5$)による発生応力の割増による概算)した結果,一次応力が許容応力を超える見込みであるが,当該ブラケットは原子炉圧力容器内部の溶接構造物であり,原子炉圧力容器内での照射された材料の溶接による補強は施工上田難
- (注2) $Ss-D\times0.8$ による鉄筋の応力度を評価(Sd-D($=Ss-D\times0.5$)による応力度の割増による概算)した結果,せん断応力度が短期許容応力度を超える見込みであるが,中央制御室遮蔽壁(制御室建物の耐震壁を兼ねる)の耐震補強(鉄筋の追加や取替え等)は隣接建物との干渉や施工スペースが狭隘なことから施工上困難。

従って、単純に基準地震動Ssの係数倍で基準地震動S1を包絡した弾性設計用地震動Sdを設定することは過大な地震動となり合理的な設計が出来ないことから、弾性設計用地震動Sdは、弾性設計用地震動Sdと基準地震動Ssとの応答スペクトルの比率に関する知見及び弾性設計用地震動Sdの役割を踏まえ、基準地震動Ssに係数0.5を乗じて設定する。

2.3 基準地震動 S₁の果たしてきた役割を踏まえた設定の考え方

平成18年の耐震設計審査指針の改訂に伴いAクラスがSクラスに格上げされたことに鑑み、旧指針において、基準地震動 S_1 がAクラス施設の耐震性を担保(基準地震動 S_1 と組み合わせる荷重の考慮を含む)してきたことを踏まえ、基準地震動 S_1 の応答スペクトルを概ね下回らないよう配慮した地震動も弾性設計用地震動 S_1 として追加設定する。

基準地震動 S_1 と弾性設計用地震動 S_1 の地震動の特徴や新旧設計体系の比較,及び基準地震動 S_1 をそのまま用いるのではなく新たに弾性設計用地震動 S_1 0のではなく新たに弾性設計用地震動 S_1 0のではなく新たに弾性設計用地震動 S_1 0の状態で踏まえ,設定した弾性設計用地震動 S_1 0の果たしてきた役割を果たせるものと判断した。

2.4 弾性設計用地震動 S d の設定

(1) 弾性設計用地震動 S d の役割を踏まえた設定

弾性設計用地震動Sdは,設置許可基準規則及び審査ガイドの要求事項に従って,基準地震動Ssとの応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らないよう基準地震動Ssに係数0.5を乗じて設定した。なお,係数0.5は,工学的判断として,発電用原子炉施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率が0.5程度であるという知見を踏まえて設定した。

以上の方法に基づき設定した弾性設計用地震動Sdを以下に示す。 弾性設計用地震動Sd:Sd-D,F1,F2,N1,N2

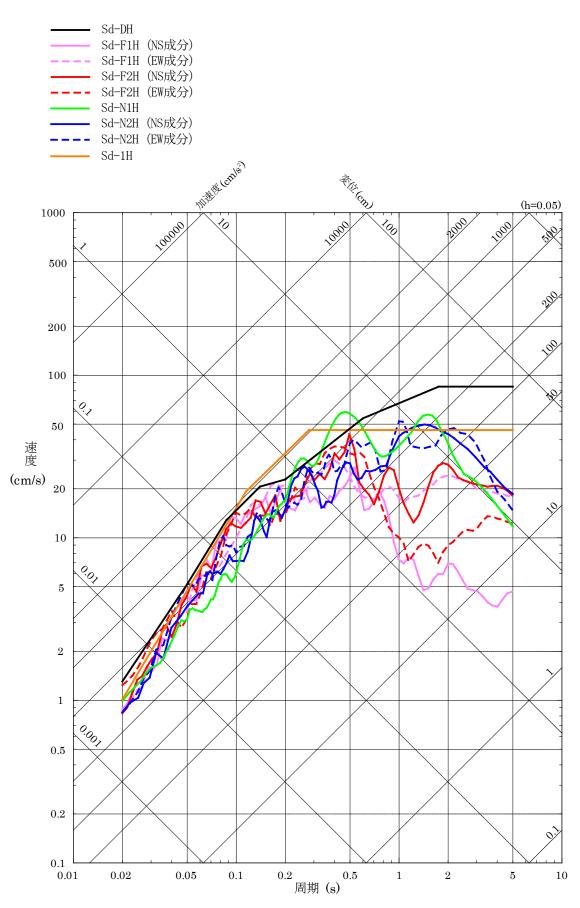
(2) 基準地震動S1の果たしてきた役割を踏まえた設定

基準地震動 S_1 の果たしてきた役割を踏まえ、旧指針における基準地震動 S_1 の応答スペクトルを概ね下回らないよう配慮した地震動も弾性設計用地震動 S_1 として設定した。

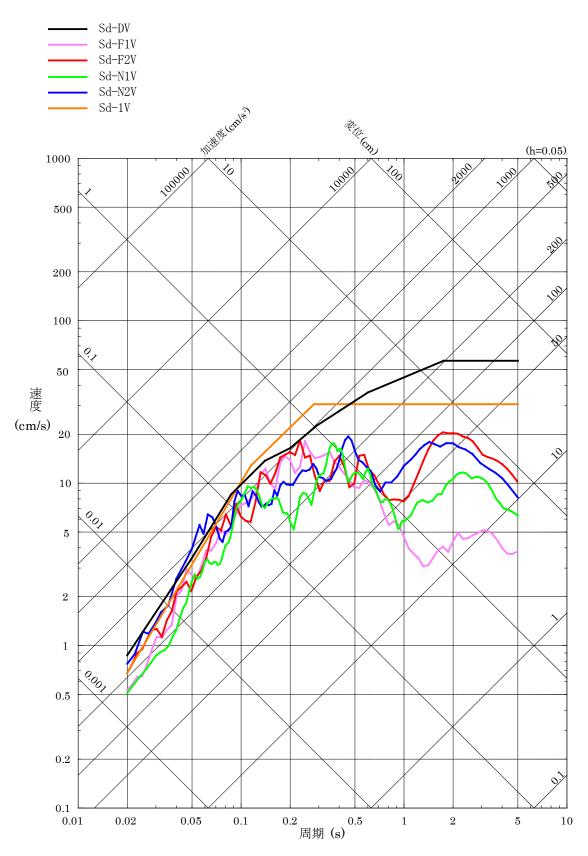
設定した弾性設計用地震動Sdを以下に示す。

弹性設計用地震動Sd:Sd-1

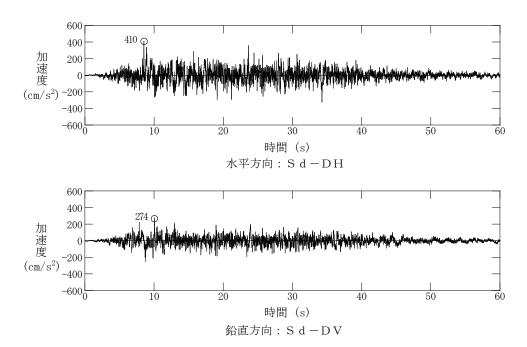
設定した弾性設計用地震動 S d の応答スペクトルを第 2.4-1 図及び第 2.4-2 図に,加速度時刻歴波形を第 2.4-3 図~第 2.4-8 図に,弾性設計用地震動 S d と基準地震動 S 1 の応答スペクトルの比較を第 2.4-9 図に示す。弾性設計用地震動 S d 1 の模擬地震波の作成条件等を添付資料 1 に示す。



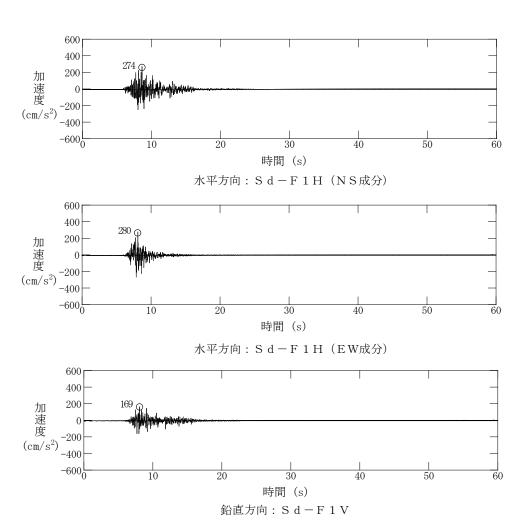
第2.4-1図 弾性設計用地震動Sdの応答スペクトル(水平方向)



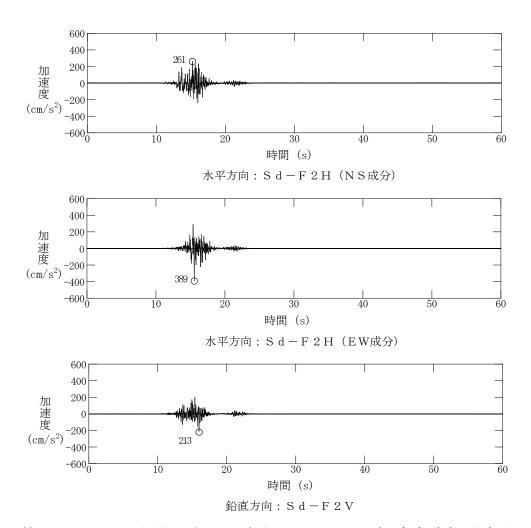
第2.4-2図 弾性設計用地震動Sdの応答スペクトル(鉛直方向)



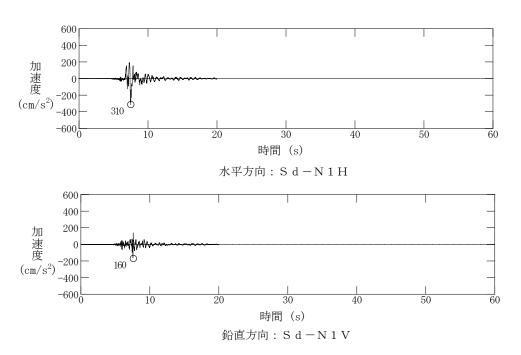
第2.4-3 図 弾性設計用地震動 S d - D の設計用模擬地震波の 加速度時刻歴波形



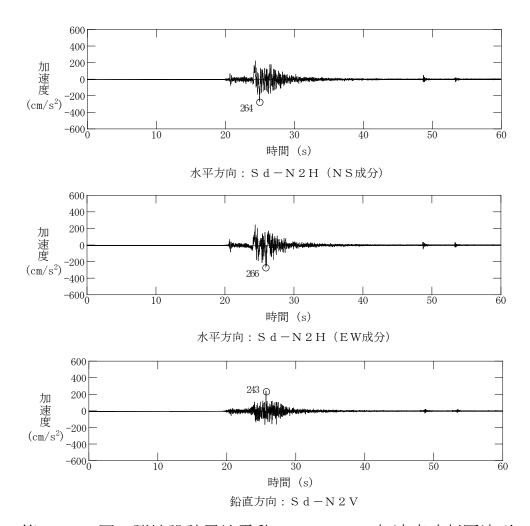
第 2. 4-4 図 弾性設計用地震動 S d-F 1 の加速度時刻歴波形 4 条-別紙 19-8



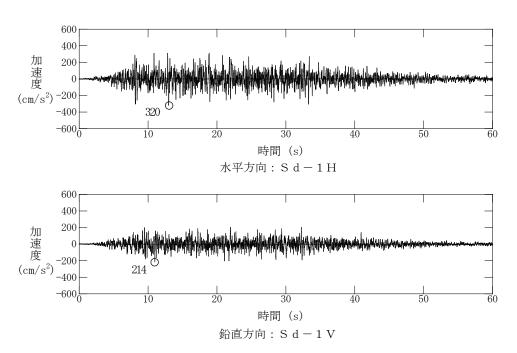
第2.4-5図 弾性設計用地震動Sd-F2の加速度時刻歴波形



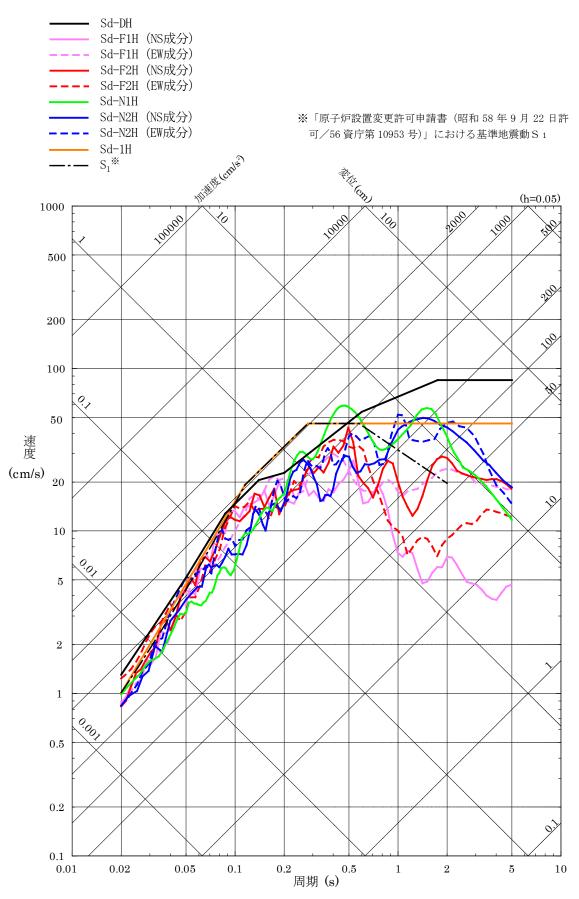
第2.4-6図 弾性設計用地震動Sd-N1の加速度時刻歴波形



第2.4-7図 弾性設計用地震動Sd-N2の加速度時刻歴波形



第 2.4-8 図 弾性設計用地震動 S d-1 の設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形 4 条-別紙 19-10



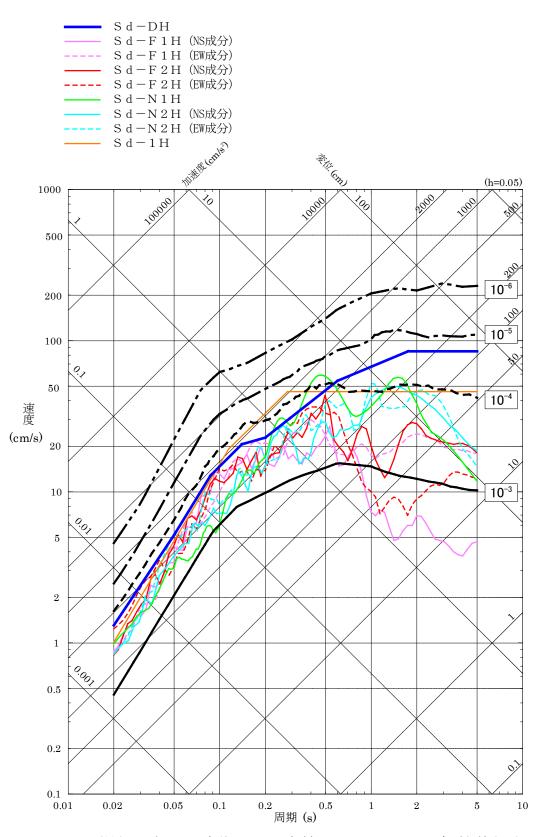
第2.4-9 図 弾性設計用地震動 S d と基準地震動 S₁の 応答スペクトルの比較(水平方向) 4条-別紙 19-11

2.5 弾性設計用地震動 S d の年超過確率の参照

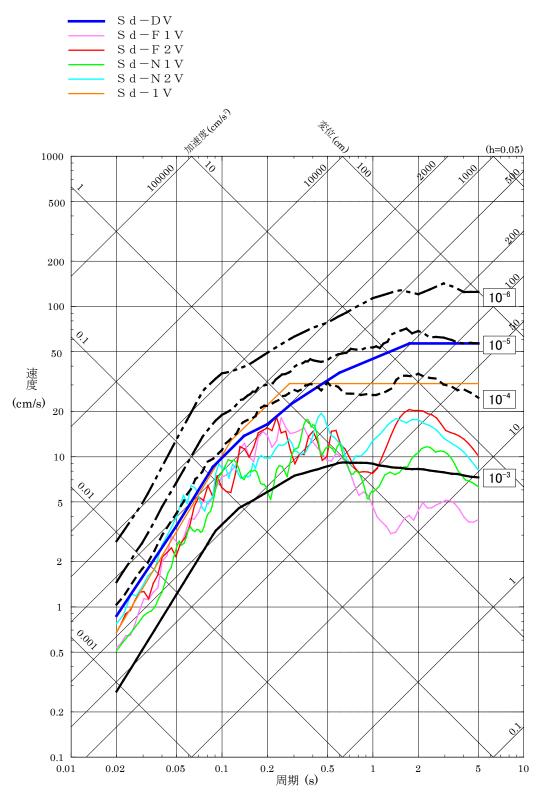
設定した弾性設計用地震動 S d の年超過確率を参照し,発生確率が妥当な範囲にあることを確認する。弾性設計用地震動 S d の応答スペクトル及び解放基盤表面における地震動の一様ハザードスペクトルの比較を第 2.5-1 図及び第 2.5-2 図に示す。弾性設計用地震動 S d - D の年超過確率は $10^{-3}\sim10^{-5}$ 程度,弾性設計用地震動 S d - F 2 ,S d - N 1 及び S d - N 2 は $10^{-3}\sim10^{-4}$ 程度,弾性設計用地震動 S d - 1 は $10^{-3}\sim10^{-4}$ 程度である。

「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG 4 6 0 1・補-1984」 $^{(2)}$ (以下「JEAG 4 6 0 1・補-1984」という。)によると, 弾性設計用地震動 S d の発生確率は $10^{-2}\sim5\times10^{-4}$ とされている $^{(\pm1)}$ 。 運転状態 と地震による荷重の組合せの検討にあたっては, 弾性設計用地震動 S d の年超 過確率を 10^{-2} として設定しており, 設定した弾性設計用地震動 S d の発生確率 はこれを大きく下回っている。

(注1) JEAG 4 6 0 1・補-1984 に記載されている地震動の発生確率 S₁ を S_d に読み替えた。



第2.5-1 図 弾性設計用地震動 S d の応答スペクトル及び解放基盤表面における地震動の一様ハザードスペクトルの比較(水平方向)



第2.5-2 図 弾性設計用地震動 S d の応答スペクトル及び解放基盤表面に おける地震動の一様ハザードスペクトルの比較(鉛直方向)

3. 弾性設計用地震動 S d の設定方法の妥当性について 弾性設計用地震動 S d の設定根拠に関する総合的な比較・整理を行い,島根 2 号炉における設定方法の妥当性を第 3-1 表に示す。

第3-1表 弾性設計用地震動 S d の設定根拠に関する総合的な比較・整理

		島根2号炉における 設定方法	先行プラントの審査実績に おける設定方法の場合 (Ss-Dの約0.8倍)
	①設置許可基準規則及び審査 ガイドの要求事項(基準地震 動Ssに対する係数)に適合 しているか。	◎ (基準地震動Ssに対する 係数 0.5)	◎ (基準地震動Ssに対する 係数 約 0.8)
評価項目	②基準地震動Ssによる地震 力に対する施設の安全機能 の保持をより高い精度で確 認するという弾性設計用地 震動Sdの役割を踏まえた 設定となっているか。	©	× (弾性設計用地震動 S d が 耐震設計上果たすべき役割 から乖離し,合理的な設計が 出来ない)
П	③基準地震動S1の果たしてきた役割を考慮しているか。 (基準地震動S1が施設の耐震性を担保してきたことを踏まえた設定となっているか。)	◎(基準地震動S1の応答スペクトルを概ね下回らないよう配慮した地震動Sd-1を追加設定)	(
	④弾性設計用地震動 S d の年 超過確率を参照し、発生確率 が妥当な範囲にあるか。	©	0
総合評価		© → 採用	× ⇒採用しない

4. 参考文献

- (1) (社) 日本電気協会 電気技術調査委員会 原子力発電耐震設計特別調査委員会 建築部会:静的地震力の見直し(建築編)に関する調査報告書(概要), 平成6年3月
- (2) (社)日本電気協会:原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類·許容応力編 JEAG4601·補-1984

弾性設計用地震動Sd-1を設定した理由及び Sd-1を設定するメリット・デメリットについて

1. 概要

本資料では、基準地震動 S_1 の果たしてきた役割を踏まえ、弾性設計用地震動 S_d-1 を設定した理由及び弾性設計用地震動 S_d-1 を設定するメリット・デメリットについて説明する。

2. 弾性設計用地震動 S d - 1を設定した理由

基準地震動 S_1 と弾性設計用地震動 S_1 の違いについて、それぞれの地震動の特徴や新旧設計体系の違いを踏まえて比較し、基準地震動 S_1 をそのまま用いるのではなく新たに弾性設計用地震動 S_1 (水平・鉛直)を設定した理由を第2-1 表に示す。

弾性設計用地震動Sd−1と基準地震動S1の比較及びSd−1設定の考え方 第2-1表

— 1 政たりもえ力	設定の考え方		当年 ・ アーバン アンジャー 大学 十二年 東田 コンパタイン ノン・	政昌計引基準税別及び審量がA「に越っる。か平方向及び鉛直方向の地震力を適切に組み合わせるため、弾性設計用地震動Sdとして鉛直方向の動的な地震動を設定した。	大崎の方法ではなく、以下に示す審査実績のある考え方に基づき設定した。 「応答スペクトル」 ・S 4 ー 1 は S 1 を下回らないようにコントロールポイントを設定し、S s ー D と同様に権似速度 応答スペクトルが両対数軸目盛で直線に設定。 S s ー D や一位線に設定。 S s ー D や他の S 4 に合わせて周期 5 秒まで設定し、コントロールポイント D 以降の周期特で 権似速度広答スペクトルネー庁に設定。	[経時特性] ・Sd-1は主要動の長さ及び継続時間が最も長いSd-1は主要動の長さ及び継続時間が最も長いSs-Dに合わせて、継続時間を60.0秒、振幅包絡線の継時的変化を耐車の方法により設定し、S1よりも長く設定。	S d — 1 の最大加速度値はS1と同様に 320gal に 設定した。	$S = 10$ の応答スペクトルは S_1 の応答スペクトルを概ね下回らないことを確認した。 S_1 が S_1 が S_2 のできないことを確認した。 S_1 が S_2 のであり, S_3 の心をある(下回る周期ポイントも混在)が,模擬改作成時の適合精度によるものであり, S_3 の S_4 の S_3 の S_4 の
割2α — 1 C 埜牛心辰割3107比較及∪′3α -	S 1 (既許可)	昭和56年耐震設計審査指針	・動的な鉛直動なし(静的に考慮)	・S.による水平地震力を,最大加速度振幅の1/2 の値を鉛直震度として求めた鉛直地震力と同時 に不利な方向の組合せで作用させる。ただし, 鉛直震度は高さ方向に一定とする。	 ・ 添付資料 — 2のA ~ D, E^注の5ポイント ・ 0. 02 ~ 2. 0 s ※大崎スペクトルによりコントロールポイントA B間の擬似加速度応答スペクトルが両算術目盛で直線、B~ E間は擬似速度応答スペクトルが 両対数軸目盛で直線に設定。 注:コントロールポイントEは大崎スペクトルに より,pSv=19.69cm/sとしていた。 	・33.1秒・大崎の方法	600 200 (cm/s²) -200	・S d — 1 の応答スペクトルはS1の応答スペクトルを概ね下回らないことを確認した。 ・S1がS d — 1 を上回る周期ポイントがある(下回る周期ポイントも混在)が、模擬波作成用合精度によるものであり、S d — 1 の模擬地震波は設定したS d — 1 のスペクトル形状への1 件を満足している。 ・S1がS d — 1 を上回る周期ポイントの混在する周期帯(約 0.12~0.6 秒)に固有周期を有う要な施設(原子炉建物及び炉内構造物等)について、それぞれの周期毎の応答スペクトル比(S1/S d — 1)を確認した結果、最大で1.08(制御棒の挿入性)であり、その違いは数、ントである。また、既設(Sクラス)施設は、S1による地震力に対して設計していることが応答スペクトル比の違いが施設に与える影響は軽微と判断した。
1 女 评证政司历地版	S d - 1	・設置許可基準規則及び審査ガイド (平成18年耐震設計審査指針)	・鉛直方向の地震動を設定	・Sdによる地震力は,水平方向及び鉛直方 向について適切に組み合わせる。	 ・ 孫付資料-2のA~Fの6ポイント ・ 0.02 ~ 5.0s ※ 操似速度応答スペクトルが両対数軸目盛で直線に設定。 ※コントロールポイントD以降の周期帯で接似速度応答スペクトルを周期5秒まで一定に設定。 	・60.0秒 ・耐専の方法 ※基準地震動Ss-Dと同様に設定	$\frac{200}{200} = \frac{1}{100} $	100 10
17 年		準拠基準 (耐震設計審査指針)	鉛直地震動の扱い	水平・鉛直の組合せ	応答スペクトル (コントロールポイ ント,対象周期)	経時特性 (継続時間, 振幅包絡 線の経時的変化)	模擬地震波(水平方向)	模擬地震波の応答スペクトル (水平方向)の比較
		}	松計:	存帐	地震動の設定	方法	模	藁 之

3. 弾性設計用地震動 S d - 1を設定するメリット・デメリット 基準地震動 S 1をそのまま用いるのではなく新たに弾性設計用地震動 S d - 1 (水平・鉛直)を設定するメリット・デメリットを第 3-1 表に示す。 また、旧指針においてA s クラス及びAクラスとしていた施設(第 3-2 表参 照)は、基準地震動 S 1 による地震力に対して設計している。

なお、弾性設計用地震動Sd-1の設定の考え方は審査実績が無いものであり、弾性設計用地震動Sd-1の応答スペクトルは一部周期で基準地震動 S_1 の応答スペクトルを下回っていることから、弾性設計用地震動Sd-1の適用性については、詳細設計段階において新旧設計体系の違いを踏まえて対象を適切に選定した上で、説明性向上の観点から弾性設計用地震動Sd-1と基準地震動 S_1 の比較照査を行い、要因分析を行う。

ト・デメリット	備考		I				_	 ※1:模擬波作成時の適合精度によるものである。 ※2:それぞれの周期毎の応答スペクトル比(S1/Sd-1)を確認した結果,最大で1.08(制御棒の挿入性)であり,その違いは数パーセントである。また,既設(Sクラス)施設は,S1による地震力に対して設計している。
(水平・鉛直)を設定するメリット・デメリット	S d – 1 設定のデメリット		しなし		-	÷	なし	・S1がSd-1を上回る周期ポイントがある(下回る周期ポイントも混在)*1。 ・S1がSd-1を上回る周期ポイントの混在する周期帯(約0.12~0.6秒)に固有周期を有する主要な施設(原子炉建物及び炉内構造物等)がある*2。
弾性設計用地震動Sd-1	S d – 1 設定のメリット	設置許可基準規則及び審査ガイドに基づ	き,水平方向及び鉛直方向の地震力を適切 に組み合わせた評価が行える。		基準地震動 S s の審査実績を踏まえた設定が行える。 [応答スペクトル] ・S d - 1 は S 1を下回らないようにコントロールポイントを設定 ・ B H E かまっかっ	・ 周朔 5 やま、to た (経時特性] ・継続時間は基準地震動 S s - D と同様 に設定 ・振幅包絡線の継時的変化は耐専の方法 に基づき設定	S d — 1 の最大加速度値は S 1 と同様に 320gal に設定し, S 1 の果たしてきた役割 を踏まえた設定が行える。	・S d — 1 の応答スペクトルはS 1の応答 スペクトルを概ね下回らない。
第3-1表		進拠基準 設 (耐震設計審査指針)	体 鉛直地震動の扱い 系 名	水平・鉛直の組合せ	応答スペクトル 地 (コントロールポイント, 震 対象周期)	設 方 経時特性 法 (継続時間,振幅包絡線 の経時的変化)	模擬地震波(水平方向)	模擬地震波の応答スペクトル (水平方向)の比較

第3-2表(1) 既工認における耐震設計の基本方針 (1/2)

2-1 原子炉施設の耐震設計上の重要度分類

き設備	後 出版動等		S ₁ *1 S ₂ *2			82 * *2
相互影響を考慮すべき設備	通用範囲		1)原子炉建物天井クレーン レーン 2)燃料取扱い設備			1)原子参りェルシールドンラグ
	検 討 用地震動等	& & & & & & & & & & & & & & & & & & &	S S	ω ω ω ω	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	S S 1 S S 1 S 1 S 1 S 1 S 1 S 1 S 1 S 1
間接支持構造物	適用範囲	1)原子炉圧力容器 ペチメタル 2)原子炉建物 1)原子炉建物 1)・壁 1)・壁 4)側的室建物 5) 腐薬物処理建物 6)当該股網の支持 構造物	1)原子炉建物	1)原子炉建物2)当該設備の支持構造物	1)原子ዎ雑物 3ターにソ雑物 4)原業物処担雑物 9)監験物処阻維物 5)監験物価に係る 19,以以ンクリー トダクト及び海 水ボンブ支持構 水ボンブ支持構 活物 急端数数偏の支持 高地数	1)原子炉建物 1)原子炉建物 2)制加室建物 3)局加室建物 4)当該股備の支持 構造物
400	重要度 分類	A A s	A s	A s	A s	A A
直接支持構造物	適用範囲	1)原子伊圧力容器を表すの一ト なっちゅう (2)機器・配管及び電気財業的で電気財業的 (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	1)当該設備の支持構造物	1)機器・配管及 び電気計装設 偏等の支持構 造物	1)機器・配管及 び傭気計業設 偏等の支持権 危物	1)機器・配管等 の女技構造物 1)電気計英設備 等の支持構造 物の支持構造
需	重要度 分類	A 8		A s	s s s	I A I
補助設	適用範囲	① 隔離弁を閉 とするに必 要な電気及 び計装設備		① 炉心支持構造物② 電気計装設備	(1) 切心支持構造物(2) 整社要設備の当該主要設備のも均系 個の合均系(3) 非常日本的系(4) 及び計基設備(5) 及び計基設備	○ 隔離弁を閉 とするに必 要な電気及 び計装設備
	重要度 分 類	A A s	A s	A s	A A S S S S S S S S S S S S S S S S S S	A A s
主要設備	瀬 用 範 囲	⑥原子毎圧力容器②原子毎キ却材圧 カメケンダリだ 周ナち容器・配 管・ネンブ・弁	①燃料ブール②使用済燃料貯蔵ラック	①制御棒及び制御棒 駆動系 (スクラム機能に 関する部分)	 ① 述がし安全弁 ※ 無	①原子有格勢容器 ②格勢容器パケンダ リド國子 5配音・ 弁 *3
	機能別分類	(1) 「原子が治域 圧力パウンダリ」 ての女会野計で同 する審査指針にの って」に記載され って」に記載され でて」に記載され でなる弦楽と同じ) では、表現のよう。 では、表現のよう。 では、表現のよう。 では、表現のよう。 では、表現のよう。 では、表現のよう。 では、表現のよう。 では、表現のよう。 では、表現のよう。 では、表現のよう。 では、表現のよう。 では、表現のよう。 では、表現のよう。 では、表現のよう。 では、表現のよう。 では、また、また、また。 では、また。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		(前原子毎の緊急停止 のために急激に負 の反応度を付加す るための設備及び 原子鈩の停止状態 を維持する設備	W原子市毎上後, 市 心から 薔蘿糖や深 大子るため O設論	(V)原子寿令均対圧力 パランダリ酸指導 社の際に圧力障壁 となり、放射性物質の拡散を前径で 質の拡散を直接的 ぐための設備
重要废分類	及び定義	マッタ とと 整型 なっちょう しゅう ない なっちょう ない なっちょう は はれい なっちょう 急 はった 対対される 子の かっぱ オーチャール	安全の事ででいる。 では、本本では、本本のでのである。 のなるので、なるので、なるのでの。 をある。	や野女子の ための を 及び 原子 を を を を の を を の を を の を の を の を の を の		,

※「島根原子力発電所第2号機 第1回工事計画認可申請(昭和59年2月24日認可/58資庁第15180号)」における

添付書類「W-2-1 耐震設計の基本方針」より抜粋

4条-別紙 19-添 1-5

第3-2表(2) 既工認における耐震設計の基本方針 (2/2)

相互影響を考慮すべき設備	範囲 檢 时 地震動				
田田野獅	通用				
- 1	検 計 用地震動等	ชีชีชีชี ชีชี	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	S S 1 2 2 1 1 2 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1	S ₁
同政人乃年厄加	適用範囲	1) 原子を離物 2) 間層過程 4) 四条 地の回程 4) ロメッケート ウト 海・ボンブ ウト 海・ボンブ ファード と 5) ター ピン 離物 5) シード と 離物 6) 当該設 語 の 支持 離治物	1) 原子や 2) 排換 ((()) 放 (()) が 3) 計算 (()) を 4) 部集 (()) を 5) か - に、離物 (()) か - に、解物 (()) か - に、が -	1) 原子伊建物2) 制御室建物3) 開発地の理理物3) 廃棄地処理建物4) オービン建物5) 当該設備の支持権活物	1)原子炉建物 2)原子炉圧力容器 ペデスタル
	重要度 分 類	- V	4	¥	 Y
10分人の日本	適用範囲	1)機器・配管及 6.6高気計装設 6.6高分回共設設 治物 人工 注: 2.6元 2.6元 3.6元 3.6元 3.6元 3.6元 4.6元 4.6元 4.6元 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6	1) 機器・ の機器・ の場合の を 動物の の 大 な が は な の な な が が が が が が が が が が が が が が が が	1)機器・配管及 び電気計装設 備等の支持構造物	1)原子炉压力容器
MO	重要废 分 類	4 4 4	4 4 4	A	
N	適用範囲	(日) を (日) を	● ● はいまま を で の の も は は は か か か か か か か か か か か か か か か か	①非常用電源及 び計装設傭	
-1	重要度 分 類	ч ч	4 4 4 4 4 4	4 4	4
M X X H	適用範囲	(の 非常用海心冷却系 1 動用 南 いか は か メ ソ レ	(3) 残留器際法系(格 教の器含力・「下 及びメンレイキー 下運転に必要な設 通列素性カス酸電 の同素性カス酸電 の原子存離物原子 及び存熱的 の日素 (3) 日本教的智 (4) 日本教的智 (5) 日本教の器 (5) 日本教の器 (6) 日本教の器 (6) 日本教の器 (7) 日本教の器 (7) 日本教の器 (7) 日本教の器 (7) 日本教の器 (7) 日本教の器 (8) 日本教の (8) 日本教の (①燃料ブール水補給 設備(非常用) ②ほう酸水注入系	
	機能別分類	Aクラス (1)原子炉冷却材圧力	(ii) 放射性物質の牧田 を作なってのな場 牧の際にその外部 女教を知徳士さた ひの設 編で48シ ラス(V)以外の設備	聞その他 *4	

※「島根原子力発電所第2号機 第1回工事計画認可申請(昭和59年2月24日認可/58貸庁第15180号)」における

添付書類「IV-2-1 耐震設計の基本方針」より抜粋

弾性設計用地震動 S d - 1 の模擬地震波の作成

1. 概要

本資料では、弾性設計用地震動Sd-1の模擬地震波の作成及び作成した模擬地震波の適合確認について説明する。

- 2. 弾性設計用地震動 S d-1の模擬地震波の作成
 - 2.1 応答スペクトルのコントロールポイント

弾性設計用地震動Sd-1のコントロールポイントを第2-1表に示す。 水平方向の弾性設計用地震動Sd-1 Hは、基準地震動S1の応答スペクトルを下回らないようにコントロールポイントを設定する。鉛直方向の弾性設計用地震動Sd-1 Vは、水平方向の2/3 倍を下回らないようにコントロールポイントを設定する。

第 2-1 表 弾性設計用地震動 Sd-1 のコントロールポイント

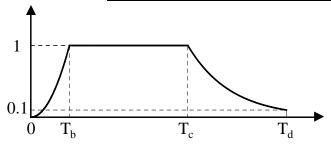
	周期(s)		Α	В	С	D	Е	F
C 1 1	问别(S)		0.02	0.115	0.280	0.575	2.00	5.00
S d - 1 コントロール ポイント (注1)		速度 (cm/s)	1. 01	19. 26	45. 94	45. 94	45. 94	45. 94
ホイント (41)	S d - 1 V	速度 (cm/s)	0. 68	12.84	30. 63	30. 63	30. 63	30.63

(注1) S_1 は大崎スペクトルにより AB間の擬似加速度応答スペクトルが両算術目盛で直線であったが、 S_1 はこれを包絡するように擬似速度応答スペクトルが両対数軸目盛で直線とする。また、 S_1 は 880 年出雲の地震(M7.4)の諸元を基に大崎スペクトルにより周期 2 秒まで設定していたが、 S_1 は 20 日 カナロールポイントD以降の周期帯で擬似速度応答スペクトルを周期 21 5 秒まで一定に設定する。

2.2 振幅包絡線の経時的変化

弾性設計用地震動Sd-1の応答スペクトルに適合する模擬地震波を、乱数の位相を持つ正弦波の重ね合わせによって作成する。振幅包絡線の経時的変化は、主要動の長さ及び継続時間が最も長い基準地震動Ss-Dの模擬地震波と同様とする。弾性設計用地震動Sd-1の模擬地震波の振幅包絡線の経時的変化を第2-1図に示す。

在松 小 電 小	最大加速度	振幅包絡線の経時的変化(s)			
模擬地震波	(cm/s^2)	Ть	Тс	T d (継続時間)	
S d - 1 H	320	·		60.0	
S d - 1 V	214	8. 3	28. 7	60. 0	



(注1) S1は880年出雲の地震(M7.4)の諸元を基に大崎の方法により,継続時間を33.1秒,振幅包絡線の継時的変化を設定していたが,Sd-1はSs-Dと同様に継続時間を60.0秒,振幅包絡線の継時的変化を耐専の方法により設定する。

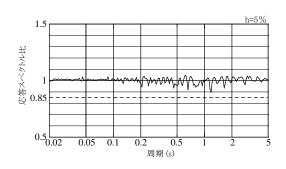
第2-1図 弾性設計用地震動 Sd-1の模擬地震波の 振幅包絡線の経時的変化

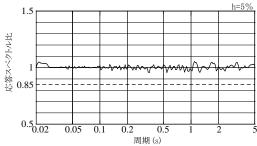
3. 作成した模擬地震波の適合確認

作成した弾性設計用地震動 S d-1 の模擬地震波が,基準地震動 S s-D 策定の際と同様に,日本電気協会 (2008) (1) に示される以下の適合度の条件を満足していることを確認する。

- (i)目標とする応答スペクトル値に対する模擬地震波の応答スペクトル値の比が全周期帯で 0.85 以上
- (ii) 応答スペクトル強さの比(SI比)が1.0以上

適合度の確認結果を第3-1図及び第3-1表に示す。作成した模擬地震波が 適合度の条件を満足していることを確認した。





(水平方向: Sd-1H)

(鉛直方向: Sd-1V)

第3-1図 弾性設計用地震動Sd-1の応答スペクトル比

第3-1表 弾性設計用地震動 Sd-1の応答スペクトル強さの比(SI比)

応答スペクトル	SI比 (周期 0.1~2.5 秒)
S d — 1 H	1.00
S d - 1 V	1.00

SI: 応答スペクトル強さ(減衰定数h=5%)

SIL: $\frac{\int_{0.1}^{2.5} S_v(T) dt}{\int_{0.1}^{2.5} \bar{S}_v(T) dt}$

 $S_v(T)$: 模擬地震波の速度応答スペクトル (cm/s)

 $\bar{S}_v(T)$:目標とする速度応答スペクトル (cm/s)

T: 固有周期(秒)

4. 参考文献

(1) (社)日本電気協会:原子力発電所耐震設計技術指針JEAG4601-2008

島根原子力発電所2号炉

基礎地盤傾斜が 1/2,000 を超える ことに対する耐震設計方針について

- 1. 概要
- 2. 基礎地盤傾斜に対する影響検討
 - 2.1 影響検討対象
 - 2.2 影響検討方針
 - 2.3 影響検討結果
 - 2.4 基礎底面の傾斜による防波壁の設計方針

1. 概要

「基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド」に「許容される傾斜が各建物及び構築物に対する要求性能に応じて設定されており、動的解析の結果に基づいて求められた基礎の最大不等沈下量及び残留不等沈下量による傾斜が許容値を超えてないことを確認する。一般建築物の構造的な障害が発生する限界(亀裂の発生率、発生区間等により判断)として建物の変形角を施設の傾斜に対する評価の目安に、1/2,000以下となる旨の評価していることを確認する。」との記載がある。島根原子力発電所2号炉においては、動的解析に基づき、原子炉建物等の耐震重要施設及び重大事故等対処施設基礎地盤の傾斜が基準地震動Ssに対し、評価基準値の目安の1/2,000を超えないことを確認する。評価の結果、施設における基礎底面の最大傾斜が評価基準値を超える場合には、施設の詳細設計段階において、傾斜を考慮した場合においても、施設の機能が損なわれるおそれがないように設計する。

2. 基礎地盤傾斜に対する影響検討

2.1 影響検討対象

基礎地盤傾斜の影響は、耐震重要施設及び重大事故等対処施設を対象として検討する。

2.2 影響検討方針

基礎地盤傾斜の影響検討フローを図1に示す。

検討対象に対して、基準地震動による地震時の最大傾斜と地殻変動による最大傾斜を算定し、合算値が目安値である 1/2,000 を超えるかを判断する。傾斜が 1/2,000 を超える対象については、傾斜を考慮した場合においても、施設の機能が損なわれるおそれがないように設計する。

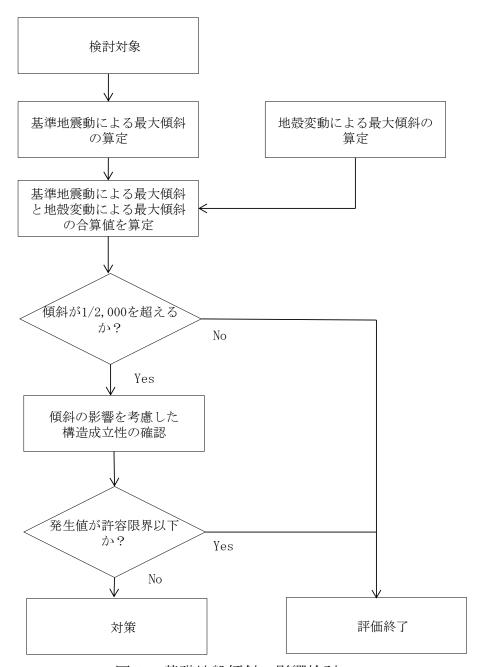


図1 基礎地盤傾斜の影響検討フロー

2.3 影響検討結果

基礎地盤の安定性評価において、地殻変動解析による最大傾斜及び地震動による最大傾斜の重ね合わせ結果を表1に示す。防波壁(逆T擁壁)については、最大傾斜が評価基準値の目安を上回っていることを確認したことから、「5条 別添資料1 添付資料44 基礎底面の傾斜による防波壁の構造成立性について」において、基礎底面の傾斜による防波壁(逆T擁壁)の照査を行い、基礎底面の傾斜を考慮しても防波壁は構造成立することを確認した。

表1 地殻変動解析による最大傾斜及び地震動による最大傾斜の 重ね合わせ結果

対象断層	評価施設	①地殻変動による傾斜	②地震動によ	る最大傾斜	1)+2)	
刘家倒眉	6千1川/尼6文	最大傾斜	傾斜方向	最大傾斜	傾斜方向	地殻変動及び地震動を 考慮した最大傾斜*
陸域活断層	2号炉原子炉建物	1/17,000 (不確かさケース (断層傾斜角))	西方向	1/22,000 (Ss-D)	北方向	1/9,000
(宍道断層)	ガスタービン発電機建物	1/15,000 (不確かさケース (断層傾斜角))	西方向	1/28,000 (Ss-D)	北方向	1/9,000
海域活断層	2号炉原子炉建物	1/19,000 (下降最大ケース)	東方向	1/22,000 (Ss-D)	北方向	1/10,000
(F-Ⅲ~F-Ⅴ断層)	ガスタービン発電機建物	1/18,000 (下降最大ケース)	東方向	1/28,000 (S s - D)	北方向	1/10,000
陸域活断層 (宍道断層)	防波壁 (多重鋼管杭式擁壁)	1/22,000 (不確かさケース(すべり角))	北方向	1/39,000 (S s - D)	北方向	1/14,000
	防波壁 (逆T擁壁)	1/17,000 (不確かさケース (断層傾斜角))	東方向	1/158 (S s - D)	東方向	1/156
海域活断層 (F-Ⅲ~F-Ⅴ断層)	防波壁 (多重鋼管杭式擁壁)	1/22,000 (上昇最大ケース)	北方向	1/39,000 (S s - D)	北方向	1/14,000
	防波壁 (逆T擁壁)	1/17,000 (下降最大ケース)	西方向	1/158 (S s - D)	東方向	1/156

[※] ①と②の傾斜方向が異なる場合も、保守的に①と②の傾斜を足し合わせることにより評価を実施する。

2.4 基礎底面の傾斜による防波壁の設計方針

詳細設計段階において、以下の事項に対応したうえで、基礎底面の傾斜により 防波壁(逆T擁壁)の要求機能を喪失しないことを確認する。

- ・三軸圧縮試験等の室内試験及び原位置試験により、管理目標値としての物理 特性、強度特性及び変形特性が確保されていることを確認する。
- ・グラウンドアンカーをモデルへ考慮し、グラウンドアンカーによる変形抑制 効果を踏まえた設計を実施する。